犬山市立地適正化計画

（素案）

（白紙）

目　次

第１章 はじめに 1
1　立地適正化計画とは 1
2　計画の位置づけ 1
3　対象区域と目標年次 2
4　上位関連計画 3

第２章　都市構造上の課題の整理 9
1　都市構造の評価 9
2　都市構造上の課題 24

第３章　まちづくりの方針及び誘導方針 25

第４章　居住誘導区域 26
1　居住誘導区域に関する基本的事項 26
2　居住誘導区域の設定 29

第５章　都市機能誘導区域と誘導施設 54
1　都市機能誘導区域に関する基本的事項 54
2　都市機能誘導区域の設定 55
3　誘導施設に関する基本的事項 62
4　誘導施設の設定 63

第６章　誘導施策 68
1　誘導施策の方針 68
2　居住誘導に関する施策 69
3　都市機能誘導に関する施策 71
4　公共交通に関する施策 73
5　届出制度 74

第７章　防災指針 83
1　防災指針について 83
2　検討フロー 84
3　災害リスクの分析 84
4　防災上の課題の整理 116
5　防災まちづくりの方針 117

第８章 計画の評価 128
1　計画の評価について 128
2　指標の設定 128

第１章 はじめに

１　立地適正化計画とは

立地適正化計画は、居住や医療・福祉・商業・公共交通等の様々な都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる「市町村マスタープランの高度化版」であるとともに、将来の目指すべき都市像を実現する「戦略」としての意味合いをもつものです。

全国的な人口減少・少子高齢化を背景として、拡散した市街地においては、一定の人口密度に支えられてきた都市機能の維持が困難になりかねないことが懸念されます。

こうした中、居住と医療・福祉、商業施設などの都市機能がまとまって立地し、高齢者、子育て世代をはじめとする住民が公共交通により生活利便施設にアクセスできるなど、福祉や交通を含めた都市全体の構造を検証し、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくり（コンパクト・プラス・ネットワーク）を進めることが重要です。

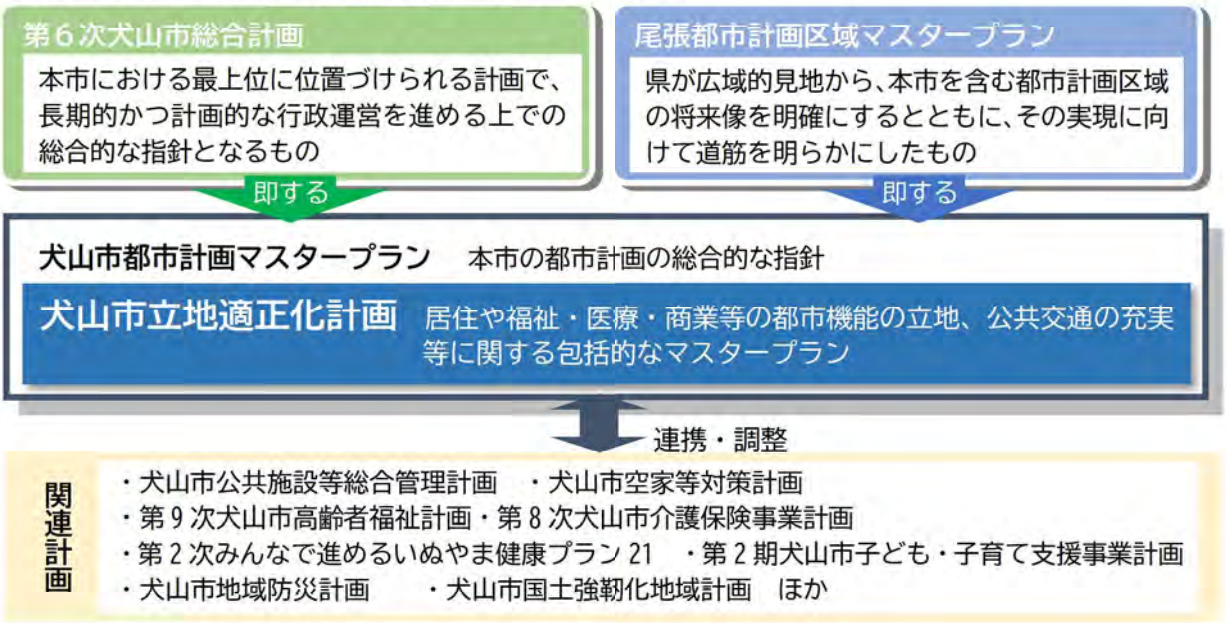
このため、国において平成 26 年８月に都市再生特別措置法の一部を改正するなど、都市の中心拠点や生活拠点に居住や都市機能を誘導、集約するコンパクトなまちづくりに取り組むための制度（立地適正化計画制度）や、地方公共団体が中心となりまちづくりと連携して面的な公共交通ネットワークを再編するための新たな法的な枠組みが整備されました。

また、近年の社会情勢の変化や災害リスクを検証し、多様な都市機能が適切に配置、連携し、良好な生活環境や防災などにも配慮された魅力的で安全なまちの形成に向けて取り組む必要があります。

これらを踏まえ、居住や都市機能のゆるやかな誘導を図るとともに、防災の観点を取り入れたまちづくりを加速化し、実効性のある取り組みを市民、民間事業者、行政等が連携して推進するため、立地適正化計画を策定します。

２　計画の位置づけ

犬山市立地適正化計画の位置づけを以下に示します。



3　対象区域と目標年次

1）対象区域

立地適正化計画は、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体を立地適正化計画の区域とすることが基本とされています。本市においては、市域全域が都市計画区域に指定されているため、市域全体を計画の対象区域とします。

2）目標年次

立地適正化計画は、居住や都市機能を緩やかに誘導する長期的な視点を持つことから、目標年次は、犬山市都市計画マスタープランと同じ 2040 年（令和 22 年）とします。なお、計画の改定（見直し）にあたっては、都市計画マスタープランの改定（見直し）の内容に整合することを基本としますが、今後の社会情勢の変化や施策の進捗状況等に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行います。

3）立地適正化計画制度の概要

立地適正化計画には、都市全体を見渡しながら居住や都市機能を誘導する区域を設定するとともに、これらを誘導するための施策等を記載します。

立地適正化に関する方針
まちづくりの理念や目標、目指すべき都市像や、一定の人口密度の維持や生活サービス機能の計画的配置及び公共交通の充実のための施策を実現する上での基本的な方向性を記載

都市機能誘導区域
商業、医療、福祉等の機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することで各種サービスの効率的な提供を図る区域

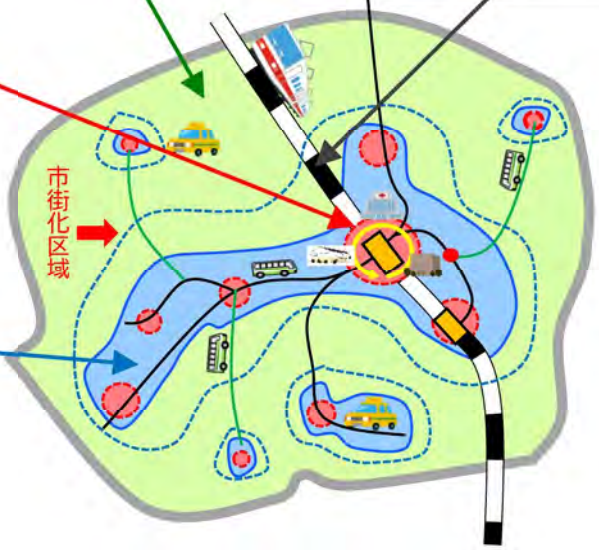
誘導施設
都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能増進施設（居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設）

居住誘導区域
一定のエリアにおいて人口密度を維持することによって、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導する区域

誘導施策
居住を誘導するための施策や都市機能誘導区域内に都市機能を誘導するための施策を記載

立地適正化計画の区域
（＝都市計画区域（市全域））

公共交通
維持・充実を図る公共交通網を設定



防災指針
居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針を示すとともに、防災指針に基づく取組の推進に関連して必要な事項を記載

■図　立地適正化計画に記載する内容（イメージ）
（資料：国土交通省資料（一部追記））

４　上位関連計画

１）第６次犬山市総合計画

第６次犬山市総合計画は、長期的な市政の方向性を示し、市民と行政が主体的かつ計画的に取り組みを進め、持続可能なまちを実現するために、３つの役割（「市の最上位計画であり、犬山市政の道しるべとなる“市政の羅針盤”」「市民の参画と行政との協働による“まちづくりの行動指針”」「計画的なまちづくりの達成状況を測る“進行管理の基準”」）を担うものです。

■基本構想

【まちの将来像】

水と緑と伝統
みんなつながり　みんなうるおう
豊かさ実感都市 犬山

【まちづくりの基本目標】

- **◆基本目標１　誰もが育ち、楽しみ、活躍できるまちへ**
- **◆基本目標２　産業が栄えるまちへ**
- **◆基本目標３　人にも地球にもやさしいまちへ**

【計画の実現に向けて（３つの取り組み）】

- **◆賢い行財政運営**
- **◆市民の参加と交流、協働の推進**
- **◆シティプロモーションの実施**

【人口の目標（「犬山市人口ビジョン」より）】

令和５年（2023 年）３月に策定した「犬山市人口ビジョン」では、このまま何も手を打たなければ、犬山市の人口は、令和２年（2020 年）の 73,090 人から令和 42 年（2060 年）には約 51,000 人に減少するとされていますが、出生率の向上や社会移動率の改善によって人口減少を抑制することで、令和 42 年（2060 年）の目標人口を 60,000 人としています。

人口減少抑制に向けた取り組みは、すぐに効果が出るものばかりではないため、中長期的な視点を持って令和 22 年（2040 年）における目標人口を 66,500 人とし、そこから逆算して計画期間の最終年度である令和 12 年（2030 年）における目標人口を 69,818 人としました。

令和12（2030）年　目標人口　**６９，８１８人**

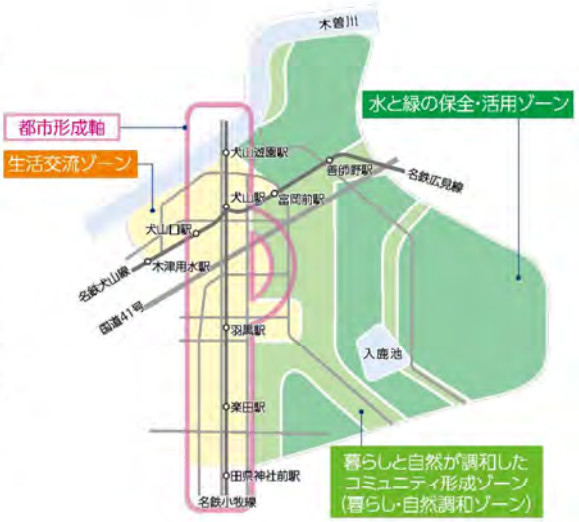
【将来の都市構造（土地利用）】

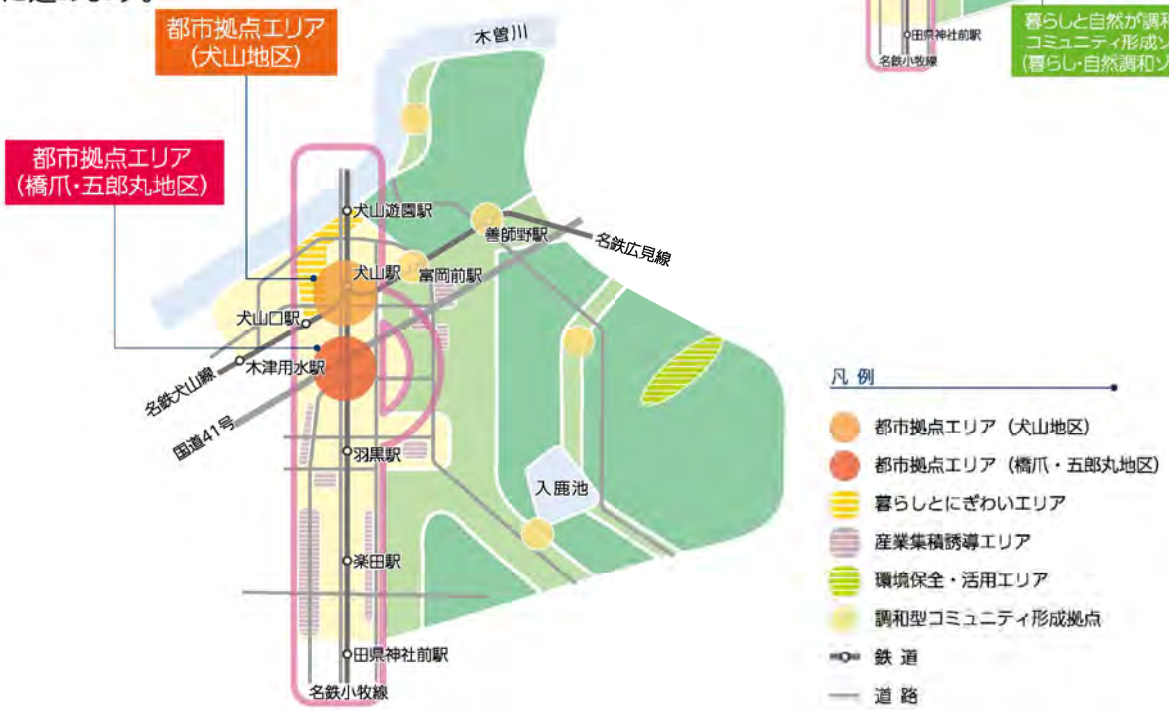
目指す都市の全体像

市全体を３つのゾーン（生活交流ゾーン、水と緑の保全・活用ゾーン、暮らしと自然が調和したコミュニティ形成ゾーン）に区分し、各ゾーンの特性を活かした土地利用を進めます。

将来に向けて、まちと市民にさらなる豊かさをもたらす源を形成するため、「都市形成軸」を設定します。

６つのエリア（拠点）を設定し、新たな施設整備や高度利用を促進するなど、重点的な土地活用を計画的に進めます。





■図　土地利用基本構想イメージ

土地利用の考え方

「目指す都市の全体像」の実現に向けて、以下のような土地利用の考え方を基に、各エリアにおける土地利用を進めます。

○社会資本ストックを有効に活用し、地域の特性に合わせた利便性の高い集約型都市の形成を促進します。
○市内外の人たちが交流を育むことのできる都市拠点づくりを促進します。
○将来にわたって、住んでいる人たちの暮らしが持続できるよう、公共交通など地域の「足」の確保を図るとともに、鉄道駅周辺においては、公共交通機関や自転車等との接続を改善し、利便性の向上を図ります。
○周辺環境や地域特性に配慮した経済活動の場を誘導します。
○これまで守り、育んできた歴史的資産や自然環境の保全と活用を図り、人の暮らしと自然が共生する環境づくりに努めます。
○市街化区域内の低・未利用地は新たな活用を促進します。
○市街化調整区域内の優良農地の保全及び適切な活用に努めます。

2）尾張都市計画区域マスタープラン

尾張都市計画区域マスタープランは、愛知県が一市町村を越えた広域的な見地から、尾張都市計画区域（一宮市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、大口町、扶桑町）における区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるものです。

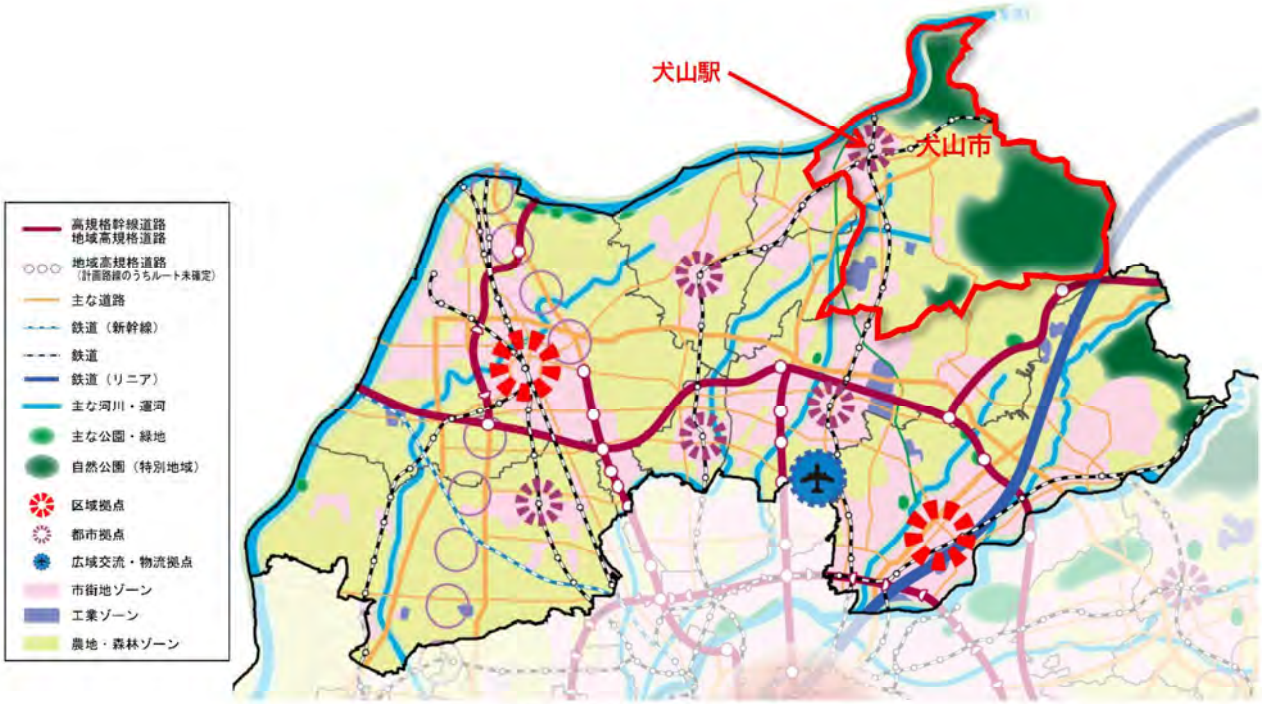
■基本理念

『愛知の都市づくりビジョン』の都市づくりの理念である「時代の波を乗りこなし、元気と暮らしやすさを育みつづける未来へ」の考え方を受け、「元気」と「暮らしやすさ」に対応した尾張都市計画区域の基本理念が定められています。また、犬山駅周辺が商業・業務、医療・福祉などの都市機能が集積し暮らしやすいまちなかを形成する都市拠点に位置付けられています。

■表　基本理念

広域からヒトやモノが集まるとともに、歩いて暮らせる身近な生活圏が形成された都市づくり	
「元気」	優れた広域交通体系により、航空宇宙産業をはじめとする産業の集積、多くの歴史・文化資源や豊かな自然環境などの多様な地域資源を活かし、多方面からヒト・モノなどが集まる都市づくりを進めます。
「暮らしやすさ」	地域のコミュニティと生活に必要な都市機能を維持しながら、さらなるスプロール化を抑制し、歩いて暮らせる生活圏が形成された都市づくりを進めます。

■将来都市構造図



■図　将来都市構造図

（出典：尾張都市計画区域マスタープラン）

■都市づくりの目標

基本理念の実現に向け以下の５つの都市づくりの基本方向ごとに都市づくりの目標が定められています。

①暮らしやすさを支える集約型都市構造への転換に向けた主な目標

- 主要な鉄道駅周辺などの中心市街地や生活拠点となる地区を拠点として都市機能の集積やまちなか居住を誘導し、活力あるまちなかの形成を目指します。
- 都市機能が集積した拠点およびその周辺や公共交通沿線の市街地には多様な世代の居住を誘導し、地域のコミュニティが維持された市街地の形成を目指します。
- 市街化調整区域に広がるＤＩＤを中心とした人口密度の高い集落地などでは、集落周辺部のさらなるスプロール化を抑制しつつ、現在の生活利便性や地域のコミュニティを維持していくため、日常生活に必要な機能の維持を目指します。

②リニア新時代に向けた地域特性を最大限活かした対流の促進に向けた主な目標

- 犬山城をはじめとする歴史・文化資源、国営木曽三川公園をはじめとするスポーツ・レクリエーション資源などの地域資源を活かした地域づくりを進め、様々な対流を促進し、にぎわいの創出を目指します。
- リニア開業による首都圏との時間短縮効果を全県的に波及させるため、県内都市間、都市内における交通基盤の整備を進め、質の高い交通環境の形成を目指します。
- 広域幹線道路の整備を促進するなど、世界とつながる玄関口となる中部国際空港や名古屋港などとのアクセス性の向上を目指します。

③力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進に向けた主な目標

- 既存産業の高度化や航空宇宙産業などの次世代産業の創出、新たな産業立地の推進を図るため、既存工業地周辺や広域交通の利便性が高い地域、物流の効率化が図られる地域に新たな産業用地の確保を目指します。
- 経済活動の効率性の向上や生産力の拡大を図るため、広域幹線道路網の充実や空港、港湾、高速道路インターチェンジ、産業集積地などへのアクセス道路の整備を推進します。

④大規模自然災害等に備えた安全安心な暮らしの確保に向けた主な目標

- 災害危険性が高い地区では、災害リスクや警戒避難体制の状況、災害を防止・軽減する施設の整備状況などを総合的に勘案しながら、土地利用の適正な規制と誘導を図るとともに、道路、橋梁、河川などの都市基盤施設の整備や耐震化を推進し、市街地の災害の防止または軽減を目指します。
- 都市計画道路の整備や交通安全対策を推進し、また生活関連施設を結ぶ経路を中心に歩行経路のバリアフリー化や自転車利用空間のネットワーク化を進め、安全安心に移動できる都市空間の形成を目指します。

⑤自然環境や地球温暖化に配慮した環境負荷の小さな都市づくりの推進に向けた主な目標

- 中央部や南西部の農地、東部の樹林地などの緑地では無秩序な開発を抑制するなど、適正な土地利用の規制・誘導を図り、豊かな自然環境を保全します。
- 公共交通の利用促進により自動車に過度に頼らない集約型都市構造への転換、建築物の低炭素化、緑地の保全や緑化の推進を実施し、都市部における低炭素化を目指します。

（出典：尾張都市計画区域マスタープラン）

3）犬山市都市計画マスタープラン

犬山市都市計画マスタープランは、10 年後、20 年後のまちづくりの将来像を見据え、それを実現するための考え方、方針を定めるものです。

■都市づくりの基本理念

都市づくりの基本理念は、第６次犬山市総合計画におけるまちの将来像、上位計画である尾張都市計画区域マスタープランや市民アンケートによる将来のまちのイメージを踏まえて定められています。

安心で快適な暮らしを支え
多様な『住まい方』『働き方』を実現する
人中心の都市づくり

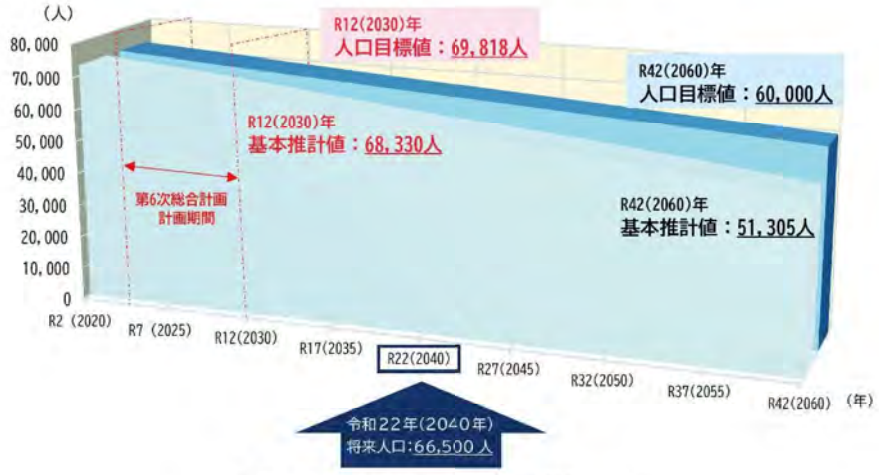
■都市づくりの目標

基本的課題を踏まえて、５つの視点ごとに都市づくりの目標が定められています。

視点	都市づくりの目標
人口・都市構造	●住みやすく、住み続けられる都市にする
土地利用	●多様なライフスタイルを実現する ●地域の産業活力を創出する
交通	●移動しやすいネットワークを構築する
市街地整備等	●快適で暮らしやすい市街地を形成する
都市環境	●自然と人との環境共生型の都市にする ●地域の自然、歴史文化を継承する
都市防災	●“あんき”に暮らせる街にする

■計画フレーム

将来の市街地規模（土地利用フレーム）の前提となる人口は、第６次犬山市総合計画における人口ビジョンとの整合を図り、令和 22 年（2040 年）に 66,500 人（令和 42 年（2060 年）に 60,000 人）と設定されています。



■図　人口目標（犬山市人口ビジョン）

■将来都市構造

【都市構造の基本的考え方（拠点連携・集約型都市の実現）】

まちの成り立ちや鉄道駅などの既存ストック、地域資源などに合わせた拠点を配置し、それら各拠点の地域特性を踏まえた生活利便施設などの都市機能や交流・コミュニティ機能の強化・充実（集約）を図り、拠点間が有機的にネットワークすることで、まちの活力向上と多様な交流による賑わいを創出し、豊かに暮らせる都市を形成します。



■図　将来都市構造図（拠点・ゾーン（エリア））

第２章　都市構造上の課題の整理

１　都市構造の評価

１）人口・世帯・土地利用

■都市構造評価

●全国的に今後、急速な人口減少・少子高齢化が予測されており、拡散した市街地において人口が減少し低密度化すれば、一定の人口密度に支えられてきた医療、福祉、商業等の都市機能の維持が困難になることが懸念されています。

●本市でも人口減少が継続していくことが予測されているものの、世帯数は増加傾向にあり、市街化区域の人口密度は一定以上確保されていることから、すぐに市街地を縮退することが必要な状況にはないと考えられます。

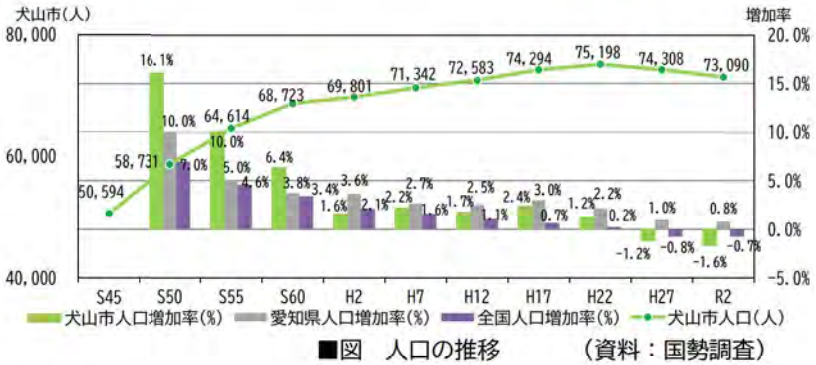
●市街化調整区域の郊外住宅団地や集落地には、市全体の約３割の市民が居住しています。こうした地域では高齢化が進行しており、地域コミュニティの衰退や住み替え等による低密度化が懸念されます。

①人口及び世帯数

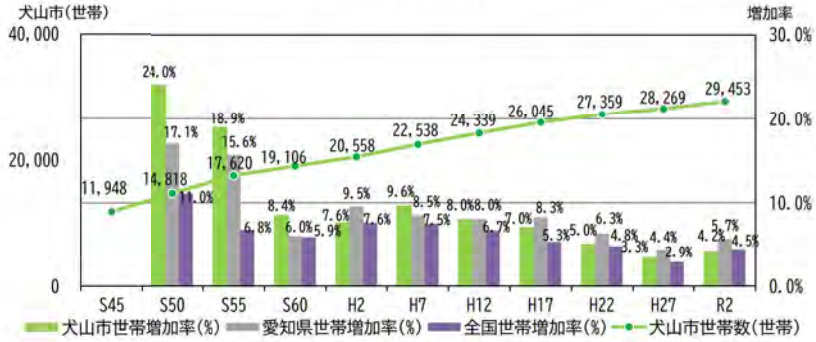
・人口は、増加率が鈍化しながらも増加を続けていましたが、平成 21 年（2009 年）をピークに減少に転じています。

・世帯数は昭和 45 年以降、一貫して増加を続けています。

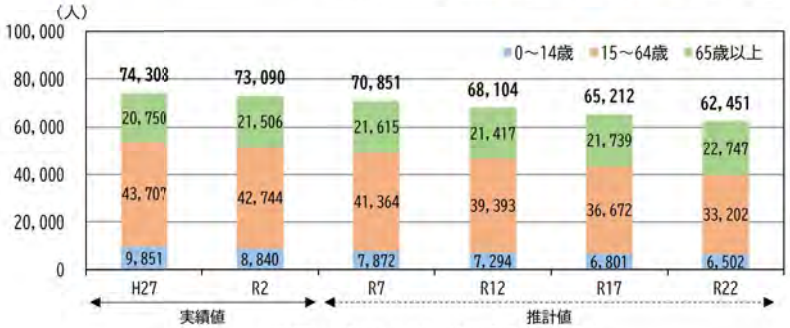
・今後、この人口減少の傾向は継続していくことが予測されています。



■図　人口の推移　　（資料：国勢調査）



■図　世帯数の推移　　（資料：国勢調査）

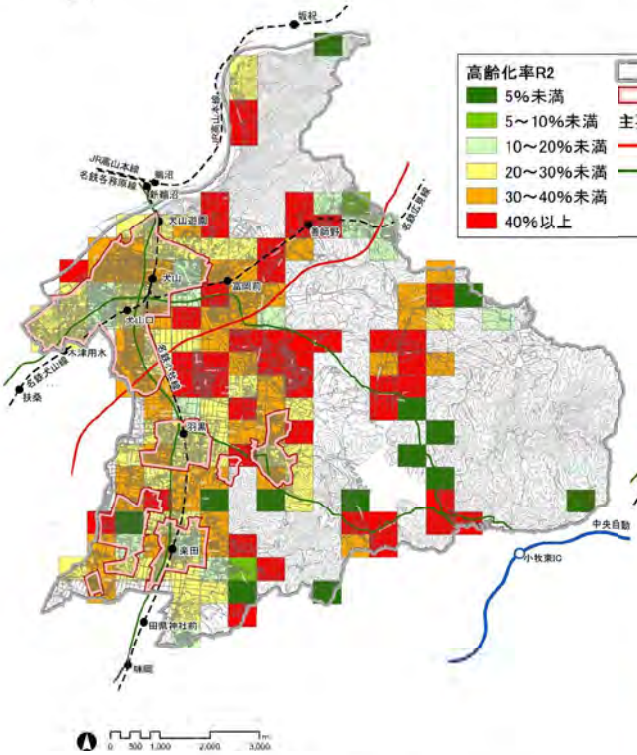


■図　将来人口（年齢３区分別）

（資料：国勢調査、国立社会保障人口問題研究所（H30 推計））

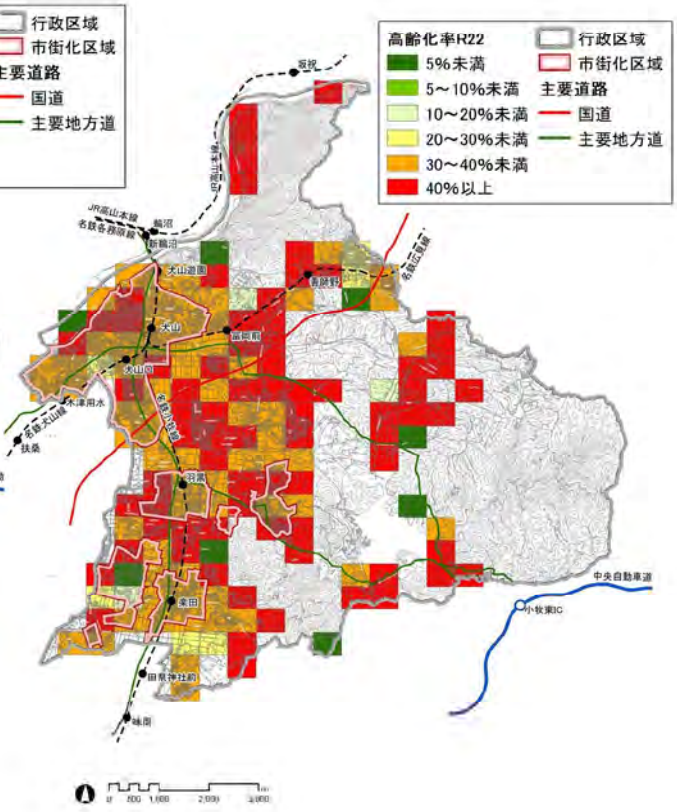
②高齢者人口分布

・中心市街地や市街化調整区域の集落地等で高齢化率が高く、40%以上となる地区も多くみられます。こうした地域では、将来、市内でいち早く高齢者人口が減少に転じることが予測されます。



■図　高齢化率（R2）

（資料：国勢調査）



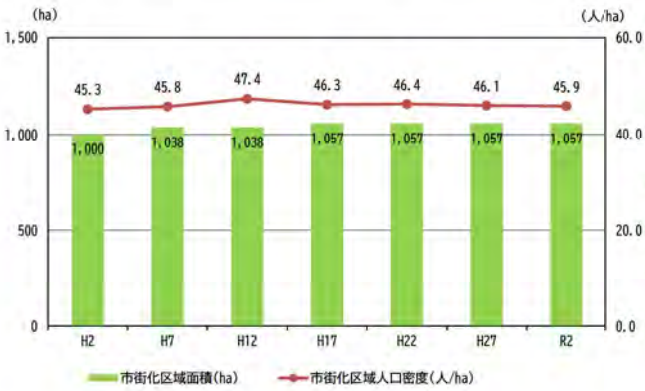
■図　高齢化率（R22）

（資料：国土数値情報「500m メッシュ別将来推計人口」）

③市街化区域及び人口分布

・令和２年（2020 年）時点で本市の市街化区域面積は 1,057ha となっています。また、市街化区域人口密度は 45.9 人/ha であり、DID の基準（40 人/ha）を上回っています。

・本市の市街化調整区域における人口及び世帯数が占める割合は約３割となっています。



■図　市街化区域面積と人口密度の推移

（資料：都市計画基礎調査）



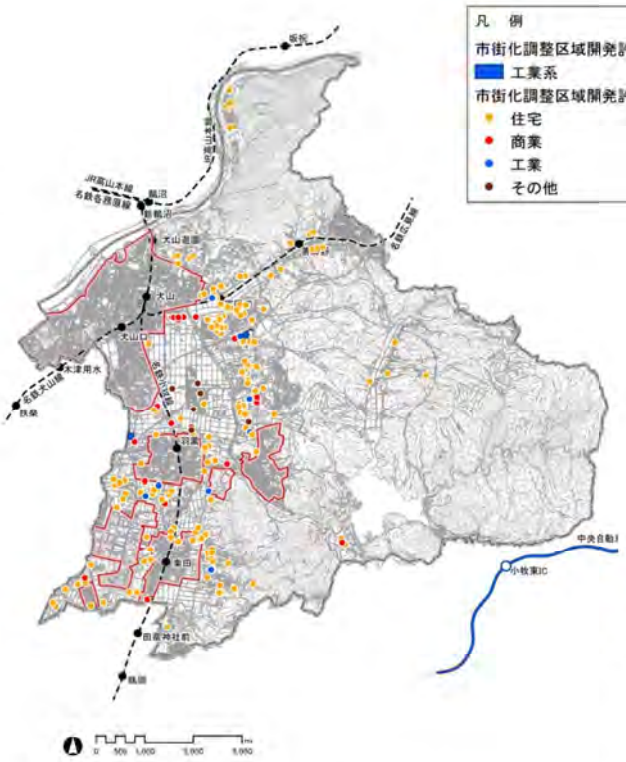
■図　市街化区域及び市街化調整区域の人口推移

（資料：都市計画基礎調査）

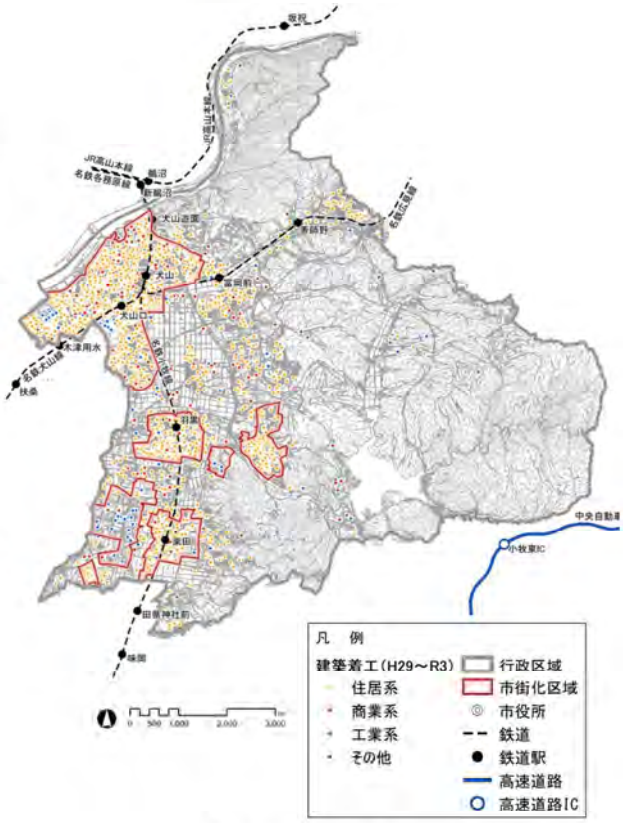
④土地利用

・市街化調整区域での開発動向や建築着工状況を見ると、住宅の立地は市街化調整区域にも広範囲に分布してします。

・空き家は市内に広く分布しており、特に犬山地区の旧市街地や比較的古い時期に整備された郊外の住宅団地に多くみられます。

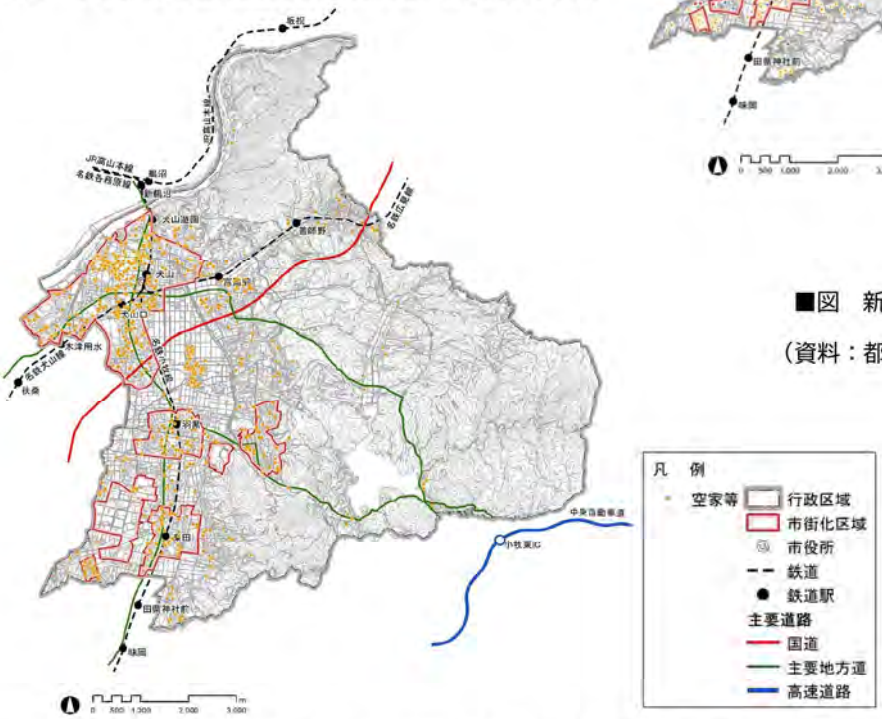


■図　市街化調整区域の開発動向（開発許可及び建築許可）



■図　新築着工建築物の分布

（資料：都市計画基礎調査、国土数値情報）



■図　空家等の分布　　（資料：犬山市空家等対策計画）

2）都市機能分布

■都市構造評価

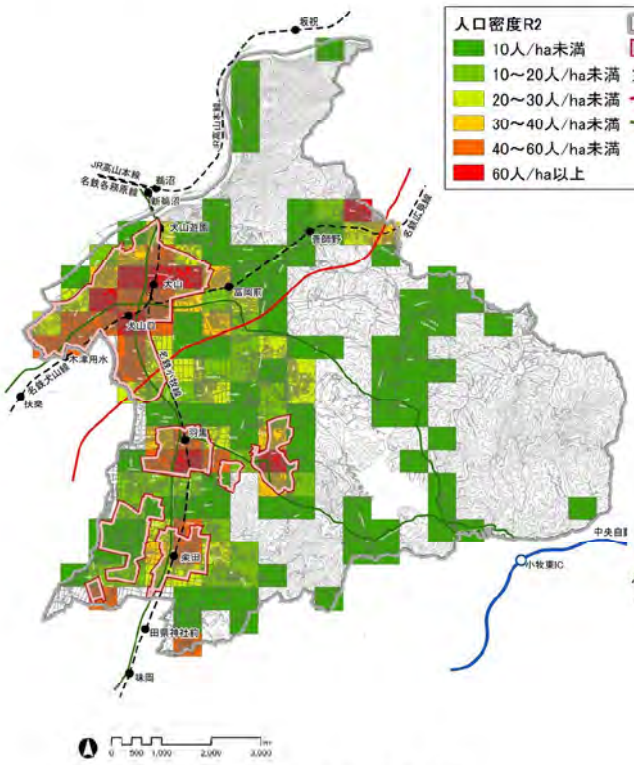
●鉄道駅周辺を中心に市街化区域が定められ、各市街化区域で一定の人口密度が確保されていることから、鉄道の利便性が高いコンパクトな市街地が形成されています。また、日常生活に必要な都市機能の分布をみても、市街化調整区域内の住宅団地や集落地においても徒歩圏内に都市機能の立地がみられ、一定の生活利便性が確保されています。

●ただし、商業地づくりについて「地区ごとに日用品を扱う身近な地域密着型の商業施設を誘導する」ニーズが高く、また、各駅周辺にあったらいいと思う施設として「飲食店」や「食料・日用品店舗」が挙げられていることから、商業施設の分布状況には課題があります。

①人口密度分布

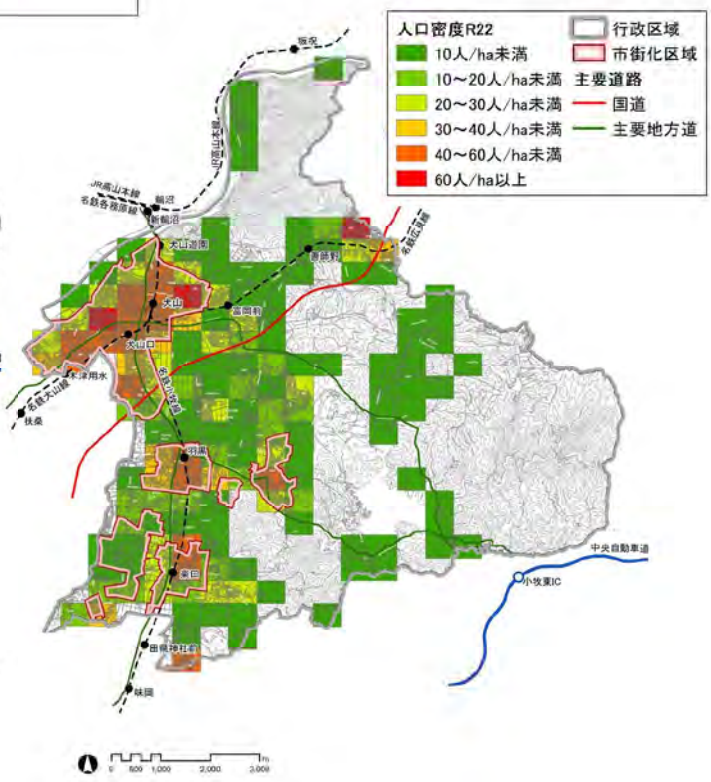
・市街化区域が名鉄犬山線と小牧線の鉄道駅等を中心に指定され、それぞれで人口密度が高い市街地を形成しています。また、長者町地区や四季の丘・もえぎヶ丘といった人口密度の高い郊外住宅団地が造成されています。

・将来の令和 22 年（2040 年）においても、人口密度は市全体で減少傾向にあるものの、市街化区域の市街地においては一定の人口密度が確保されることが想定されます。



■図　人口密度（R2）

（資料：国勢調査）



■図　人口密度（R22）

（資料：国土数値情報「500m メッシュ別将来推計人口」）

②公共公益施設

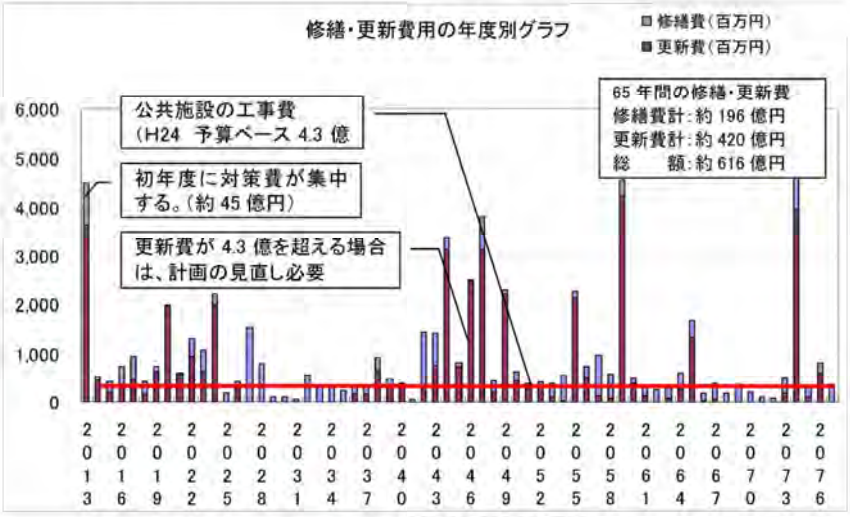
・犬山地区には、市役所をはじめとする行政施設や文教施設、福祉施設などの公共公益施設が多く立地しています。橋爪・五郎丸地区には、総合病院が立地し、近隣にはスポーツ・文教施設といった公共公益施設が立地するなど、本市の都市拠点を形成しています。



■図　公共公益施設の分布状況

（資料：2023 全国大型小売店総覧、ｉタウンページ（R3））

・現状の予算規模が将来的に続くことを想定した場合、公共施設の維持・更新に必要な費用が平均で年間約 5.2 億円不足すると予想されています。そのため、公共施設の維持・更新の観点からも都市拠点等への都市機能の集約化が求められます。

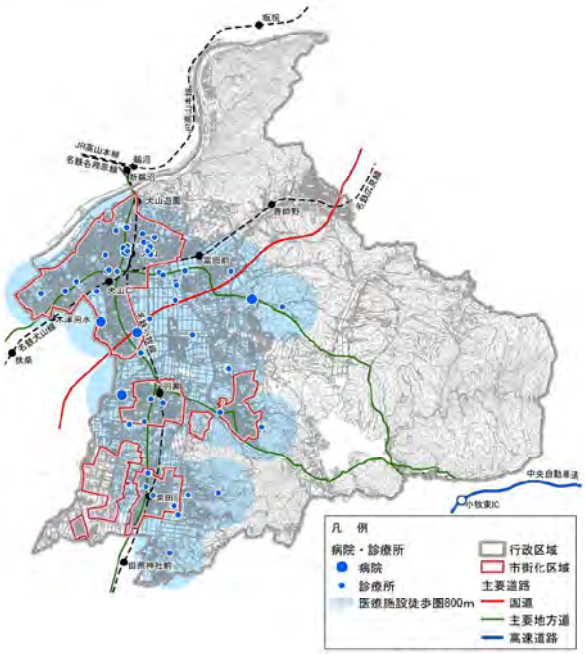


■図　公共施設更新費用の予測

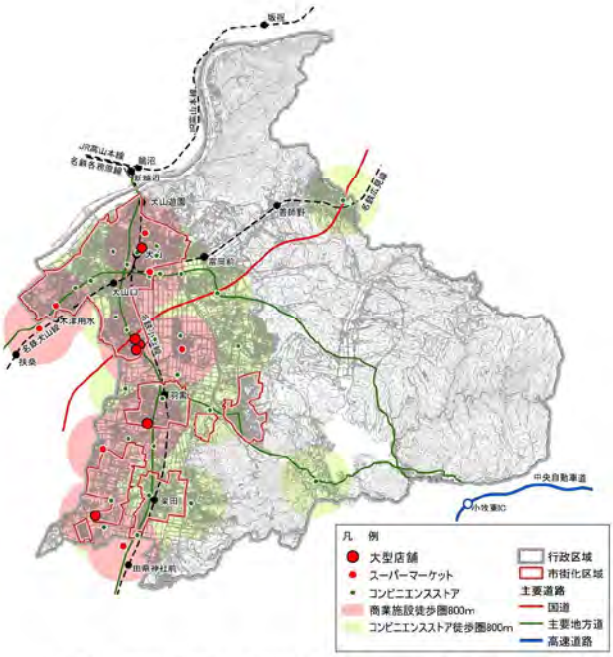
（資料：犬山市公共施設マネジメント基本計画）

③都市機能

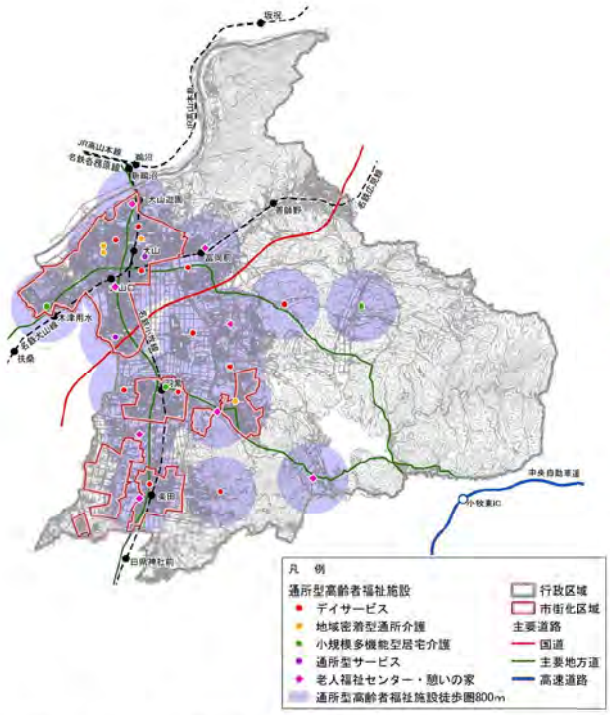
・医療・福祉、子育て、商業といった日常生活に密接に関連する都市機能は、市街化区域である犬山駅周辺の中心市街地や羽黒、楽田等の駅周辺地区などに広く立地し、概ね徒歩圏に分布しています。



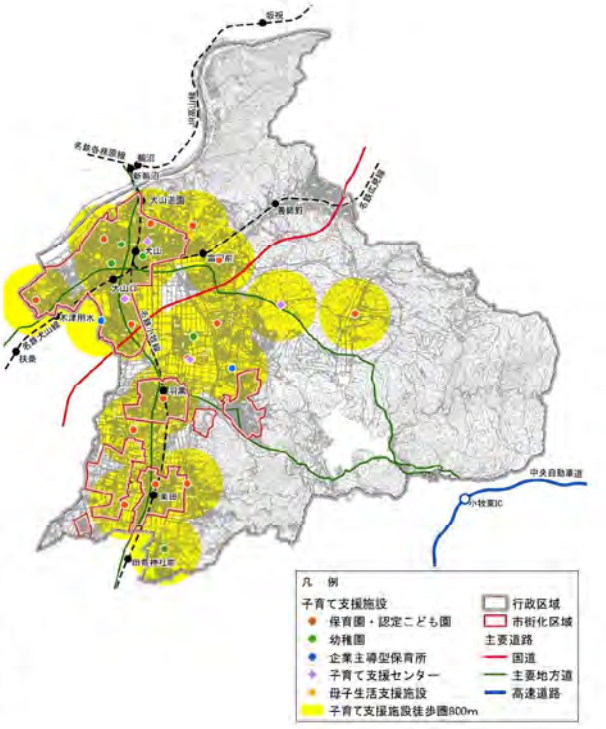
（資料：犬山市）



（資料：2023 全国大型小売店総覧、ｉタウンページ（R3））



（資料：犬山市、厚生労働省介護情報サービス公表システム）

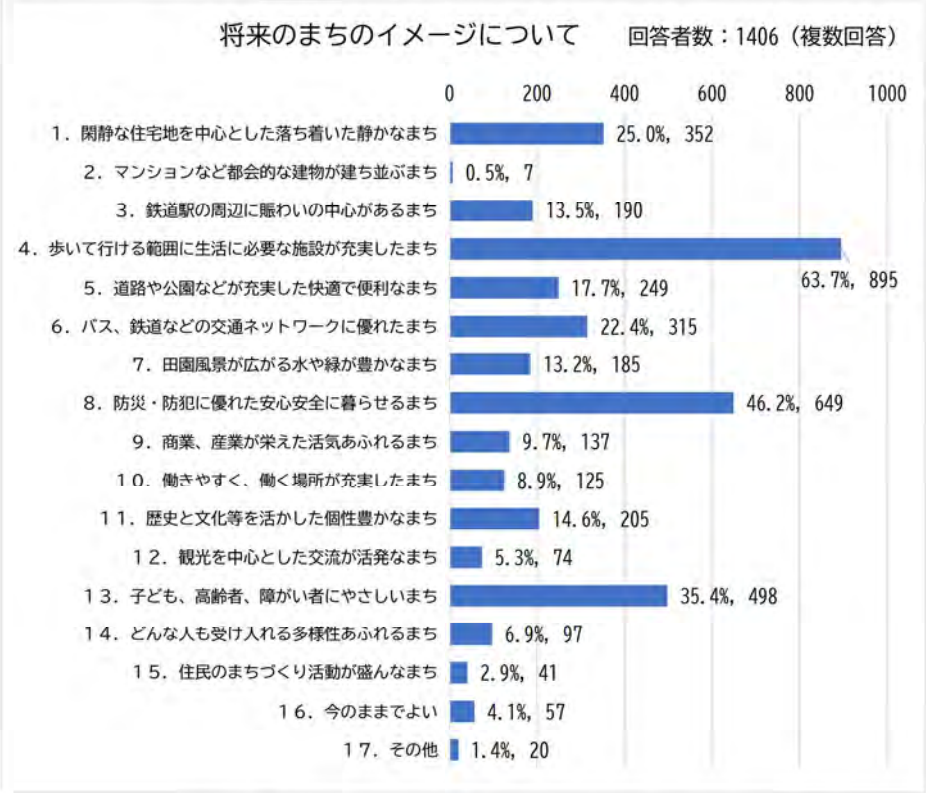


（資料：犬山市）

■図　都市機能分布状況

④商業施設等に対する市民ニーズ

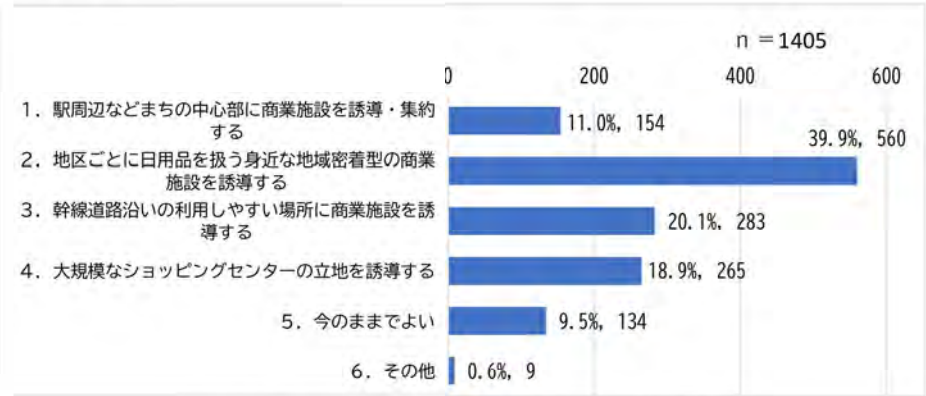
・将来のまちのイメージについて、「歩いて行ける範囲に生活に必要な施設が充実したまち」が約 64%と最も割合が高く、次いで「防災・防犯に優れた安心安全に暮らせるまち」が約 46%となっています。



■図　将来のまちのイメージについて（市民アンケート）

・商業地づくりについて、「地区ごとに日用品を扱う身近な地域密着型の商業施設を誘導する」が約 40%と最も割合が高く、次いで「幹線道路沿いの利用しやすい場所に商業施設を誘導する」が約 20%となっています。

・各駅周辺にあったらいいと思う施設は、犬山駅、羽黒駅周辺で「飲食店」、犬山遊園駅、犬山口駅、木津用水駅、楽田駅、富岡前駅、善師野、田県神社前駅周辺で「食料・日用品店舗」が最も多くなっています。



■図　商業地づくりについて（市民アンケート）

3）公共交通

■都市構造評価

●犬山駅をはじめとする市内の７駅と連携する路線バス、コミュニティバスが運行され、市内全域を概ねカバーする公共交通網が形成されています。

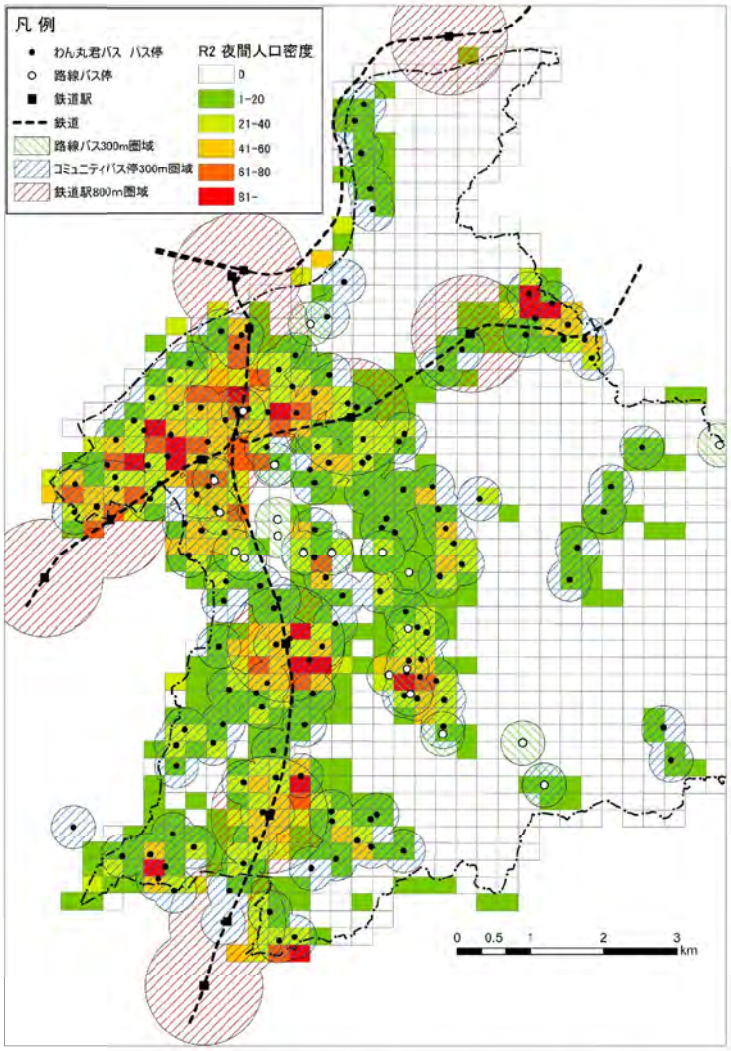
●一方、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、公共交通利用者数が減少しており、公共交通の維持に向けては利用者確保が必要な状況です。なお、各地域によって利用する鉄道駅が異なっており、こうした駅利用圏に配慮した検討も必要であると考えられます。

①公共交通の状況

・鉄道について、本市には犬山駅をはじめ７駅、３路線が設置されています。

・バスについて、本市には路線バスが明治村線、リトルワールド・モンキーパーク線の２路線が運行されており、コミュニティバスの８路線とともに市内のほぼ全域をカバーするように運行しています。

・ 鉄道駅・バス停徒歩圏内の人口（令和２年（2020 年）国勢調査）は、市全体の約９割となっています。



○鉄道駅 800m圏＋バス停（路線バス・コミュニティバス）300m圏の人口カバー率

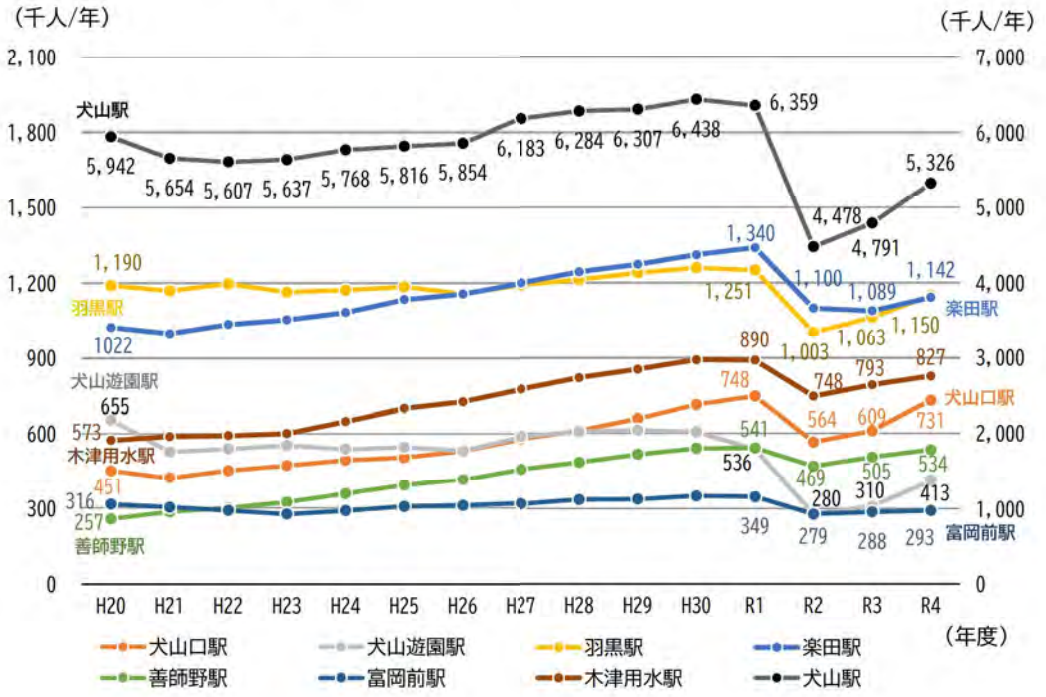
	人口カバー率
鉄道	55.7%
公共交通全体（鉄道+バス）	95.9%

■図　公共交通利用圏域及び人口カバー率

（資料：国勢調査）

②鉄道駅の利用状況

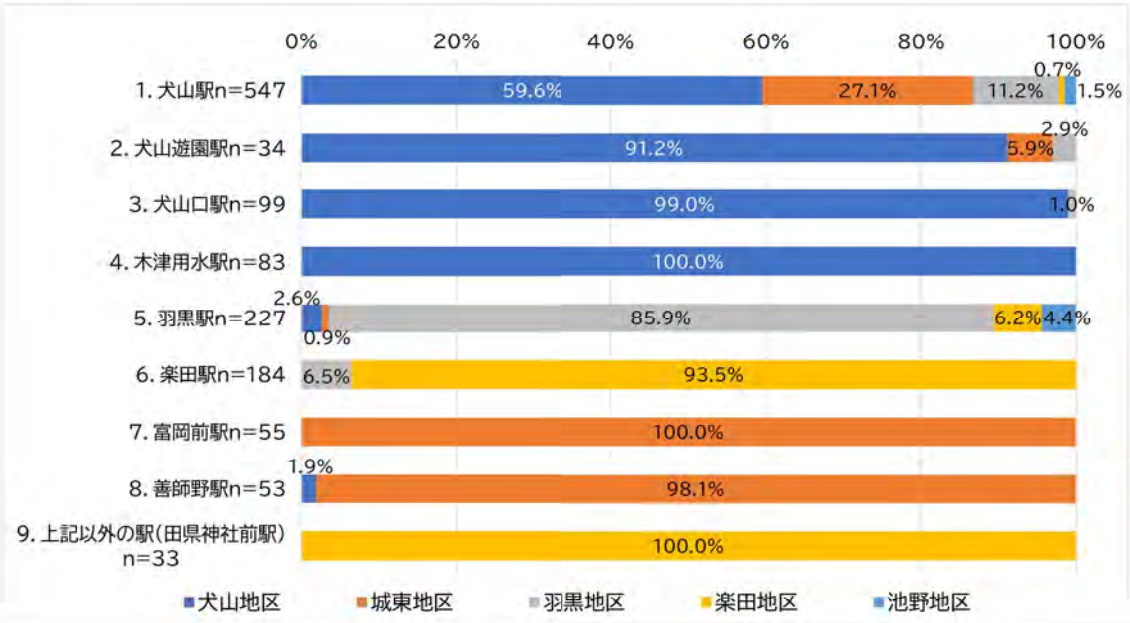
・鉄道駅の乗降客数は、平成 23 年度（2011 年度）から緩やかに増加傾向にありましたが、令和２年度（2020 年度）の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により乗降客数が大きく減少し、近年では回復傾向にあります。



■図　名古屋鉄道各駅乗降客数の推移

（資料：犬山市）

・犬山地区の回答者は「犬山駅」「犬山遊園駅」「犬山口駅」、城東地区の回答者は「犬山駅」「富岡前駅」「善師野駅」、羽黒地区の回答者は「羽黒駅」、楽田地区の回答者は「楽田駅」「田県神社前駅」、池野地区の回答者は「犬山駅」「羽黒駅」を利用する傾向にあります。



■図　最寄り駅又はよく使う駅（市民アンケート）

4）主な災害リスク

■都市構造評価

●木曽川沿いや羽黒駅周辺の市街地で河川の氾濫による洪水リスクが高くなっています。ただし、木曽川の洪水リスクについては、想定最大規模（L2）によるもので、1,000 年に 1 回程度の発生頻度となります。

●主に東部山間地で土砂災害のリスクが高い地域がみられ、市街化区域の一部でもみられます。

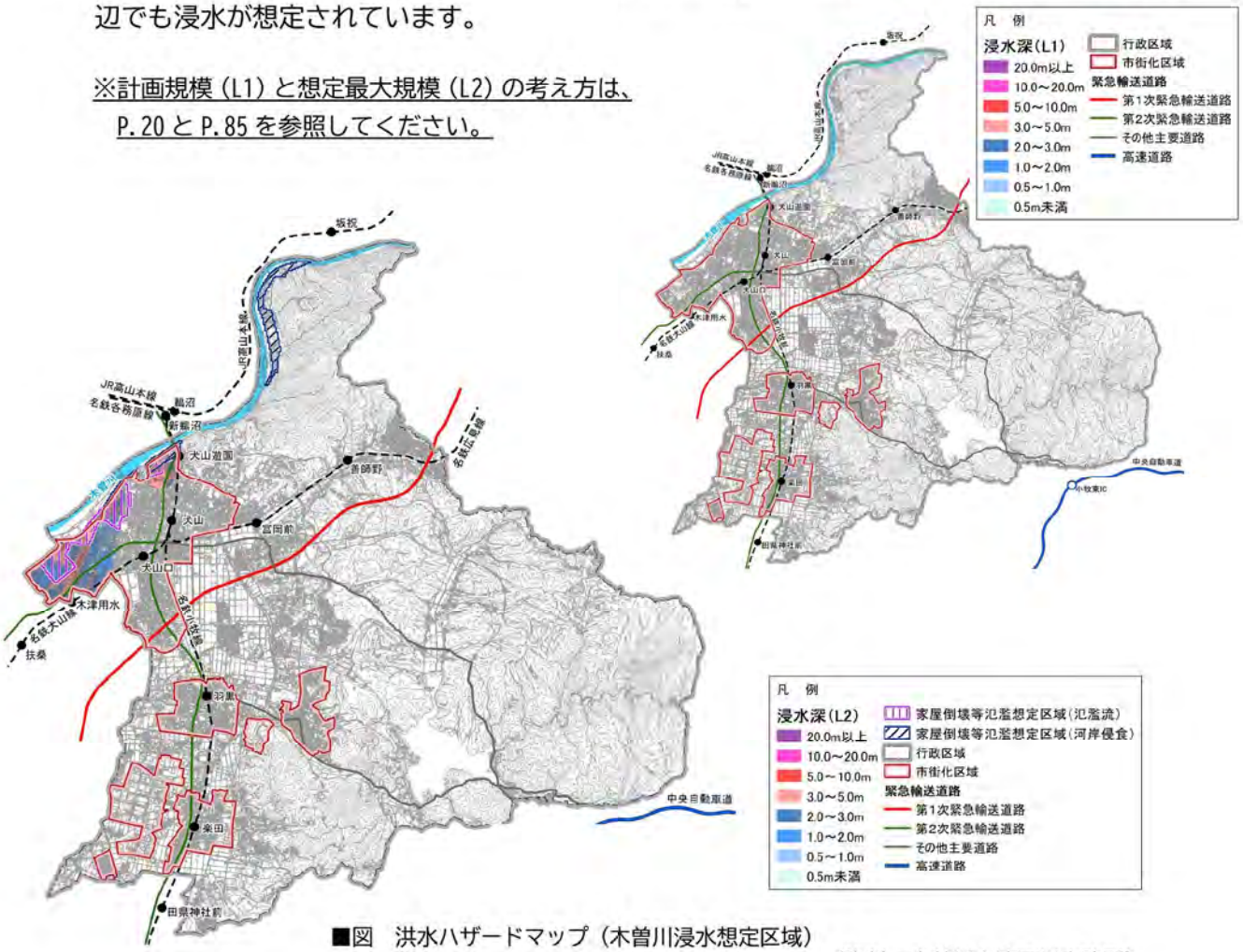
①水災害

・本市における木曽川の洪水による浸水は、計画規模（L1）では想定されていないものの、想定最大規模（L2）では犬山遊園駅の西側と木津用水駅の北側地域で浸水が想定され、浸水深が５mを越える箇所もみられます。また、木曽川沿いの市街地や栗栖地区の集落地において、洪水による家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食・氾濫流）が広範囲に及んでおり、多くの家屋で倒壊等が懸念されます。

・郷瀬川・新郷瀬川の洪水による浸水は、計画規模（L1）、想定最大規模（L2）ともに、本市西部の農地が広がる地域や羽黒駅周辺のほか、犬山駅や犬山口駅、犬山遊園駅周辺でも浸水が想定されます。

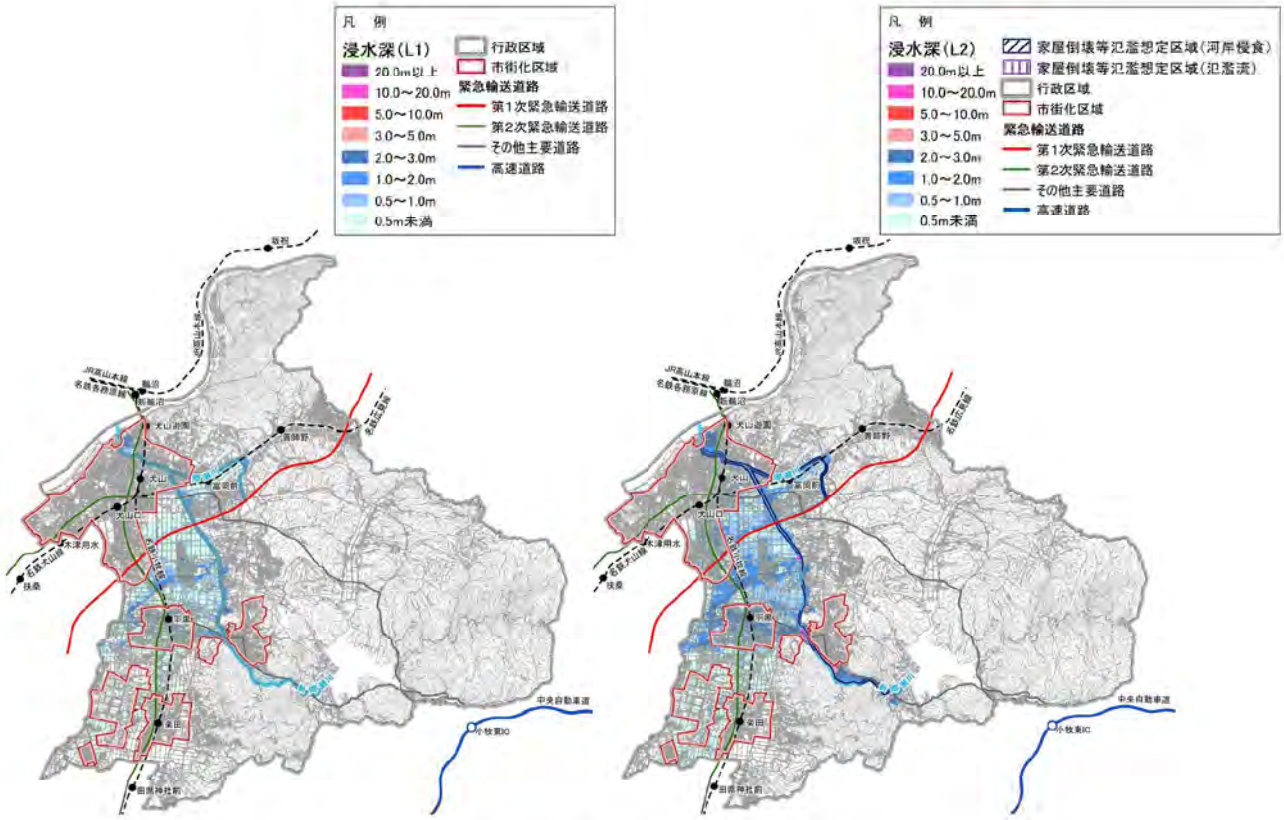
・新川流域の河川における本市の浸水は、計画規模（L1）では半ノ木川や五条川沿いの農地周辺で浸水が想定され、想定最大規模（L2）では、さらに橋爪・五郎丸地区や楽田地区の市街地周辺でも浸水が想定されています。

※計画規模（L1）と想定最大規模（L2）の考え方は、
P. 20 と P. 85 を参照してください。



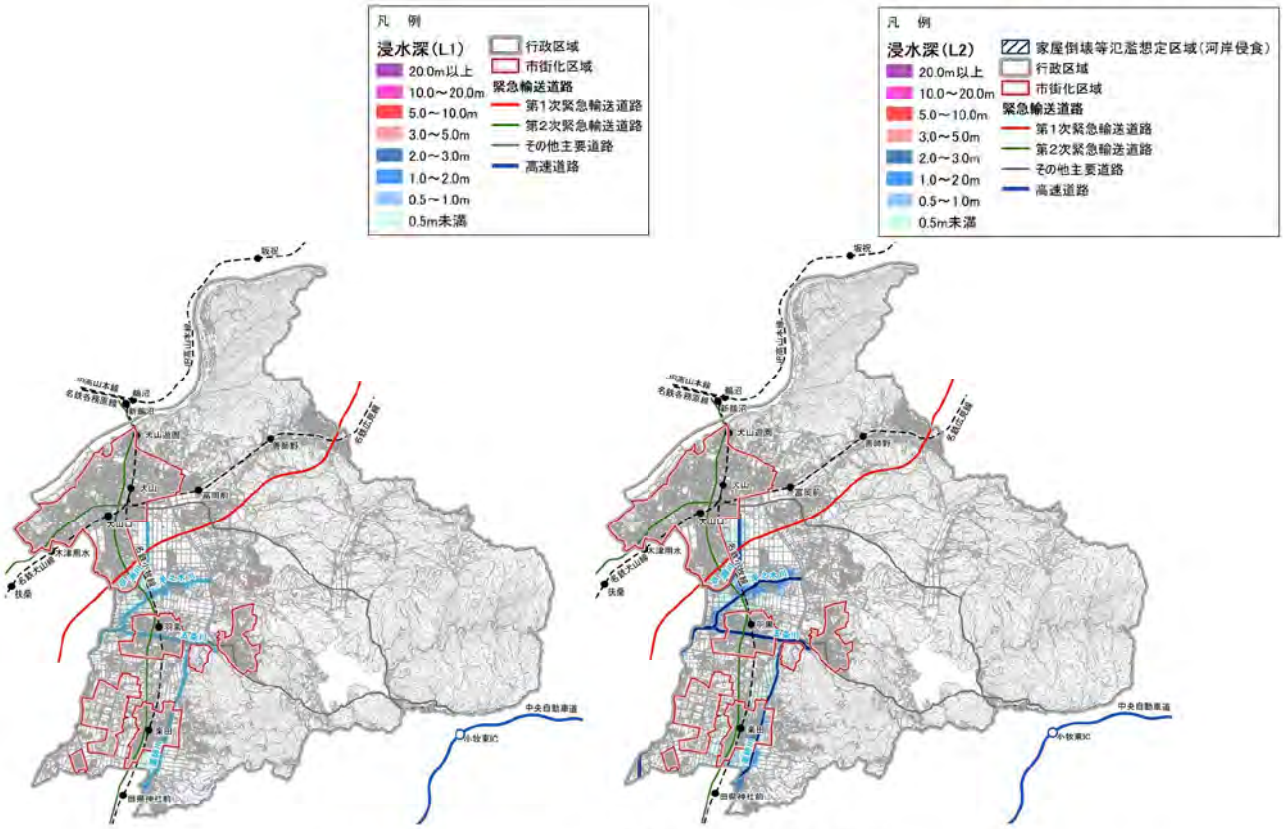
■図　洪水ハザードマップ（木曽川浸水想定区域）

（資料：木曽川上流河川事務所）



■図　洪水ハザードマップ（郷瀬川・新郷瀬川浸水想定区域）

（資料：愛知県河川課）



■図　洪水ハザードマップ（新川流域浸水想定区域）

（資料：愛知県河川課）

参考）洪水ハザードマップの浸水想定における降雨規模について

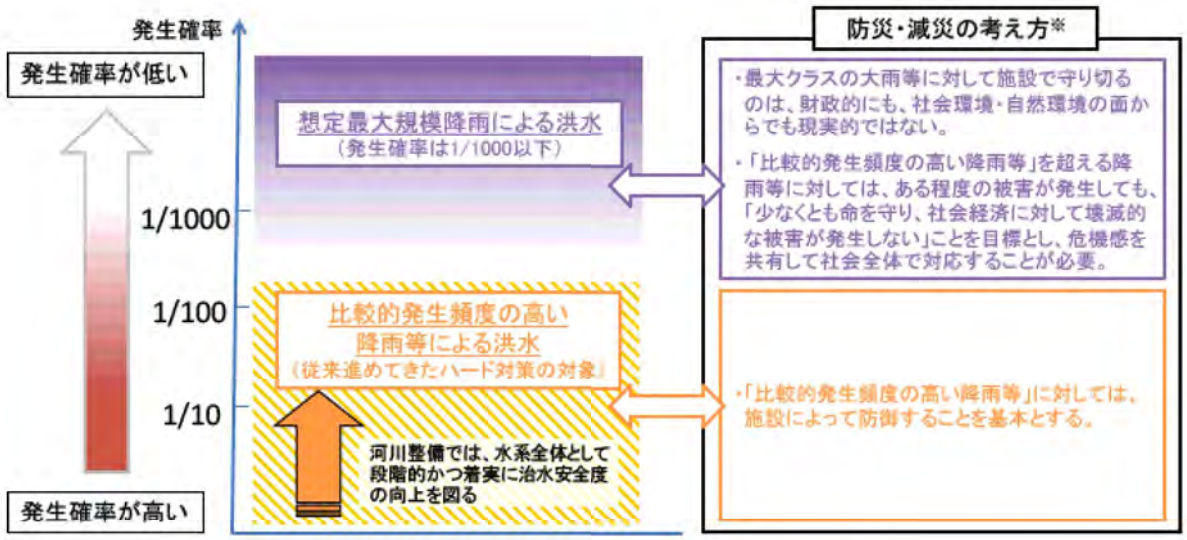
洪水ハザードマップは、河川氾濫による洪水によって浸水が発生する範囲や想定される浸水の深さなどを示しますが、河川氾濫の基準となる雨量については、「計画規模（L1）」の降雨と「想定最大規模（L2）」の降雨の２種類を基準としています。

計画規模（L1）の降雨とは、10～200 年に 1 回程度の割合で発生する降雨量を想定したもので、河川整備などを計画する基本となる降雨です。

もう一方の想定最大規模（L2）の降雨とは、想定しうる最大規模の降雨のことで、1000 年に 1 回程度の割合で発生する降雨量を想定しています。

この 10～200 年に 1 回程度、あるいは 1000 年に 1 回程度の割合というのは、例えば、10 年、1000 年ごとに 1 度は発生するといった周期的な意味ではなく、想定最大規模の場合では、1 年間で発生する確率が 1000 年に 1 回程度（約 1/1000 以下）であることを表しています。

計画規模や想定最大規模の降雨は、小さな確率ながらも毎年発生する可能性があり、計画規模と想定最大規模の降雨が連続して発生する可能性もあります。

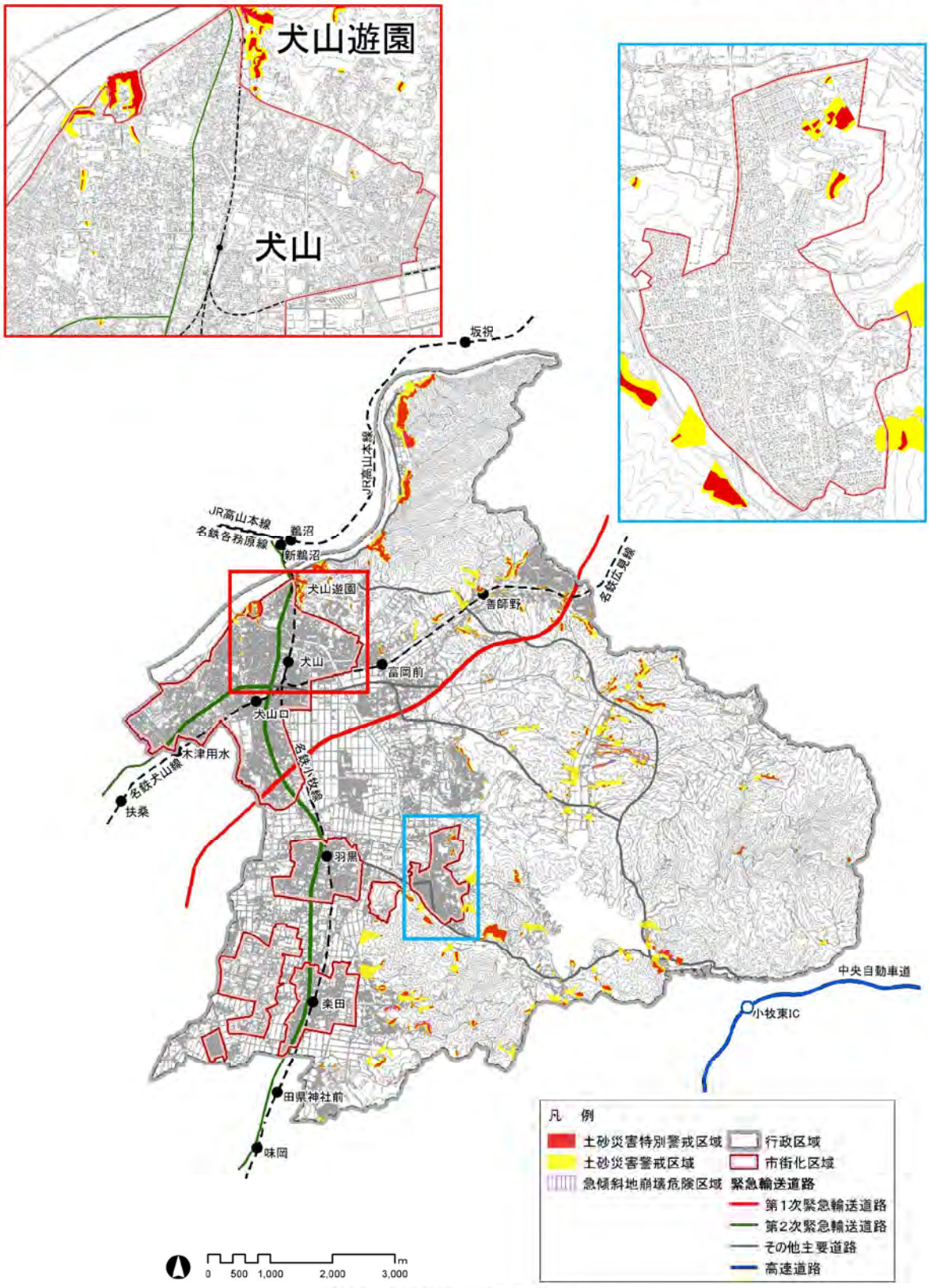


■図　計画規模（L1）と想定最大規模（L2）の降雨の考え方

（出典：国土交通省北陸北陸地方整備局　金沢河川事務所ウェブページ）

②土砂災害

・本市における土砂災害については、東部の丘陵地を中心に広い範囲で土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が指定されており、市街化区域の一部においても指定されています。



■図　土砂災害ハザードマップ

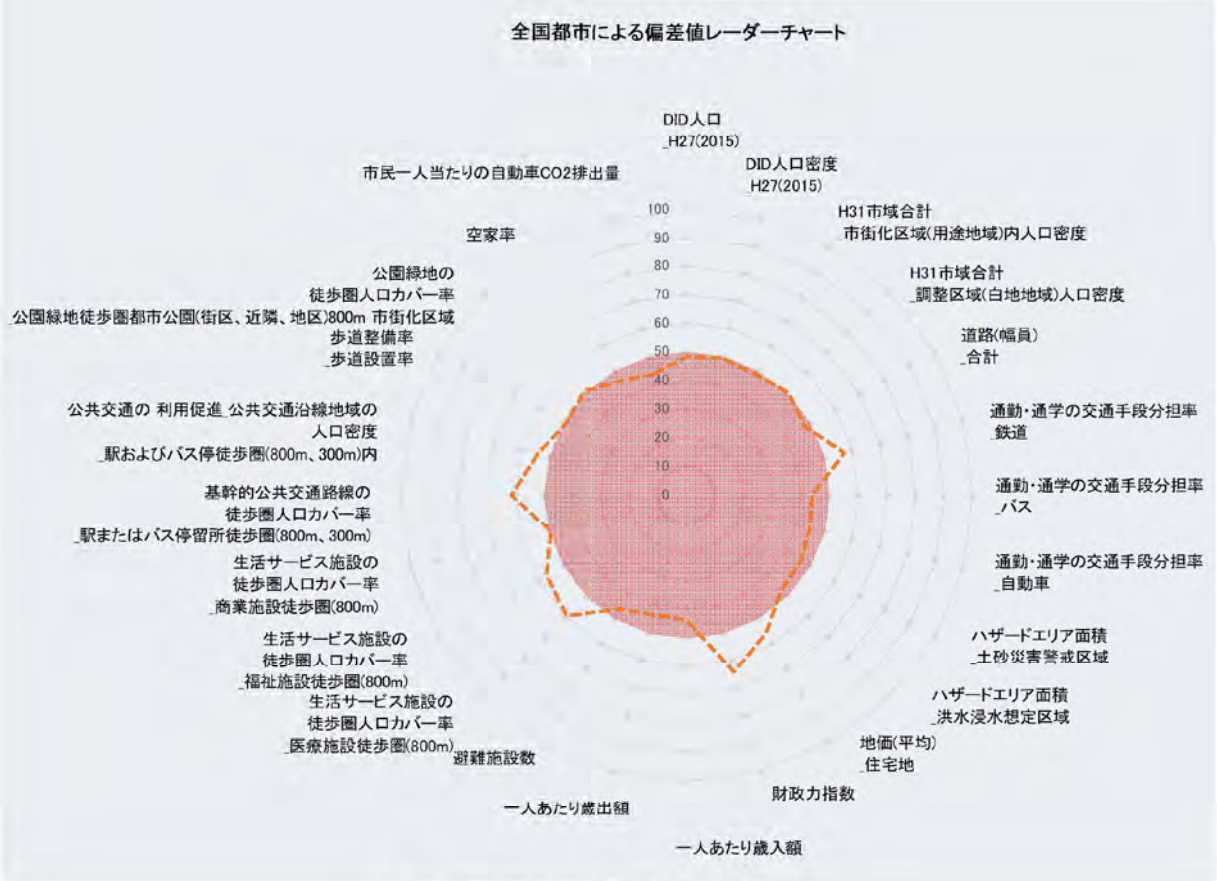
（資料：愛知県砂防課、愛知県オープンデータ）

5）他都市との比較による都市構造評価

ここでは、犬山市の都市構造を他都市と比較することにより評価します。評価方法は、国土交通省が公開しているレーダーチャート自動作成ツールを活用し、比較対象は全国都市と三大都市圏都市について実施しました。なお、レーダーチャートの作成は、都市モニタリングシート（国土交通省）を基にしており、最新の公表値ではない場合があります。

①全国都市との比較

・「通勤・通学の交通手段分担率（鉄道）」が高く、「通勤・通学の交通手段分担率（自動車）」が低く、このことから「市民一人当たり自動車 CO2 排出量」が低くなっていると考えられます。
・「ハザードエリア面積」が土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域ともに低く、自然災害の危険性が比較的低い状況にあると考えられます。
・「財政力指数」は高い状況にありますが、「一人当たり歳入・歳出額」は低い状況にあります。
・駅又はバス停留所徒歩圏、福祉施設徒歩圏、医療施設徒歩圏の「徒歩圏カバー率」が高い傾向にあり、比較的生活利便性が高い状況にあると考えられます。

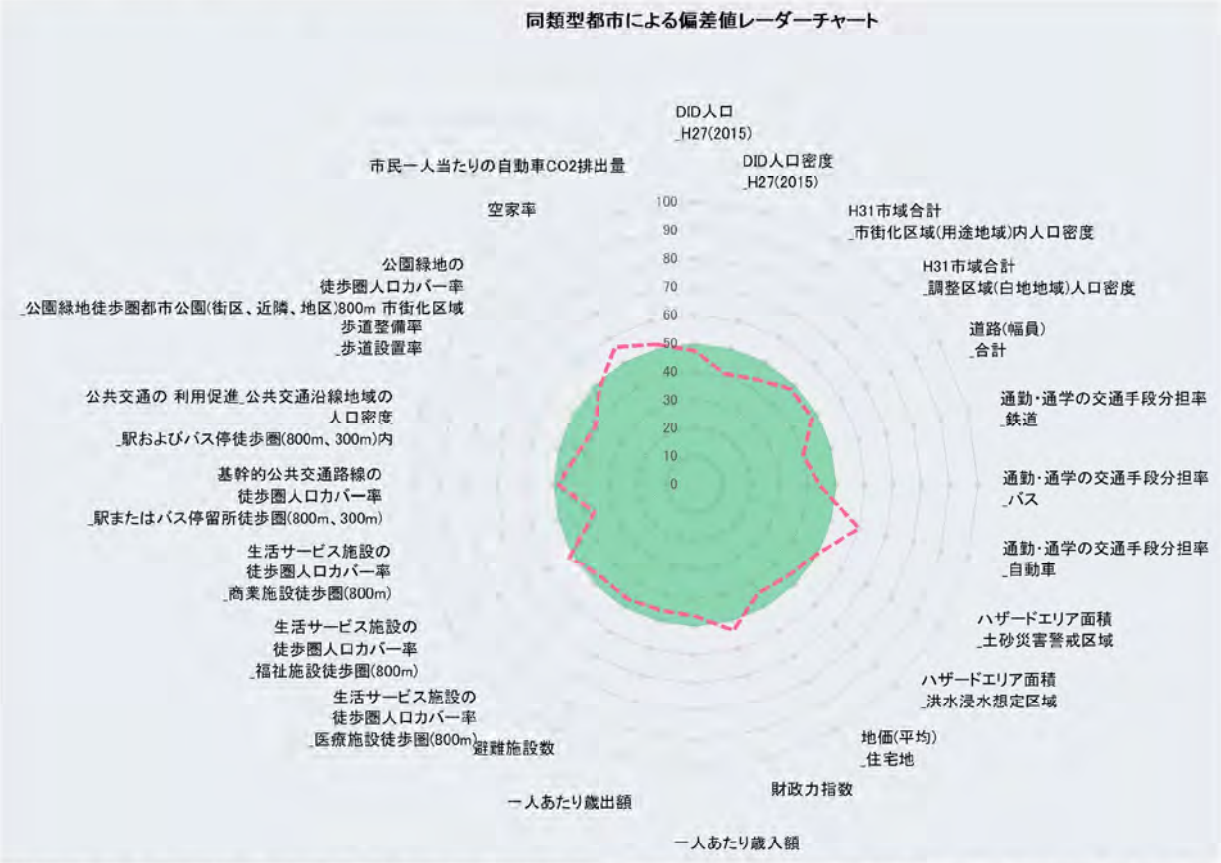


■図　都市構造評価（全国都市比較）

（資料：都市モニタリングシート・レーダーチャート自動作成ツール（国土交通省）より作成）

②三大都市圏都市との比較

・全国都市との比較とは逆に「通勤・通学の交通手段分担率（自動車）」が高く、「通勤・通学の交通手段分担率（鉄道）」が低く、三大都市圏都市の中では公共交通が利用されていない状況にあると考えられ、「公共交通沿線地域の人口密度」が比較的低い状況にあります。
・「ハザードエリア面積（洪水浸水想定区域）」が低く、洪水の危険性が比較的低い状況にあると考えられます。
・「地価（平均）住宅地」が比較的低い傾向にあります。
・商業施設徒歩圏の「徒歩圏カバー率」が低い傾向にあり、買い物の利便性が比較的低い状況にあると考えられます。
・「空家率」が比較的高い傾向にあります。



※三大都市圏：1）首都圏整備法に定められた既成市街地、近郊整備地帯、2）中部圏整備法で定められた都市整備区域、3）近畿圏整備法で定められた、既成都市区域、近郊整備区域を含む市町村（288 市町村）

■図　都市構造評価（三大都市圏都市比較）

（資料：都市モニタリングシート・レーダーチャート自動作成ツール（国土交通省）より作成）

2　都市構造上の課題

都市構造評価を踏まえて、都市計画マスタープランで定めた将来都市構造の実現に向けた都市構造上の課題を整理します。

都市構造評価

1）人口・世帯・土地利用

・全国的に今後、急速な人口減少・少子高齢化が予測されており、拡散した市街地において人口が減少し低密度化すれば、一定の人口密度に支えられてきた医療、福祉、商業等の都市機能の維持が困難になることが懸念されています。

・本市でも人口減少が継続していくことが予測されているものの、世帯数は増加傾向にあり、市街化区域の人口密度は一定以上確保されていることから、**すぐに市街地を縮退することが必要な状況にはない**と考えられます。

・市街化調整区域の郊外住宅団地や集落地には、市全体の約３割の市民が居住しています。こうした地域では**高齢化が進行しており、地域コミュニティの衰退や住み替え等による低密度化が懸念**されます。

2）都市機能分布

・鉄道駅周辺を中心に市街化区域が定められ、各市街化区域で一定の人口密度が確保されていることから、**鉄道の利便性が高いコンパクトな市街地が形成**されています。また、日常生活に必要な都市機能の分布をみても、市街化調整区域内の住宅団地や集落地においても徒歩圏内に都市機能の立地がみられ、**一定の生活利便性が確保**されています。

・ただし、商業地づくりについて「地区ごとに日用品を扱う身近な地域密着型の商業施設を誘導する」ニーズが高く、また、各駅周辺にあったらいいと思う施設として「飲食店」や「食料・日用品店舗」が挙げられていることから、**商業施設の利便性には課題がある**と考えられます。

3）公共交通

・犬山駅をはじめとする市内の７駅と連携する路線バス、コミュニティバスが運行され、**市内全域を概ねカバーする公共交通網が形成**されています。

・一方、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、公共交通利用者数が減少しており、**公共交通の維持には課題がある**と考えられます。

・各地域によって利用する鉄道駅が異なっており、こうした駅利用圏への配慮も必要であると考えられます。

4）主な災害リスク

・**木曽川沿いや羽黒駅周辺の市街地で河川の氾濫による洪水リスクが高くなっています。**ただし、木曽川の洪水リスクについては、想定最大規模（L2）によるもので 1,000 年に 1 回程度の発生頻度となります。

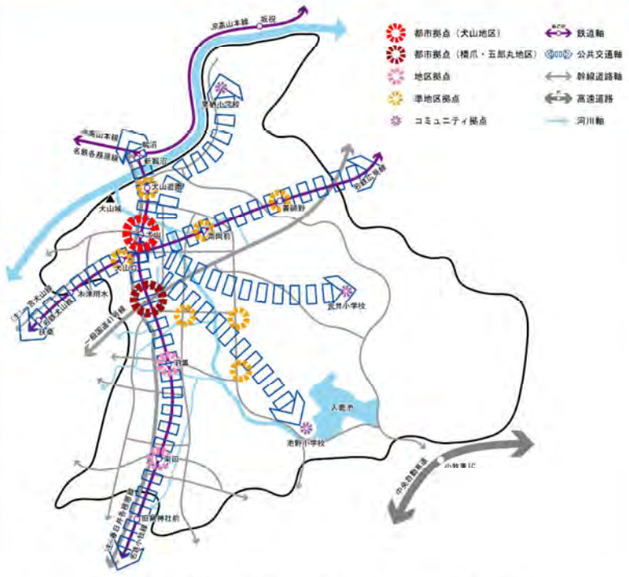
・**主に東部山間地で土砂災害のリスクが高い地域**がみられ、市街化区域の一部でもみられます。

将来都市構造図（都市計画マスタープラン）



■図　将来都市構造図（拠点・ゾーン（エリア））

将来都市構造の実現に向けて



■図　将来都市構造図（拠点・軸（ネットワーク））

都市構造上の課題

市街地形成

●日常生活に必要な都市機能分布の維持・充実

急激に人口減少が進むと一定の人口密度に支えられてきた医療、福祉、商業等の都市機能の撤退等が懸念されることから既存市街地における人口密度の確保が必要です。また、若い世代の居住を受け入れる宅地供給を進めることなどにより日常生活に必要な都市機能分布の維持・充実が必要です。

●既成市街地における既存ストック利活用

今後の人口減少により、空き家・空き地が増加することで、市街地の低密度化が進むことが懸念されます。このため、空き家・空き地等の既存ストック利活用による既存市街地の低密度化の抑制が必要です。

拠点形成

●犬山地区及び橋爪・五郎丸地区における都市機能の集積

今後、人口減少がさらに進むことを見据え、今後も都市機能サービスを市民が享受できるようにアクセス利便性が高い犬山地区及び橋爪・五郎丸地区の都市拠点に都市機能の集積を図ることが必要です。

●各拠点の位置づけに応じた都市機能の配置

市内には都市拠点、地区拠点等の各種拠点が位置づけられており、地域により利用する鉄道駅が異なるなども踏まえながら、各拠点の位置づけに応じた都市機能配置を図ることが必要です。

軸形成（公共交通）

●高齢化が進行する地域と都市拠点等をつなげる公共交通網の形成

中心市街地や市街化調整区域の集落地、山間部の集落で高齢化率が高く、また郊外住宅団地においては高齢者の増加が多くなっており、こうした地域における移動手段の確保が必要であり、都市拠点等にアクセスできる公共交通網の形成が必要です。

●効率的な公共交通の運行

高齢化が進行する中、公共交通の重要性は高まっていくものと考えられます。一方、人口減少が進むと、さらなる公共交通利用者数の減少が懸念され、公共交通の維持が困難になっていくため、効率的な公共交通の運行が必要です。

防災

●自然災害に対して安全に住み続けられる居住環境の確保

本市の市街地では、土砂災害や河川浸水等の災害リスクが想定されており、防災・減災対策による安全に住み続けられる居住環境の確保が必要です。

（白紙）

第３章　まちづくりの方針及び誘導方針

ここまでに整理した都市構造上の課題に対応したまちづくりの方針（ねらい）及び誘導方針を示します。

【第６次犬山市総合計画　まちの将来像】

水と緑と伝統　みんなつながり　みんなうるおう　豊かさ実感都市　犬山

【犬山市都市計画マスタープラン　都市づくりの基本理念】

安心で快適な暮らしを支え　多様な『住まい方』『働き方』を実現する　人中心の都市づくり

都市構造上の課題

課題１
日常生活に必要な都市機能分布の維持・充実

課題２
既成市街地における既存ストックの利活用

課題３
犬山地区及び橋爪・五郎丸地区における都市機能の集積

課題４
各拠点の位置づけに応じた都市機能の配置

課題５
高齢化が進行する地域と都市拠点等をつなげる公共交通網の形成

課題６
効率的な公共交通の運行

課題７
自然災害に対して安全に住み続けられる居住環境の確保

まちづくりの方針（ねらい）

市街地形成
日常生活に必要な施設が身近に立地し、快適に生活できるまち

拠点形成
各拠点の魅力が活かされた、住みたい、住み続けたいまち

公共交通
公共交通での移動が便利で、過度に自動車に頼らなくてもよいまち

防災
みんなで取り組む災害に強いまち

誘導方針

【既成市街地】
●既存の市街地における人口密度を維持することで、市街地内において身近に分布する、日常生活に必要な都市機能を維持します。
●整備が進められてきた道路や下水道等の都市基盤を活かしつつ、空き地や空き家を有効に活用しながら定住人口の確保を図ります。

【新市街地】
●鉄道駅周辺においてコンパクトな市街地の形成が可能な地区については、新たな定住人口の受け皿として、土地所有者等の意向や住宅需要の動向、農地などの周辺環境に配慮しながら、新たな市街地の整備による居住誘導を図ります。

【都市拠点】
●居住・生活の場、就業の場、賑わいの場となる拠点として多くの市民が利用する都市機能の集積を図ります。
●都市機能の集積や都市基盤の整備により魅力を高めることで、拠点周辺で便利な暮らしを志向するまちなか居住を誘導します。

【地区拠点】
●地区拠点では、地域住民の日常を支える身近な商業機能や生活サービスの都市機能を維持・充実を図ります。
●都市機能を維持しつつ、鉄道の交通利便性や既存ストックを活用して、駅周辺における定住促進を図ります。

【その他の拠点】
●準地区拠点やコミュニティ拠点については、居住地の人口密度を確保することにより既存都市機能の立地を維持するとともに、他拠点と連携して都市機能の補完を図ります。

【公共交通】
●拠点の連携・活性化のため、拠点間及び居住地域と拠点を連絡する公共交通ネットワークを確保・維持します。
●犬山駅を中心とした各鉄道駅、総合犬山中央病院といった交通結節点の乗継利便性を向上します。
●地域の移動特性に対応した移動手段を地域とともに選択し、日常的な外出の足を確保します。

【防災】
●想定される土砂災害や河川浸水等の災害リスクの防災・減災を図るため、ハード・ソフト両面での対策を講じるとともに、リスクコミュニケーションを通じた自助・共助・公助の連携による安全に暮らせる居住環境の形成を図ります。
●災害ハザードエリアでの住宅立地について、より安全な暮らしを誘導できるような制度設計を進めます。

（白紙）

第４章　居住誘導区域

１　居住誘導区域に関する基本的事項

１）居住誘導区域の概要

居住誘導区域とは、「人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域」とされ、「立地適正化計画の区域における人口、土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して、良好な居住環境が確保され、公共投資その他の行政運営が効率的に行われるように定めるもの」です。（都市再生特別措置法第 81 条第 19 項及び都市計画運用指針）

また、具体的な区域は、「国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口をもとに、長期的な地区別人口見通しを見据えつつ、以下の観点等から具体の区域を検討する」こととされています。（立地適正化計画策定の手引き）

○徒歩や主要な公共交通路線等を介した拠点地区へのアクセス性
○区域内の人口密度水準を確保することによる生活サービス施設の持続性
○対象区域における災害等に対する安全性

なお、居住誘導区域は、既に郊外の集落地や住宅団地に居住している人を無理に誘導するものではなく、生活利便性の高い拠点を形成することで、拠点やその周辺へのアクセス性を高めながら、居住を緩やかに誘導するものです。

２）居住誘導区域の設定に関する基本的な考え方

■居住誘導区域を設定する候補となる区域

居住誘導区域を設定することが考えられる区域は、以下のような区域とされています。

○都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
○都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
○合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

■居住誘導区域として設定しない区域

【居住誘導区域を設定できない区域】

居住誘導区域を設定できない区域は以下のとおりです。

本市では、市街化調整区域、農用地区域、自然公園特別地域、保安林、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域が該当していますが、市街化区域内で該当する区域は土砂災害特別警戒区域のみです。

■表　居住誘導区域を設定できない区域

内容	本市で該当する区域
ア　都市計画法第７条第１項に規定する市街化調整区域	あり
イ　建築基準法第39条第１項に規定する災害危険区域のうち、同条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域	なし
ウ　農業振興地域の整備に関する法律第８条第２項第１号に規定する農用地区域又は農地法第５条第２項第１号ロに掲げる農地若しくは採草放牧地の区域	あり （市街化区域内：なし）
エ　自然公園法第20条第１項に規定する特別地域、森林法第25条若しくは第25条の２の規定により指定された保安林の区域、自然環境保全法第14条第１項に規定する原生自然環境保全地域若しくは同法第25条第１項に規定する特別地区又は森林法第30条若しくは第30条の２の規定により告示された保安林予定森林の区域、同法第41条の規定により指定された保安施設地区若しくは同法第44条において準用する同法第30条の規定により告示された保安施設地区に予定された地区	あり （市街化区域内：なし）
オ　地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域	なし
カ　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第３条第１項に規定する急傾斜地崩壊危険区域	あり （市街化区域内：なし）
キ　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第９条第１項に規定する土砂災害特別警戒区域	あり
ク　特定都市河川浸水被害対策法第56条第１項に規定する浸水被害防止区域	なし

※都市再生特別措置法第 81 条第 19 項、同法施行令第 30 条

【原則として居住誘導区域を設定すべきでない区域】

原則として居住誘導区域を設定すべきでない区域は以下のとおりです。本市では、いずれの区域も該当していません。

■表　原則として居住誘導区域を設定すべきでない区域

内容	本市で該当する区域
ア　津波防災地域づくりに関する法律第 72 条第１項に規定する津波災害特別警戒区域	なし
イ　建築基準法第39条第１項に規定する災害危険区域のうち、同条第２項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く	なし

※都市計画運用指針

【適当でないと判断される場合、原則として居住誘導区域を設定すべきでない区域】

適当でないと判断される場合、原則として居住誘導区域を設定すべきでない区域は、以下のとおりです。

本市では、土砂災害警戒区域と浸水想定区域が該当しています。

■表　適当でないと判断される場合は、原則として居住誘導区域を設定すべきでない区域

内容	本市で該当する区域
ア　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第７条第１項に規定する土砂災害警戒区域	あり
イ　津波防災地域づくりに関する法律第53条第１項に規定する津波災害警戒区域	なし
ウ　水防法第15条第１項４号に規定する浸水想定区域	あり
エ　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第４条第１項に規定する基礎調査、津波防災地域づくりに関する法律第８条第１項に規定する津波浸水想定における浸水の区域、特定都市河川浸水被害対策法第４条第２項第４号に規定する都市浸水想定における都市浸水が想定される区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域	あり ※内水浸水想定区域

※都市計画運用指針

※その他補足事項

・入鹿池の浸水想定区域は、入鹿池が満水状態の時に堤体が決壊し、全量が流出した場合の想定となっていますが、学識経験者らで構成する「入鹿池耐震性検証委員会(2012～2014 年度)」において、大規模地震に対する耐震性の検証を行い、「想定される大規模地震(南海トラフ地震等)に対し、耐震性能を有している。」という結果が出ていることを踏まえ、居住誘導区域から除外しないこととします。

・大規模盛土造成地については、第１次スクリーニングによって抽出した対象区域において、第２次スクリーニングを実施するなど土砂災害の危険性が明らかになったときは、居住誘導区域からの除外について、その必要性を検討します。

【居住誘導区域を設定することについて慎重に判断すべき区域】

居住誘導区域を設定することについて慎重に判断すべき区域は以下のとおりです。

本市では、工業専用地域が該当するほか、工業系用途地域については土地利用の状況に応じた判断が必要です。

■表　居住誘導区域に設定することについて慎重に判断すべき区域

内容	本市で該当する区域
ア　都市計画法第８条第１項第１号に規定する用途地域のうち工業専用地域、同項第 13 号に規定する流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域	あり
イ　都市計画法第８条第１項第２号に規定する特別用途地区、同法第12条の４第１項第１号に規定する地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域	あり
ウ　過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	なし
エ　工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	なし

※都市計画運用指針

2　居住誘導区域の設定

1）居住誘導区域の基本的な方針

本市の人口は、今後も減少が継続していくことが予測されているものの、世帯数は増加傾向にあり、市街化区域の人口密度をみても一定以上確保されていることから、すぐに市街地を縮退することが必要な状況にはないと考えられます。このことから、現在の市街化区域を基本とした居住誘導区域を設定し、居住誘導による人口密度の維持を図っていきます。

居住誘導については、居住誘導区域外の居住者を居住誘導区域内へ積極的に移転を促すものではなく、市内への移住や定住を検討する方に対して、居住誘導区域内を居住地として選択してもらえるような誘導施策を運用するなど、長期的な視点で緩やかな誘導を図っていくものとします。

なお、居住誘導区域を設定できない市街化調整区域については、「市街化を抑制する区域」という性格と本計画との整合に留意しつつ、鉄道駅の周辺や市街化調整区域の拠点がある地域では、地域資源や既存ストックなどの地域の特性に応じて、条例等に基づく開発許可や地区計画制度を適切に運用することで、地域コミュニティの維持に必要な一定の居住や地域の生活利便性の向上に寄与する都市機能の立地を許容するものとします。

2）居住誘導区域等における暮らし方の整理

居住誘導区域の設定にあたり、目指すべき暮らし方のイメージを以下のとおり整理します。

■表　居住誘導区域等における暮らし方のイメージ

区分		目指すべき暮らし方のイメージ
居住誘導区域	市街地での便利な暮らし 	・人口密度や公共交通が維持され、都市基盤の整備により良好な居住環境が形成されている ・駅やバス路線のバス停を中心に戸建て、集合住宅が多く立地している ・通勤・通学、買物、通院等に便利な生活を志向する市民が駅周辺に多く暮らしている
	主要拠点・まちなかでの暮らし 	・市民をはじめ多くの来訪者が利用する都市機能や交流施設等が立地している ・駅まで徒歩や自転車で行ける範囲に戸建て、集合住宅が立地し、駅周辺では建物の高度利用がされている ・多様な都市機能が身近に分布し、自家用車に頼らずに生活ができる
居住誘導区域以外	縁辺部でのゆとりある暮らし 	・一定の都市基盤が整備され、住宅等の既存ストックの活用により多様な居住ニーズの受け皿となっている ・閑静なエリアにおいて低層の戸建て住宅等を中心とする落ち着いた居住環境が維持されている ・バスに加えて自家用車やタクシーといった多様な手段により市街地にアクセスできる
	自然や農とふれあう暮らし 	・豊かな自然環境が適切に保全され、自然に囲まれながらゆったりと生活できる ・集落地においてゆとりある戸建て住宅等が立地し、地域のコミュニティが維持されている ・バスに加えて自家用車やタクシーといった多様な手段により市街地にアクセスできる

3）居住誘導区域の設定方針

居住誘導区域の設定に関する基本的な考え方等を踏まえ、本市における居住誘導区域は以下の方針で設定します。

Ⅰ．まちなか居住を推進するため、都市拠点や鉄道駅の周辺は居住誘導区域とします。
Ⅱ．拠点間や居住地域を結ぶ公共交通ネットワークを維持するため、公共交通の利便性が高い区域は居住誘導区域に設定します。
Ⅲ．既成市街地の人口密度を維持する観点から、将来一定の人口密度が維持することが見込まれる市街地や良好な居住環境が形成されている市街地は居住誘導区域に設定します。
Ⅳ．安全・安心に暮らせる市街地を形成するため、災害の危険性が高い区域は、原則、居住誘導区域の設定から除外します。
Ⅴ．居住誘導の観点から、工業地等の住宅地以外の土地利用を推進する地域は、居住誘導区域の設定から除外します。

上記の５つの方針を基に「居住誘導区域を設定する候補となる区域（方針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）」と「居住誘導区域を設定できない区域等（方針Ⅳ、Ⅴ）」を整理します。

■居住誘導区域を設定する候補となる区域 ➡方針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ

本市は、鉄道駅を中心として路線バスやコミュニティバスが運行され、市内全域を概ねカバーする公共交通網が形成されており、公共交通網により都市機能の集積した拠点へのアクセスが可能であることから、公共交通の利便性が高い「鉄道駅の徒歩圏（800m）」及び「バス停の徒歩圏（300m）」を居住誘導区域に設定します。

また、良好な居住環境が形成されている区域として、「土地区画整理事業や地区計画により、都市基盤が整った良好な居住環境が形成されている、また、形成が見込まれる区域」は、居住誘導区域に設定します。

このほか、生活サービス施設の持続的確保が可能な区域として、医療・福祉・商業等の都市機能が持続的に維持されるためには、一定の人口規模が必要であることから、「将来人口密度（令和22年（2040年））が40人/ha以上見込める区域」は、居住誘導区域に設定します。

■表　居住誘導区域を設定する候補となる区域

Ⅰ・Ⅱ	鉄道駅の徒歩圏（800m）」及び「バス停の徒歩圏（300m）	居住誘導区域に設定
Ⅲ	「土地区画整理事業」や「地区計画」により、都市基盤が整った良好な居住環境が形成されている、また、形成が見込まれる区域	居住誘導区域に設定
Ⅲ	将来人口密度（令和22年(2040年)）が40人/ha以上見込める区域	居住誘導区域に設定

■居住誘導区域として設定しない区域 ➡方針Ⅳ・Ⅴ

【法令により居住誘導区域を設定できない区域（Ⅳ）】

都市再生特別措置法第 81 条第 19 項、同法施行令第 30 条において、居住誘導区域を設定できない区域として位置づけられる「市街化調整区域」、「農用地区域※」、「自然公園特別区域※」、「保安林※」、「急傾斜地崩壊危険区域※」、「土砂災害特別警戒区域」は、居住誘導区域の設定から除外します。（※市街化区域内になし）

■表　法令により居住誘導区域を設定できない区域

Ⅳ	市街化調整区域、農用地区域※、 自然公園特別区域※、保安林※	居住誘導区域の設定から除外
Ⅳ	急傾斜地崩壊危険区域※、土砂災害特別警戒区域	居住誘導区域の設定から除外

【災害が発生することが想定されている区域（Ⅳ）】

「土砂災害リスク」及び「浸水リスク」がある区域で、国の指針に「災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し，又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住の誘導が適当ではない場合は、原則、居住誘導区域に含まないこととすべき」とされており、居住誘導区域の設定から除外する必要性を検討します。

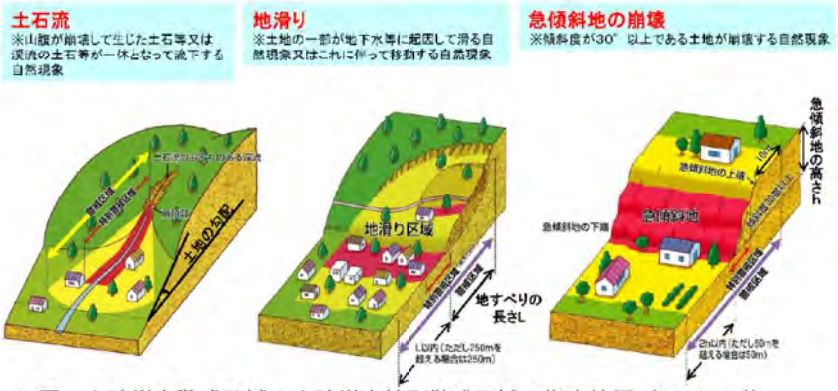
土砂災害リスク

急傾斜地崩壊危険区域※及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）は、前述の法令により居住誘導区域を設定すべきでない区域に位置づけられます。

土砂災害警戒区域は、市街化区域の一部において比較的狭い範囲で区域指定されており、土砂災害特別警戒区域と重複した箇所を除くとさらに区域が限定的で、届出制度に関わる一定規模以上の開発行為、建築等行為が考えにくいこと、また、当該区域の居住者に対しては、災害リスクの周知徹底や避難情報等を早期に伝達できる仕組みづくりなど警戒避難体制の整備を講じており、今後も引き続き行政と住民が連携して警戒避難体制の充実・強化を図ることとし、これらを踏まえて居住誘導区域の設定から除外しないこととします。

■表　災害が発生することが想定されている区域（土砂災害リスク）

Ⅳ （再掲）	急傾斜地崩壊危険区域※、土砂災害特別警戒区域	居住誘導区域の設定から除外
Ⅳ	土砂災害警戒区域	居住誘導区の設定から除外しない



■図　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定範囲（イメージ）

（出典　立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）（R5.11 改訂））

浸水リスク

想定最大規模（L2）の洪水浸水想定区域は、市街化区域の広範囲に分布しますが、これは想定し得る最大規模の降雨（1000 年に１回程度の降雨）により河川の氾濫等が発生した場合に浸水が想定される区域であり、発生する確率は非常に低い一方で、従来の河川整備等のハード対策では対処が困難となる大規模な洪水を想定しています。

当該浸水想定区域を居住誘導区域の設定から除外することは、既に多くの人が生活し、重要な都市機能を含む市街地を有効に活用できなくなることや定住人口の確保など今後のまちづくりの方向性を踏まえると、都市の将来性、発展性の観点では現実的でないと考えられます。

よって、当該浸水想定区域で広範囲に想定される床上浸水を伴う 0.5m以上の浸水をはじめ、３ｍを超える浸水や家屋の倒壊・流失を伴う深刻なリスクに対して、警戒避難体制の整備・強化をはじめ、住まい方の工夫などソフト対策を主体とした総合的かつ多層的な防災対策に取り組むことを前提に、居住誘導区域の設定から除外しないこととします。

また、居住誘導にあたり一定の浸水リスクがある区域について「防災配慮エリア」を設定することで、新たな居住者への周知を図るとともに、今後の災害リスクに対する取り組みや住民との合意形成等の状況を踏まえ、中長期的な視点で土地利用の方針を適切に見直すこととします。

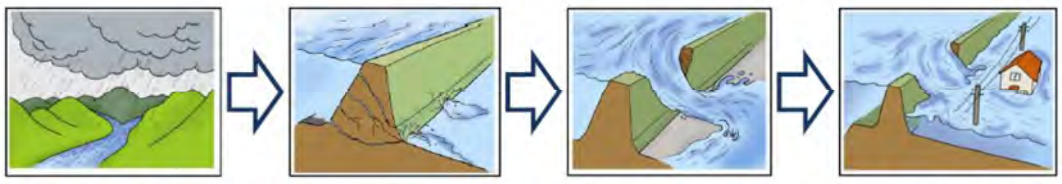
■表　災害が発生することが想定されている区域（洪水（L2））

Ⅳ	想定最大規模（L2）の洪水浸水想定区域	居住誘導区域の設定から除外しない

計画規模（L1）の洪水浸水想定区域は、市街化区域に一定の範囲に分布していますが、そのほとんどが 0.5m未満の浸水深であることや、0.5m以上の浸水が想定される区域も局地的であり、３ｍを超える深刻な浸水が想定される区域はほぼ確認できないことを踏まえて、警戒避難体制の整備や河川整備などハード・ソフトの防災・減災対策により災害の防止、軽減が見込めることから居住誘導区域の設定から除外しないこととします。

■表　災害が発生することが想定されている区域（洪水（L1））

Ⅳ	計画規模（L1）の洪水浸水想定区域	居住誘導区域の設定から除外しない



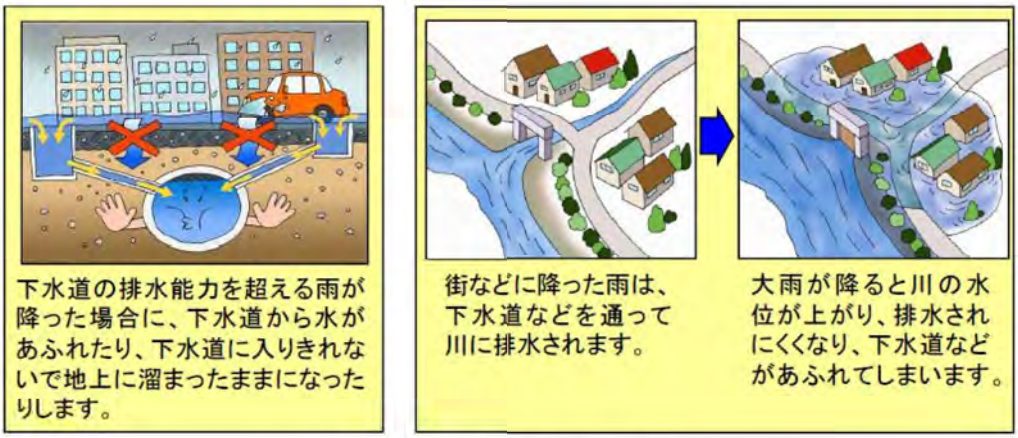
■図　水害発生のメカニズム（洪水）

（出典　立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）（R5.11 改訂））

内水による浸水想定区域は、市街化区域の広範囲に分布しているものの、そのほとんどが 0.5m未満の浸水深であることから、計画規模の洪水（外水）浸水想定区域と同様の対応とし、居住誘導区域の設定から除外しないこととします。

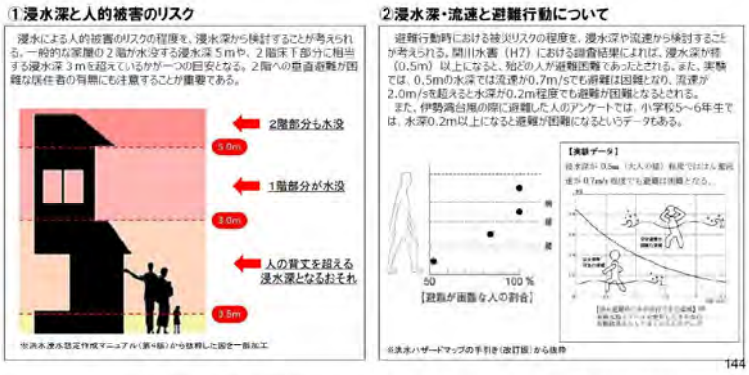
■表　災害が発生することが想定されている区域（内水）

Ⅳ	内水浸水想定区域	居住誘導区域の設定から除外しない



■図　水害発生のメカニズム（内水）

（出典　水害ハザードマップ作成の手引き（参考資料３）（国土交通省））



■図　浸水による人的被害リスク、避難行動について

（出典　水害ハザードマップ作成の手引き（参考資料３）（国土交通省））

【住宅地以外の土地利用を推進する区域（Ⅴ）】

「工業専用地域」及び「住居系以外の地区計画区域」は、住宅等の建築が制限されていることから、居住誘導区域の設定から除外します。

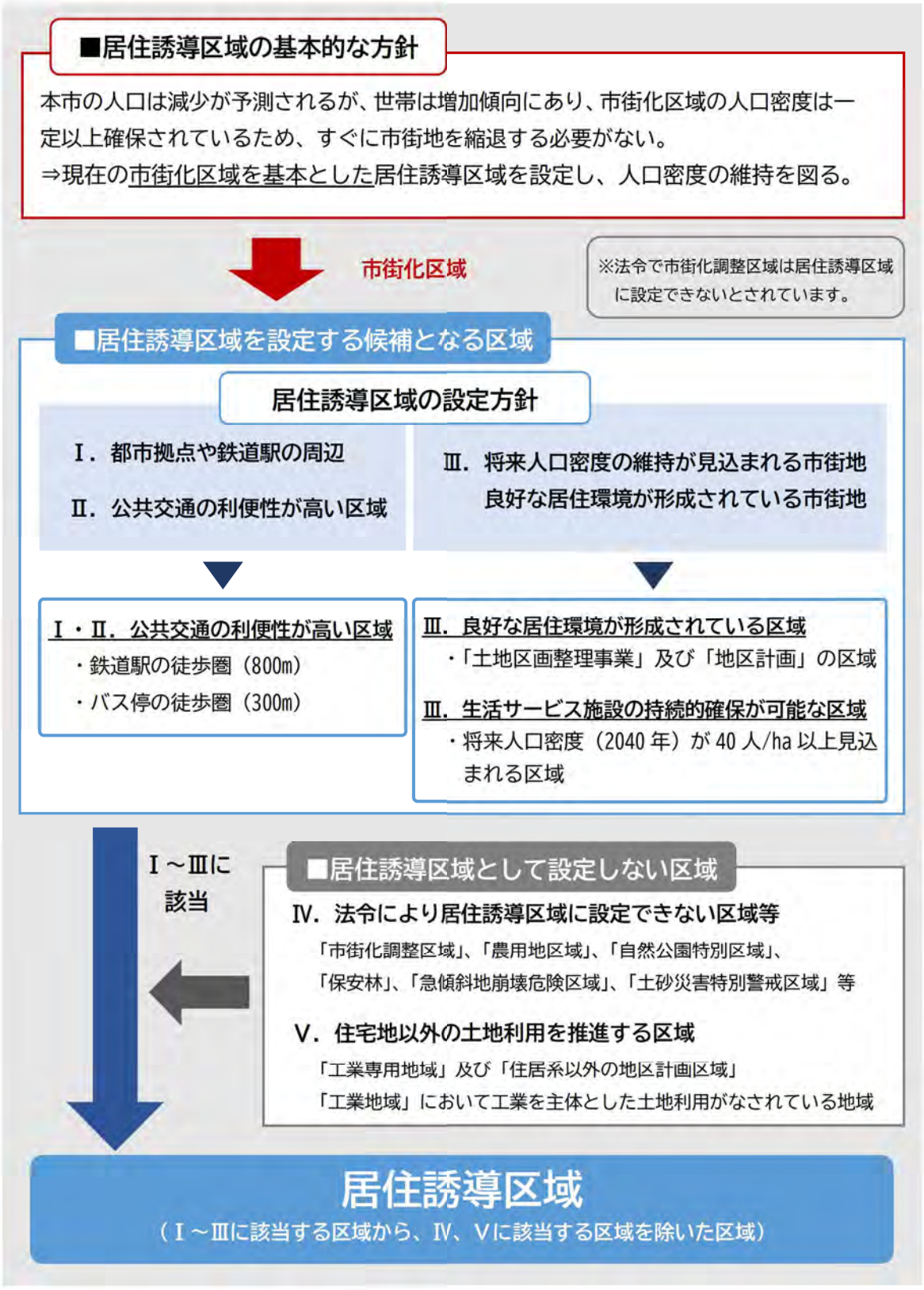
また、「工業地域」については、各地域の土地利用状況を踏まえた上で、工業を主体とした土地利用がなされている地域は、居住誘導区域の設定から除外します。

■表　住宅地以外の土地利用を推進する区域

Ⅴ	工業専用地域、住居系以外の地区計画区域、工業を主体とした土地利用がなされている地域	居住誘導区域の設定から除外

4）居住誘導区域の設定

これまで整理した方針に従い、次のフローのとおり居住誘導区域を設定します。

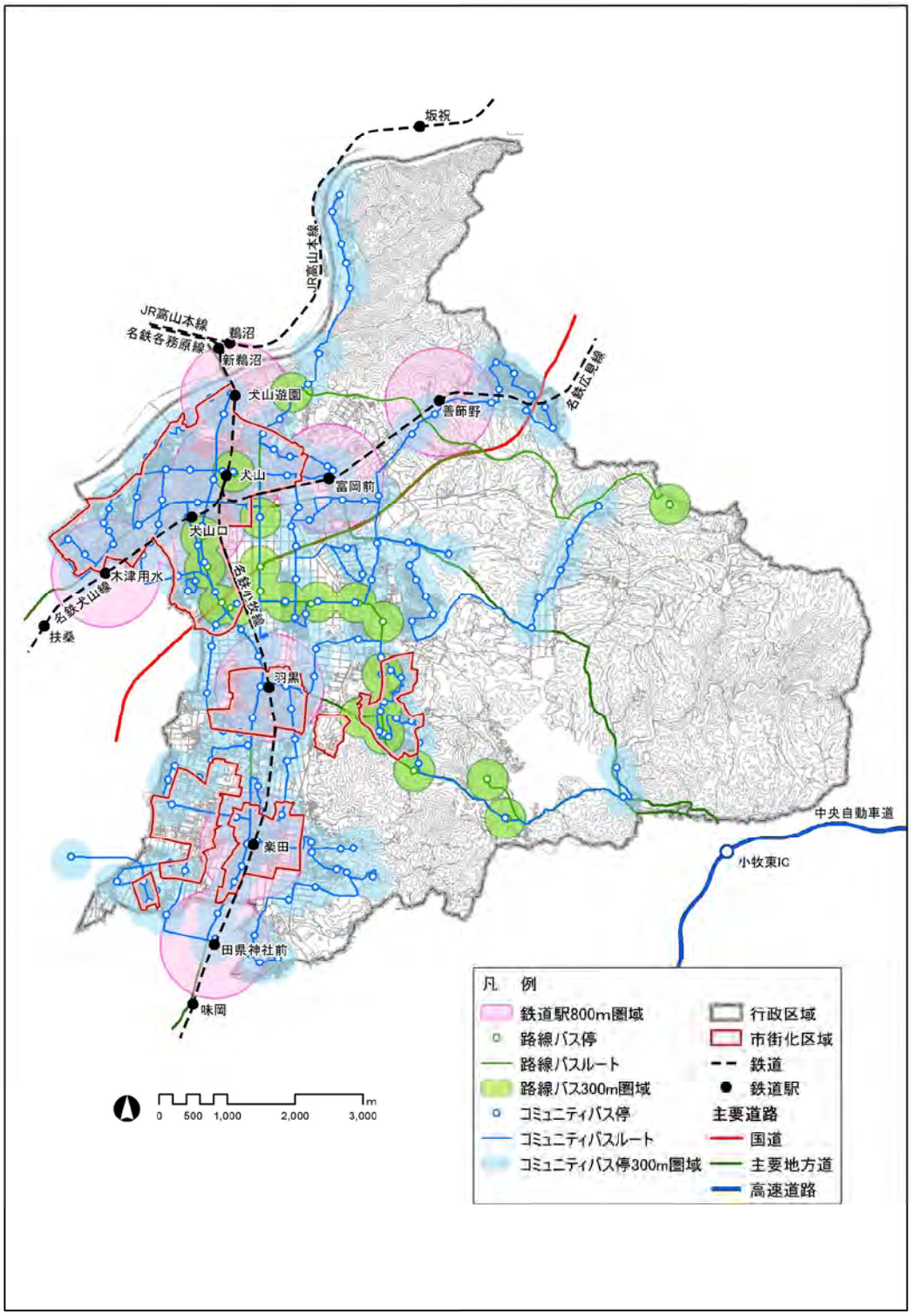


■図　居住誘導区域の設定フロー

■居住誘導区域を設定する候補となる区域

【公共交通の利便性が高い地域】

鉄道駅 800m 圏及び路線バスのバス停 300m 圏、コミュニティバスのバス停 300m 圏は、居住地域の大部分をカバーしています。

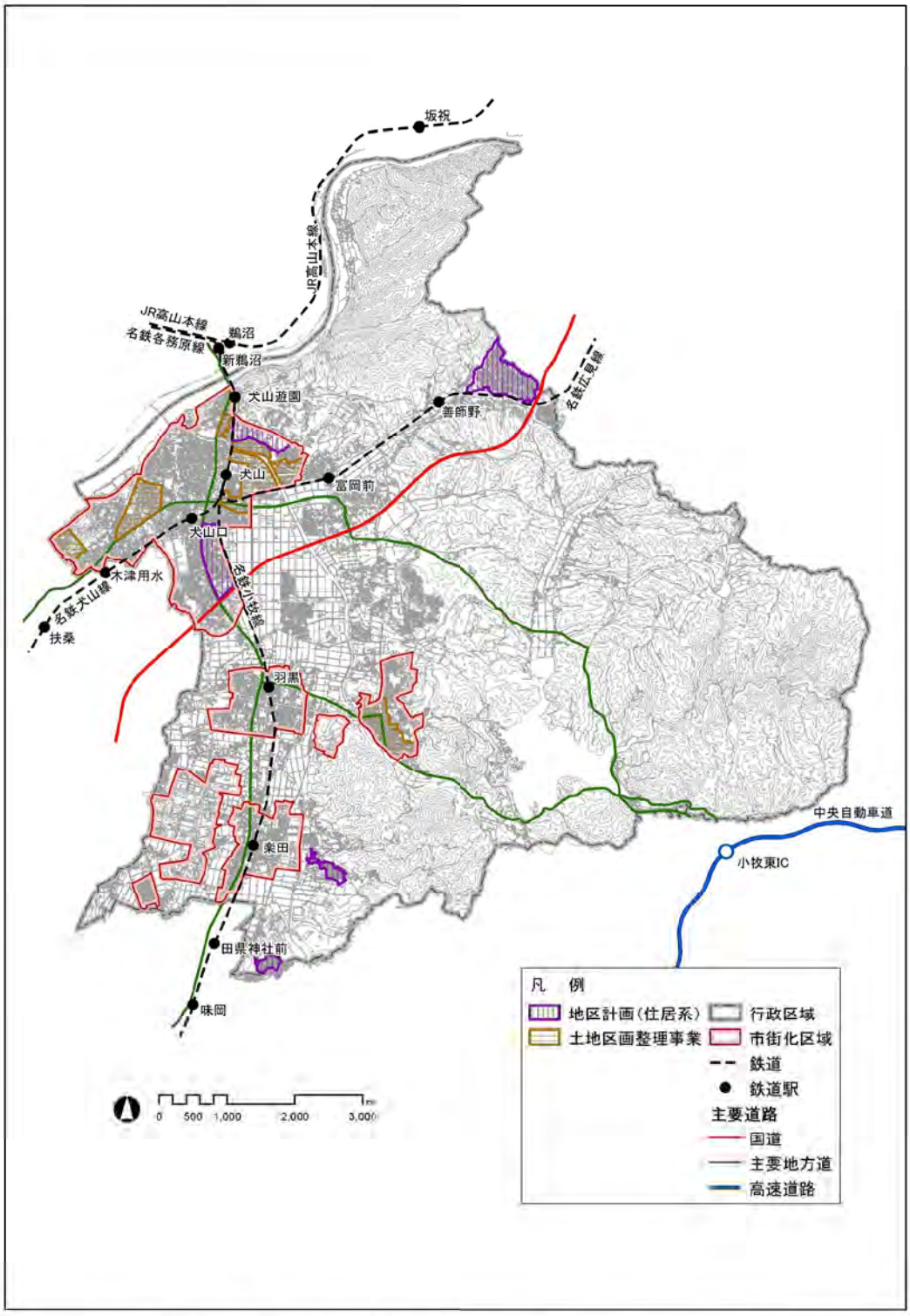


■図　公共交通の利便性が高い地域

（資料　犬山市）

【良好な居住環境が形成されている又は形成される見込みのある区域】

犬山駅周辺や郊外の住宅団地などで、土地区画整理事業が施行された地域や地区計画が決定されている地域があります。

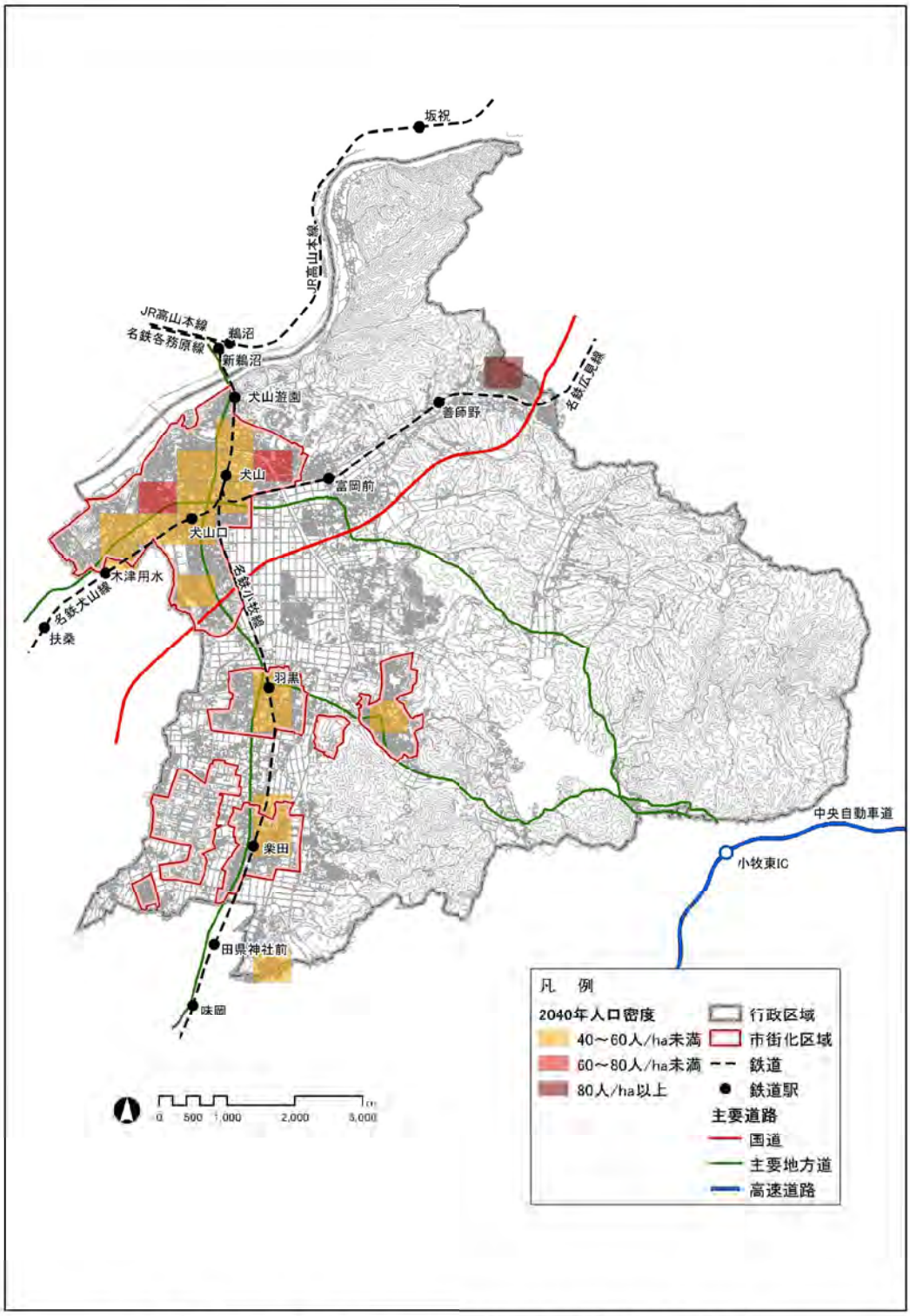


■図　良好な居住環境が形成されている又は形成される見込みのある区域

（資料　犬山市）

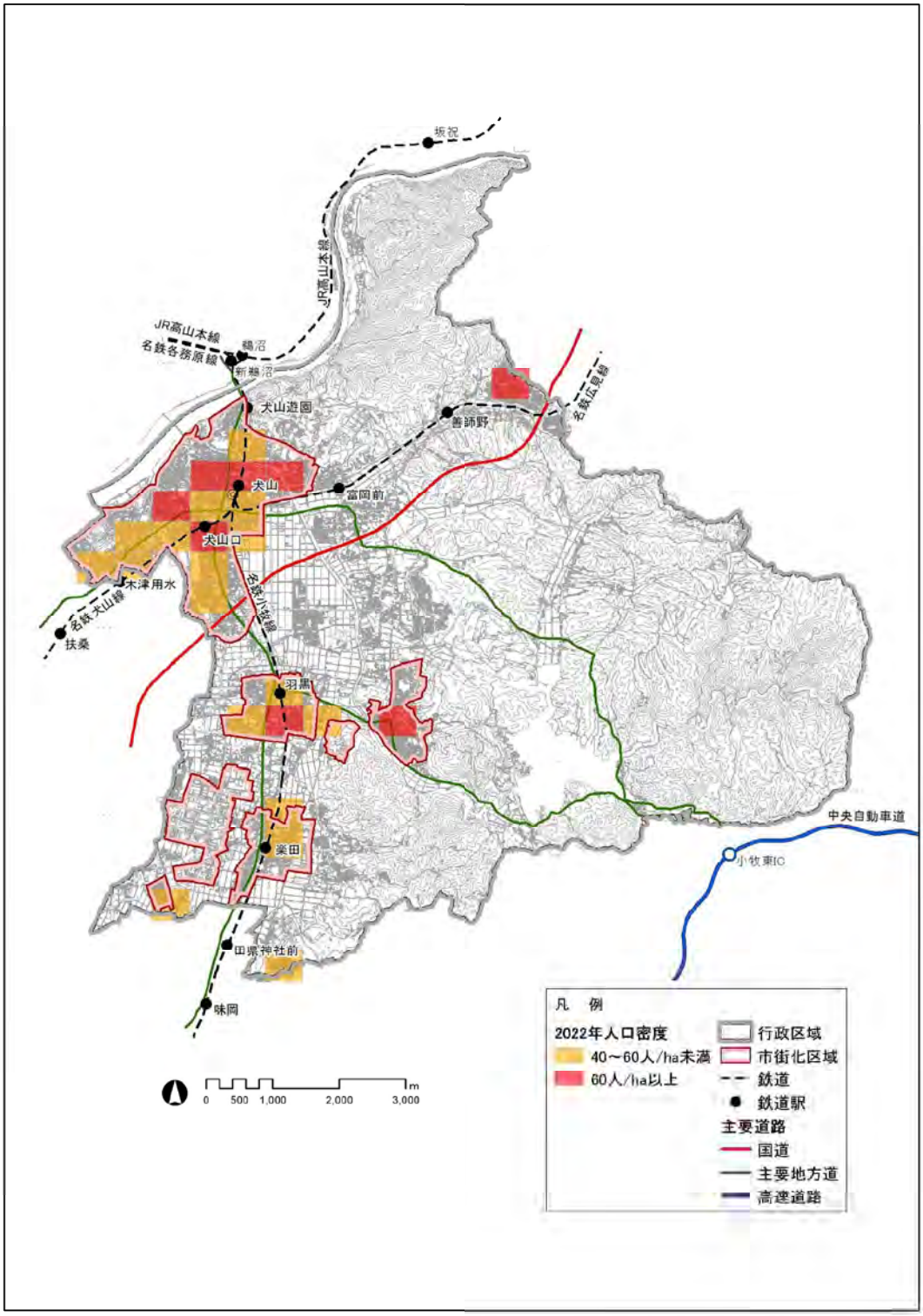
【生活サービス施設の持続的確保が可能な区域】

犬山駅周辺や羽黒駅周辺、楽田駅周辺は、現在（令和２年(2020 年)）より人口密度は低下するものの、将来（令和 22 年(2040 年)）においても一定の人口密度を維持すると推計されています。



■図　生活サービス施設の持続的確保が可能な区域（R22 人口密度）

（資料　国土数値情報「500m メッシュ別将来推計人口」）



■図　生活サービス施設の持続的確保が可能な区域（R2 人口密度）【参考】

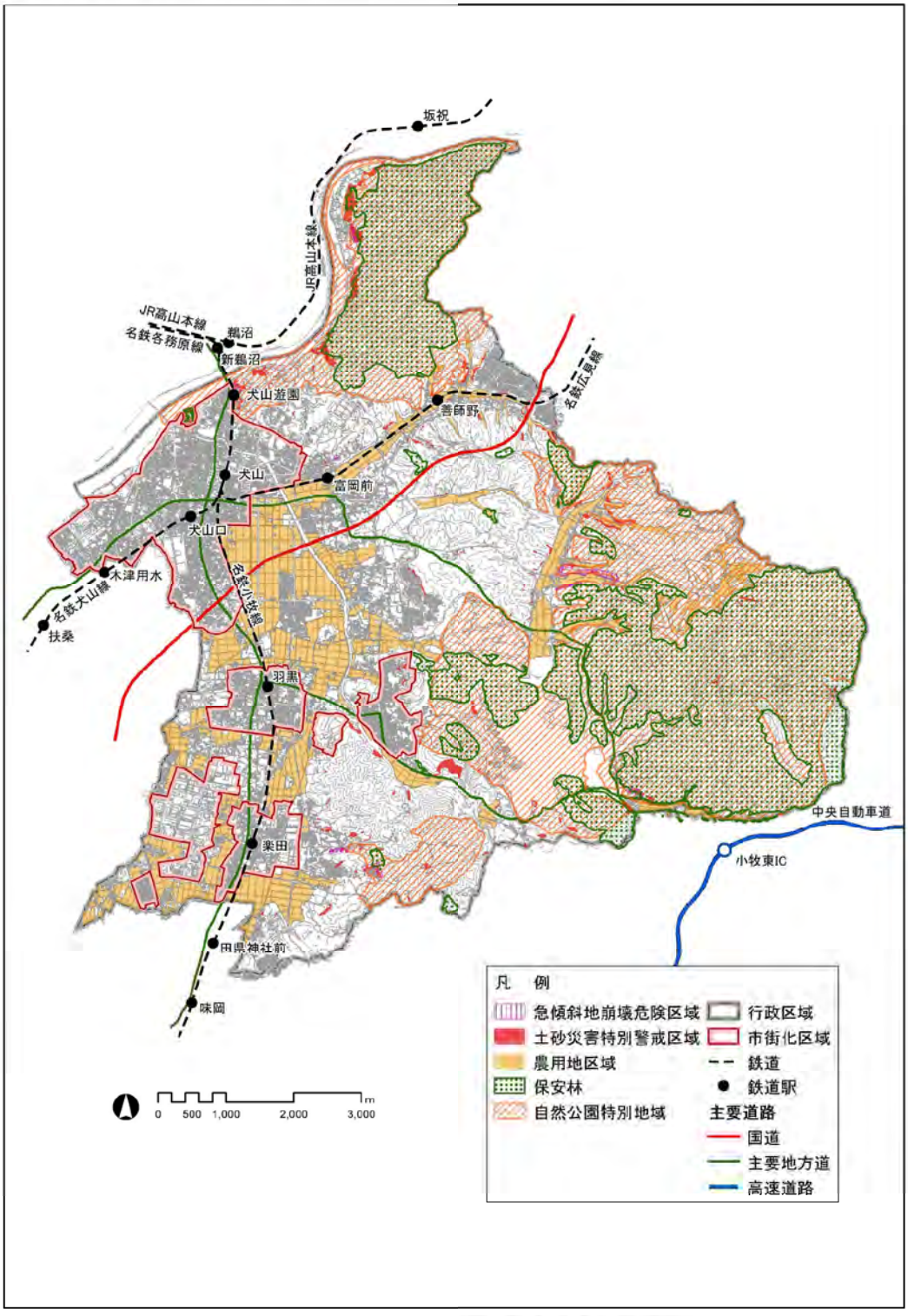
（資料　国勢調査）

■居住誘導区域として設定しない区域

【法令により居住誘導区域に設定できない区域】

市街化区域の一部に土砂災害特別警戒区域に指定されている区域がみられます。

その他の急傾斜地崩壊危険区域、農用地区域、保安林、自然公園特別地域は市街化区域内には指定されていません。

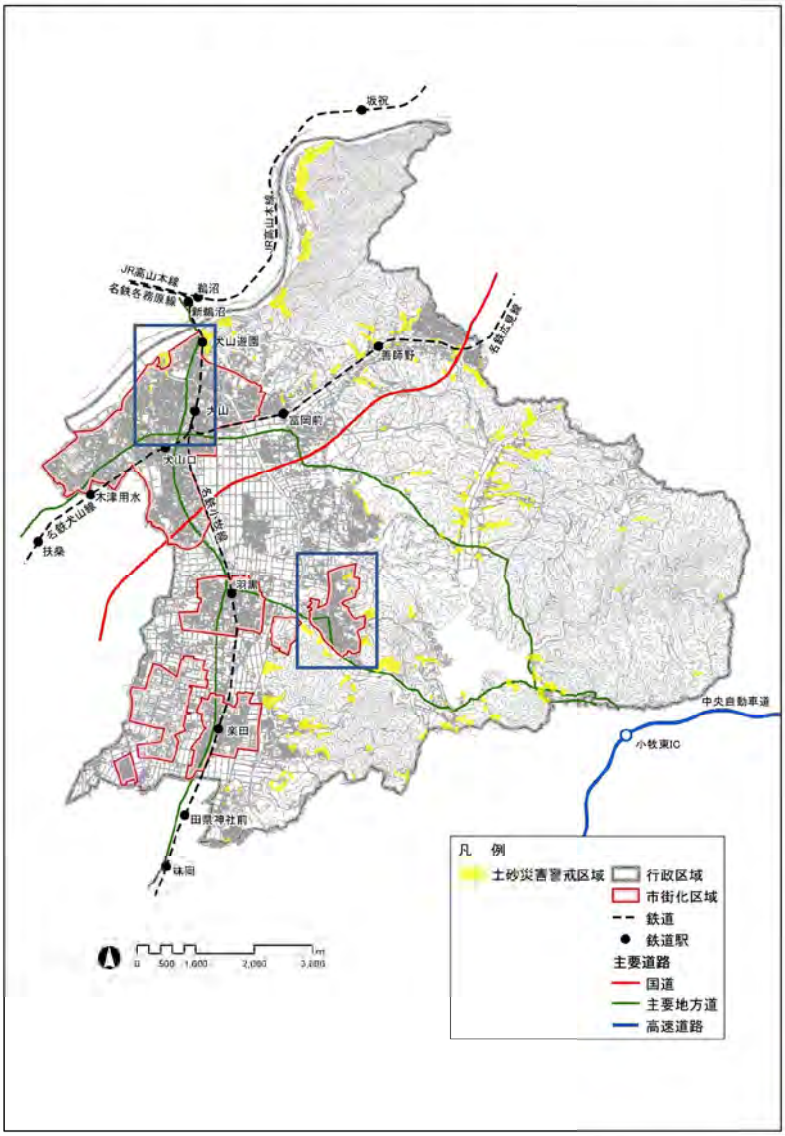


■図　法令により居住誘導区域に設定できない区域

（資料　国土数値情報「農業地域」「森林地域」「自然公園地域」、犬山市）

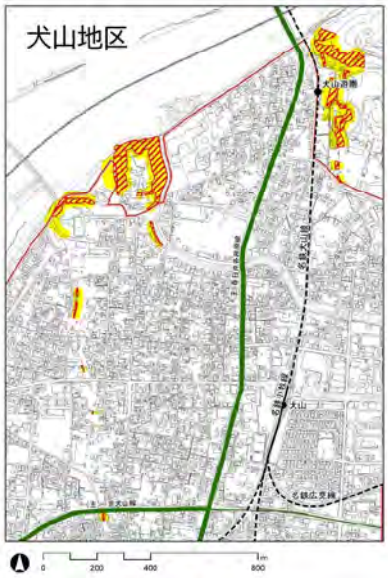
【災害が発生することが想定されている区域】

土砂災害警戒区域は、市街化区域の一部において比較的狭い範囲で区域指定されており、土砂災害特別警戒区域と重複した箇所を除くとさらに区域が限定的で、届出制度に関わる一定規模以上の開発行為、建築等行為が考えにくいこと、また、当該区域の居住者に対しては、災害リスクの周知徹底や避難情報等を早期に伝達できる仕組みづくりなど警戒避難体制の整備を講じており、今後も引き続き行政と住民が連携して警戒避難体制の充実・強化を図ることとし、これらを踏まえて居住誘導区域の設定から除外しないこととします。

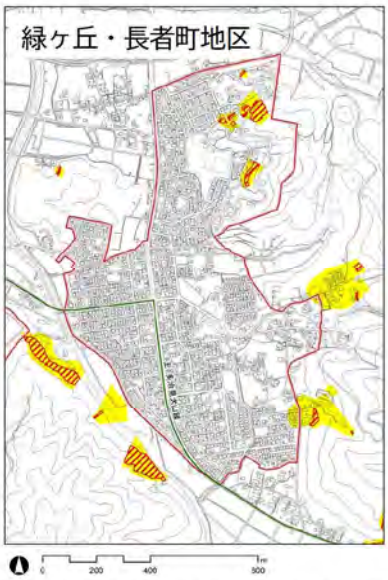


■図　災害が発生することが想定されている区域

（資料　愛知県オープンデータ）



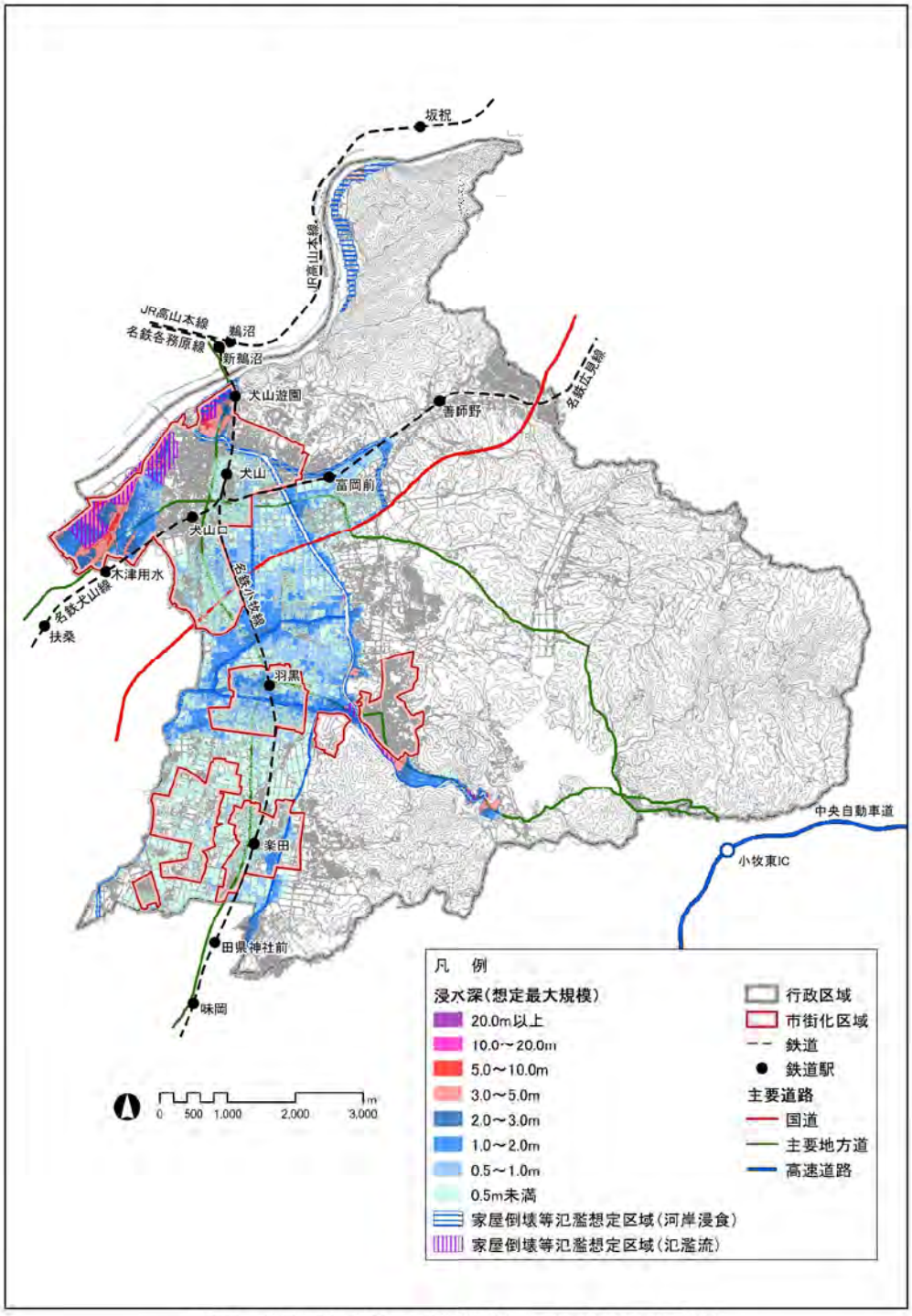
・市街化区域内の土砂災害警戒区域の面積（土砂災害特別警戒区域を除く）：1.9ha
・上記区域における建物：
計 34 棟（住宅：23 棟、その他：11 棟）



・市街化区域内の土砂災害警戒区域の面積（土砂災害特別警戒区域を除く）：1.4ha
・上記区域における建物：
計 40 棟（住宅：40 棟、その他：0 棟）

想定最大規模（L2）の洪水浸水想定区域においては、広範囲に想定される床上浸水を伴う0.5m以上の浸水をはじめ、３ｍを超える浸水や家屋の倒壊・流失を伴う深刻なリスクに対して、警戒避難体制の整備・強化をはじめ、住まい方の工夫などソフト対策を主体とした総合的かつ多層的な防災対策に取り組むことを前提に、居住誘導区域の設定から除外しないこととします。

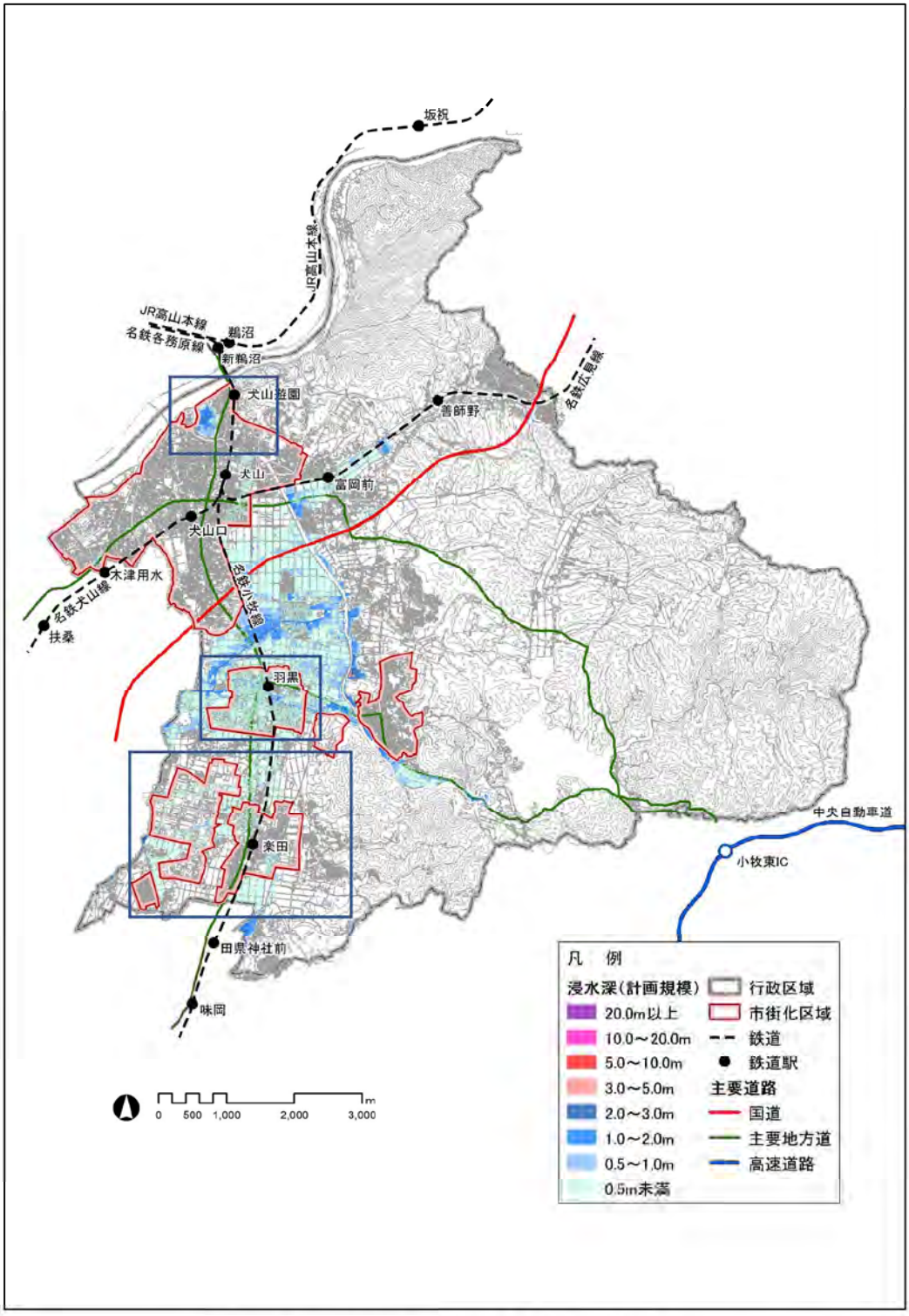
また、居住誘導にあたり一定の浸水リスクがある区域について「防災配慮エリア」を設定することで、新たな居住者への周知を図るとともに、今後の災害リスクに対する取り組みや住民との合意形成等の状況を踏まえ、中長期的な視点で土地利用の方針を適切に見直すこととします。



■図　洪水（想定最大規模（L2））による浸水想定区域

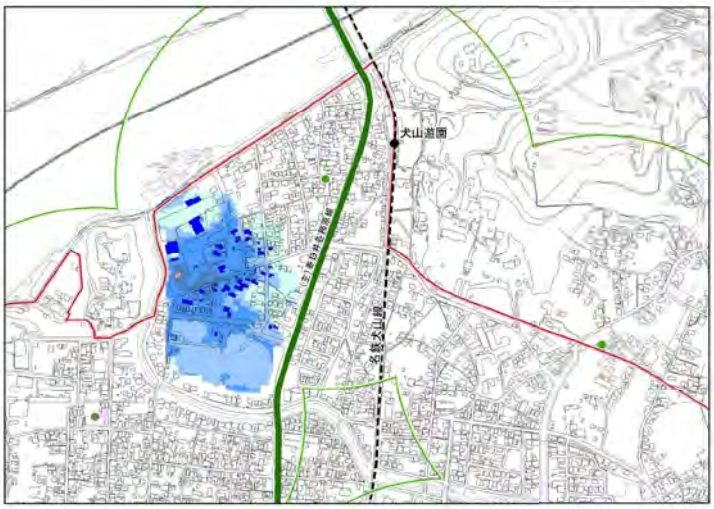
（資料　木曽川上流河川事務所、愛知県河川課）

計画規模（L1）の洪水浸水想定区域は、市街化区域に一定の範囲に分布していますが、そのほとんどが 0.5m未満の浸水深であることや、0.5m以上の浸水が想定される区域も局地的であり、３ｍを超える深刻な浸水が想定される区域はほぼ確認できないことを踏まえて、警戒避難体制の整備や河川整備などハード・ソフトの防災・減災対策により災害の防止、軽減が見込めることから居住誘導区域の設定から除外しないこととします。



■図　洪水（計画規模（L1））による浸水想定区域

（資料　木曽川上流河川事務所、愛知県河川課）

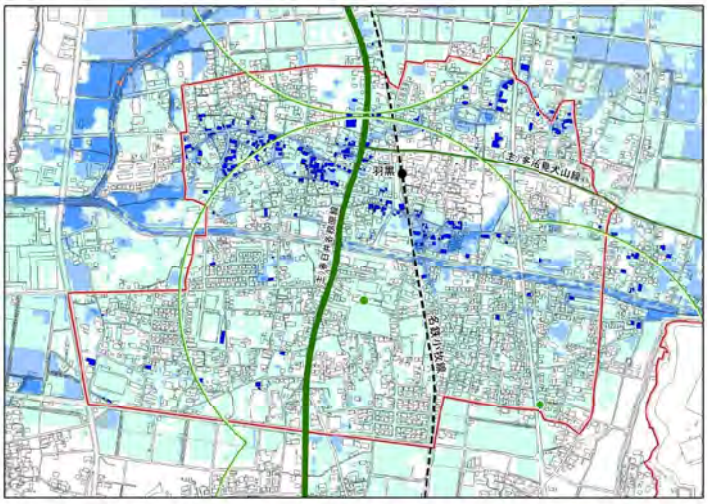


凡　例
- 指定避難所
- 指定避難所500m圏域
- 垂直避難が困難な建物
- 行政区域
- 市街化区域
- 鉄道
- 鉄道駅

浸水深(計画規模)
- 20.0m以上
- 10.0～20.0m
- 5.0～10.0m
- 3.0～5.0m
- 2.0～3.0m
- 1.0～2.0m
- 0.5～1.0m
- 0.5m未満

主要道路
- 国道
- 主要地方道
- 高速道路

・0.5m 以上の浸水想定区域面積：11.4ha
・垂直避難が困難な建物(平屋建てのみ該当)：
計 58 棟（住宅：36 棟、その他：22 棟）



凡　例
- 指定避難所
- 指定避難所500m圏域
- 垂直避難が困難な建物
- 行政区域
- 市街化区域
- 鉄道
- 鉄道駅

浸水深(計画規模)
- 20.0m以上
- 10.0～20.0m
- 5.0～10.0m
- 3.0～5.0m
- 2.0～3.0m
- 1.0～2.0m
- 0.5～1.0m
- 0.5m未満

主要道路
- 国道
- 主要地方道
- 高速道路

・0.5m 以上の浸水想定区域面積：10.3ha
・垂直避難が困難な建物(平屋建てのみ該当)：
計 253 棟（住宅：221 棟、その他：32 棟）



凡　例
- 指定避難所
- 指定避難所500m圏域
- 垂直避難が困難な建物
- 行政区域
- 市街化区域
- 鉄道
- 鉄道駅

浸水深(計画規模)
- 20.0m以上
- 10.0～20.0m
- 5.0～10.0m
- 3.0～5.0m
- 2.0～3.0m
- 1.0～2.0m
- 0.5～1.0m
- 0.5m未満

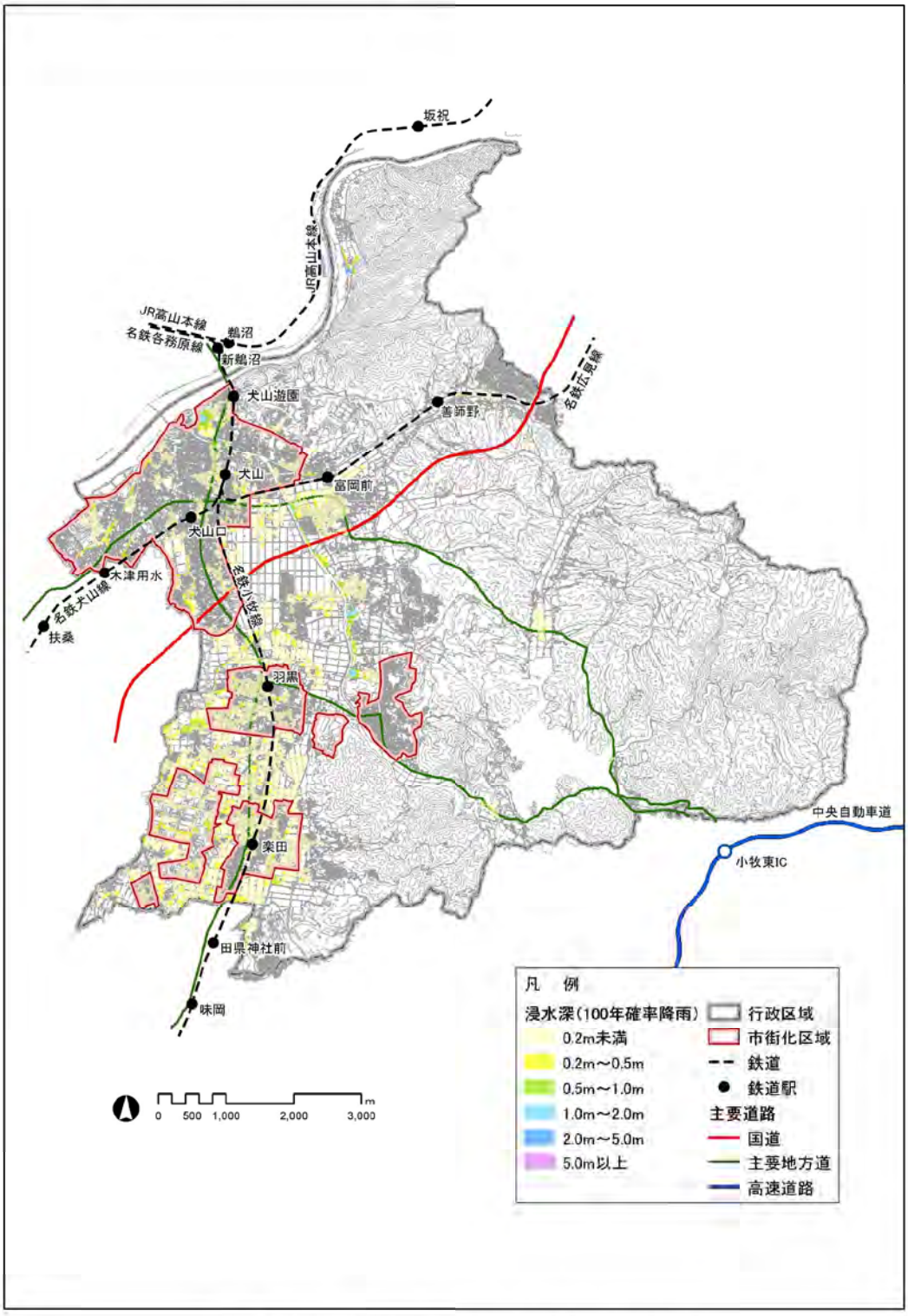
主要道路
- 国道
- 主要地方道
- 高速道路

・0.5m 以上の浸水想定区域面積：1.1ha
・垂直避難が困難な建物(平屋建てのみ該当)：
計 19 棟（住宅：8 棟、その他：11 棟）

■図　洪水（計画規模（L1））による浸水想定区域（拡大）

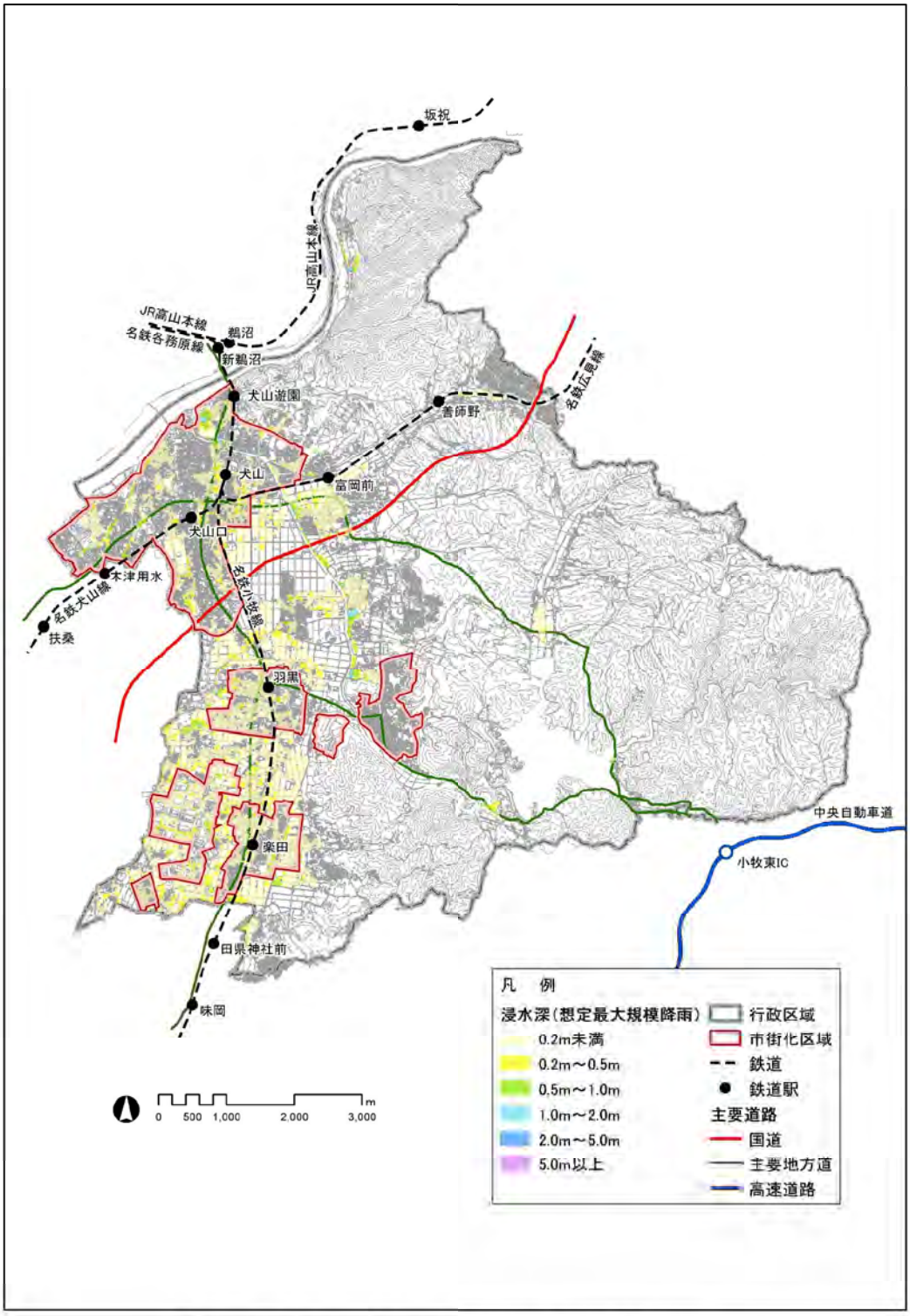
（資料　都市計画基礎調査（R4）、木曽川上流河川事務所、愛知県河川課）

内水による浸水想定区域は、市街化区域の広範囲に分布しているものの、そのほとんどが 0.5 m未満の浸水深であり、計画規模（L1）の洪水（外水）浸水想定区域と同様の対応とし、居住誘導区域の設定から除外しないこととします。



■図　内水氾濫（100 年確率降雨）による浸水想定区域

（資料　犬山市）



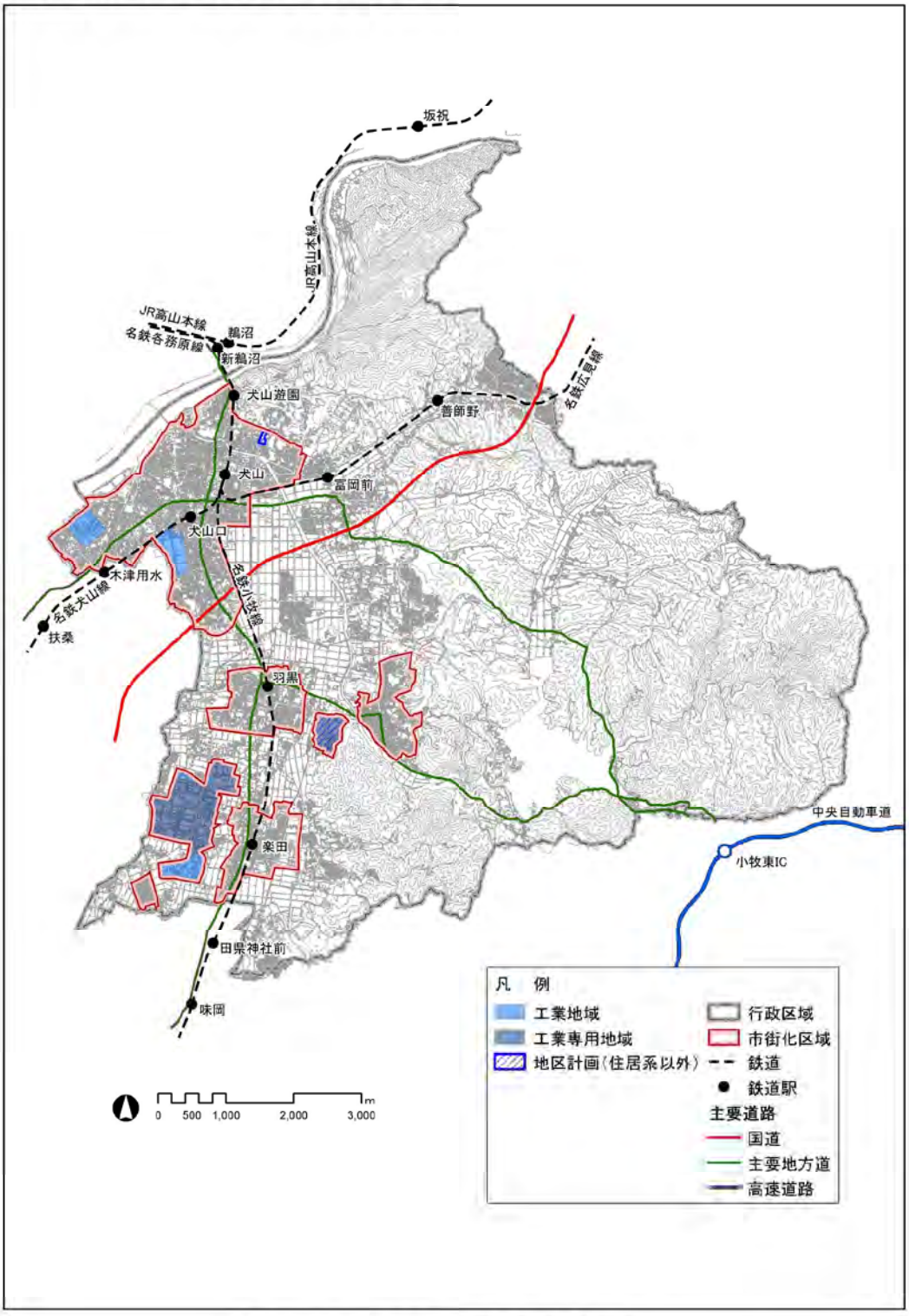
■図　内水氾濫（想定最大規模（L2））による浸水想定区域

（資料　犬山市）

【住宅地以外の土地利用を推進する区域】

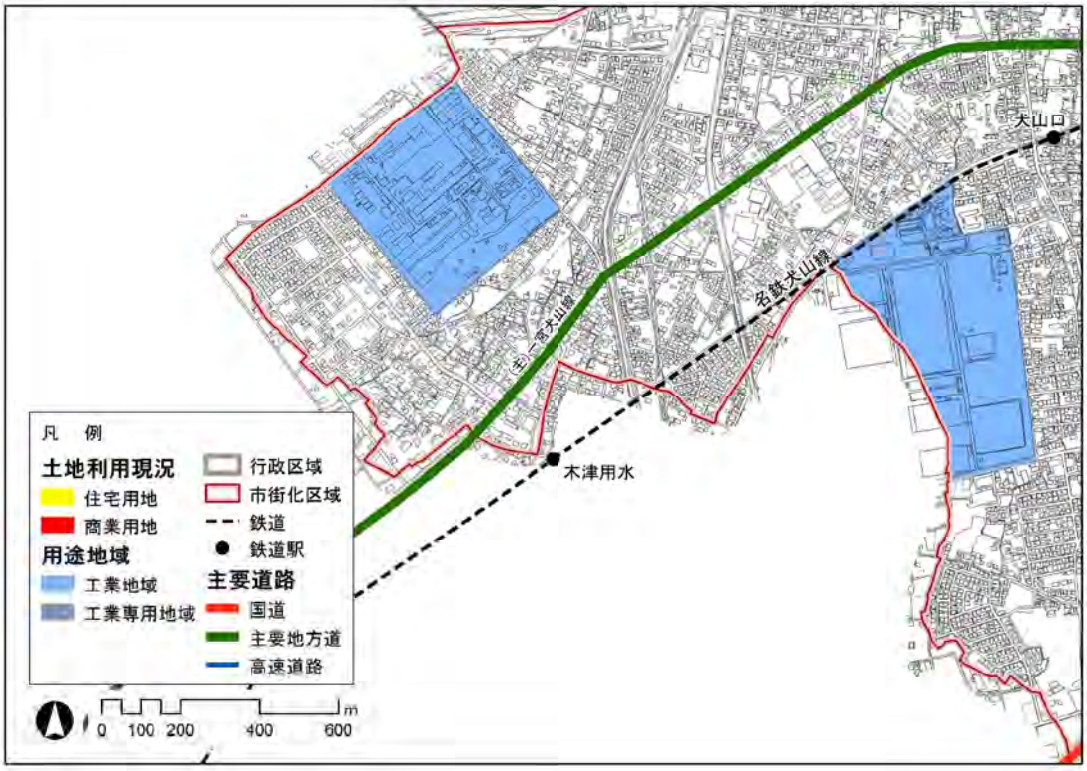
工業専用地域は、楽田工業団地や高根洞工業団地に指定されています。

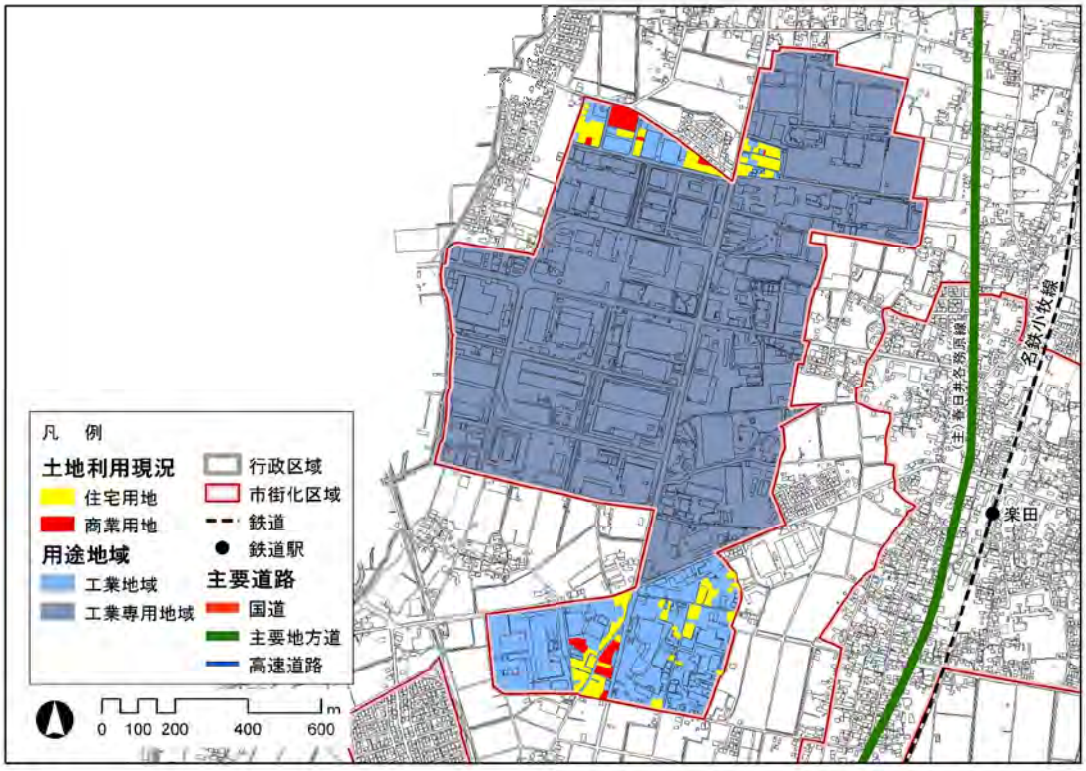
工業地域は、犬山地区と楽田地区に指定されていますが、このうち楽田地区の工業地域には、既に住宅等の立地がみられることから、居住誘導区域に含むこととします。一方、犬山地区の工業地域には、住宅等の立地がみられず、今後も住宅等の立地を見込むことができないことから、居住誘導区域の設定から除外することとします。



■図　住宅地以外の土地利用を推進する区域

（資料　犬山市）

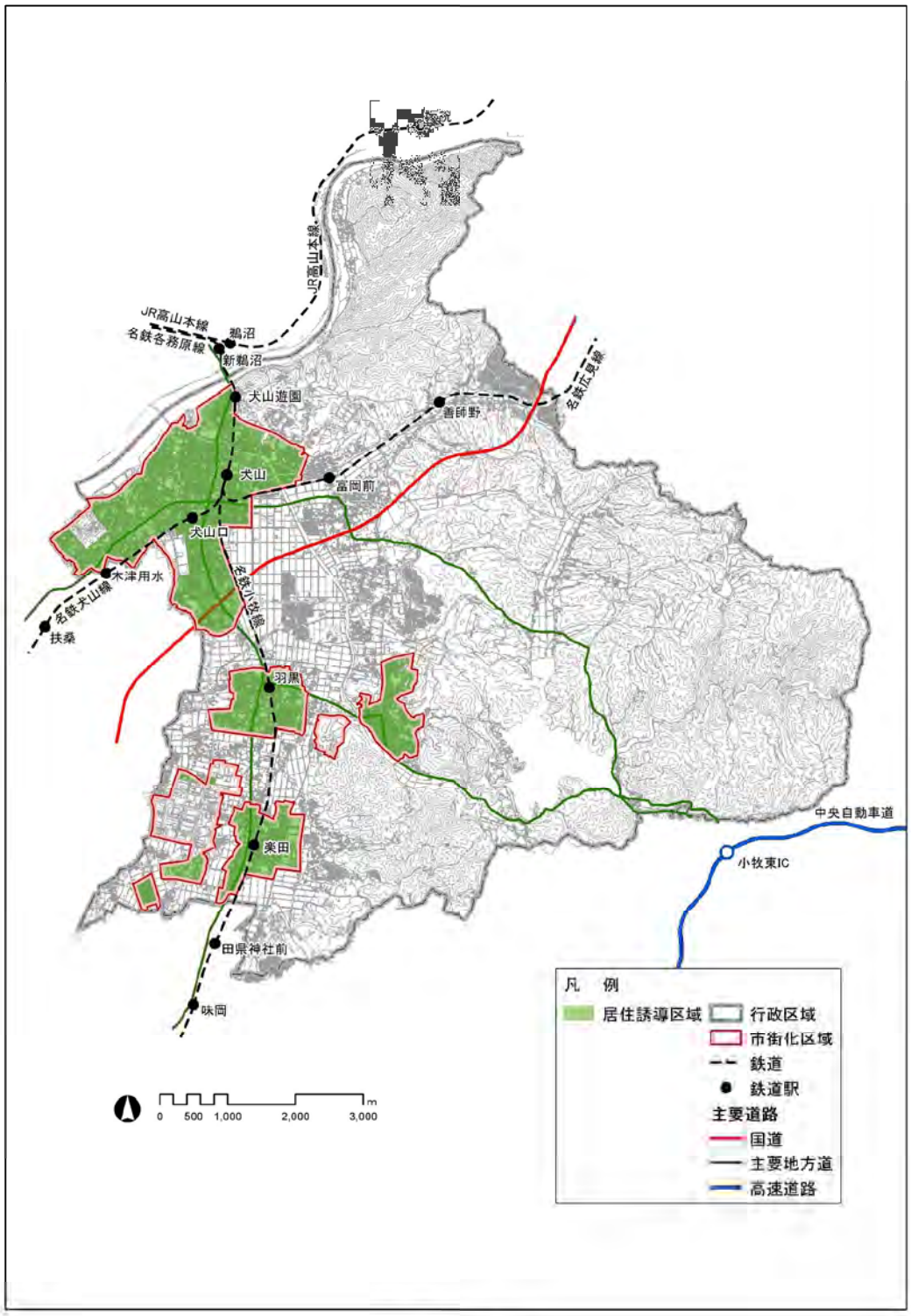




■図　工業地域・工業専用地域拡大図
（資料　都市計画基礎調査（H30）、犬山市）

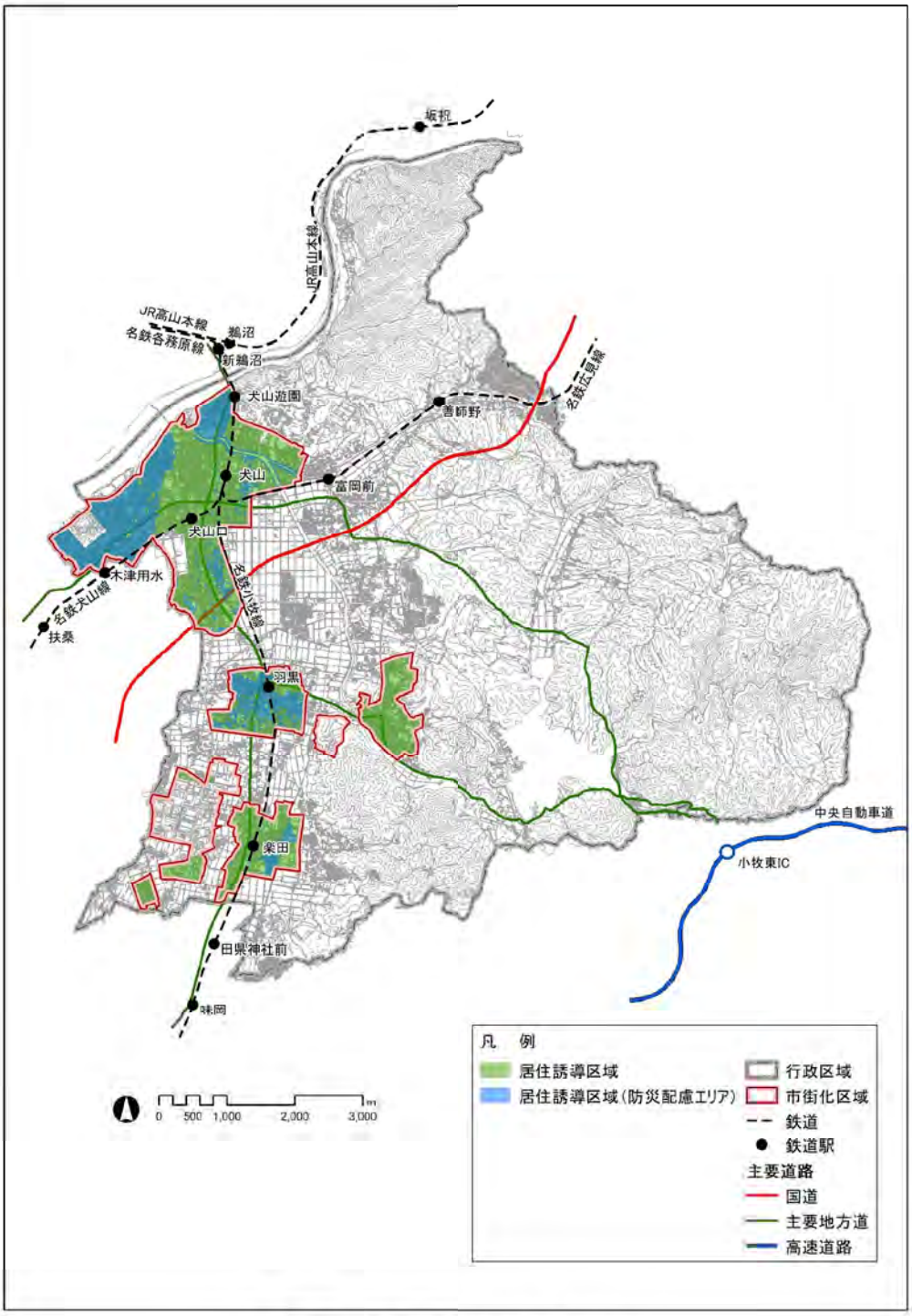
5）居住誘導区域

以下のとおり居住誘導区域を設定します。

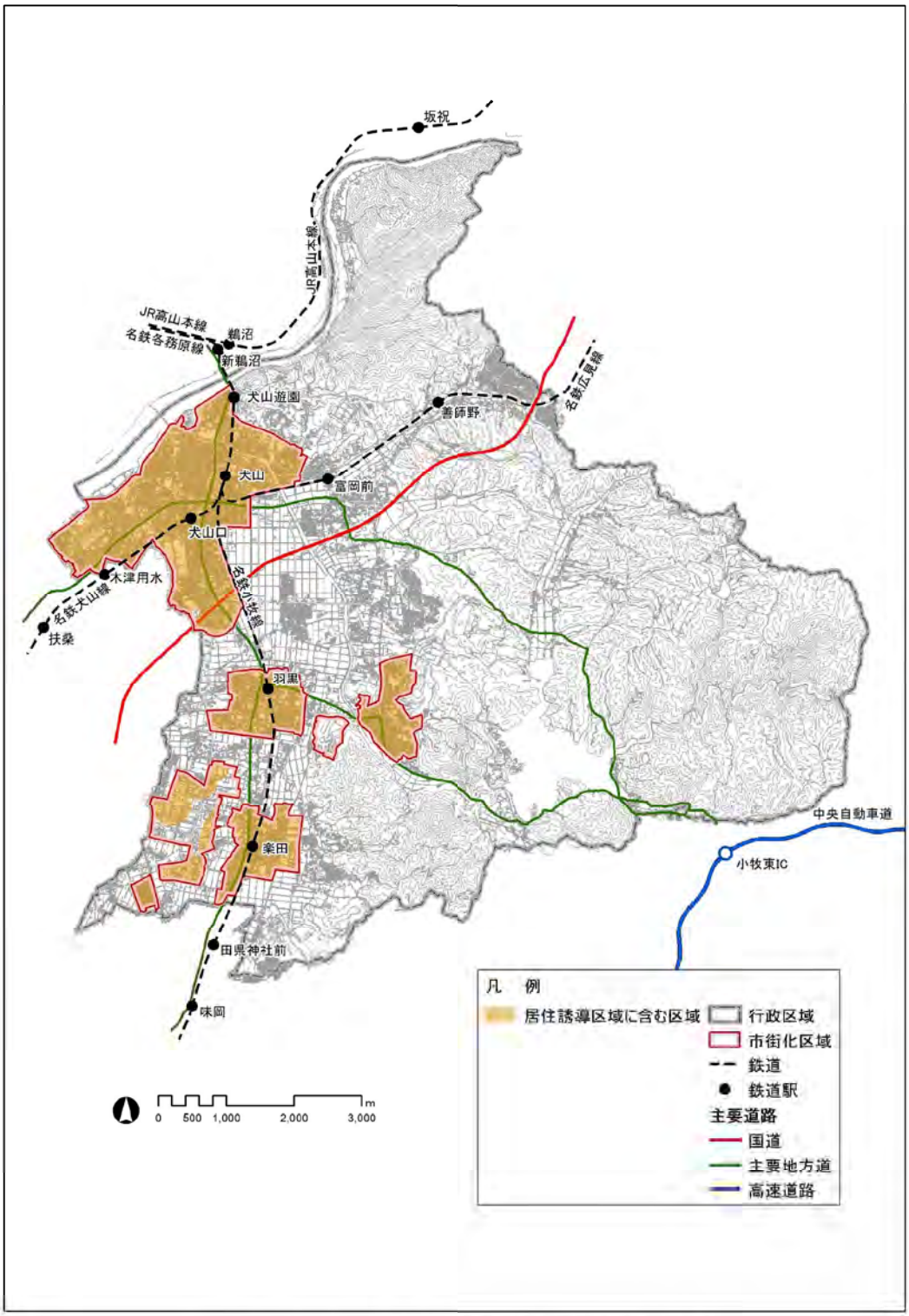


■図　居住誘導区域

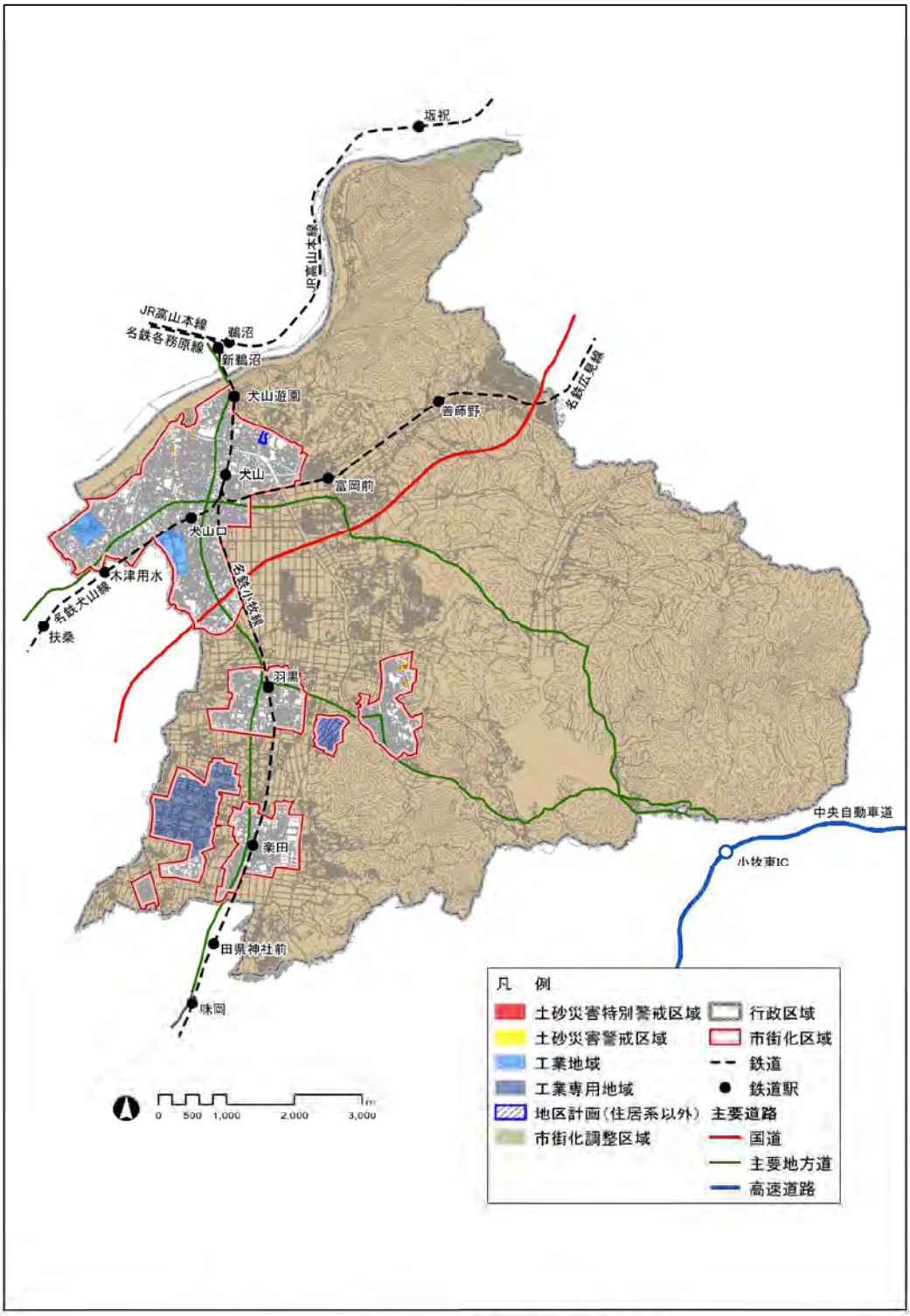
居住誘導区域内において、洪水・内水による0.5m以上の浸水や家屋倒壊等が想定される災害リスクの高いエリアを「防災配慮エリア」に設定し、居住を検討する方への災害ハザード情報の周知や警戒避難体制等の整備・強化を講じます。



■図　居住誘導区域（防災配慮エリア）



■図　居住誘導区域を設定する候補となる区域【参考】



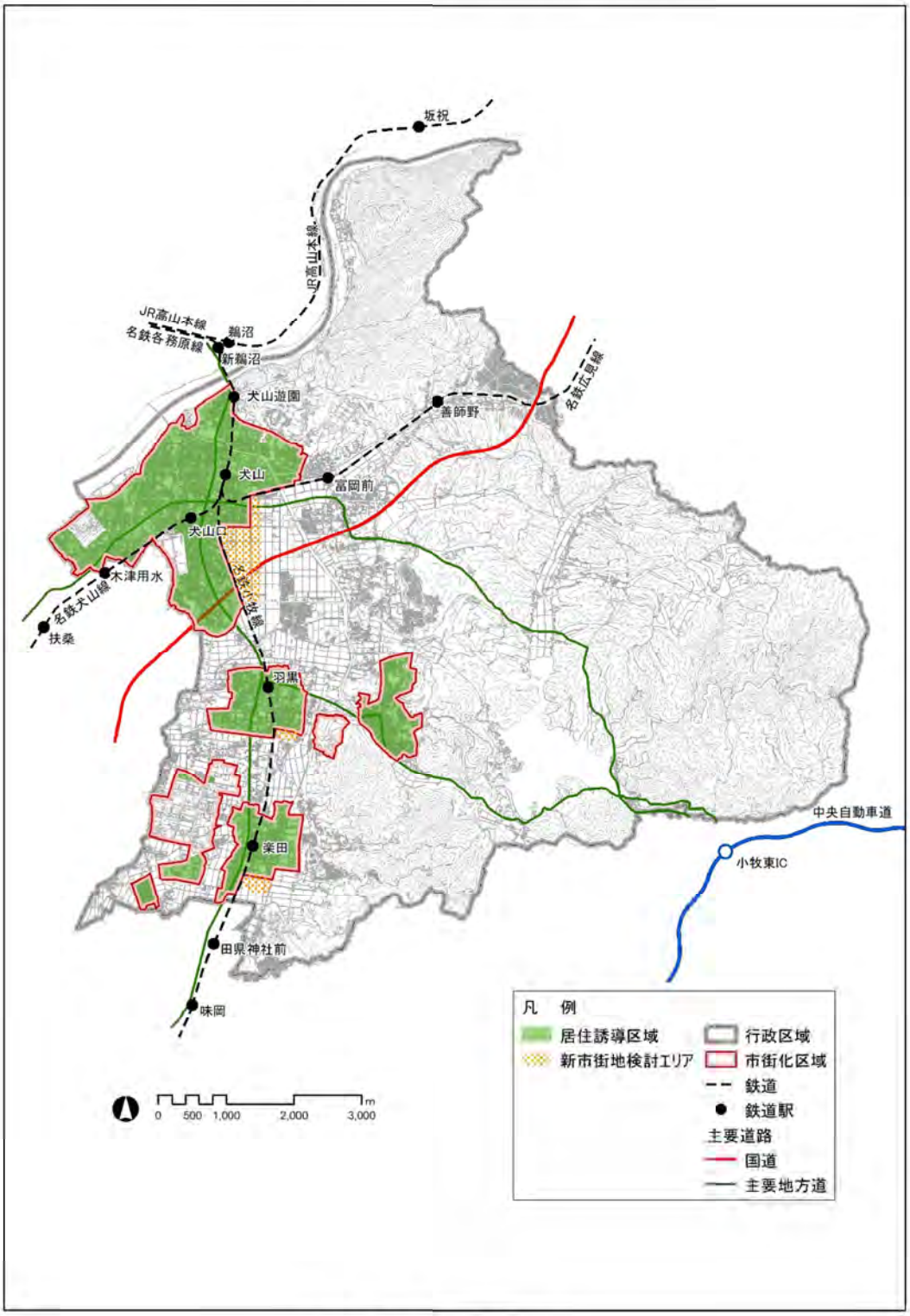
■図　居住誘導区域として設定しない区域【参考】

（資料　愛知県オープンデータ、犬山市）

6）想定居住誘導区域

犬山市都市計画マスタープランでは、市街化区域に隣接し、鉄道駅を中心とした公共交通の利便性に優れる区域を新市街地検討エリアとし、定住人口の増加に向けた住居系新市街地の形成を検討することとしています。

新市街地検討エリアは、現状では市街化調整区域であり、法制度上、居住誘導区域に設定できないため、市街化区域への編入を見据えた想定居住誘導区域に位置付けます。



■図　想定居住誘導区域

第５章　都市機能誘導区域と誘導施設

１　都市機能誘導区域に関する基本的事項

１）都市機能誘導区域の概要

都市機能誘導区域は、「立地適正化計画の区域における人口、土地利用及び交通の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な都市機能増進施設の立地を必要な区域に誘導することにより、住宅の立地の適正化が効果的に図られるように定めるもの」であり、「原則として、都市機能誘導区域は、居住誘導区域内において設定されるもの」となっています。（都市再生特別措置法第 81 条第 20 項及び都市計画運用指針）

また、具体な区域は、以下の観点から検討することとされています。（立地適正化計画作成の手引き）

○各拠点地区における生活サービス施設等の土地利用の実態や都市基盤（基幹的な公共交通路線、道路等）、公共施設、行政施設等の配置を踏まえ、徒歩等の移動手段による各種都市サービスの回遊性など地域としての一体性等

２）都市機能誘導区域の設定に関する基本的な考え方

■都市機能誘導区域を設定する候補となる区域（立地適正化計画作成の手引きより）

都市機能誘導区域を設定することが考えられる区域は、以下のような区域とされています。

○各拠点地区の中心となる駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態等に照らし、地域としての一体性を有している区域

○主要駅や役場等が位置する中心拠点の周辺の区域に加え、合併前の旧市町村の役場が位置していたところなど従来から生活拠点となる都市機能が存在し中心拠点と交通網で結ばれた地域拠点の周辺の区域

2　都市機能誘導区域の設定

1）都市機能誘導区域の基本的な方針

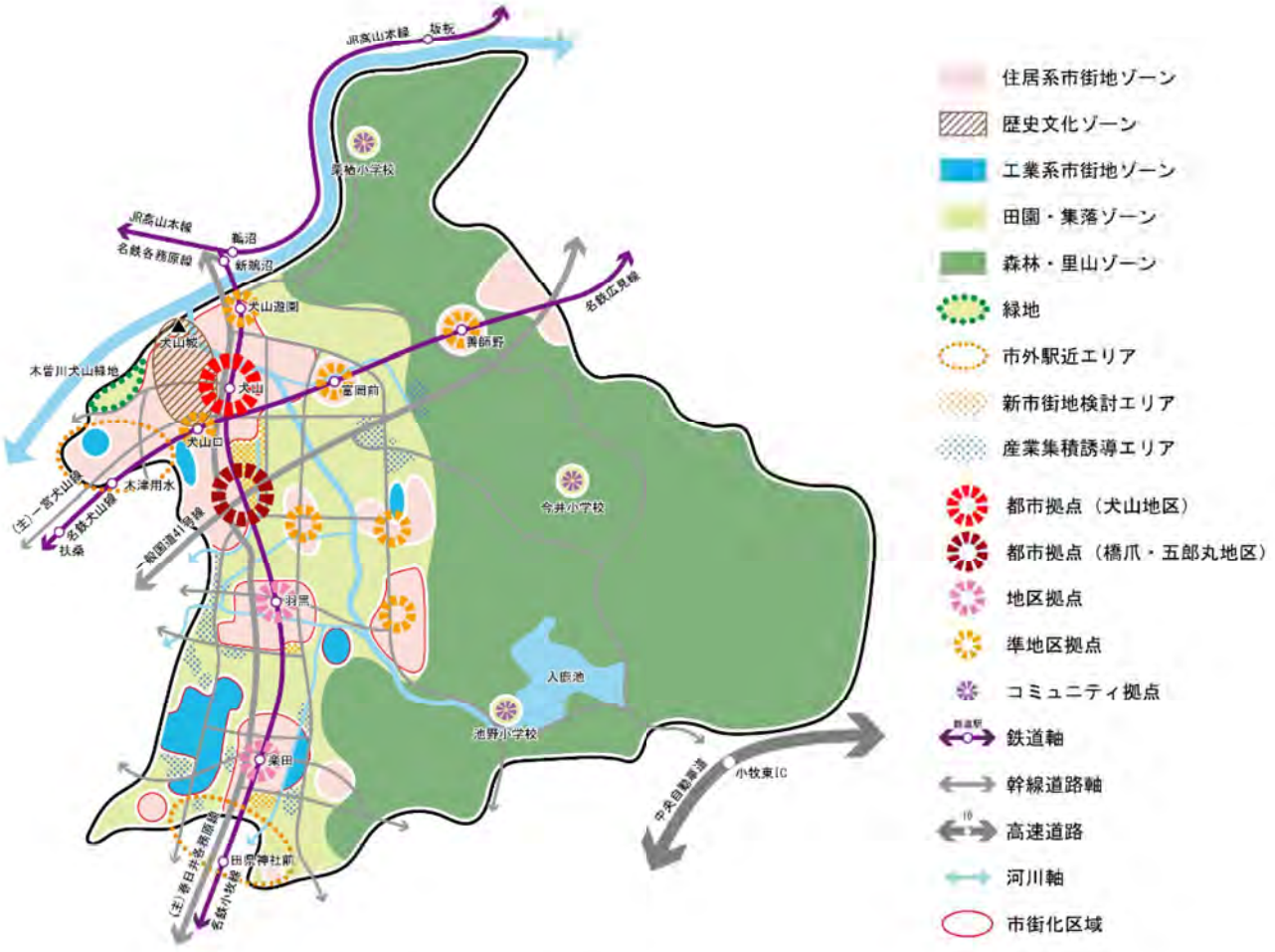
都市機能誘導区域の設定にあたっては、「犬山市都市計画マスタープラン」の将来都市構造における拠点の位置づけを踏まえつつ、本計画における誘導方針により各拠点への都市機能誘導区域設定の有無を判断します。

なお、本市における医療・福祉、商業等の生活サービスを提供する都市機能は、人口減少の中にあっても効率的かつ継続的にそのサービスの提供が図られるよう、現在の分布状況を維持しつつ、地域特性に応じた機能の誘導・集積を図ることが必要になると考えらます。このことから、犬山市都市計画マスタープランにおける拠点の位置づけや公共交通のネットワークの状況を踏まえ、都市拠点には市民全体の生活利便性の向上に寄与する広域的な都市機能を、地区拠点には地域の日常生活を支える都市機能を誘導する区域を設定し、それ以外の区域においては、拠点間を結ぶ公共交通ネットワークにより、それぞれの機能にアクセスできるような連携・補完を図ります。

■表　将来都市構造における拠点の位置づけ

凡例	拠点種別	都市計画マスタープランにおける各拠点の位置づけ	本計画における誘導方針及び都市機能誘導区域設定の有無
	都市拠点 （犬山地区）	●犬山の中心市街地で多様なサービスが提供される機能、市役所をはじめとする行政機関など高次都市機能が集積する拠点 ●鉄道を中心に多くの市民や来訪者が利用する犬山駅があり、犬山城下町の玄関口となっている。	●居住・生活の場、賑わいの場となる拠点として多くの市民が利用する都市機能の集積を図ります。 ●都市機能の集積や都市基盤の整備により魅力を高めることで、拠点周辺で便利な暮らしを志向するまちなか居住を誘導します。 **【都市機能誘導区域の設定の有無】** ・**犬山地区**は、犬山の中心市街地として高次都市機能の集積を図るため、**都市機能誘導区域を設定します。** ・**橋爪・五郎丸地区**は、多くの市民が利用する都市機能が立地し、これら都市機能を維持・集積を図るため、**都市機能誘導区域を設定します。**
	都市拠点 （橋爪・五郎丸地区）	●国道 41 号を中心に交通利便性に優れ、総合病院と商業施設が集積し、近くには文化会館や体育館が立地する橋爪・五郎丸地区を中心とする拠点 ●都市的な土地利用の転換や新たな鉄道駅設置の可能性を検討するエリアがあり、道の駅など交流施設を設置する計画がある。	
	地区拠点	●都市拠点以外で市内にある市街化区域の中心地であり、都市拠点に次ぐ都市機能が集積する羽黒駅、楽田駅を中心とする拠点	●地域住民の日常を支える身近な商業機能や生活サービスの都市機能を維持・充実を図ります。 ●都市機能を維持しつつ、鉄道の交通利便性や既存ストックを活用して、駅周辺における定住促進を図ります。 **【都市機能誘導区域の設定の有無】** ・**羽黒駅及び楽田駅を中心とする地区拠点**は、地域住民の日常生活を支える都市機能の維持・充実を図るため、**都市機能誘導区域を設定します。**

凡例	拠点種別	都市計画マスタープランにおける各拠点の位置づけ	本計画における誘導方針及び都市機能誘導区域設定の有無
✿	準地区拠点	●地区拠点ほどの都市機能の集積はないが、鉄道駅や路線バスの停留所があり、生活に身近なサービスを提供する機能が維持される地域の拠点	●居住地の人口密度を確保することにより既存都市機能の立地を維持するとともに、他拠点と連携して都市機能の補完を図ります。 **【都市機能誘導区域の設定の有無】** ・**準地区拠点**は、生活に身近なサービスを提供する既存の都市機能の維持しつつ、他拠点と連携して都市機能の補完を図るため、**<u>都市機能誘導区域を定めません。</u>** ・**コミュニティ拠点**は、コミュニティ維持に資する機能の維持を図る必要があるものの、市街化調整区域であるため、**<u>都市機能誘導区域を定めません。</u>**
✿	コミュニティ拠点	●中山間部やその周辺にある集落の中心地区であり、生活に密着したコミュニティを維持する拠点	



■図　将来都市構造（都市計画マスタープラン）

2）都市機能誘導区域の設定方針

都市機能誘導区域の設定に関する基本的な考え方等を踏まえ、本市における都市機能誘導区域は以下の方針で設定します。

Ⅰ．都市拠点（犬山地区）及び地区拠点（羽黒、楽田地区）は鉄道駅、都市拠点（橋爪・五郎丸地区）はバス停（総合犬山中央病院）を中心として徒歩、自転車で容易に回遊することが可能な範囲を基準に都市機能誘導区域を絞り込みます。

Ⅱ．上記Ⅰの範囲内において、多くの利用者を想定した一定規模以上の商業施設等が立地可能な用途地域を基準とし、既存の都市機能が集積するエリアを絞り込みます。

Ⅲ．上記Ⅱで絞り込んだ範囲を基本に、区域境界を明確にするため、地形地物などを用いて都市機能誘導区域を設定します。

■鉄道駅及びバス停（総合犬山中央病院）から徒歩圏800mを基本とした区域 ➡方針Ⅰ

多くの市民や来訪者が利用する鉄道駅及びバス停（総合犬山中央病院）を中心に徒歩で回遊が可能な徒歩圏800mを基準として都市機能誘導区域を絞り込みます。

■商業施設の立地を想定する用途地域の区域 ➡方針Ⅱ

方針Ⅰの範囲内において、都市機能誘導区域におけるにぎわいの創出や買物等の利便性の維持・向上の観点から、商業施設（店舗面積3,000㎡超）の立地を想定する用途地域である商業地域、近隣商業地域、準住居地域、第二種住居地域を基準とし、既に立地する都市機能が集積するエリアを絞り込みます。

■地形地物などで境界を明確化した区域➡方針Ⅲ

方針Ⅱで絞り込んだ範囲を基本に、道路や河川、鉄道などの地形地物や用途地域の境界を用いて都市機能誘導区域を設定します。

3）都市機能誘導区域の設定

これまで整理した方針に従い、都市機能誘導区域を次のフローのとおり設定します。

①都市機能誘導区域を定める拠点の設定

・都市計画マスタープランにおける将来都市構造に位置づけられた各種拠点の中で、都市機能誘導区域を定める拠点を設定

・区域設定の有無を判断する際、多くの市民が利用する施設の立地状況を考慮

■表　都市機能誘導区域を定める拠点

拠点種別	設定の有無
都市拠点(犬山地区)	有
都市拠点(橋爪･五郎丸地区)	有
地区拠点	有
準拠点	無
コミュニティ拠点	無

▼

②都市機能誘導区域の絞り込み

・都市拠点及び地区拠点にある鉄道駅やバス停を中心として徒歩、自転車で容易に回遊することが可能な範囲

・一定規模以上の商業施設等が立地可能な用途地域において都市機能の集積するエリア

▼

③都市機能誘導区域の設定

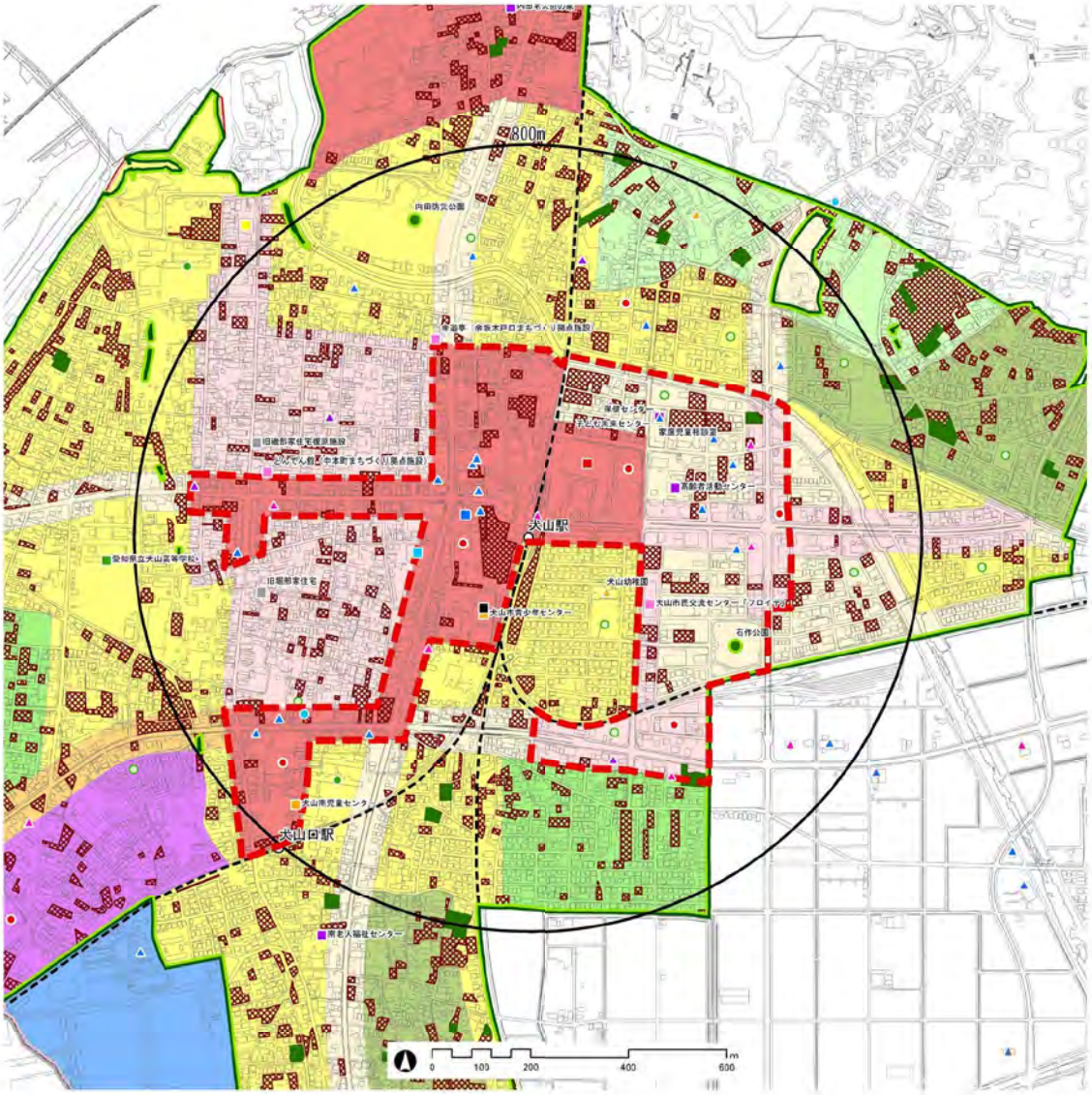
・「②都市機能誘導区域の絞り込み」を基に地形地物などの境界により都市機能誘導区域を設定

■図　都市機能誘導区域の設定フロー

■都市機能誘導区域①

【都市拠点（犬山地区）】

都市機能誘導区域



凡　例

行政区域
市街化区域
居住誘導区域
鉄道
鉄道駅
生産緑地
低未利用地

公園種別
街区公園
地区公園
近隣公園

用途地域
第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域
工業専用地域

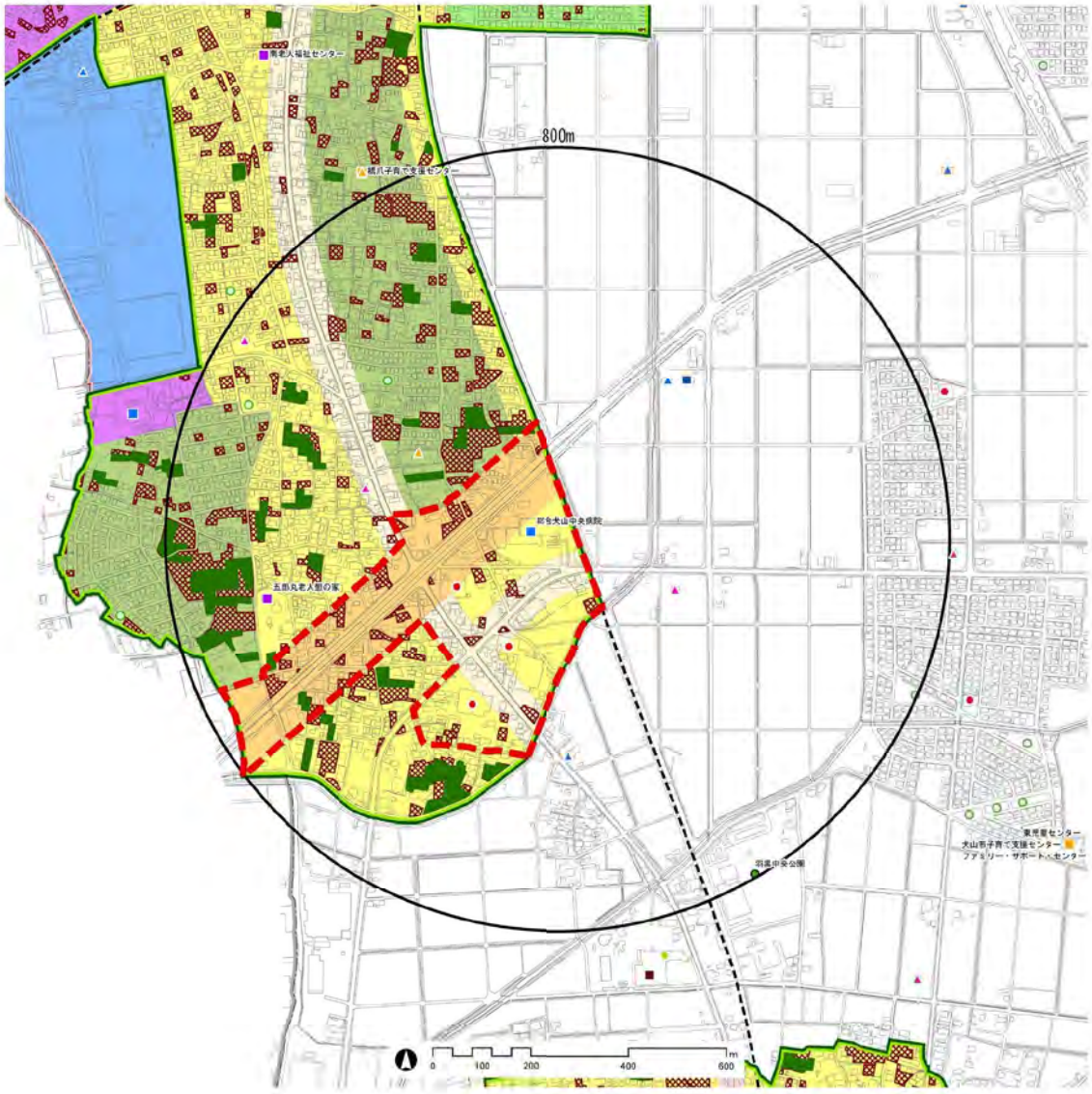
都市機能
医療施設：病院
医療施設：診療所
医療施設：休日急病診療所・訪問看護ステーション
文化施設：市民文化会館
文化施設：図書館
文化施設：文化史料館
文化施設：歴史施設
集会施設：市民活動拠点施設
集会施設：学習等供用施設等
集会施設：公民館
子育て支援施設：子育て支援センター等
子育て支援施設：保育園・認定こども園等
教育施設：高等学校・大学等
教育施設：小・中学校
行政施設：市役所
行政施設：出張所
福祉施設：社会福祉施設
福祉施設：通所系介護施設
商業施設：大型店舗（店舗面積10000㎡以上）
商業施設：スーパーマーケット・ドラッグストア
商業施設：コンビニエンスストア

■図　都市機能誘導区域（犬山地区）

■都市機能誘導区域②

【都市拠点（橋爪・五郎丸地区）】

都市機能誘導区域



凡　例

行政区域
市街化区域
居住誘導区域
鉄道
鉄道駅
生産緑地
低未利用地

公園種別
街区公園
地区公園
近隣公園

用途地域
第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域
工業専用地域

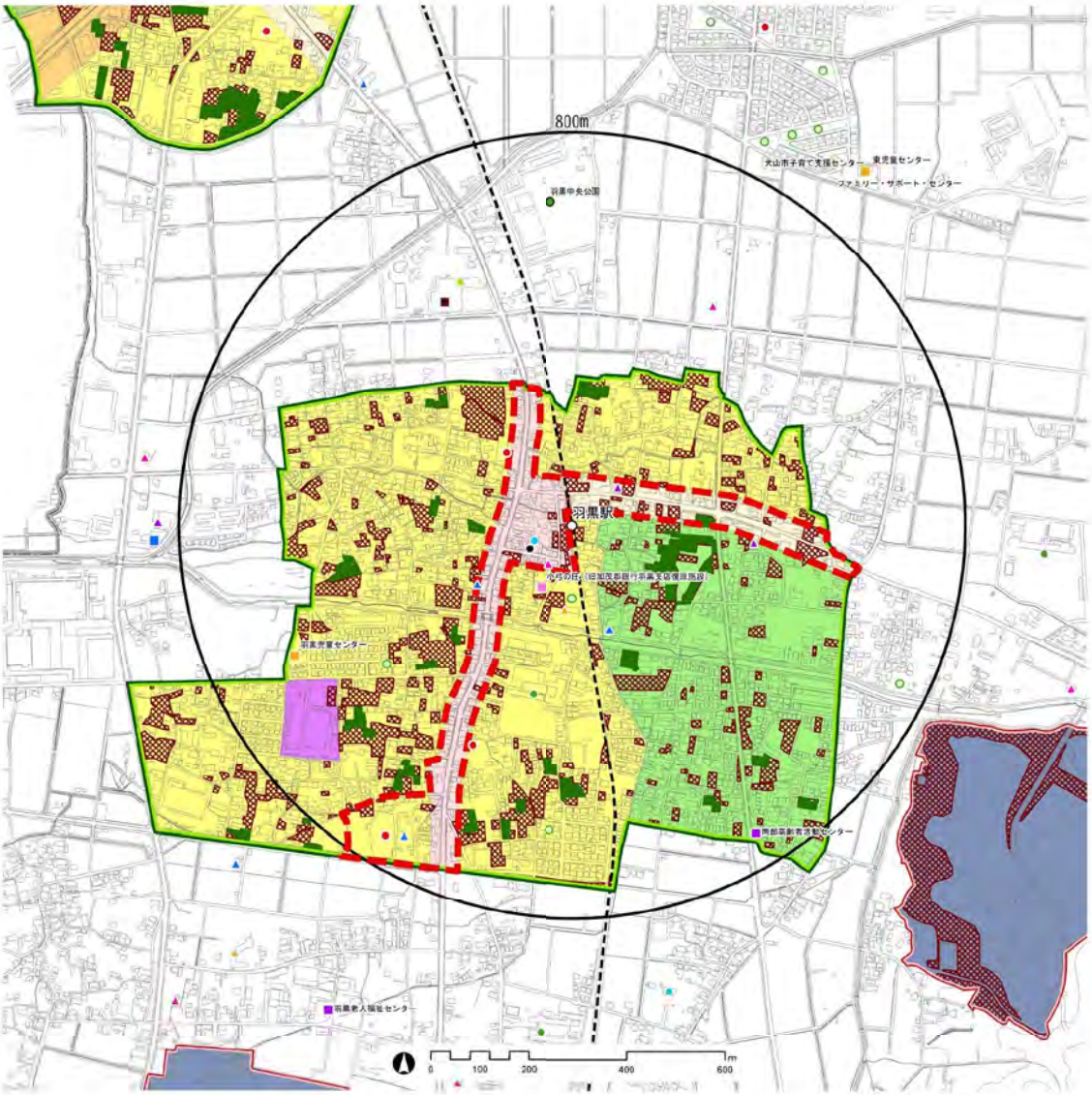
都市機能
医療施設：病院
医療施設：診療所
医療施設：休日急病診療所・訪問看護ステーション
文化施設：市民文化会館
文化施設：図書館
文化施設：文化史料館
文化施設：歴史施設
集会施設：市民活動拠点施設
集会施設：学習等供用施設等
集会施設：公民館
子育て支援施設：子育て支援センター等
子育て支援施設：保育園・認定こども園等
教育施設：高等学校・大学等
教育施設：小・中学校
行政施設：市役所
行政施設：出張所
福祉施設：社会福祉施設
福祉施設：通所系介護施設
商業施設：大型店舗（店舗面積10000㎡以上）
商業施設：スーパーマーケット・ドラッグストア
商業施設：コンビニエンスストア

■図　都市機能誘導区域（橋爪・五郎丸地区）

■都市機能誘導区域③

【地区拠点（羽黒地区）】

都市機能誘導区域



凡　例

行政区域
市街化区域
居住誘導区域
鉄道
鉄道駅
生産緑地
低未利用地

公園種別
街区公園
地区公園
近隣公園

用途地域
第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域
工業専用地域

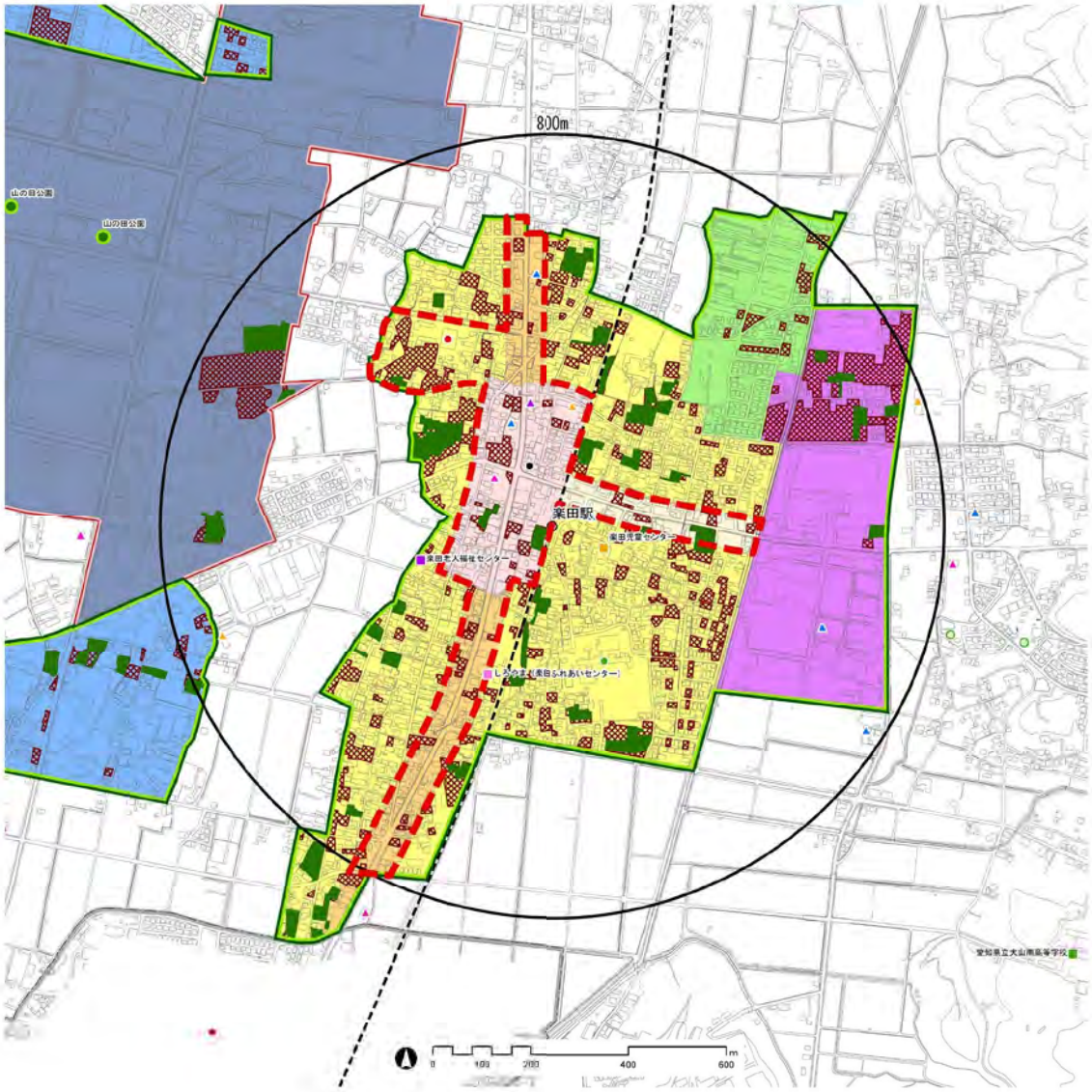
都市機能
医療施設：病院
医療施設：診療所
医療施設：休日急病診療所・訪問看護ステーション
文化施設：市民文化会館
文化施設：図書館
文化施設：文化史料館
文化施設：歴史施設
集会施設：市民活動拠点施設
集会施設：学習等供用施設等
集会施設：公民館
子育て支援施設：子育て支援センター等
子育て支援施設：保育園・認定こども園等
教育施設：高等学校・大学等
教育施設：小・中学校
行政施設：市役所
行政施設：出張所
福祉施設：社会福祉施設
福祉施設：通所系介護施設
商業施設：大型店舗（店舗面積10000㎡以上）
商業施設：スーパーマーケット・ドラッグストア
商業施設：コンビニエンスストア

■図　都市機能誘導区域（羽黒駅周辺）

■都市機能誘導区域④

【都市拠点（楽田地区）】

都市機能誘導区域



凡　例

行政区域
市街化区域
居住誘導区域
鉄道
鉄道駅
生産緑地
低未利用地

公園種別
街区公園
地区公園
近隣公園

用途地域
第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域
近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域
工業専用地域

都市機能
医療施設：病院
医療施設：診療所
医療施設：休日急病診療所・訪問看護ステーション
文化施設：市民文化会館
文化施設：図書館
文化施設：文化史料館
文化施設：歴史施設
集会施設：市民活動拠点施設
集会施設：学習等供用施設等
集会施設：公民館
子育て支援施設：子育て支援センター等
子育て支援施設：保育園・認定こども園等
教育施設：高等学校・大学等
教育施設：小・中学校
行政施設：市役所
行政施設：出張所
福祉施設：社会福祉施設
福祉施設：通所系介護施設
商業施設：大型店舗（店舗面積10000㎡以上）
商業施設：スーパーマーケット・ドラッグストア
商業施設：コンビニエンスストア

■図　都市機能誘導区域（楽田駅周辺）

3　誘導施設に関する基本的事項

1）誘導施設の概要

誘導施設は、「都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設」を設定するものです。（都市再生特別措置法第 81 条第２項第３号）

都市機能増進施設とは、「医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの」とされています。（都市再生特別措置法第 81 条第１項）

○病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
○子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
○集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
○行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設

2）誘導施設の設定に関する基本的な考え方

■誘導施設を設定する候補となる施設

誘導施設として定めることが考えられるものは、以下のような施設とされています。（立地適正化計画作成の手引き）

※中心拠点、地域拠点に必要な機能は、都市の規模、後背圏の人口規模、交通利便性や地域の特性等により様々であり、いかなる機能が必要であるかについては、それぞれの都市において検討が必要であるが、参考までに、地方中核都市クラスの都市において、拠点類型毎において想定される各種の機能についてイメージを提示する。

	中心拠点	地域／生活拠点
行政機能	■中枢的な行政機能 例．本庁舎	■日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例．支所、福祉事務所など各地域事務所
介護福祉機能	■市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例．総合福祉センター	■高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例．地域包括支援ｾﾝﾀｰ、在宅系介護施設、ｺﾐｭﾆﾃｨｻﾛﾝ　等
子育て機能	■市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例．子育て総合支援センター	■子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例．保育所、こども園、児童ｸﾗﾌﾞ、子育て支援ｾﾝﾀｰ、児童館　等
商業機能	■時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例．相当規模の商業集積	■日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例．延床面積○m2以上の食品スーパー
医療機能	■総合的な医療サービス(二次医療）を受けることができる機能 例．病院	■日常的な診療を受けることができる機能 例．延床面積○m2以上の診療所
金融機能	■決済や融資などの金融機能を提供する機能 例．銀行、信用金庫	■日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例．郵便局
教育・文化機能	■市民全体を対象とした教育文化ｻｰﾋﾞｽの拠点となる機能 例．文化ホール、中央図書館	■地域における教育文化活動を支える拠点となる機能 例．図書館支所、社会教育センター

87

■図　誘導施設に定めることが考えられる施設

（出典　立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）（R5.11 改訂））

4　誘導施設の設定

1）誘導施設の基本的な方針

拠点の位置づけや誘導方針、市民ニーズを踏まえて、誘導施設の設定方針を整理します。

なお、誘導施設は、目指すべき将来都市構造を実現するために必要であって、現在も立地しており、将来にわたって機能を維持すべき施設と、新たに立地を誘導（又は充実）する施設を設定の対象とします。ただし、診療所や福祉施設、子育て支援施設などより身近な生活に密着した施設については、利用圏域が広く、多くの利用者を想定する都市機能誘導区域に集積を図るのではなく、市内全域にバランスよく配置されることが望ましいため、誘導施設の対象外とします。

2）市民ニーズ（市民アンケート結果）の確認

■市民が日常的に利用する施設

都市拠点（犬山地区、橋爪・五郎丸地区）に立地する食料品・日用品を取り扱う商業施設や総合犬山中央病院を利用する市民の割合が高くなっています。一方、買回り品の買い物や飲食・娯楽目的では、市外の大規模複合商業施設を利用する市民が多くなっています。

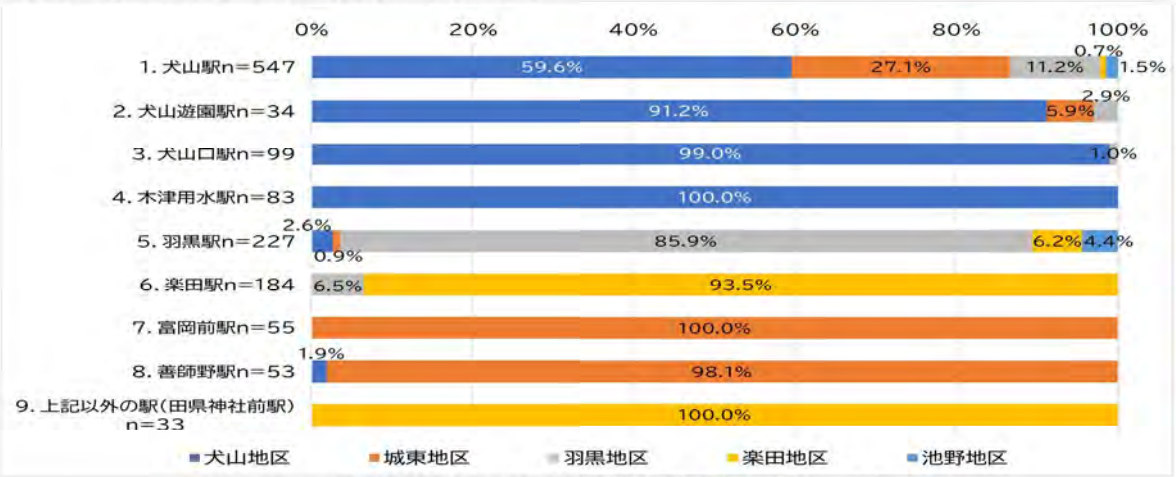
■表　日常生活で利用する施設（上位３施設）（※【　】内は回答率）（市民アンケート）

施設	１位	２位	３位
食料品・日用品の買い物でよく行く施設	カネスエ五郎丸店 【34.1%】	ヨシヅヤ犬山店 【25.7%】	Mikawaya 犬山店 【17.2%】
買回り品でよく行く施設	イオンモール扶桑 【46.4%】	イオンモール各務原 【15.9%】	ヨシヅヤ犬山店 【14.5%】
買い物以外でよく行く施設※（ ）内は利用目的	総合犬山中央病院 （通院）【9.6%】	イオンモール扶桑 （飲食・娯楽） 【5.9%】	イオンモール各務原 （飲食・娯楽） 【4.7%】

青字：都市拠点（犬山地区）、オレンジ：都市拠点（橋爪・五郎丸地区）、赤字：市外

■市民が日常的に利用する施設

鉄道駅を利用する市民は、犬山駅は「犬山地区」「城東地区」、羽黒駅は「羽黒地区」「池野地区」、楽田駅は「楽田地区」が多い傾向にあります。



■図　最寄り駅又はよく使う駅（地域別）（市民アンケート）

■駅周辺あったらいいなと思う施設

都市拠点及び地区拠点に位置づけた鉄道駅の周辺において、あったらいいなと思う施設を整理すると、商業施設、飲食店が上位を占める結果となっています。

■表　駅周辺にあったらいいなと思う施設（上位３施設）（※【　】内は回答率）（市民アンケート）

駅	１位	２位	３位
犬山駅	飲食店 【38.7%】	大型ショッピングセンター 【37.6%】	食料・日用品店舗 （スーパー、ドラッグストア、コンビニ等） 【24.6%】
犬山口駅	食料・日用品店舗 （スーパー、ドラッグストア、コンビニ等） 【45.0%】	飲食店 【31.9%】	大型ショッピングセンター 【29.3%】
羽黒駅	飲食店 【45.0%】	大型ショッピングセンター 【31.9%】	食料・日用品店舗 （スーパー、ドラッグストア、コンビニ等） 【29.3%】
楽田駅	食料・日用品店舗 （スーパー、ドラッグストア、コンビニ等） 【38.9%】	飲食店 【36.2%】	大型ショッピングセンター 【24.9%】

【選択肢】
1　食料・日用品店舗（スーパー、ドラッグストア、コンビニ等）
2　大型ショッピングセンター
3　家電製品・家具などの専門店
4　飲食店
5　総合病院
6　医院（クリニック）、診療所
7　幼稚園・保育園・認定こども園
8　児童センター、児童クラブ
9　市役所・支所（行政窓口）
10　公民館・自治会集会所・市民センター
11　図書館
12　多目的ホール（劇場・音楽鑑賞等）
13　スポーツ施設
14　大学・専門学校
15　高齢者支援センター・老人憩の家等
16　老人ホーム等の入所・入居系の介護福祉施設
17　デイサービス等の通所・訪問系の介護福祉施設
18　銀行、郵便局
19　共同オフィス（コワーキングスペース・レンタルオフィスなど）
20　特にない

3）誘導施設の設定方針

誘導施設の設定に関する基本的な考え方等を踏まえ、本市における都市機能誘導区域は以下の方針で設定します。

■都市拠点（犬山地区及び橋爪・五郎丸地区）

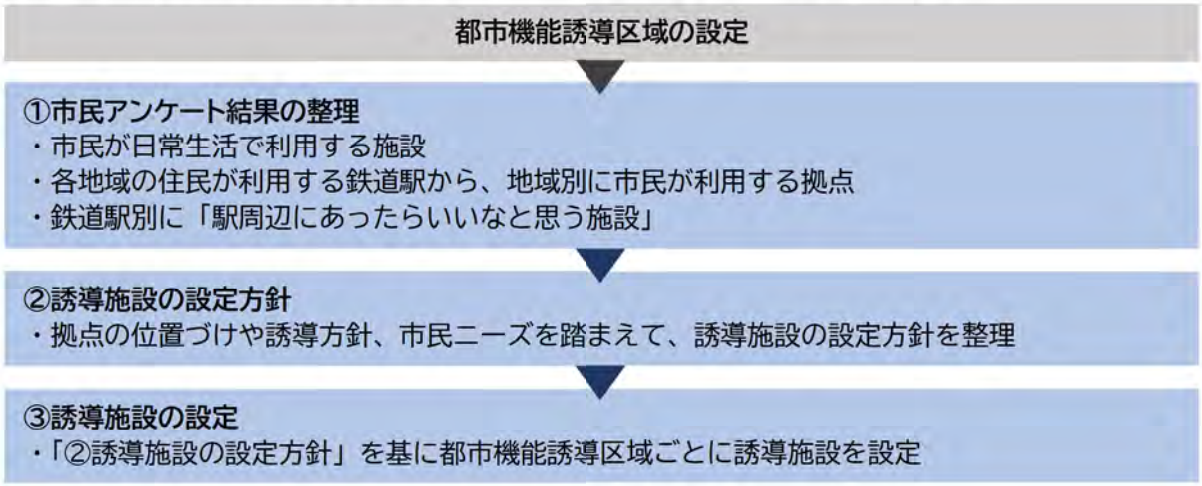
誘導方針
●居住・生活の場、賑わいの場となる拠点として、多くの市民が利用し、広域的なサービスを提供する都市機能の集積を図ります。
市民ニーズ
【犬山地区】 ●食料品・日用品や買回り品の買い物で犬山駅西側に立地する大型店舗が利用されている。 ●犬山駅周辺で飲食店、大型ショッピングセンター、食料・日用品店舗が求められている。 ●主に犬山、城東地域の市民が犬山駅を利用している。 【橋爪・五郎丸地区】 ●食料品・日用品の買い物で地区内の店舗が多くの市民に利用されている。 ●総合犬山中央病院が多くの市民に利用されている。
誘導施設の設定方針
●都市拠点は、多くの市民や来訪者が利用する拠点であり、まちの中心にふさわしい広域的な役割を持つ都市機能を集積します。 ●まちなか居住や定住の促進に向けた日常生活に係る身近な都市機能を維持・誘導します。

■地区拠点（羽黒地区及び楽田地区）

誘導方針
●地域住民の日常を支える身近な都市機能の維持・充実を図ります。
市民ニーズ
●飲食店、大型ショッピングセンター、食料・日用品店舗が求められている。 ●主に羽黒、池野地域の市民が羽黒駅を利用しているが、楽田地域からの利用もみられる。 ●主に楽田地域の住民が楽田駅を利用しているが、羽黒地域からの利用もみられる。
誘導施設の設定方針
●地区拠点は、居住に近い地域において利用が想定される都市機能を集積します。 ●定住の促進に向けた日常生活に係る身近な都市機能を集積します。

4）誘導施設の設定

これまで整理した方針に従い、次のフローのとおり誘導施設を設定します。



■図　誘導施設の設定フロー

【誘導施設の設定（まとめ）】

ア　誘導施設は、目指すべき将来都市構造を実現するために必要であって、現在も立地しており、将来にわたって機能を維持すべき施設と、新たに立地を誘導（又は充実）する施設を設定の対象とします。

イ　診療所や福祉施設、子育て支援施設などより身近な生活に密着した施設については、利用圏域が広く、多くの利用者を想定する都市機能誘導区域に集積を図るのではなく、市内全域にバランスよく配置されることが望ましいため、誘導施設の対象外とします。

ウ　まちの中心となる広域的な役割を持つ機能として、都市拠点である犬山地区では、市役所本庁舎と市立図書館を、もう一つの都市拠点である橋爪・五郎丸地区では、第２次救急医療施設（総合犬山中央病院）を誘導施設に位置づけます。

エ　日常生活でよく利用される施設であり、都市拠点及び地区拠点の鉄道駅周辺にあったらいい施設として、市民ニーズも高い結果であった食料・日用品等を扱う大規模複合商業施設や食品スーパーマーケット・ドラッグストア・ショッピングセンターといった商業施設を誘導施設に位置づけます。

オ　上記のほか、都市拠点及び地区拠点の鉄道駅周辺にあったらいい施設として市民ニーズも高い結果であった飲食店は、比較的嗜好性の高い施設となるため、市独自の誘導施設（法定外）に位置づけるものとします。

■誘導施設

■表　誘導施設

分類	施設種別	都市拠点		地区拠点	
		犬山地区	橋爪・五郎丸地区	羽黒駅周辺	楽田駅周辺
行政	市役所本庁舎	●	－	－	－
文化	市立図書館	●	－	－	－
商業	複合商業施設で店舗等の床面積が 10,000 ㎡を超えるもの	●	－	－	－
	食料品スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター又は複合商業施設で店舗等の床面積が 500 ㎡を超えるもの	●○	●○	●○	●○
医療	病院（第２次救急医療施設※）	－	●	－	－

●：維持　○：誘導（充実）　－：対象外（誘導施設としない）

※「複合商業施設」とは、日本標準産業分類における 5611 百貨店、5621 総合スーパーマーケット、5699 その他の各種商品小売業のほか、57、58、59 及び 60 に分類される衣、食、住の小売業並びに 76 飲食店等の複数の商業・サービスを一括して提供する施設（管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）をいう。

※「食料品スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター」は、日本標準産業分類における 5811 食料品スーパーマーケット、5641 ドラッグストア又は 5642 ホームセンターをいう。

※「第２次救急医療施設」とは、第１次救急医療機関（休日夜間診療所）の後方病院として、入院又は緊急手術を要する救急患者の医療を担当するもので、県内 15 ブロックの広域 2 次救急医療圏ごとに、いくつかの病院が共同連帯して輪番方式で対応している。（愛知県の救急医療（令和４年度版）より）

■誘導施設（法定外）

■表　上記以外の誘導する施設（法定外）

分類	施設種別	誘導施設			
		都市拠点		地区拠点	
		犬山地区	橋爪・五郎丸地区	羽黒駅周辺	楽田駅周辺
商業	飲食店	●○	●○	●○	●○

●：維持　○：誘導（充実）　－：対象外（誘導施設としない）

第６章　誘導施策

１　誘導施策の方針

誘導施策とは、都市機能誘導区域及び居住誘導区域への機能誘導の促進に加え、これらの区域外への機能立地をゆるやかに抑制するために講ずる中長期的な視点を持った施策です。

居住誘導区域及び都市機能誘導区域は、将来の都市構造を実現するための機能誘導を図る区域であることから、誘導施策は、「まちづくりの方針と誘導方針」を踏まえて、次のように展開することとします。

施策の展開にあたっては、都市再生特別措置法等に基づく国が直接的に支援する施策をはじめ、国の各種支援措置を受けて本市が行う施策のほか、本市独自の施策などを組み合わせることによって、効果的な展開を図るものとします。



2　居住誘導に関する施策

市外からの移住を検討する方や市内又は市外への移住を検討する方に対して、市内の居住誘導区域への誘導を促進し、定住人口の増加や人口密度の維持を図るため、以下のような施策に取り組みます。

■子育て・福祉施策の充実

○犬山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者の生活を支える重層的な支援体制の構築を図るとともに、在宅での生活を支援するため、介護予防・日常生活支援総合事業をはじめ、様々なサービスの充実を図ります。

○犬山市子ども・子育て支援事業計画に基づき、多様化する就労形態や家庭の状況、地域の実情に応じた子育てニーズに対応し、安心して子育てができるよう、子育て支援の充実と環境整備を図ります。

■既存宅地の有効活用と移住・定住の促進

○空き家・空き地の流通を促進するとともに、空き地・空き家の抑制や活用を促進するため、狭あい道路の解消や未接道地等における土地の集約、交換、権利移転等などにより道路など公共空間やオープンスペースを創出する取り組みを進めます。

○発生した空き家については、他用途への転換を含めて民間事業者や住民等による改修やリノベーションを促進します。

○市内への移住・定住を促進するため、市内で住むための住宅購入・新築等の費用の一部補助を継続するとともに、居住誘導区域への移住・定住について支援制度の拡充を検討します。

実現化方策 （活用事業）	犬山市空き家バンク（空き家利活用奨励金、空き家利活用改修費補助金） 犬山市ふるさと・働きて定住促進サポート事業 低未利用土地権利設定等促進計画等

■快適で質の高い居住環境の確保

○道路整備や雨水浸水対策などの都市基盤整備のほか、老朽化した都市施設の改修を計画的に推進し、居住環境の維持・充実を図るとともに低未利用地等の宅地化を促進します。

○民間事業者による住宅地の供給については、土地利用の集約化や共同化、高度化等による居住環境の確保に向けた取り組みを支援します。

○市民ニーズの変化や利用形態に合わせた公園緑地の魅力向上や適切な維持管理などにより、市民が憩える居住環境の形成を図ります。

実現化方策 （活用事業）	都市再生整備計画事業 都市構造再編集中支援事業 優良建築物等整備事業 犬山市宅地開発補助金（拡充検討） 地区計画による地区施設整備 都市基盤施設の整備・改修（都市計画道路・都市公園等）

■緑や景観に配慮した居住環境の形成

○公園緑地や街路樹等の公共空間にある緑の適切な保全に努めるとともに、地区計画や景観計画による規制や誘導を通じて、生け垣や建物の外壁などを利用した住宅地の緑の創出や景観づくりに取り組みます。

○特に犬山城下町では、歴史的な町並みの保全や観光施策との連携により、良好な景観と居住環境の形成に向けた取り組みを推進します。

○市街地における限られた良好な農地を保全するため、生産緑地制度を適切に運用し、居住誘導区域内におけるゆとりある居住環境を形成します。

実現化方策 （活用事業）	地区計画 犬山市景観計画（景観計画区域） 生産緑地地区の追加決定

■防災指針における取り組みの推進

○ハザードマップ等を活用し災害リスクの周知やそれらのリスクに応じた避難や住まい方に関する意識啓発など従来の取り組みを継続するとともに、特に災害リスクが高い地域では、地区防災計画やマイタイムラインの活用を推進します。

○居住誘導区域内において、多様化する災害リスクに対して官民が一体となって取り組みを推進し、災害リスクの除去又は低減により安全に住み続けられる居住環境の整備を図ります。

○洪水による浸水や土砂災害により著しい災害リスクが想定されるエリアに立地している住宅については、短期的には災害に強い住宅づくりへの支援を検討するとともに、中長期的には、より便利で安全性の高い居住誘導区域内への移転に向けた規制や誘導のあり方など土地利用に関する検証・見直しを行います。

■本計画に係る届出制度の適切な運用

○都市再生特別措置法に基づく届出制度を運用することにより、一定規模以上の住宅の立地動向を把握し、今後の施策検討や事業者への情報提供を図ります。

3　都市機能誘導に関する施策

市街地における民間開発の誘導や施設用地の確保などを促進し、都市機能誘導区域における都市機能（誘導施設）の維持・誘導を図るため、以下のような施策に取り組みます。

■魅力ある都市空間の創出

○都市機能誘導区域においては、まちの魅力創出に繋がる民間開発を適切に誘導し、土地の集約化や高度利用を促進するとともに、市街地における都市基盤の整備・改善による良好な都市空間の創出を目指します。

○鉄道駅や市役所、病院といったまちの基幹となる都市機能の近傍や幹線道路沿いにおける民間開発については、市の弱みである食品・日用品を扱う店舗や飲食店といった商業機能を維持・誘導することで、活気ある拠点形成に繋げます。

○都市機能誘導区域内において誘導施設を新たに開設する場合における市独自の支援や優遇措置を検討します。

○犬山駅や羽黒駅、楽田駅周辺においては、歩いて暮らせるまちなかを目指して、鉄道をはじめとした公共交通との連携や幹線道路等の整備を通じたアクセス性の向上、歩行者空間の創出などまちなかの魅力向上に向けた取り組みを推進します。

○特に中心市街地である犬山駅周辺や隣接する犬山口、犬山遊園駅の周辺においては、城下町や木曽川河畔の景観を保全・向上しつつ、まちなかの賑わいと居住環境が調和した心地よく歩きたくなる都市空間の創出を目指します。

実現化方策 （活用事業）	都市再生特措法に基づく都市計画制度（容積率や用途制限の緩和） 都市再生整備計画事業（まちなかウォーカブル推進事業） 都市構造再編集中支援事業 優良建築物等整備事業 都市計画道路や駅前広場の整備（機能強化） 誘導施設の立地に係る市独自の支援制度の検討

■都市における既存ストックの有効活用

○空き家、空き店舗については、他用途への転換など民間事業者や市民等によるリノベーションを誘導するとともに、空き家等の活用や除却を困難にしている未接道地等の解消に向けて、狭あい道路の解消や土地の集約、交換、権利移転など有効な土地利用を促進し、道路や広場といった公共空地、オープンスペースの創出に繋げます。

○都市のスポンジ化については、低未利用土地が散発する地区において、それらの土地が潜在的なニーズに対応する可能性がある資源と捉え、地域住民や民間事業者等との協力、連携による有効活用に向けた取り組みを進めます。

実現化方策 （活用事業）	犬山市空き家バンク（空き家利活用奨励金、空き家利活用改修費補助金） 犬山市空き家等（空き店舗）活用事業費補助金 低未利用土地権利設定等促進計画制度等 狭あい道路整備

■公的不動産の有効活用

○誘導施設に位置づけた公共施設の新設・更新にあたっては、公共施設等総合管理計画と連携しながら、都市機能誘導区域での立地を維持・誘導します。

○市が保有している低未利用地や施設の統廃合等により生じた土地については、公的な活用を検討するだけではなく、売却や貸し付けなどによる都市機能の誘導について庁内連携を図ります。

実現化方策 （活用事業）	公共施設等の適正管理に係る地方財政措置 （公共施設等適正管理推進事業債）

■本計画に係る支援制度等の有効活用

○誘導施設の整備については、財政上や支援や税制上の特例措置、民間都市開発推進機構による金融上の支援措置といった国等が直接又は間接的に行う施策を積極的に活用します。

○都市再生特別措置法に基づく届出制度を運用することにより、誘導施設の立地動向を把握し、今後の施策検討や事業者への情報提供を図ります。

4　公共交通に関する施策

公共交通ネットワークの確保・維持・活性化に向けて、『犬山市地域公共交通計画』と整合し、以下のような施策に取り組みます。

■公共交通ネットワークの確保

○鉄道、路線バス、わん丸君バス、タクシーといった公共交通それぞれの機能や役割に応じたサービスを提供するとともに、確保・維持・活性化に向けた取り組みを実施します。

○市内及び近隣市町との公共交通ネットワークを確保・維持・活性化するため、鉄道、路線バス、わん丸君バス、タクシー等の連携を図ります。

■乗継環境の改善

○犬山駅や総合犬山中央病院といった主要施設に付帯するバス停や乗り継ぎが発生するバス停は、交通結節点として公共交通相互の乗り継ぎを考慮したダイヤとなるよう見直しを実施します。

○主要なバス停において、周辺の建物内への待合スペース設置等待合環境整備を推進します。

○鉄道駅や主要バス停において駐車場や自転車等駐車場を維持・確保します。

■ニーズに対応したサービスの実施

○市街化調整区域の集落地等では、交通空白地域のニーズに対応した移動手段として考えられるデマンド型交通やパーソナルモビリティ等の少量輸送の調査・研究を実施し、必要に応じて導入します。

○買い物や通院といった日常の移動を担うため、地域の移動特性に応じたサービスを実施します。

■公共交通の利用促進

○路線バスやわん丸君バスの利用方法について学ぶ乗り方教室を実施します。

○犬山市へ転入してきた人を対象に、転入手続きの際に時刻表・路線図等の公共交通情報を提供します。

○市内の企業や大学と連携し、マイカー通勤・通学を公共交通へ転換する「エコ通勤」「エコ通学」を促進する取組みを実施します。

○運転免許証を返納した高齢者へのわん丸君バス乗車回数券の配布や路線バス、タクシーの運賃割引を継続します。

○小中学生を対象に公共交通の絵画や川柳を募集する等、公共交通に親しみを持ってもらい、将来の利用につながる取組みを実施します。また、作品を車内に掲載すること等で家族の公共交通利用を促進します。

5　届出制度

1）居住誘導区域外における届出

居住誘導区域外で以下のような一定規模以上の開発行為又は建築行為を行おうとする場合には、その行為に着手する 30 日前までに市長への届出が必要です。

■表　届出対象行為（居住誘導区域外）

開発行為※1	建築行為※2
❶３戸以上の住宅の建築目的の開発行為 【例示（３戸の開発行為）】  ❷１戸又は２戸の住宅の建築目的の開発行為で1,000㎡以上の規模のもの 【例示（1,300㎡、１戸の開発行為）】  【例示（800㎡、２戸の開発行為）】  	❶３戸以上の住宅を新築しようとする場合 【例示（３戸の建築行為）】  【例示（１戸の建築行為）】  ❷建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して３戸以上の住宅とする場合

（資料　立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）（R5.11 改訂））

※1「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物（コンクリートプラント、ゴルフコースなど）の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更（一定規模以上の盛土、切土）をいいます。

※2「建築行為」とは、既に造成された宅地等に建築物又は特定工作物を新築し、又は新設すること、また、建築物を改築し、又はその用途を変更することをいいます。

2）都市機能誘導区域内外における届出

①都市機能誘導区域外における届出

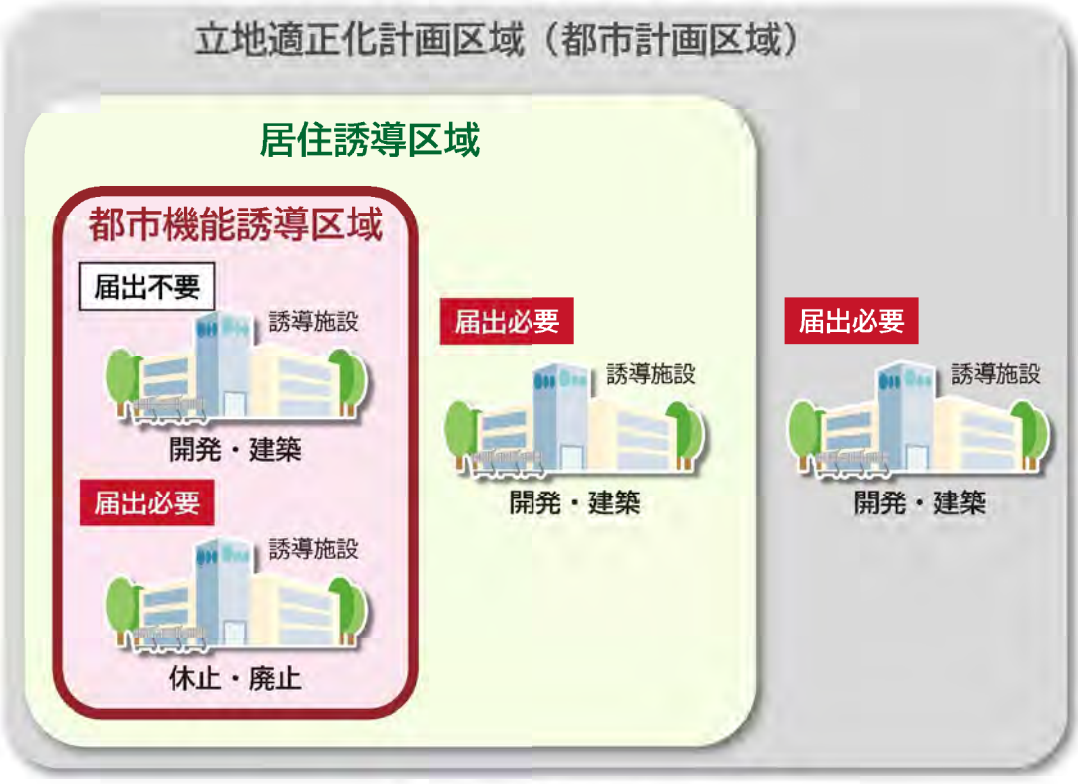
都市機能誘導区域外において誘導施設の整備を行う場合は、その行為に着手する 30 日前までに市長への届出が必要です。

■届出対象行為（都市機能誘導区域外）

開発行為	建築行為
誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為	誘導施設を有する建築物の新築、改築若しくは用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

②都市機能誘導区域内における届出

都市機能誘導区域内で誘導施設の休止又は廃止を行う場合は、その行為に着手する 30 日前までに市長への届出が必要です。



■図　届出対象のイメージ

参考）立地適正化計画に係る支援措置

■立地適正化計画に係る予算・金融上の支援措置一覧（令和５年度）（出典：国土交通省ウェブページ）

○都市機能誘導区域又は居住誘導区域で活用可能又は嵩上げ等のある支援措置

【支援措置】

事業名【所管省庁】	事業概要	対象区域	補助率
都市構造再編集中支援事業 【国土交通省】	立地適正化計画に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の促進の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靭な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。	①都市機能誘導区域 ②居住誘導区域等	直接 ① 1/2 ② 45%
都市再生区画整理事業 【国土交通省】	防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再生、街区規模が小さく敷地が細分化されている既成市街地における街区再生・整備による都市機能更新、低未利用地が散在する既成市街地における低未利用地の集約化による誘導施設の整備等を推進するため施行する土地区画整理事業等の支援を行う。 令和３年度においては、防災指針に基づき総合的な浸水対策として実施する事業や高規格堤防の整備と連携した事業について、重点地区の対象への追加し重点的な支援や、公共施設用地の取得等への支援を拡充。	都市機能誘導区域 居住誘導区域	直接 1/2 間接 1/3
市街地再開発事業 【国土交通省】	土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、敷地の統合、不燃共同建築物の建築及び公共施設の整備を行う。 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、都市機能誘導区域において一定の要件を満たす事業を補助対象に追加し、面積要件の緩和や交付対象額の嵩上げ等により支援を行う。	都市機能誘導区域	直接 間接 1/3
防災街区整備事業 【国土交通省】	密集市街地の改善整備を図るため、老朽化した建築物を除却し、防災性能を備えた建築物及び公共施設の整備を行う。都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、都市機能誘導区域において一定の要件を満たす事業等について、交付対象額の嵩上げ等により支援を行う。	都市機能誘導区域	直接 間接 1/3
防災・省エネまちづくり緊急促進事業 【国土交通省】	防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した質の高い施設建築物等を整備する市街地再開発事業等の施行者等に対して、国が特別の助成を行うことにより、事業の緊急的な促進を図る。 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、支援対象区域に居住誘導区域おいて一定の要件を満たす区域を追加し、支援を行う。 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、支援対象区域に都市機能誘導区域において一定の要件を満たす区域を追加し、支援を行う。	都市機能誘導区域 居住誘導区域	直接 ３% ５% ７%

事業名【所管省庁】	事業概要	対象区域	補助率
優良建築物等整備事業 【国土交通省】	市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う事業に対する支援を行う。 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、支援対象区域に都市機能誘導区域において一定の要件を満たす区域を追加する。また、都市機能誘導区域において一定の要件を満たす事業について、交付対象事業費の嵩上げ等の支援を行う。	都市機能誘導区域	直接 間接 1/3
住宅市街地総合整備事業（拠点開発型） 【国土交通省】	既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、街なか居住の推進等を図るため、住宅や公共施設の整備等を総合的に行う事業に対する支援を行う。	都市機能誘導区域 （※１）	直接 1/2等 間接 1/3
住宅市街地総合整備事業（都市再生住宅等整備事業） 【国土交通省】	快適な居住環境の創出、都市機能の更新等を目的として実施する住宅市街地総合整備事業等の実施に伴って住宅等（住宅、店舗、事務所等）を失う住宅等困窮者に対する住宅等の整備を行う事業に対する支援を行う。	都市機能誘導区域	直接 1/2等 間接 1/3等
住宅市街地総合整備事業（住宅団地ストック活用型） 【国土交通省】	良好な居住環境を有するものの急激な高齢化や空き家の発生等が見込まれる住宅団地について、将来にわたり持続可能なまちを形成するため、地域のまちづくり活動、既存ストックを活用した高齢者・子育て世帯の生活支援施設等の整備、若年世帯の住替えを促進するリフォーム等を行う事業に対する支援を行う。	都市機能誘導区域	直接 1/3等 間接 1/3
バリアフリー環境整備促進事業 【国土交通省】	高齢者・障害者に配慮したまちづくりを推進し、高齢者等の社会参加を促進するため、市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等を促進する。 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、支援対象区域に都市機能誘導区域において一定の要件を満たす区域を追加し、支援を行う。	都市機能誘導区域 （※１）	直接 間接 1/3
スマートウェルネス住宅等推進事業 【国土交通省】	「サービス付き高齢者向け住宅」に併設される高齢者生活支援施設の供給促進のため、都市機能誘導区域において一定の要件を満たす事業については補助限度額の引き上げ等を行い、整備を支援する。	都市機能誘導区域 （※１）	間接 1/10 1/3等
官民連携まちなか再生推進事業 【国土交通省】	官民連携によるエリアプラットフォームの形成や未来ビジョンの策定、未来ビジョンに基づく自立自走型システムの構築に向けた国内外へのシティプロモーションや社会実験、コワーキング・交流施設整備等に要する経費を支援。	都市機能誘導区域 居住誘導区域等	直接 1/2等

事業名【所管省庁】	事業概要	対象区域	補助率
都市再生コーディネート等推進事業（都市再生機構による支援） 【国土交通省】	都市再生機構において、低未利用地の有効利用の促進及び都市再生に民間を誘導するための条件整備として行う既成市街地の整備改善のため、土地区画整理事業や防災公園街区整備事業等の手法により低未利用地の有効利用や都市の防災性の向上を図るべき地区等において、計画策定、事業化に向けたコーディネート等を行う。また、立地適正化計画制度によるコンパクトなまちづくりの推進に向けた都市機能誘導の促進のため、都市機能の立地に至るまでのコーディネート等を行う。	都市機能誘導区域 （※１）	直接 1/2等
特定地域都市浸水被害対策事業 【国土交通省】	現行では、下水道法に規定する「浸水被害対策区域」において、下水道管理者及び民間事業者等が連携して、浸水被害の防止を図ることを目的に、地方公共団体による下水道施設の整備、民間事業者等による雨水貯留施設等の整備に係る費用の補助を行っている。 平成29年度より、対象となる地区に、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画に定められた「都市機能誘導区域」を追加。（ただし、市街地の形成に合わせて下水道を新規に整備する区域であって、市町村の総事業費が増大しないものに限る。） また、補助対象範囲に、民間事業者等が特定地域都市浸水被害対策計画に基づき整備する雨水浸透施設を追加。	都市機能誘導区域	直接 1/2等
市民緑地等整備事業 【国土交通省】	地方公共団体等が市民緑地契約等に基づく緑地等の利用又は管理のために必要な施設整備を行うことで、低・未利用地における外部不経済の発生を防ぐとともに、地域の魅力向上を図るため、低・未利用地を公開性のある緑地とするための取組に対して支援を行う事業である。原則面積要件は２ha以上であるが、居住誘導区域等においては0.05ha以上に緩和している。 都市公園が未だ不足している地域において、土地所有者の協力の下、民間主体が空き地等を公園的な空間として整備・公開する取組を推進する市民緑地認定制度を活用し、緑地保全・緑化推進法人又は都市再生推進法人が行う園路・広場等の施設整備に対しても支援を実施。	居住誘導区域	直接 1/2 間接 1/3
宅地耐震化推進事業 【国土交通省】	大地震時等における滑動崩落や液状化による宅地の被害を軽減するため、変動予測調査を行い住民への情報提供等を図るとともに、対策工事等に要する費用について支援を行う。 立地適正化計画における防災指針に即して行われる事業について、対策工事等の国費率を嵩上げ。	居住誘導区域	直接 1/2

事業名【所管省庁】	事業概要	対象区域	補助率
公営住宅整備事業（公営住宅の現地、非現地建替えの支援） 【国土交通省】	公営住宅の事業主体が既存の公営住宅を除却し非現地への建替えを行う場合、新たに建てられる公営住宅の土地が立地適正化計画に基づく居住誘導区域内であれば、除却費・移転費を助成する。（交付率：原則50%等）また、市街化調整区域内、土砂災害特別警戒区域内等での現地建替えを行う場合、交付率を引き下げる。（交付率：原則1/3等）	居住誘導区域 市街化調整区域 土砂災害特別警戒区域	直接 原則 50%等 原則 1/3等
市民農園等整備事業 【国土交通省】	居住誘導区域外や、居住誘導区域内（教育・学習又は防災に係る計画等の位置づけがある生産緑地の買取り申出に基づき農地の買取りを行う場合に限る）において市民農園整備の交付対象事業要件の緩和（原則面積0.25ha以上を0.05ha以上※に引き下げ）を行い、まちの魅力・居住環境の向上を図ることや郊外部において都市的土地利用の転換を抑制し、緑と農が調和した低密度な市街地の形成に寄与する。 ※平成29年度より、条例で生産緑地の規模に関する条件が定められている場合にあっては、0.03ha以上0.05ha未満の範囲内で当該条例で定める規模まで面積要件を緩和。	居住誘導区域内外	直接 1/2 （施設） 1/3 （用地）
地域居住機能再生推進事業 【国土交通省】	多様な主体の連携・協働により、居住機能の集約化等とあわせた子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、地域の居住機能を再生する取組みを総合的に支援する。 公的賃貸住宅の管理戸数の要件は、原則概ね1,000戸以上としているが、整備地区が三大都市圏の既成市街地・近郊整備地帯等以外の居住誘導区域内等に存する場合には、管理戸数の合計が概ね100戸以上であることに緩和している。	居住誘導区域	直接 1/2等
住宅市街地総合整備事業（住宅団地ストック活用型） 【国土交通省】	良好な居住環境を有するものの急激な高齢化や空き家の発生等が見込まれる住宅団地について、将来にわたり持続可能なまちを形成するため、地域のまちづくり活動、既存ストックを活用した高齢者・子育て世帯の生活支援施設等の整備、若年世帯の住替えを促進するリフォーム等を行う事業に対する支援を行う。	居住誘導区域	直接 1/3等 間接 1/3
集約都市形成支援事業（コンパクトシティ形成支援事業） 【国土交通省】	（１）居住誘導区域外に立地する一定規模以上の医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、商業施設を移転するときに、移 転跡地の緑地等整備を支援 （２）立地適正化計画に記載された防災指針に即した居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査についても支援。	居住誘導区域内外	（１） 直接 1/2 間接 1/3 （２） 直接 1/2 上限500万円

○都市機能誘導区域又は居住誘導区域で活用可能又は嵩上げ等のある支援措置

【金融措置】

事業名【所管省庁】	事業概要	対象区域	補助率
まち再生出資（民都機構による支援） 【国土交通省】	立地適正化計画に記載された都市機能誘導区域内における都市開発事業（誘導施設又は誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設を有する建築物の整備）であって、国土交 通大臣認定を受けた事業に対し、（一財）民間都市開発推進機構（民都機構）が出資等を実施。また、当該認定事業（誘導施設を有する建築物の整備に関するものに限る。）については、公共施設等誘導施設の整備費を支援限度額とする。	都市機能誘導区域	－
共同型都市再構築（民都機構による支援） 【国土交通省】	①地域の生活に必要な都市機能の増進又は②都市の環境・防災性能の向上に資する民間都市開発事業の立ち上げを支援するため、民都機構が当該事業の施行に要する費用の一部を負担し、民間事業者とともに自ら当該事業を共同で施行し、これにより取得した不動産を長期割賦弁済又は一括弁済条件で譲渡する。都市機能誘導区域内で行われる認定事業（誘導施設を有する建築物の整備に関するものに限る。）については、公共施設等誘導施設の整備費を支援限度額とする。 平成30年度より、建物竣工後に事業者へ譲渡せず、民都機構が公共公益施設等の持分を一定期間保有しながら自治体等へ賃貸する、「公民連携促進型」を同機構の業務に追加。これにより、自治体の費用負担を平準化させ、民間事業者のリスクを軽減することで、民間都市開発事業による公共公益施設等の更新・再編等を加速化。	都市機能誘導区域	－
都市環境維持・改善事業資金融資 【国土交通省】	地域住民・地権者の手による良好な都市機能及び都市環境の保全・創出を推進するため、エリアマネジメント事業を行う都市再生推進法人又はまちづくり法人に貸付を行う、地方公共団体に対する無利子貸付制度。	都市機能誘導区域	－
都市再生機構出資金 都市・居住環境整備推進出資金 ＜まちなか再生・まちなか居住推進型＞ 【国土交通省】	都市再生機構において、まちの拠点となる区域での土地の集約化等権利調整を伴う事業を行うことにより、まちなか再生やまちなか居住の用に供する敷地の整備及び公益施設等の施設整備を促進。	都市機能誘導区域等 （※1） （※2）	－
都市再生機構出資金 都市・居住環境整備推進出資金 ＜都市機能更新型＞ 【国土交通省】	都市再生機構において、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の都市機能更新事業を行うことにより、都市機能の更新を促進。	都市機能誘導区域 （※1）	－

事業名【所管省庁】	事業概要	対象区域	補助率
都市再生機構出資金 都市・居住環境整備推進出資金 ＜居住環境整備型＞ 【国土交通省】	四大都市圏等の既成市街地において、大規模工場跡地等の用地先行取得や民間事業者による良質な賃貸住宅の供給支援等により、都市再生に必要な市街地住宅の整備を推進し、民間を都市再生に誘導するとともに、リニューアル、建替等を複合的に活用したストックの再生や、地域施策と連動したストックの有効活用を行い、都市再生機構の既存賃貸ストックの有効活用を図る。	都市機能誘導区域	－
フラット３５地域連携型（住宅金融支援機構による支援） 【国土交通省】	平成29年度より、コンパクトシティ形成等の施策を実施している地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による住宅の建設・購入（付随する改修・除却を含む。）に対する財政的支援とあわせて、住宅金融支援機構によるフラット35の金利を引き下げる。 【支援内容】 居住誘導区域内における新築住宅・既存住宅の建設・購入に対し、住宅ローン（フラット35）の金利引下げ（ 当初５年間、 0.25%引下げ）	居住誘導区域	－

※１：区域について別途要件があります。
鉄道若しくは地下鉄の駅から半径１ｋｍの範囲内又はバス若しくは軌道の停留所・停車場から半径500ｍの範囲内（いずれもピーク時運行本数（片道）が３本以上）等

※２：以下の要件を満たす区域についても適用可能です。
立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、かつ市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能を誘導する方針を定めている区域

○立地適正化区域内で活用可能な支援措置

【予算措置】

事業名	事業概要	対象区域	補助率
都市・地域交通戦略推進事業 【国土交通省】	都市構造の再構築を進めるため、立地適正化計画に位置づけられた公共交通等の整備について重点的に支援を行う。 （居住誘導区域内で、人口密度が40人/ha以上の区域で行う事業、居住誘導区域外で行う施設整備で、都市機能誘導区域間を結ぶバス路線等の公共交通にかかるもの等）	立地適正化計画区域	直接 1/2等 間接 1/3
都市・地域交通戦略推進事業（補助金） 【国土交通省】	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等に基づく協議会等に対して、都市構造の再構築を進めるため、立地適正化計画に位置づけられた公共交通等の整備について重点的に支援を行う。 （居住誘導区域内で、人口密度が40人/ha以上の区域で行う事業、居住誘導区域外で行う施設整備で、都市機能誘導区域間を結ぶバス路線等の公共交通にかかるもの等） 令和３年度より、整備計画の作成に関する事業については、法定化を見据えた任意協議会も対象に追加。	立地適正化計画区域	直接 1/2等

○立地適正化計画を策定する都市において活用可能な支援措置

【予算措置】

事業名	事業概要	対象区域	補助率
都市公園ストック再編事業 【国土交通省】	地域のニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応し、地方公共団体における都市公園の機能や配置の再編を図る。 令和元年度より、都市公園の再編・集約化に必要な調査やコーディネートなどソフト面の取組を支援対象に追加。	立地適正化計画策定	直接 1/2

○立地適正化計画に関連する地方財政措置

【地方財政措置】

事業名	事業概要	対象措置	補助率
公共施設等の適正管理に係る地方財政措（公共施設等適正管理推進事業債） 【総務省】	公共施設等総合管理計画に基づき実施される事業であって、①個別施設計画に位置付けられた公共施設等の集約化・複合化事業、転用事業、②立地適正化計画に基づく地方単独事業等に対し、元利金の償還に地方交付税措置のある地方財政措置等を講じる。	集約化・複合化 充当率90%、 交付税算入率 50% 転用・立地適正化 充当率90%、 交付税算入率 30%～50%等 令和８年度まで	－

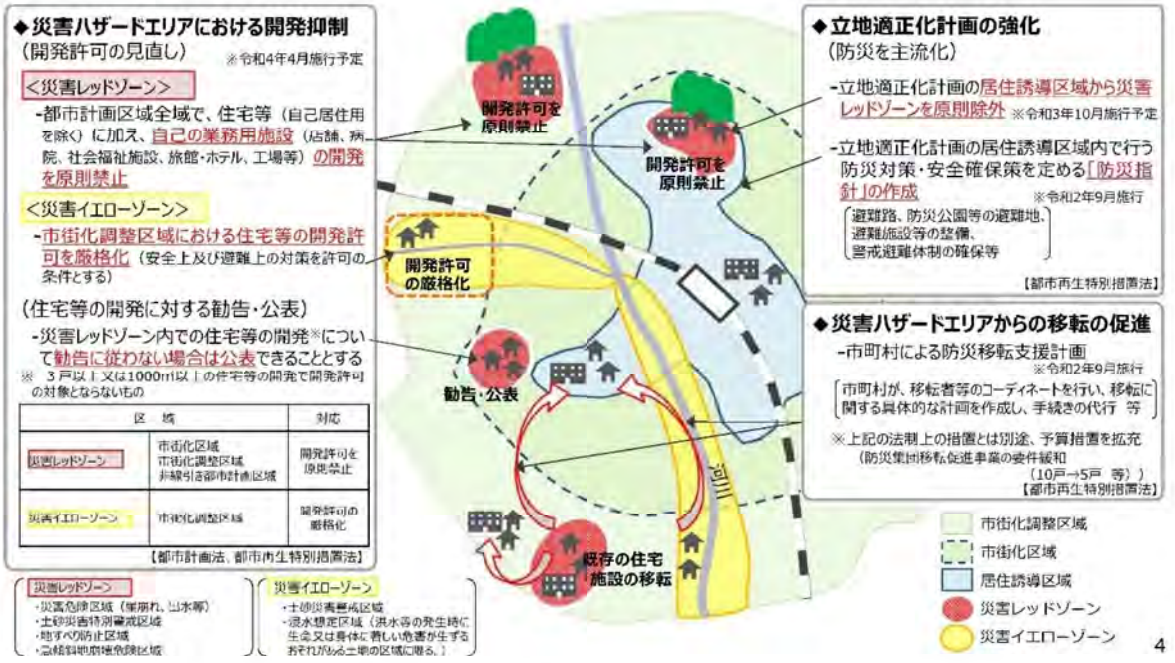
第７章　防災指針

１　防災指針について

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、当該指針に基づく具体的な取り組みと併せて立地適正化計画に定めるものです。

様々な災害のうち、洪水、雨水出水等による浸水エリアは広範囲に及び、既に市街地が形成されていることも多いことから、この範囲を居住誘導区域から全て除くことは現実的に困難であることも想定され、また、地震については、影響範囲や程度を即地的に定め、居住誘導区域から除外を行うことに限界もあります。このため、居住誘導区域における災害リスクをできる限り回避あるいは低減させるため、必要な防災・減災対策を計画的に実施していくことが求められます。

このため、立地適正化計画においては、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のため、防災指針を定めるとともに、この方針に基づく具体的な取り組みを位置付けることとされています。（都市計画運用指針）

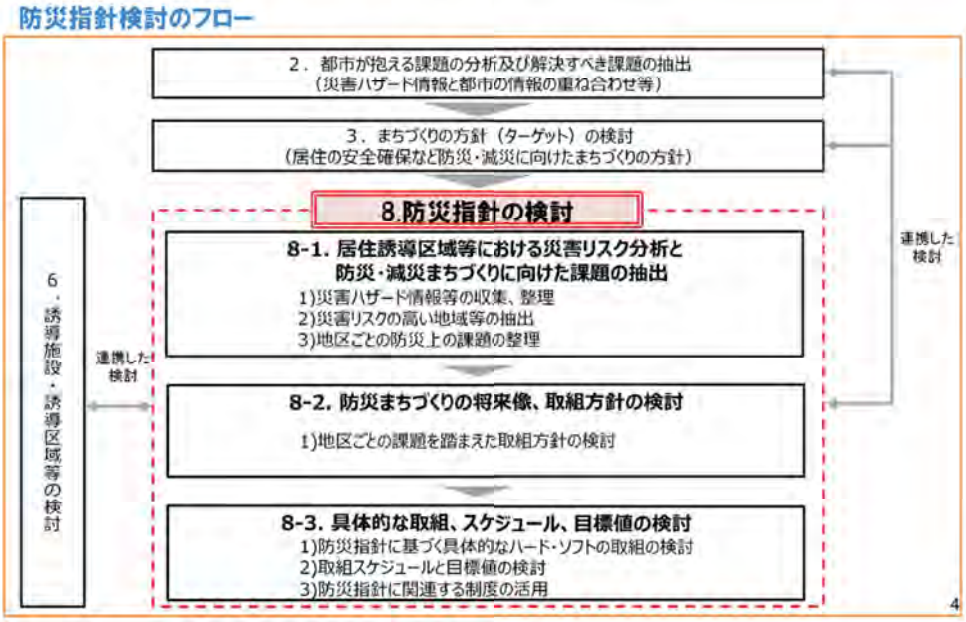


■図　激甚化・頻発化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」のイメージ

（出典：「安全なまちづくり」・「魅力的なまちづくり」の推進のための都市再生特別措置法等の改正について（国土交通省））

2　検討フロー

本計画の防災指針は、国土交通省の「立地適正化計画作成の手引き」（令和５年 11 月改訂）に示された防災指針検討のフローを基本に整理します。



■図　防災指針検討フロー

（出典　立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）（R5. 11 改訂））

3　災害リスクの分析

1）犬山市における災害ハザード情報の整理

本市において主に想定される災害リスクは、大雨による浸水や丘陵部における土砂災害等であり、それらの災害ハザード情報を以下のとおり整理します。なお、地震による津波、台風による高潮といった災害リスクは、本市の地理的条件により想定されません。

■表　災害ハザード情報一覧

種別	災害ハザード	諸条件
水災害	洪水浸水想定区域	計画規模（L1）、最大想定規模（L2）
	家屋倒壊等氾濫想定区域	想定最大規模
	内水ハザードマップ	想定最大規模
	ため池（入鹿池浸水想定区域）	堤体の決壊
土砂災害	土砂災害警戒区域	法指定区域
	土砂災害特別警戒区域	法指定区域
	急傾斜地崩壊危険区域	法指定区域
地震災害	震度分布	過去地震最大モデル
	液状化危険度	過去地震最大モデル

■水災害…洪水浸水想定区域

洪水浸水想定区域とは、大雨によって河川の流量が異常に増加することで起こる河川の氾濫や堤防の決壊等による浸水が発生する危険性が高い区域を示したもので、水防法の指定河川である木曽川の洪水浸水想定区域のほか、東海豪雨を契機に市町村による洪水ハザードマップの作成を支援するため、水防法の指定区間外（上流部や支川）についても浸水リスク情報として愛知県により「浸水予想図」が公表されています。

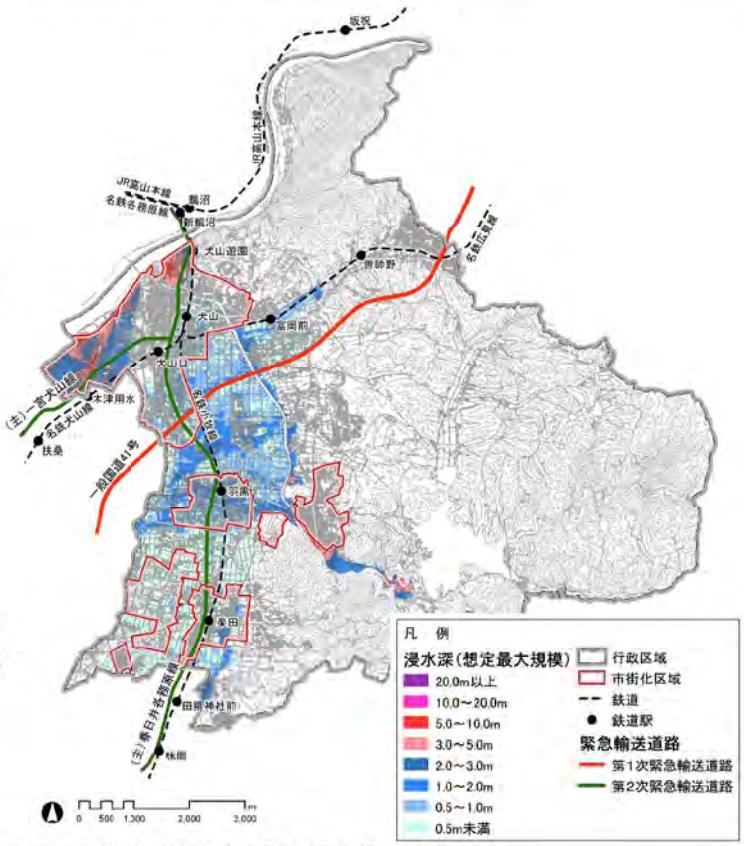
この洪水浸水想定区域図は【計画規模：L1】、【想定最大規模：L2】の降雨での浸水を想定しています。

計画規模降雨：L1
各河川の洪水に関する整備計画の基本となる降雨の発生を想定したもので、公表時点の各河川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案してシミュレーションされています。 1年間に発生する確率が1/30（新川流域：376 mm/24ｈ）、1/50（郷瀬川流域312 mm/24ｈ）、1/200（木曽川流域295 mm/48ｈ）以下の降雨による洪水で浸水が想定される範囲になります。
想定最大規模降雨：L2
想定する河川等における降雨だけでなく、近隣の河川等における降雨が当該河川等でも同じように発生すると考え、それぞれの地域において観測された最大の降雨量により設定することを基本としています。 1年間に発生する確率が1/1000以下の降雨による洪水で浸水が想定される範囲になります。 （木曽川流域527 mm/48ｈ、郷瀬川流域790 mm/24ｈ、新川流域：751 mm/24ｈ） ＜参考＞東海豪雨（2000年）：567 mm/48ｈ（時間最大雨量93mm）（名古屋）



■図 計画規模（L1）による洪水浸水想定区域

（資料：国土交通省、愛知県）



■図 想定最大規模（L2）による洪水浸水想定区域

（資料　木曽川上流河川事務所、愛知県河川課）

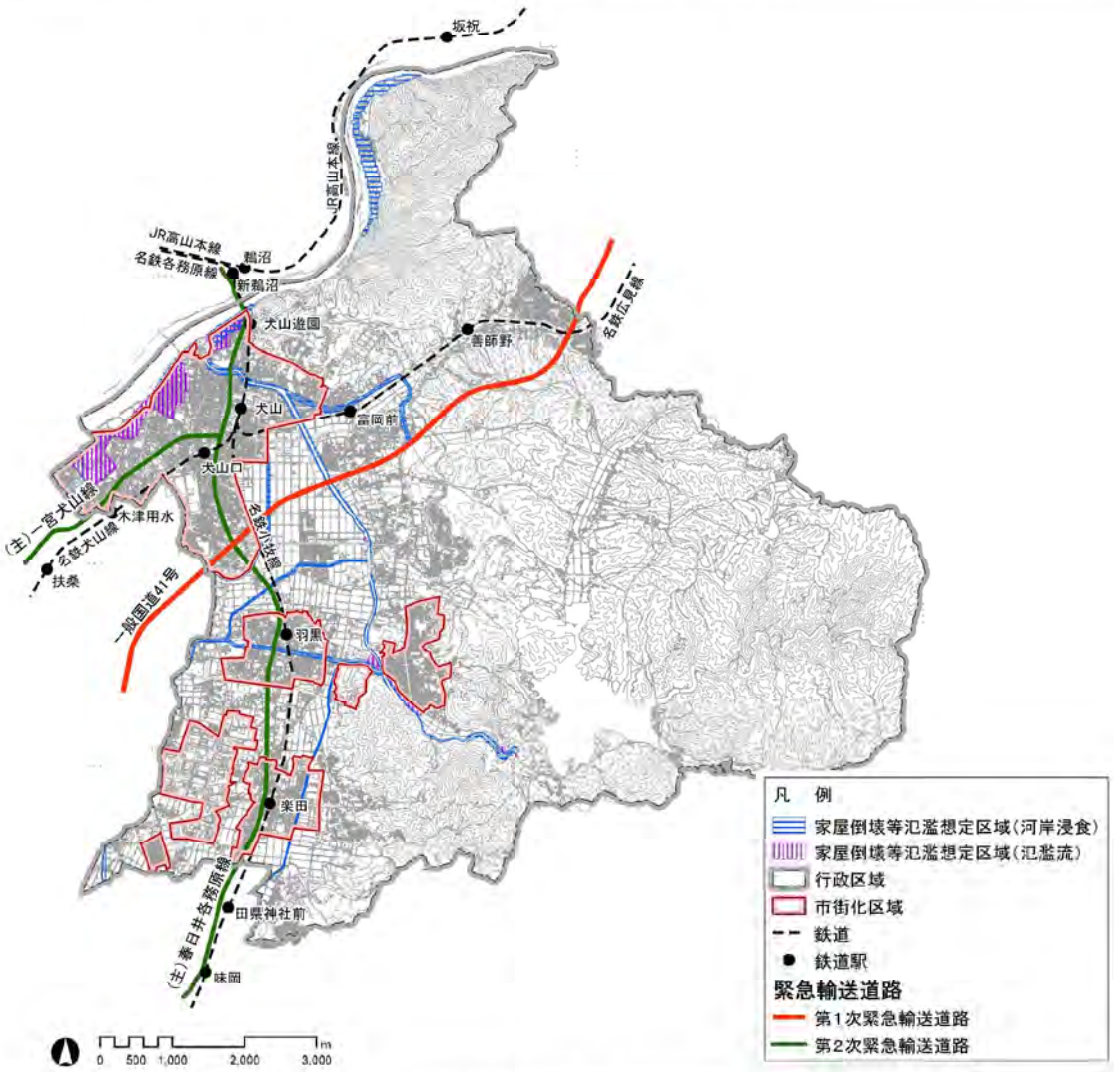
■水災害…家屋倒壊等氾濫想定区域

家屋倒壊等氾濫想定区域とは、洪水時に家屋の倒壊・流出をもたらすような、堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸浸食が発生する危険性が高い区域を示すものです。

この区域では、屋内での退避（垂直避難）ではなく、避難所への立ち退き避難（水平避難）の必要性を判断することが求められます。

※家屋倒壊等氾濫想定区域は想定最大規模：L2 の降雨での想定により指定されています。

氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域
洪水時の水の水深と速度から、家を押し流す力を計算し、一般的な木造２階建家屋が流失・倒壊する危険性が高い範囲になります。
河岸浸食による家屋倒壊等氾濫想定区
洪水時の過去の河岸浸食事例を基に、河川の幅と河岸の高さ等の河道形状から、河岸が侵食されることにより家屋が倒壊する危険性を推定した範囲になります。



■図 想定最大規模（L2）による洪水浸水想定区域

（資料　木曽川上流河川事務所、愛知県河川課）

参考）河川整備の状況

【木曽川】事業の実施状況

国土交通省 中部地方整備局
木曽川上流河川事務所
木曽川下流河川事務所

● 河川整備計画に計上されている直轄河川改修事業の進捗率は、事業費ベースで約62%です（前回再評価時点【令和元年度】では約53%）。

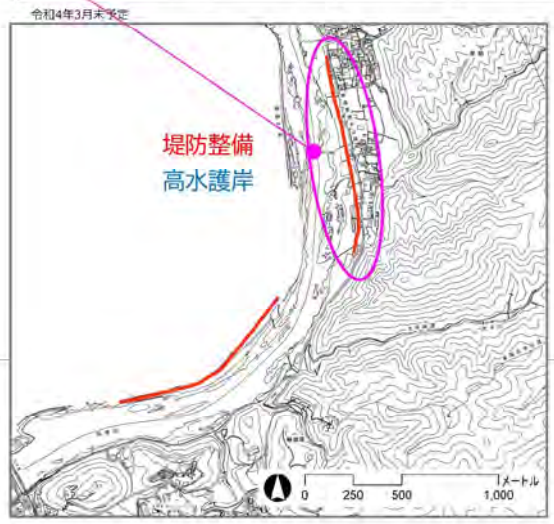
概ね30年間の主な整備内容

【事業進捗図】



【事業実施状況】

整備項目	事業全体	整備済み	残事業
堤防整備	21.3km	14.3km	7.0km
高潮堤整備	3.9km	3.5km	0.4km
堤防強化※1	49.6km	20.9km	28.7km
河川防災ステーション	2箇所	2箇所	0箇所
排水機場増強	1箇所	1箇所	0箇所
樹木伐開	7ha	5ha	2ha
危機管理型ハード対策	4.7km	4.7km	0.0km

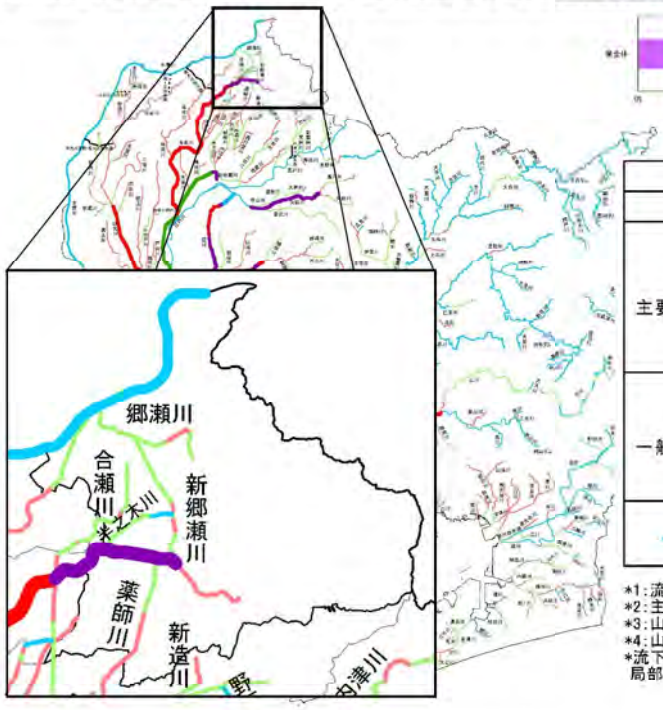


■図 【木曽川】事業の実施状況

※右図は木曽川水系河川整備計画（付図）をトレースして作成

（出典：木曽川水系河川整備計画ウェブページ）

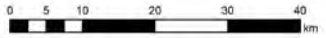
愛知県管理河川 水害リスク評価図（令和3年度末時点）





県管理河川の流下能力評価		
	表示方法	整備目標
主要河川*1		計画規模（年超過確率1/50～1/100程度）で完成している区間。
		当面の計画規模（年超過確率1/20～1/30程度、新川・天白川については激特計画流量）の流量を満足する区間。
		当面の計画規模（年超過確率1/20～1/30程度）の流量を満たない区間。
一般河川*2		計画規模（年超過確率1/30～1/50程度）で完成している区間。
		当面の計画規模（年超過確率1/5程度）の流量を満足する区間。
		当面の計画規模（年超過確率1/5程度）の流量を満たない区間。
		県管理区間外もしくは改修不要区間（河川整備基本方針および河川整備計画の対象区間外）

*1：流域面積が大きく、想定氾濫区域内に人口・資産が集積する河川
*2：主要河川以外
*3：山付き渓谷河岸等を掩し、浸水による被害が無い区間を含む
*4：山間部等で、浸水による被害が比較的少ない区間を含む
*流下能力評価は、一定間隔の横断面で評価しているため、局部的なもの（橋脚、堰等）は評価されていないものもあります。



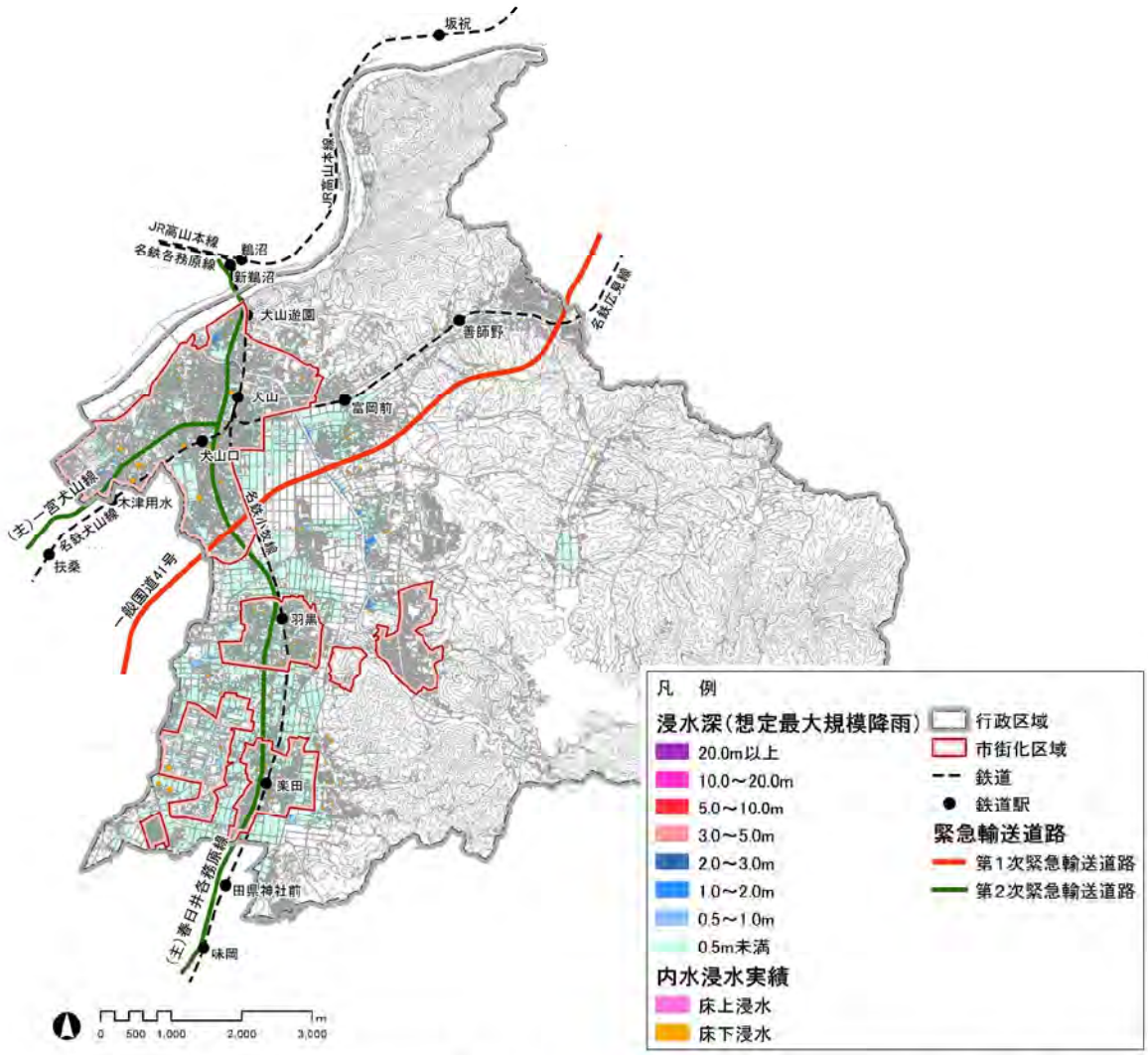
■図 愛知県管理河川 水害リスク評価図（令和３年度末時点）※一部を加工

（出典：愛知県ウェブページ）

■水災害…内水ハザードマップ

内水ハザードマップとは、降雨の量が排水路などの排水能力を超えた時や、河川などの排水先の水位が上がった時に雨水が排水できなくなり浸水することを内水氾濫といい、この内水氾濫が発生する危険性が高い区域を示すものです。

想定最大規模
河川に排水できない状態であると仮定し、本市において降った雨の内水氾濫による浸水を解析したものです。 想定し得る最大規模（1000 年に 1 回程度。1 時間降雨量：147 ㎜）降雨による内水氾濫で浸水が想定される範囲になります。なお、これ以外に 100 年に 1 回程度、200 年に 1 回程度の降雨確率による浸水想定もありますが、近年の降雨量を勘案して想定最大規模で整理します。 ＜参考＞平成 29 年 8 月豪雨（1 時間降雨量：約 95 ㎜）

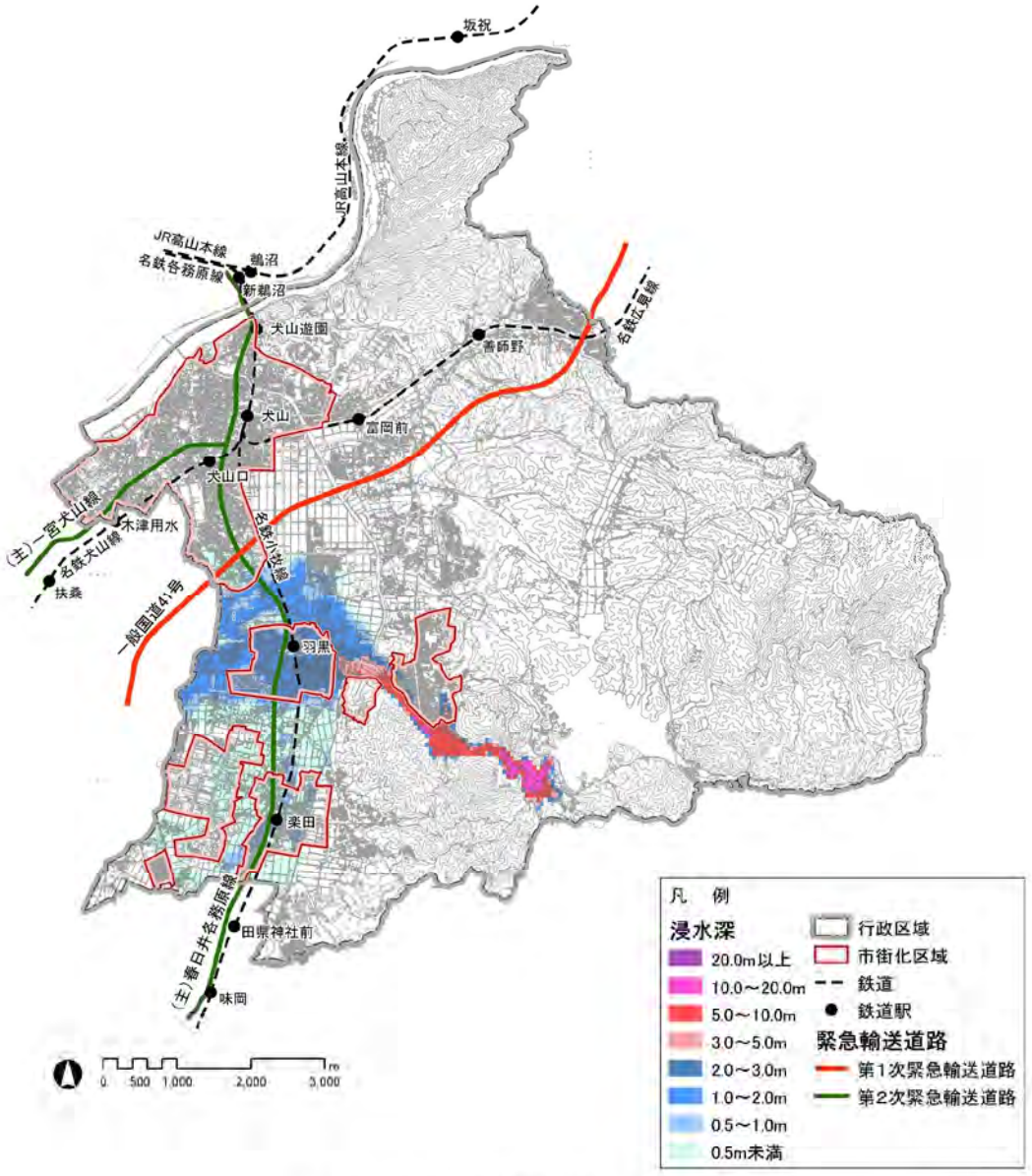


■図 想定最大規模による内水ハザードマップ　　（資料：犬山市）

■水災害…ため池（入鹿池浸水想定区域）

入鹿池浸水想定区域とは、堤体が決壊した場合に浸水が発生する危険性が高い区域を示したもので、愛知県により「入鹿池浸水想定区域図」が公表されています。

堤防の決壊
入鹿池が満水状態の時に堤体が決壊し、全量（約 1,500 万㎥）が流出した場合の浸水が想定される範囲になります。 入鹿池は、学識経験者らで構成する「入鹿池耐震性検証委員会(2012～2014 年度)」において、大規模地震に対する耐震性の検証を行い、「想定される大規模地震(南海トラフ地震等)に対し、耐震性能を有している。」という結果が出ており、200 年確率雨量に対応した洪水放流施設を備えています。

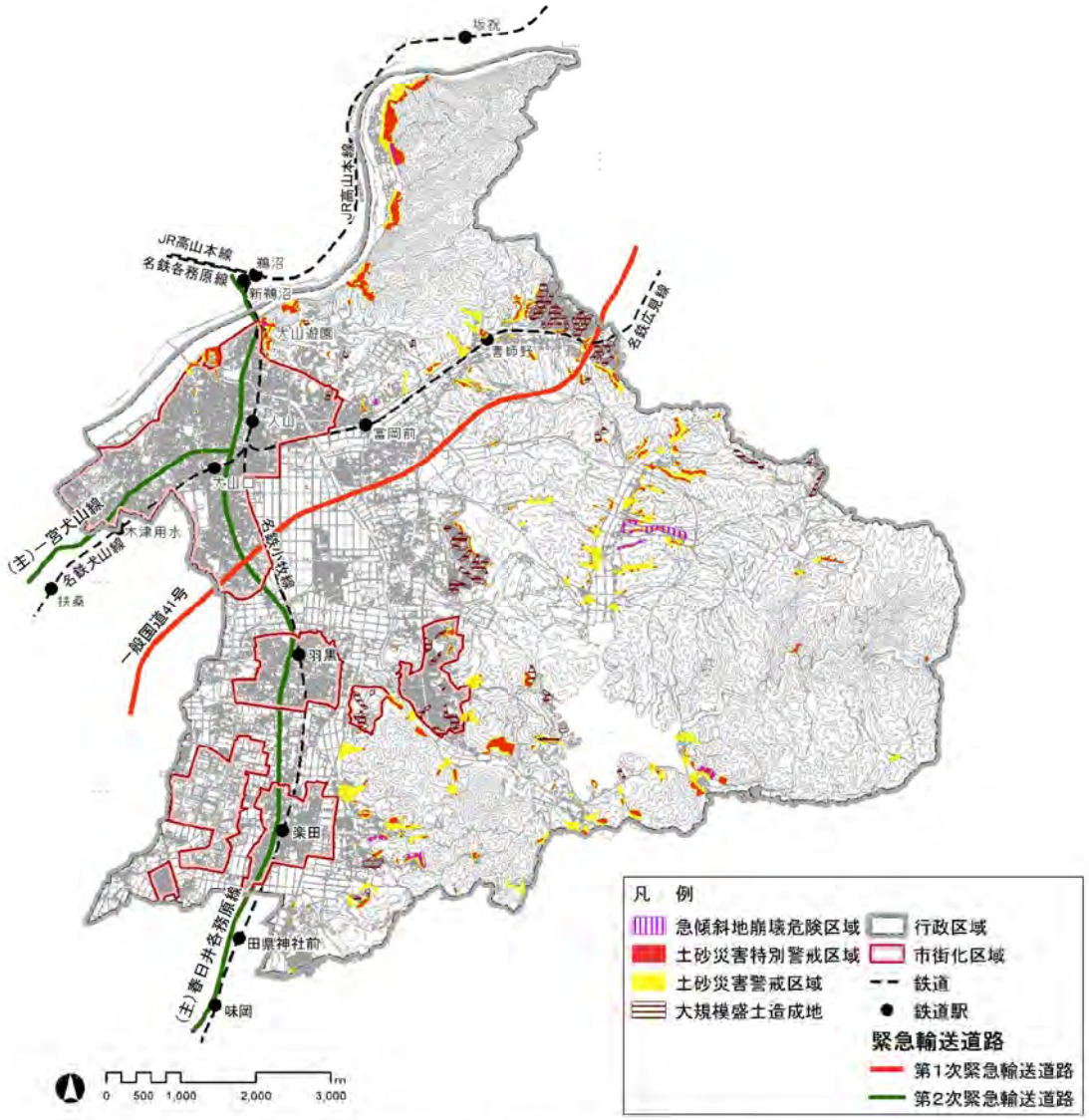


■図 入鹿池浸水想定区域　　（資料：犬山市）

■土砂災害…土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域

土砂災害警戒区域等は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」や「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき指定されています。なお、本市において、「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域は指定されていません。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生じる恐れがあると認められる土地の区域になります。
土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）、急傾斜地崩壊危険区域
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められる土地の区域になります。



■図 土砂災害による被害のおそれがある区域

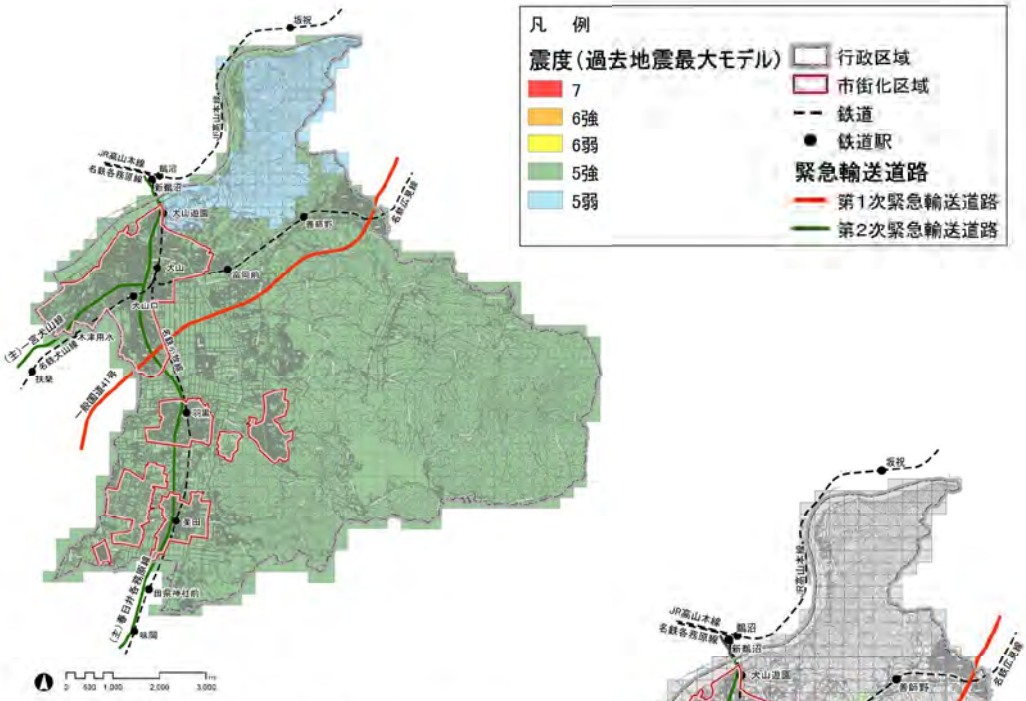
（資料：愛知県砂防課、愛知県オープンデータ）

■地震災害…震度分布、液状化危険度

既往の大地震による震度分布、液状化危険度を示したもので、愛知県より「過去地震最大モデル」（愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書（H23 年度-H25 年度））公表されています。

なお、液状化については、地形区分が液状化計算の対象外となる区域が大半であり、液状化計算の対象となる区域にあっては、そのほとんどで危険度が低い、又は、極めて低いとなっていることから、後述の災害リスクの整理、分析対象から外すこととします。

過去地震最大モデル
過去に発生したことが明らかで規模の大きなもの（宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の５地震）を重ね合わせて予測した震度分布、液状化危険度になります。



■図 地震（過去地震最大モデル）による震度分布

（資料：愛知県）



■図 地震（過去地震最大モデル）による液状化危険度

（資料：愛知県）

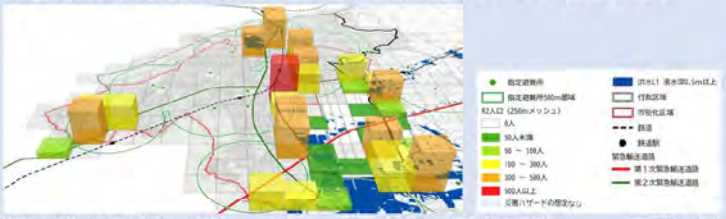
2）各地域における災害ハザードの状況

各地域で想定されている災害ハザードの状況を以下に整理します。なお、内水、地震に関わる災害ハザードについては、市全域で対応を検討していくこととし、ここでは洪水と土砂災害を対象とします。

【犬山地域】　　※人口分布は災害ハザードと重複する地域内のメッシュ人口を表示

浸水想定区域：計画規模（L1）

・犬山城東側の低地において床上浸水に相当する浸水深が 0.5 m以上の浸水が想定される。
・木津用水駅北側の一宮犬山線沿道で局所的に浸水が想定される。
・地域南東部の農地を中心に広い範囲で浸水が想定される。



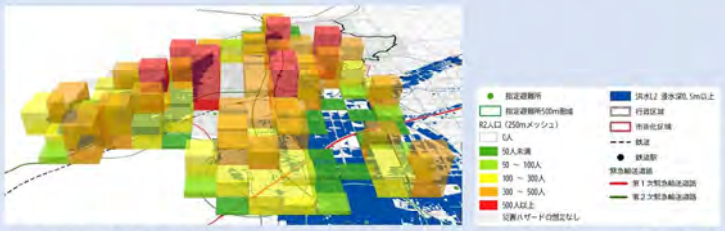
■図：R2 人口分布（250mメッシュ）（資料：国勢調査）



■図：浸水想定区域（L1）（資料：国土交通省、愛知県）

浸水想定区域：想定最大規模（L2）

・人口が集積する犬山城東側や木津用水西側の広い範囲で浸水が想定され、多くの人への影響が懸念される。
・地域南部では農地を中心に浸水し、市街化区域の一部や住宅団地等でも浸水が想定される。
・２階への垂直避難が困難とされる浸水深 3.0m以上の木曽川からの浸水が広い範囲で想定される。
・木曽川沿いの地域で、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）、郷瀬川、新郷瀬川、合瀬川沿いで家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食）がみられ、家屋等への被害が懸念される。



■図 R2 人口分布（250mメッシュ）（資料：国勢調査）



■図 浸水想定区域（L2）（資料：国土交通省、愛知県）

土砂災害

・犬山遊園駅東側や犬山城周辺、犬山駅の北西にある河岸段丘となっている箇所において、土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域）がみられ、土砂災害による被害が懸念される。



■図 R2 人口分布（250mメッシュ）　（資料 国勢調査）



■図 土砂災害（資料 愛知県）

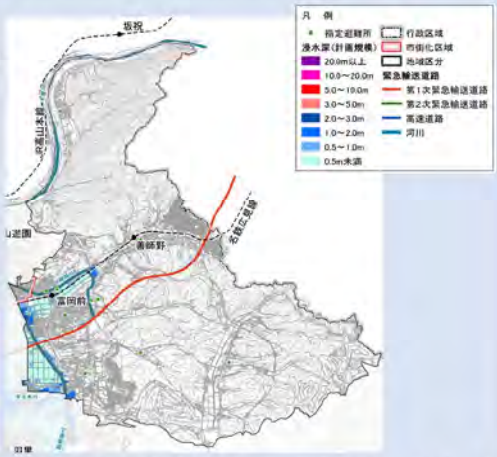
【城東地域】　　※人口分布は災害ハザードと重複する地域内のメッシュ人口を表示

浸水想定区域：計画規模（L1）

・地域西部の富岡前駅周辺や郷瀬川、新郷瀬川周辺の農地を中心に広い範囲で浸水が想定される。



■図 R2 人口分布（250mメッシュ）（資料：国勢調査）



■図 浸水想定区域（L1）（資料：国土交通省、愛知県）

浸水想定区域：想定最大規模（L2）

・地域西部の富岡前駅周辺や郷瀬川、新郷瀬川周辺の農地を中心に広い範囲で浸水が想定される。
・木曽川沿いで家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）がみられ、家屋等への被害が懸念される。
・県道栗栖犬山線が家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）と重複しており、栗栖の集落地が孤立することが懸念される。



■図 R2 人口分布（250mメッシュ）（資料：国勢調査）



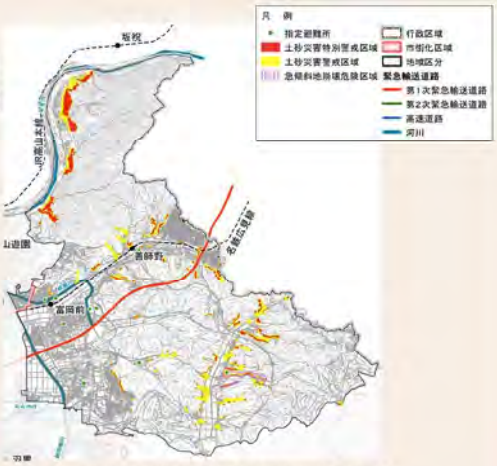
■図 浸水想定区域（L2）（資料：国土交通省、愛知県）

土砂災害

・住宅団地や集落地に隣接する傾斜地において、土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域）がみられ、土砂災害による被害が懸念される。



■図 R2 人口分布（250mメッシュ）（資料：国勢調査）

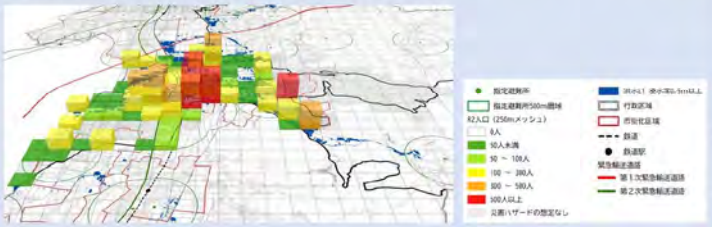


■図 土砂災害（資料：愛知県）

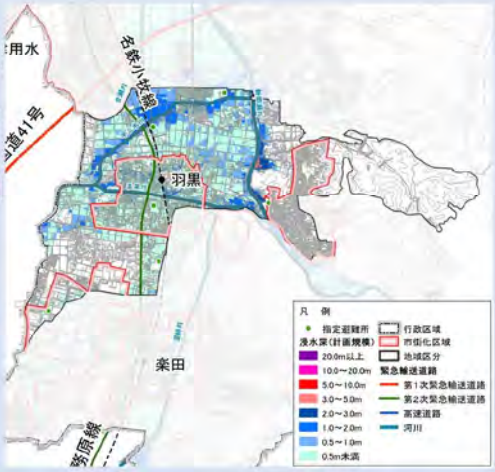
【羽黒地域】　※人口分布は災害ハザードと重複する地域内のメッシュ人口を表示

浸水想定区域：計画規模（L1）

・人口が集積する羽黒駅周辺の市街化区域全域で浸水が想定され、多くのへの影響が懸念される。
・市街化区域全域で想定される浸水は、一部で床上浸水に相当する浸水深 0.5m以上が想定される。
・市街化調整区域でも農地を中心に広い範囲で浸水し、住宅団地、集落地でも浸水が想定される。



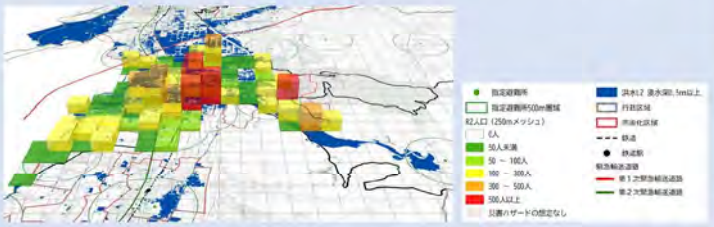
■図 R2 人口分布（250mメッシュ）（資料：国勢調査）



■図 浸水想定区域（L1）（資料：国土交通省、愛知県）

浸水想定区域：想定最大規模（L2）

・人口が集積する羽黒駅周辺の市街化区域全域で浸水が想定され、多くの人への影響が懸念される。
・市街化区域全域で想定される浸水は、五条川周辺において浸水深 1.0m以上の床上浸水に相当する浸水が想定される。
・新郷瀬川、五条川、半之木川沿いで家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）がみられ、家屋等への被害が懸念される。



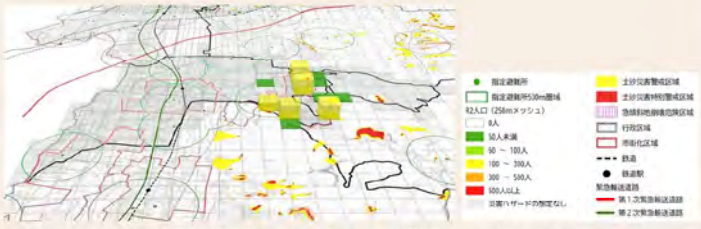
■図 R2 人口分布（250mメッシュ）（資料：国勢調査）



■図 浸水想定区域（L2）（資料：国土交通省、愛知県）

土砂災害

・緑ケ丘・長者町地区東部の傾斜地において、土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域）がみられ、土砂災害による被害が懸念される。



■図 R2 人口分布（250mメッシュ）（資料：国勢調査）

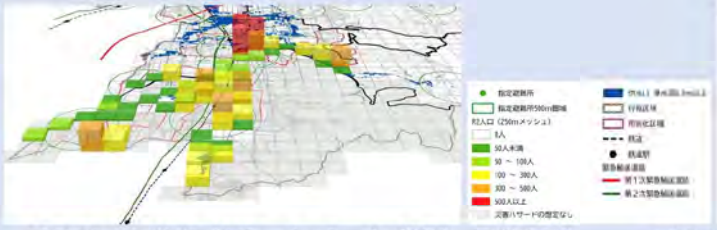


■図 土砂災害（資料：愛知県）

【楽田地域】　※人口分布は災害ハザードと重複する地域内のメッシュ人口を表示

浸水想定区域：計画規模（L1）

・市街化区域内の一部では、浸水深 0.5m未満の浸水が想定される。
・市街化調整区域の農地を中心に広い範囲で浸水し、一部の集落地でも浸水が想定される。



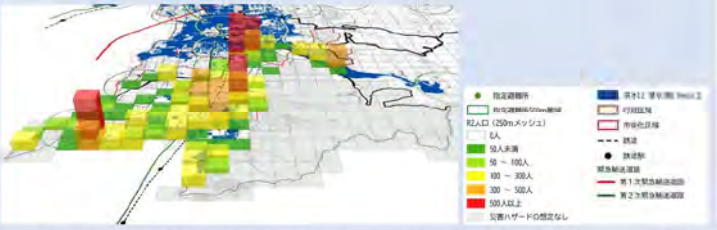
■図 R2 人口分布（250mメッシュ）（資料：国勢調査）



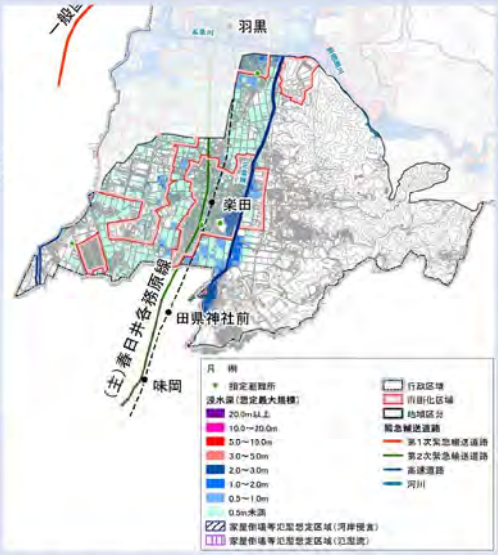
■図 浸水想定区域（L1）（資料：国土交通省、愛知県）

浸水想定区域：想定最大規模（L2）

・人口が集積する楽田駅東側や西楽田団地で浸水が想定され、多くの人への影響が懸念される。
・市街化区域の広範囲で浸水深が 0.5m 未満の浸水が想定され、楽田駅東側では床上浸水に相当する浸水深 1.0m以上の浸水が想定される。



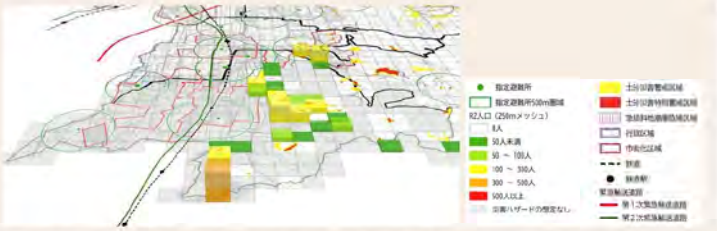
■図 R2 人口分布（250mメッシュ）（資料 国勢調査）



■図 浸水想定区域（L2）（資料：国土交通省、愛知県）

土砂災害

・東部の傾斜地において、土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域）がみられ、土砂災害による被害が懸念される。



■図 R2 人口分布（250mメッシュ）（資料：国勢調査）



■図 土砂災害（資料：愛知県）

【池野地域】　※人口分布は災害ハザードと重複する地域内のメッシュ人口を表示

浸水想定区域：計画規模（L1）

・新郷瀬川沿いの農地で深水深が 1.0m以上となることが想定される。



■図 R2 人口分布（250mメッシュ）（資料：国勢調査）



■図 浸水想定区域（L1）（資料：国土交通省、愛知県）

浸水想定区域：想定最大規模（L2）

・市街化区域に隣接し一定の人口がみられる集落地の一部で浸水が想定される。
・新郷瀬川沿いの農地で浸水深 3.0m以上の浸水が想定され、河川沿いの集落地では床上浸水に相当する浸水深 0.5m以上の浸水も想定される。



■図 R2 人口分布（250mメッシュ）（資料：国勢調査）



■図 浸水想定区域（L2）（資料：国土交通省、愛知県）

土砂災害

・集落地に隣接する傾斜地で、土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域）がみられ、土砂災害による被害が懸念される。



■図 R2 人口分布（250mメッシュ）（資料：国勢調査）



■図 土砂災害（資料：愛知県）

3）居住誘導区域における災害リスクの分析

近年、激甚化・頻発化する豪雨災害で特に災害リスクの高い洪水、土砂災害におけるハザード情報が重複する地域のうち、居住誘導区域を設定した区域について、次の都市情報を重ねた分析の視点を踏まえた災害リスクを抽出します。

■表　災害リスク分析

災害ハザード	都市情報	分析の視点
洪水 ・浸水想定区域（浸水深）	・避難場所 ・避難場所からの距離	・浸水が想定される指定緊急避難場所を確認 ・浸水想定区域から徒歩での避難が可能か確認
	・建物分布	・垂直避難が困難で立ち退き避難が必要となる建物を確認 ※垂直避難が困難な住宅： 浸水深 0.5m以上の平屋建て住宅 浸水深 3.0m以上の２階建て住宅
洪水 ・家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食・氾濫流）	・建物分布	・河岸侵食又は氾濫流により家屋倒壊のおそれがある建物を確認
土砂災害 ・急傾斜地崩壊危険区域 ・土砂災害特別警戒区域 ・土砂災害警戒区域	・建物分布	・土砂災害が懸念される区域内に分布する建物を確認

※浸水想定区域（浸水深）、家屋倒壊等氾濫想定区域は、木曽川上流河川事務所及び愛知県河川課の資料を使用
※急傾斜地崩壊危険区域は、愛知県砂防課の資料を使用
※土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域は、愛知県オープンデータを使用
※建物分布は、都市計画基礎調査（R4）を使用

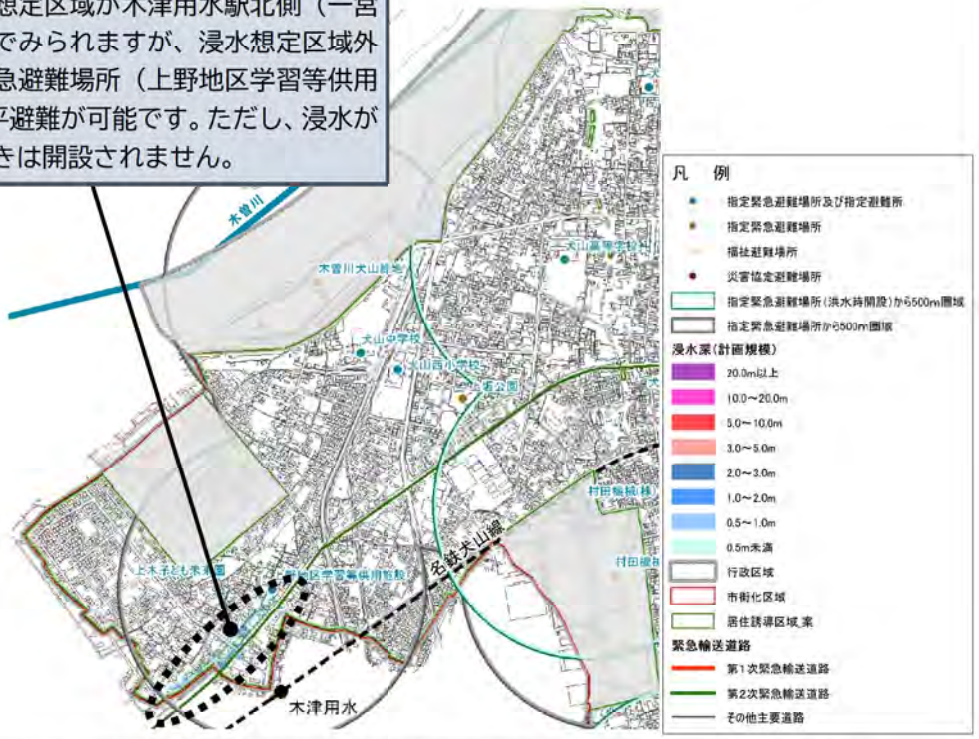
■居住誘導区域における災害リスクの抽出

【犬山地区Ａ】

災害ハザードと都市情報の重ね合わせ

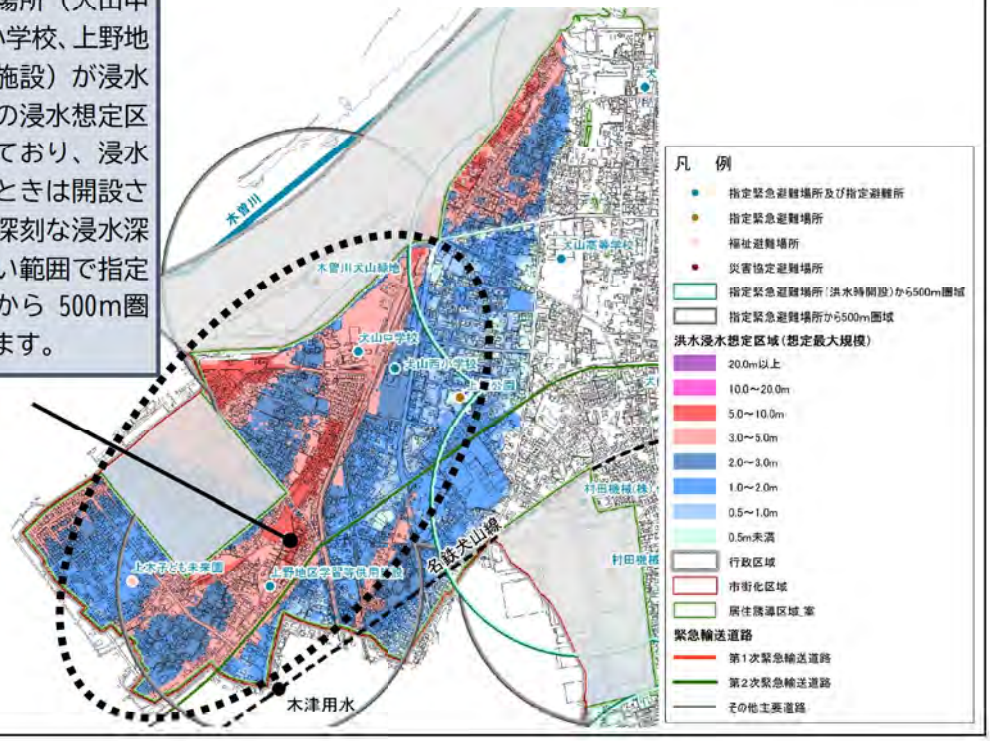
計画規模(L1)浸水想定区域（浸水深）×　指定緊急避難場所からの距離（居住誘導区域）

○局所的な浸水想定区域が木津用水駅北側（一宮犬山線沿道）でみられますが、浸水想定区域外にある指定緊急避難場所（上野地区学習等供用施設）への水平避難が可能です。ただし、浸水が想定されるときは開設されません。



想定最大規模(L2)浸水想定区域（浸水深）×　指定緊急避難場所からの距離（居住誘導区域）

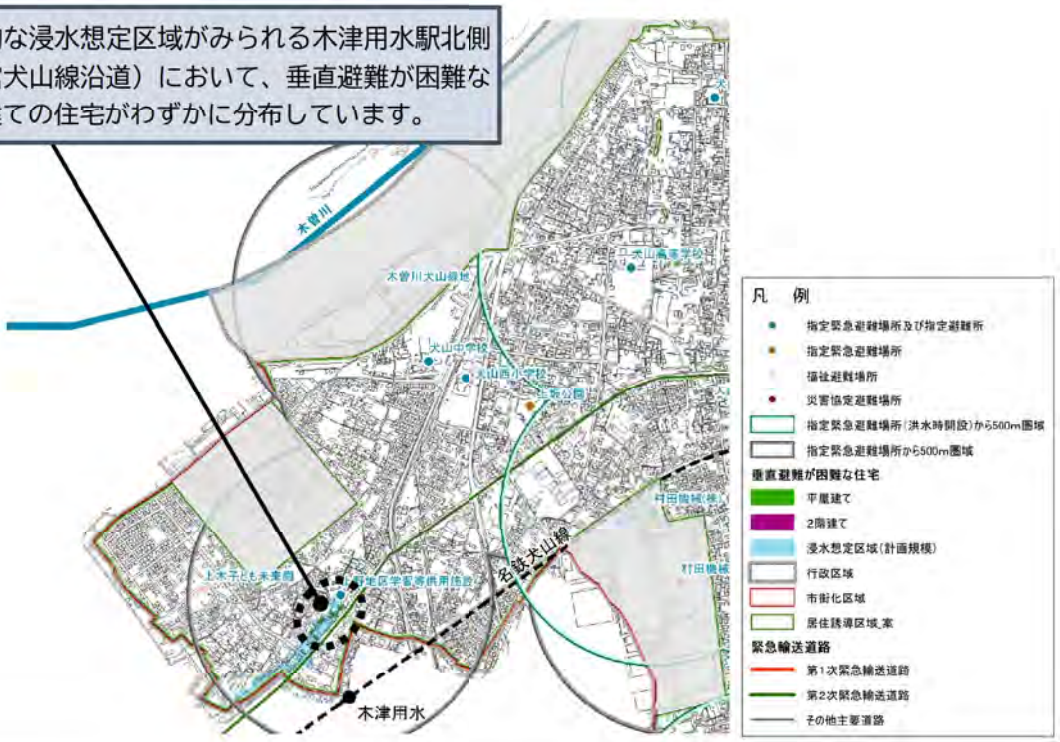
○指定緊急避難場所（犬山中学校、犬山西小学校、上野地区学習等供用施設）が浸水深２ｍ～５ｍの浸水想定区域内に立地しており、浸水が想定されるときは開設されないため、深刻な浸水深がみられる広い範囲で指定緊急避難場所から 500m圏外となっています。



災害ハザードと都市情報の重ね合わせ

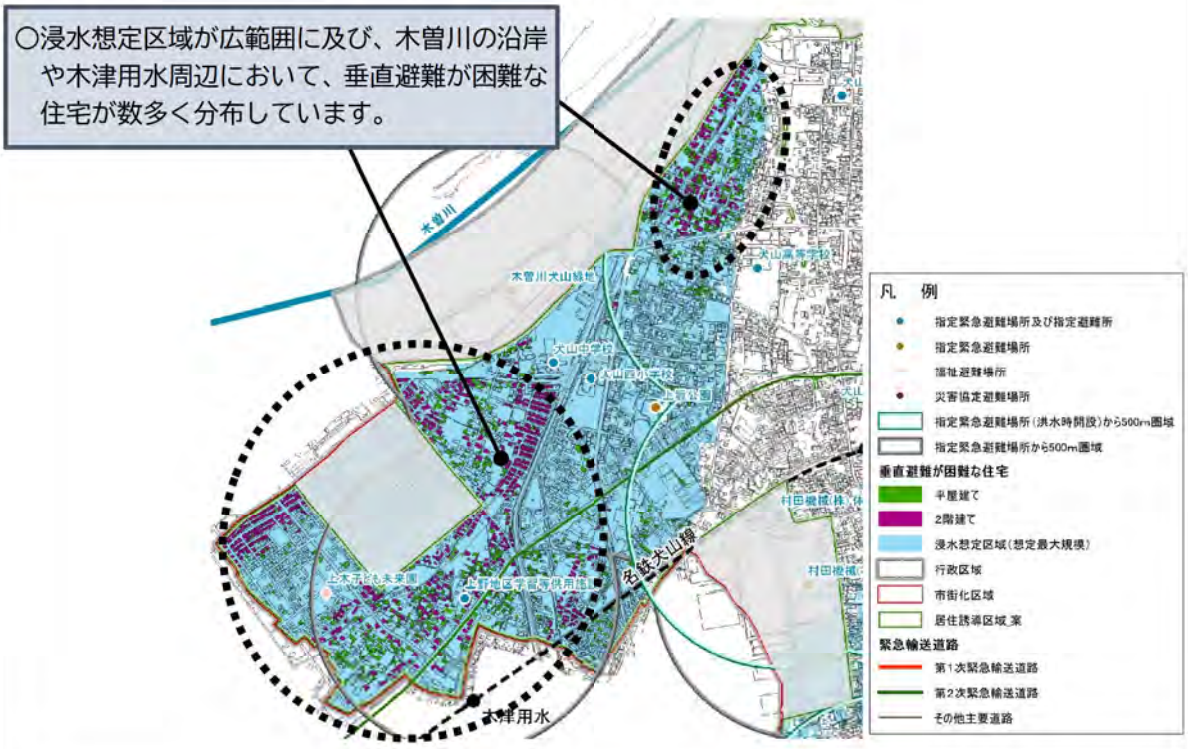
計画規模(L1)浸水想定区域（浸水深）× 建物分布（居住誘導区域）

○局所的な浸水想定区域がみられる木津用水駅北側（一宮犬山線沿道）において、垂直避難が困難な平屋建ての住宅がわずかに分布しています。



想定最大規模(L2)浸水想定区域（浸水深）× 建物分布（居住誘導区域）

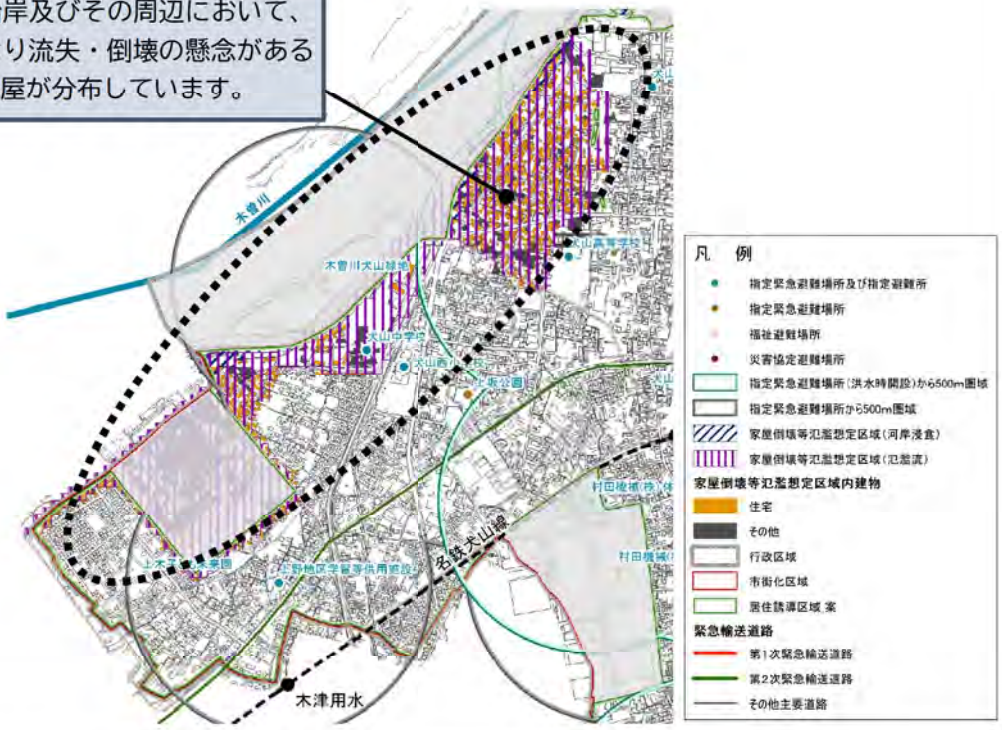
○浸水想定区域が広範囲に及び、木曽川の沿岸や木津用水周辺において、垂直避難が困難な住宅が数多く分布しています。



災害ハザードと都市情報の重ね合わせ

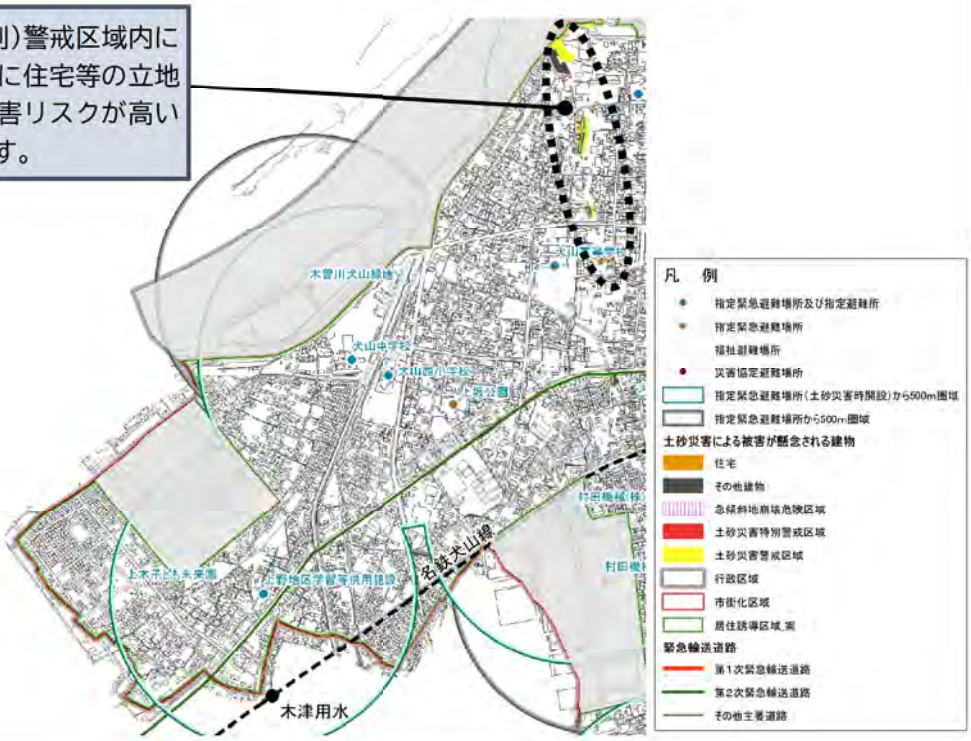
想定最大規模(L2)家屋倒壊等氾濫想定区域　×　建物分布（居住誘導区域）

○木曽川の沿岸及びその周辺において、氾濫流により流失・倒壊の懸念がある数多くの家屋が分布しています。



土砂災害(特別)警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域　×　建物分布（居住誘導区域）

○土砂災害(特別)警戒区域内においてわずかに住宅等の立地がみられ、災害リスクが高い状態にあります。

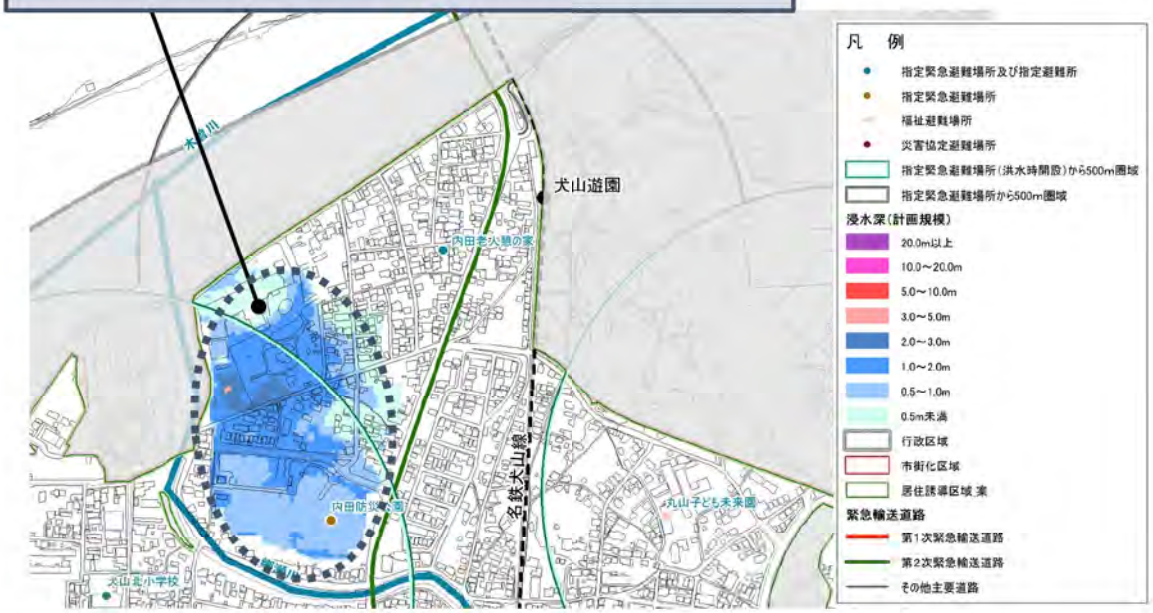


【犬山地区Ｂ】

災害ハザードと都市情報の重ね合わせ

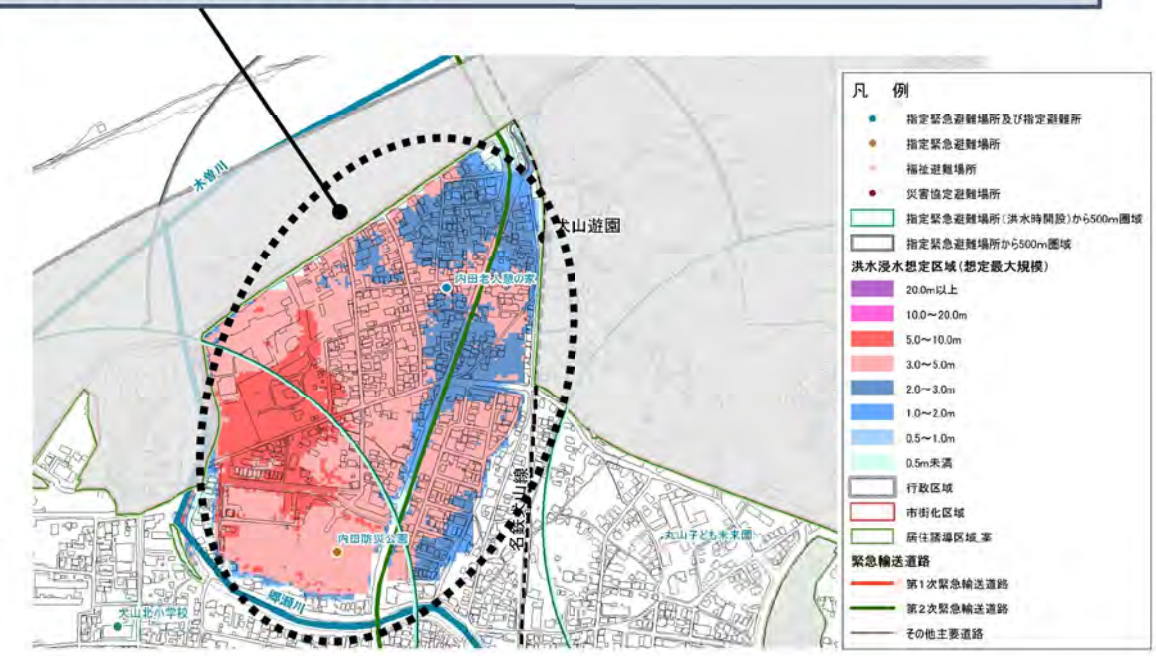
計画規模(L1)浸水想定区域（浸水深）× 指定緊急避難場所からの距離（居住誘導区域）

○浸水深１ｍ以上の浸水想定区域内がみられますが、浸水想定区域外の指定緊急避難場所への水平避難が可能です。ただし、内田老人憩の家は、浸水が想定されるときは開設されません。



想定最大規模(L2)浸水想定区域（浸水深）× 指定緊急避難場所からの距離（居住誘導区域）

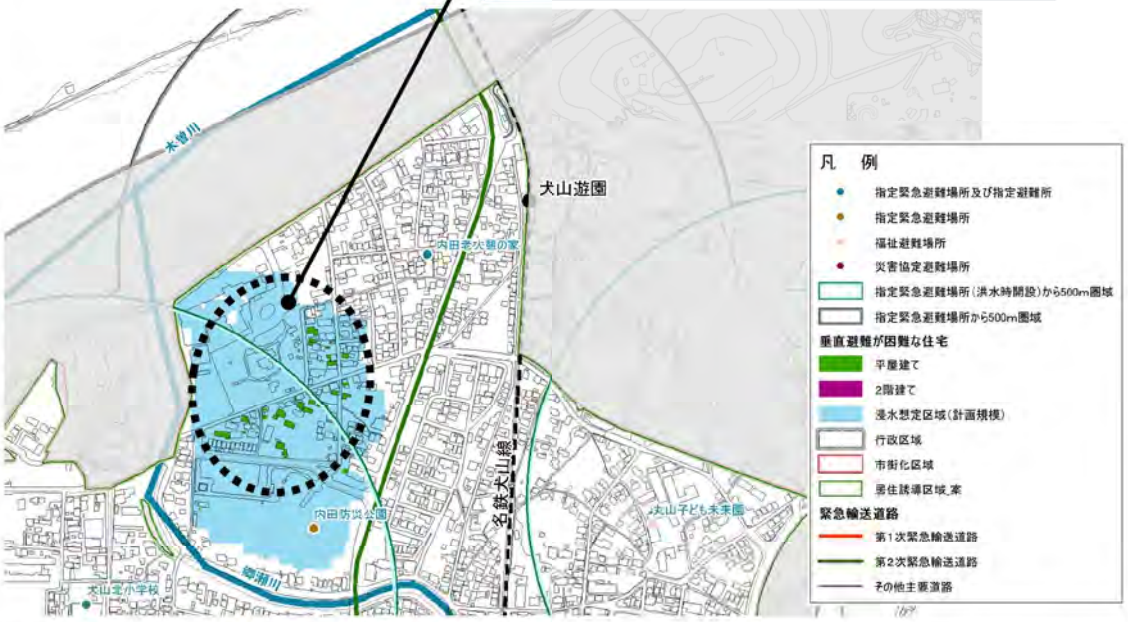
○指定緊急避難場所（内田老人憩いの家）が浸水深３ｍ以上の浸水想定区域内に立地しており、浸水が想定されるときは開設されないため、深刻な浸水深がみられる広い範囲で指定緊急避難場所から 500m圏外となっています。



災害ハザードと都市情報の重ね合わせ

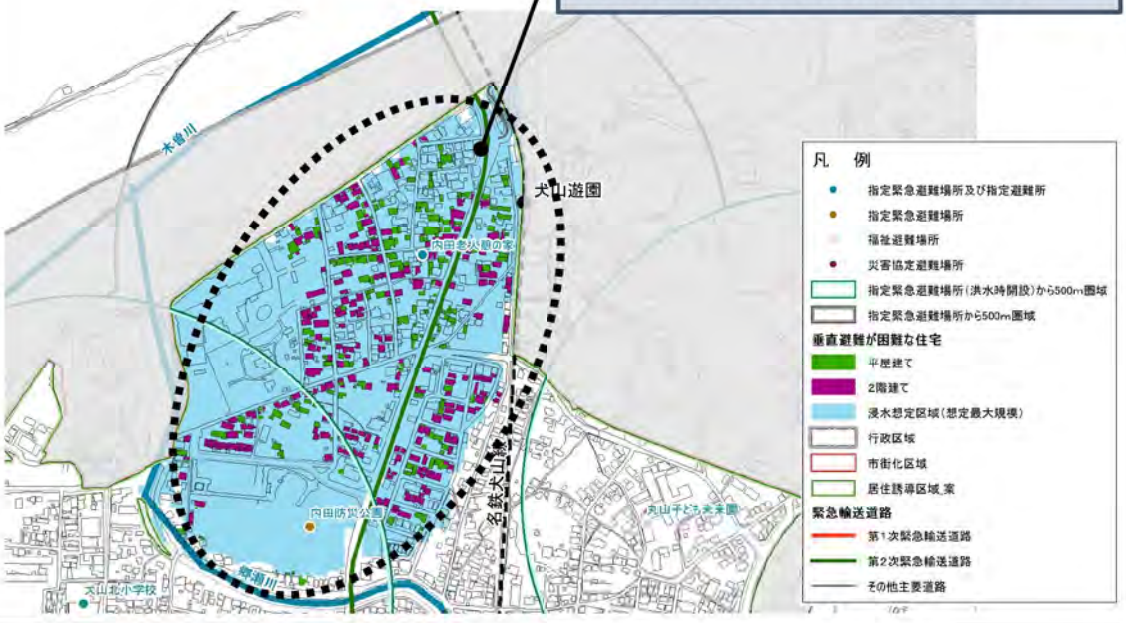
計画規模(L1)浸水想定区域（浸水深）× 建物分布（居住誘導区域）

○浸水想定区域がみられる犬山城東側の低地において、垂直避難が困難な平屋建ての住宅が分布しています。



想定最大規模(L2)浸水想定区域（浸水深）× 建物分布（居住誘導区域）

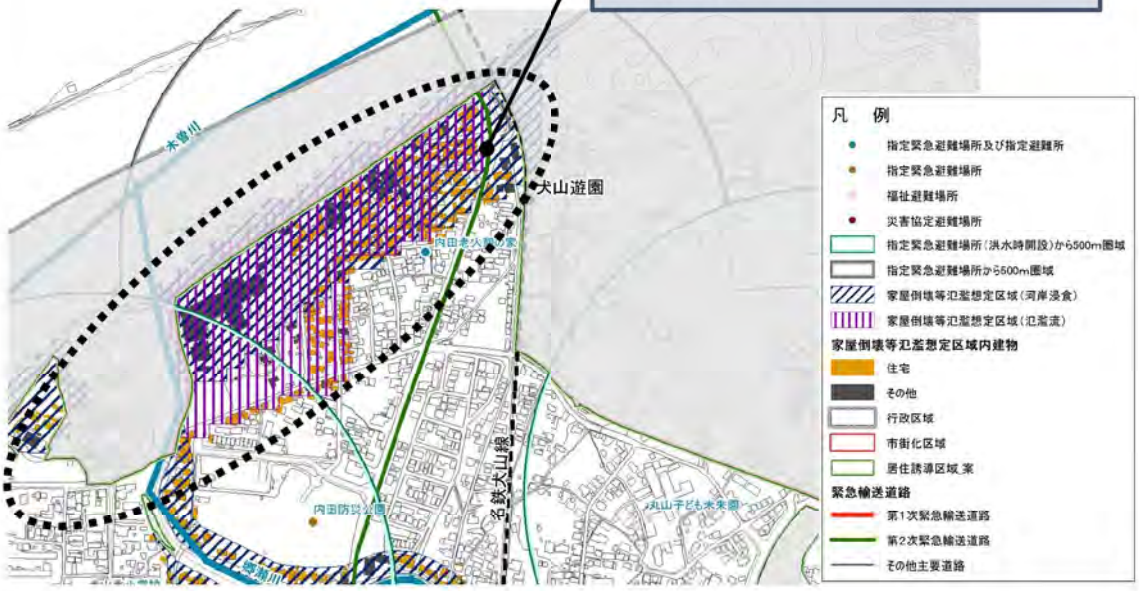
○浸水想定区域が広範囲に及び、犬山城東側の低地から犬山遊園駅周辺において、垂直避難が困難な住宅が数多く分布しています。



災害ハザードと都市情報の重ね合わせ

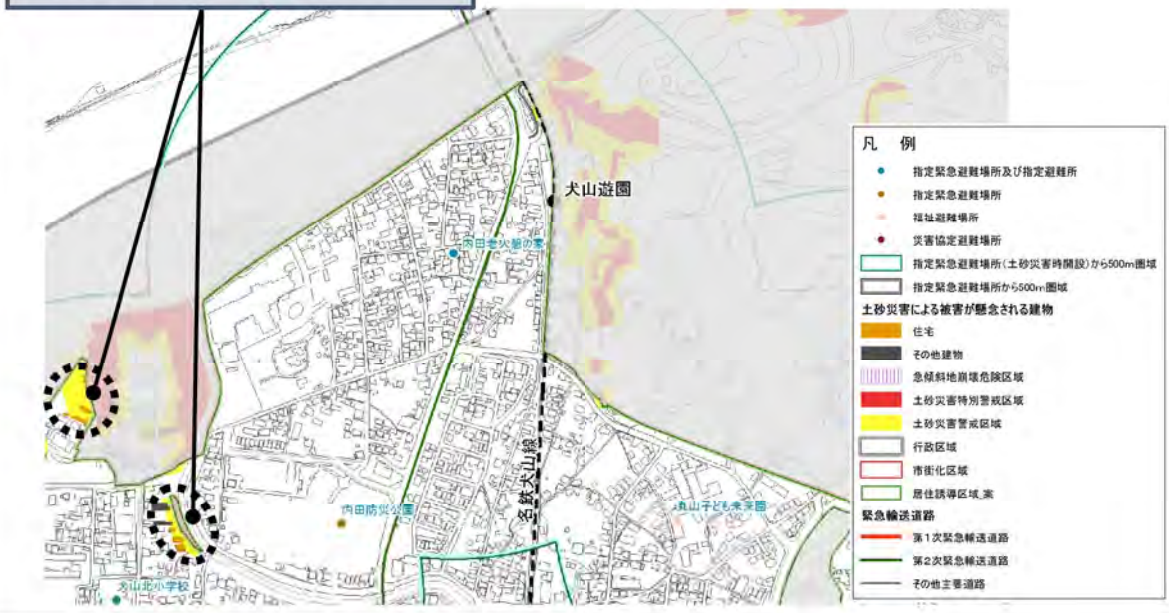
想定最大規模(L2)家屋倒壊等氾濫想定区域　×　建物分布（居住誘導区域）

○犬山城東側の低地から犬山遊園駅周辺にかけて、河岸侵食、氾濫流により流失・倒壊の懸念がある数多くの家屋が分布しています。



土砂災害(特別)警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域　×　建物分布（居住誘導区域）

○土砂災害(特別)警戒区域内においてわずかに住宅等の立地がみられ、災害リスクが高い状態にあります。

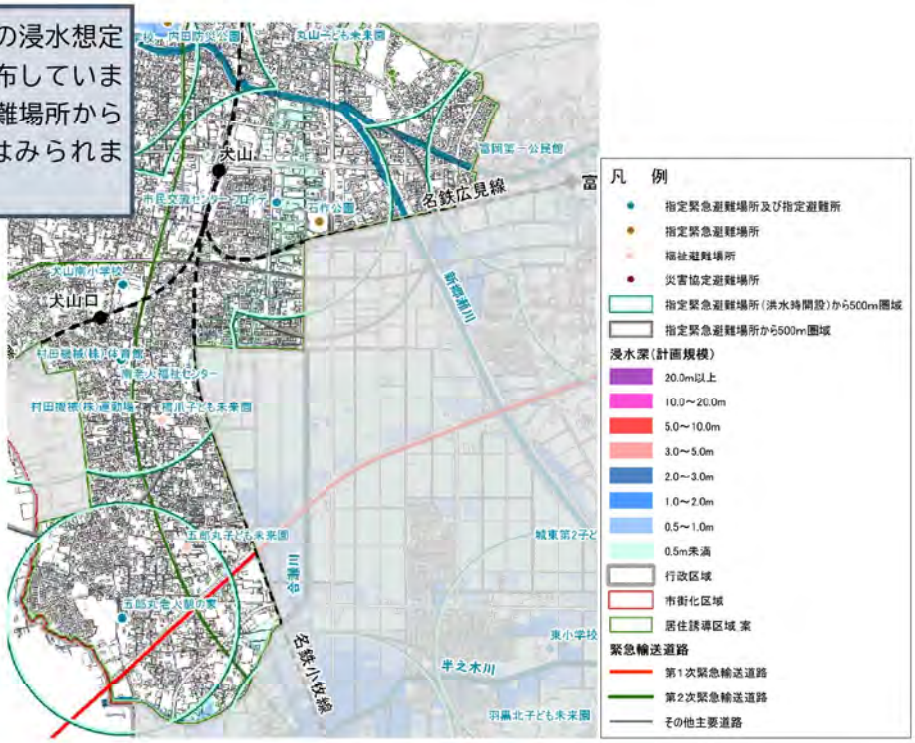


【犬山地区C】

災害ハザードと都市情報の重ね合わせ

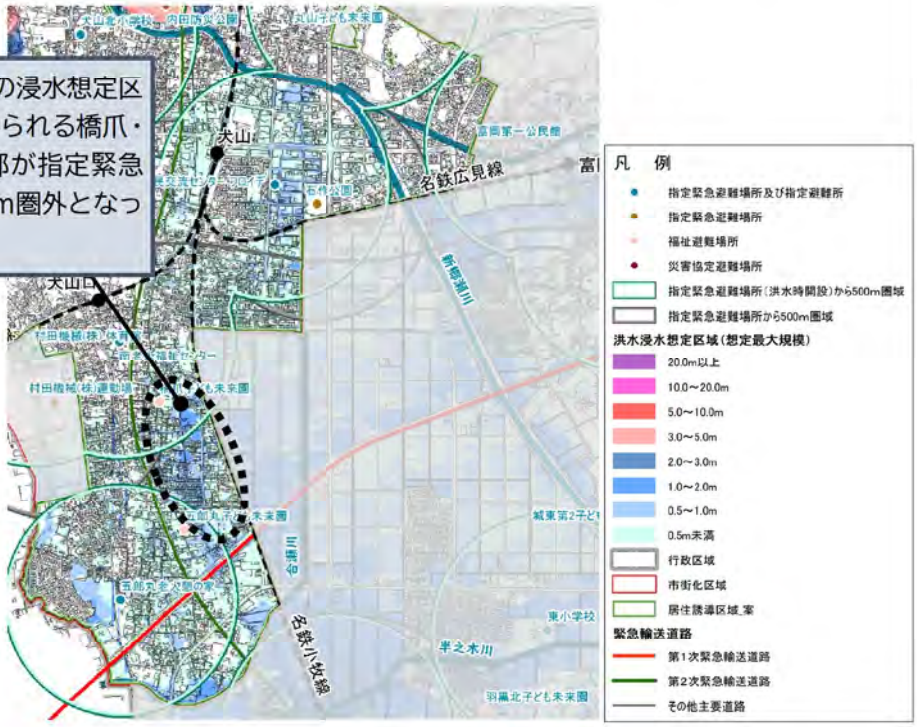
計画規模(L1)浸水想定区域（浸水深）×　指定緊急避難場所からの距離（居住誘導区域）

○浸水深 0.5m未満の浸水想定区域が点在して分布していますが、指定緊急避難場所から500m圏外の区域はみられません。



想定最大規模(L2)浸水想定区域（浸水深）×　指定緊急避難場所からの距離（居住誘導区域）

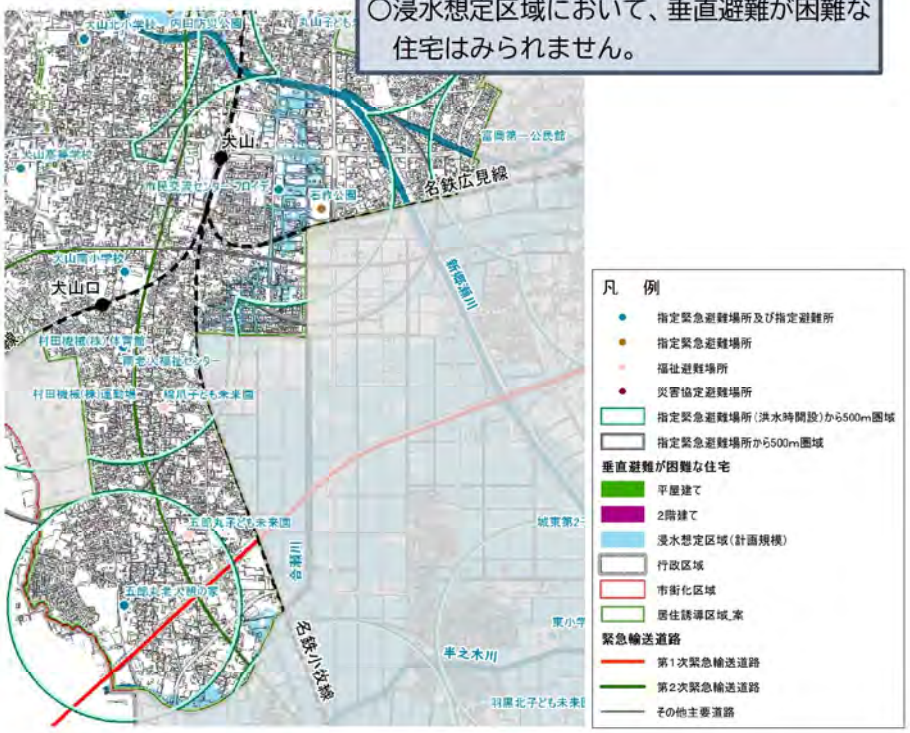
○浸水深0.5m以上の浸水想定区域がまとまってみられる橋爪・五郎丸地区の一部が指定緊急避難場所から500m圏外となっています。



災害ハザードと都市情報の重ね合わせ

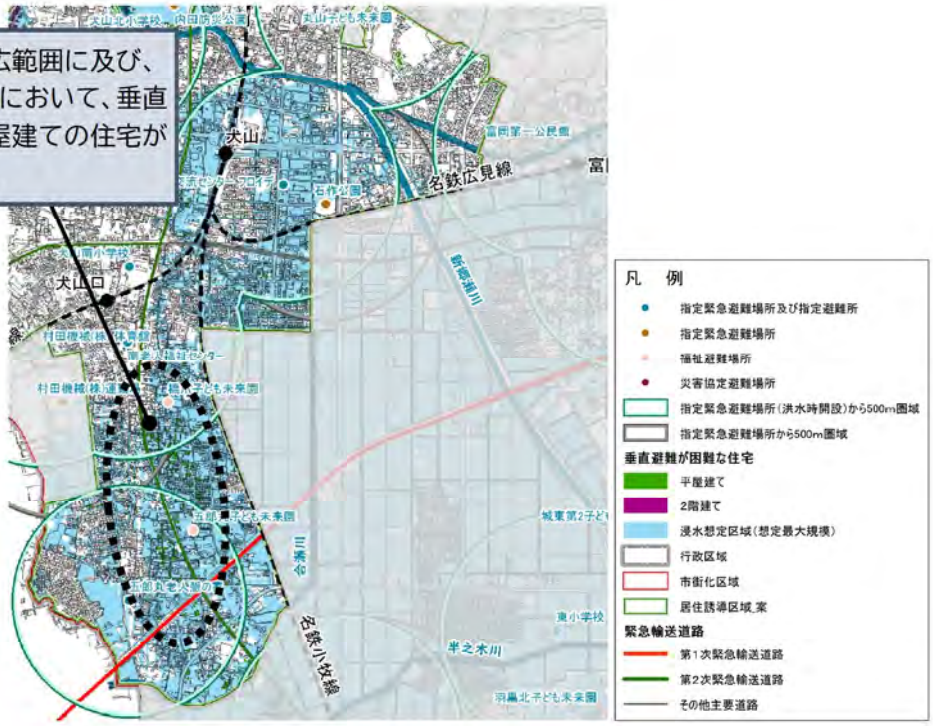
計画規模(L1)浸水想定区域（浸水深）× 建物分布（居住誘導区域）

○浸水想定区域において、垂直避難が困難な住宅はみられません。



想定最大規模(L2)浸水想定区域（浸水深）× 建物分布（居住誘導区域）

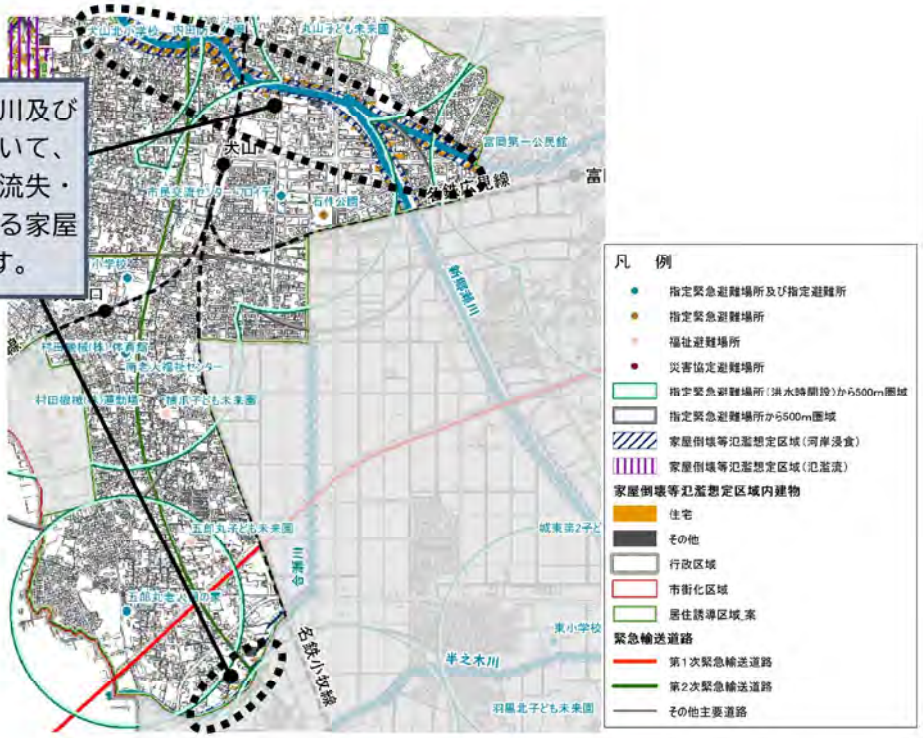
○浸水想定区域が広範囲に及び、橋爪・五郎丸地区において、垂直避難が困難な平屋建ての住宅が分布しています。



災害ハザードと都市情報の重ね合わせ

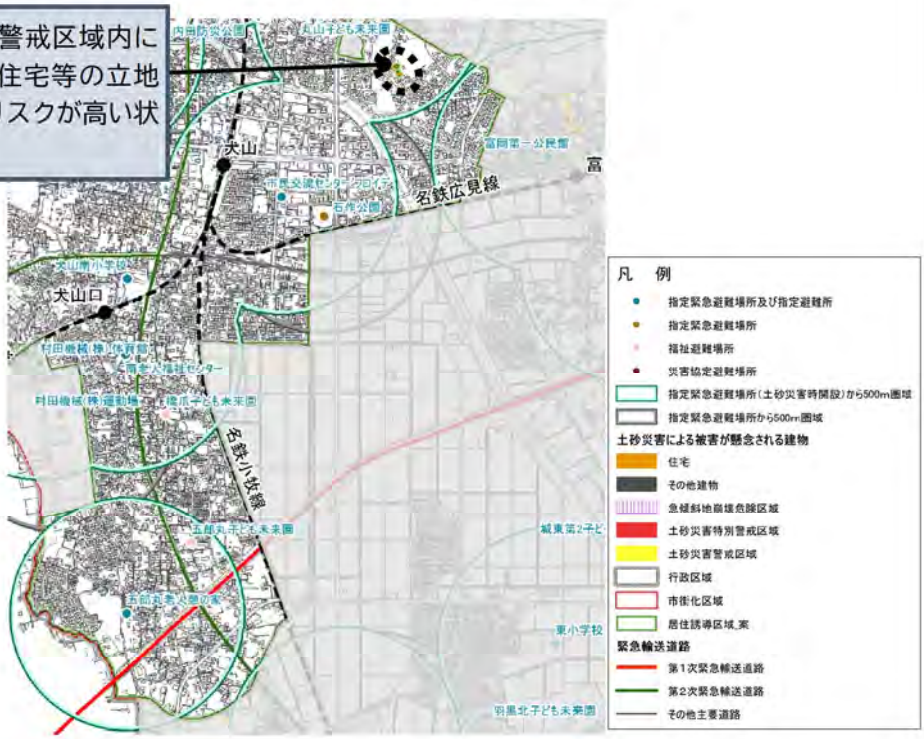
想定最大規模(L2)家屋倒壊等氾濫想定区域　×　建物分布（居住誘導区域）

○郷瀬川、新郷瀬川及び合瀬川の沿岸おいて、河岸侵食により流失・倒壊の懸念がある家屋が分布しています。



土砂災害(特別)警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域　×　建物分布（居住誘導区域）

○土砂災害(特別)警戒区域内においてわずかに住宅等の立地がみられ、災害リスクが高い状態にあります。

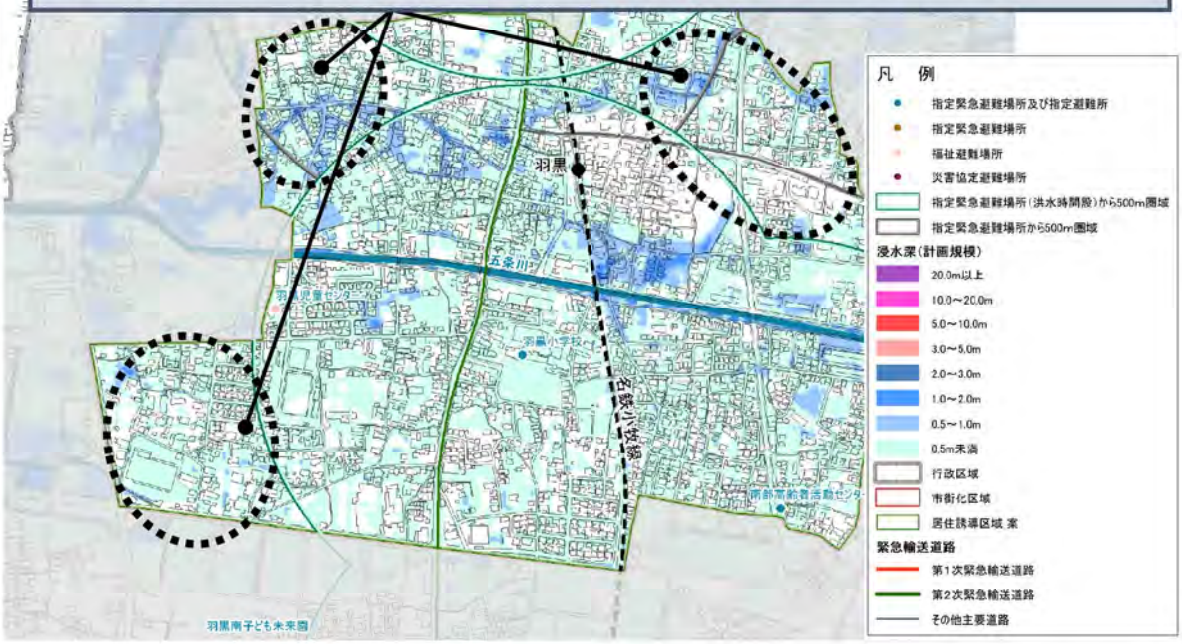


【羽黒地区】

災害ハザードと都市情報の重ね合わせ

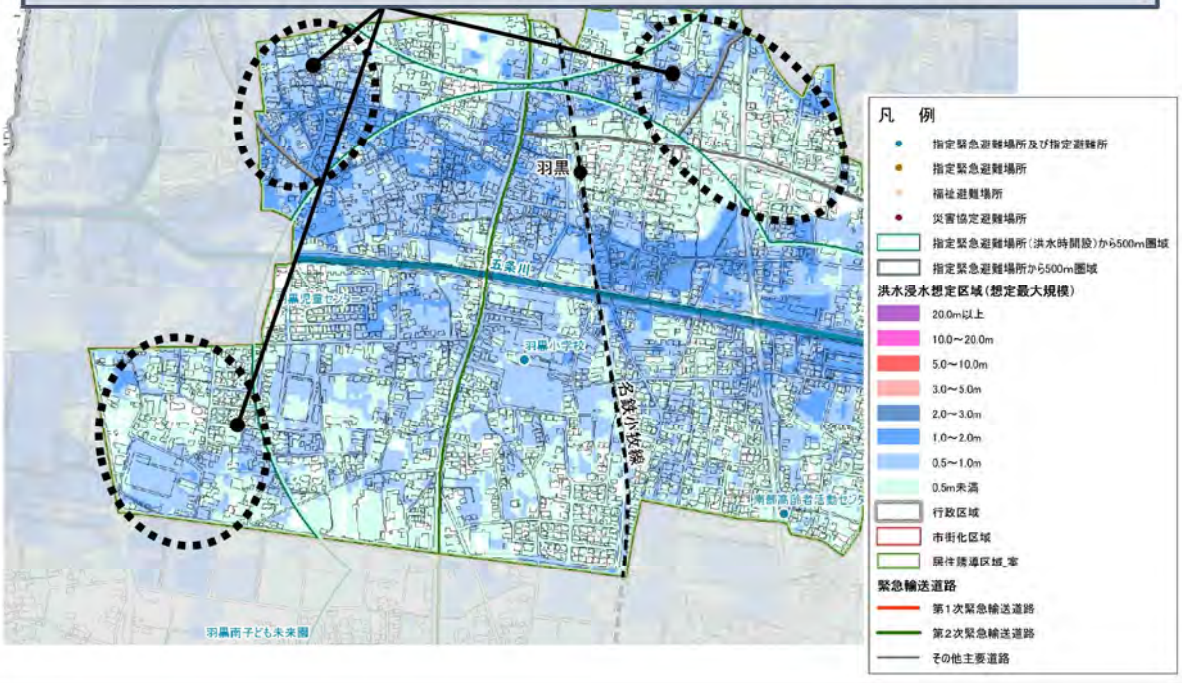
計画規模(L1)浸水想定区域（浸水深）× 指定緊急避難場所からの距離（居住誘導区域）

○浸水深 0.5m未満の浸水想定区域がほぼ全域に及び、一部の区域では指定緊急避難場所から 500m圏外となっています。また、指定緊急避難場所が浸水想定区域に立地しています。



想定最大規模(L2)浸水想定区域（浸水深）× 指定緊急避難場所からの距離（居住誘導区域）

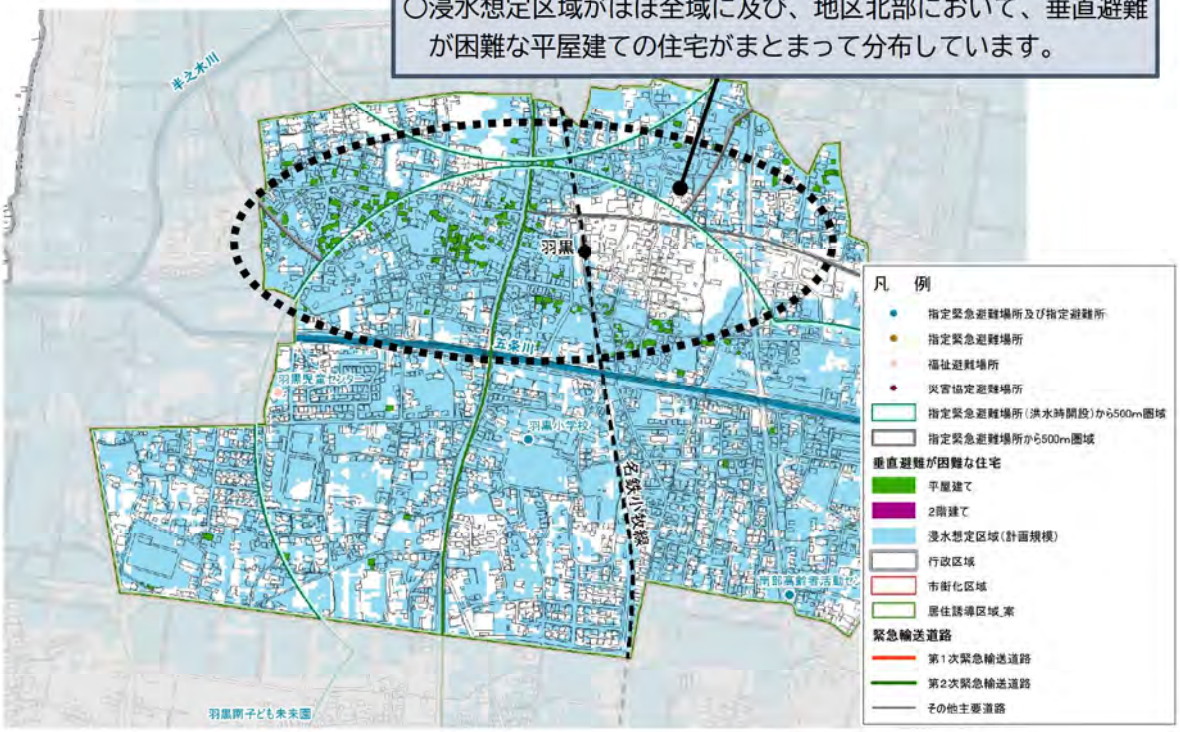
○浸水深 0.5m以上の浸水想定区域がほぼ全域に及び、一部の区域では指定緊急避難場所から 500m圏外となっています。また、指定緊急避難場所が浸水想定区域に立地しています。



災害ハザードと都市情報の重ね合わせ

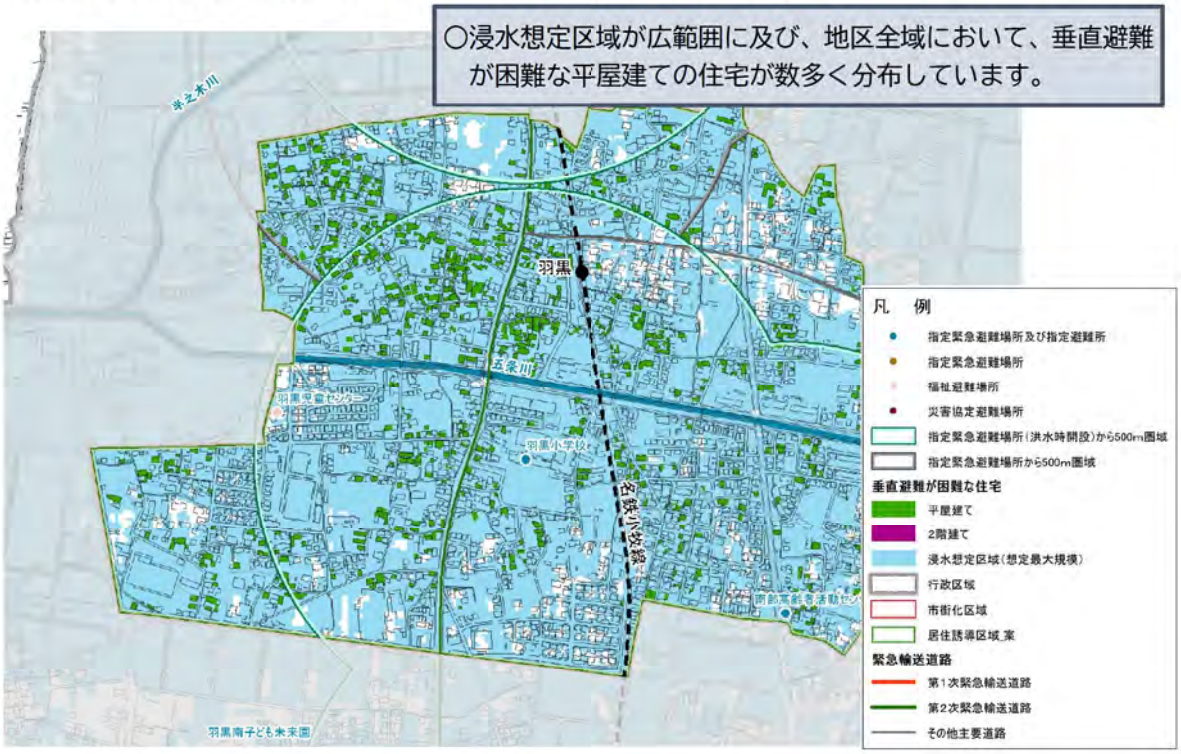
計画規模(L1)浸水想定区域（浸水深）×　建物分布（居住誘導区域）

○浸水想定区域がほぼ全域に及び、地区北部において、垂直避難が困難な平屋建ての住宅がまとまって分布しています。



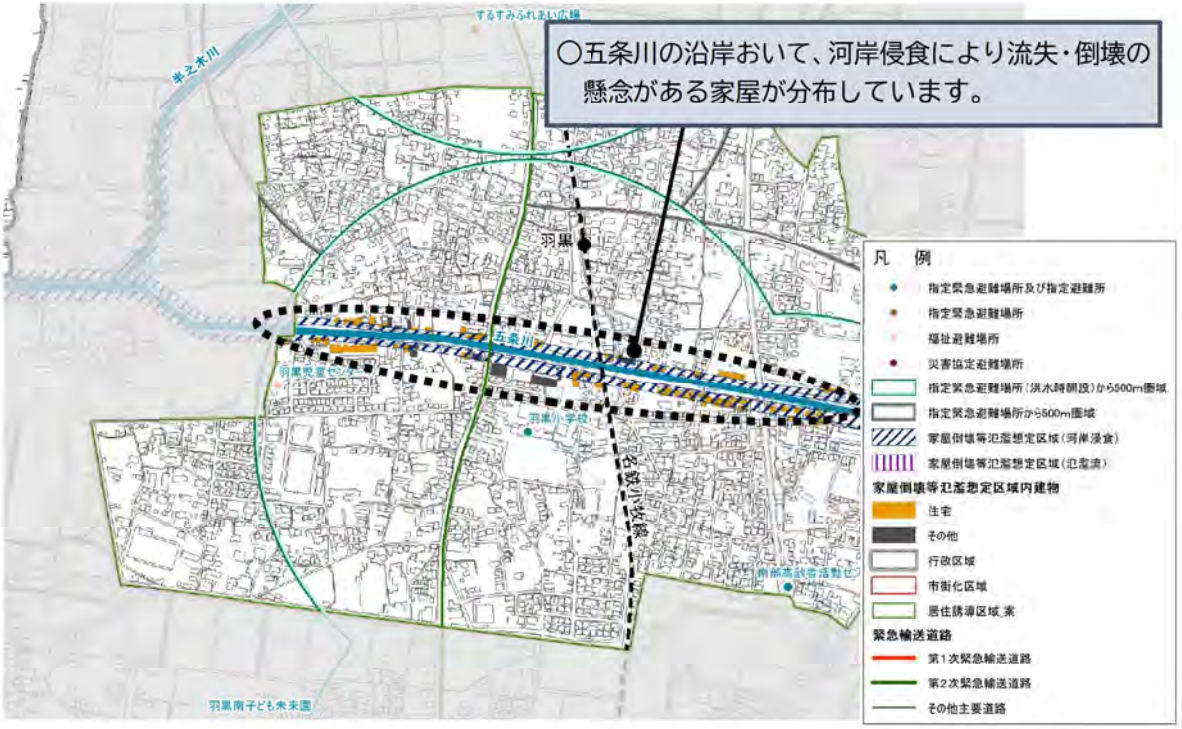
想定最大規模(L2)浸水想定区域（浸水深）×　建物分布（居住誘導区域）

○浸水想定区域が広範囲に及び、地区全域において、垂直避難が困難な平屋建ての住宅が数多く分布しています。

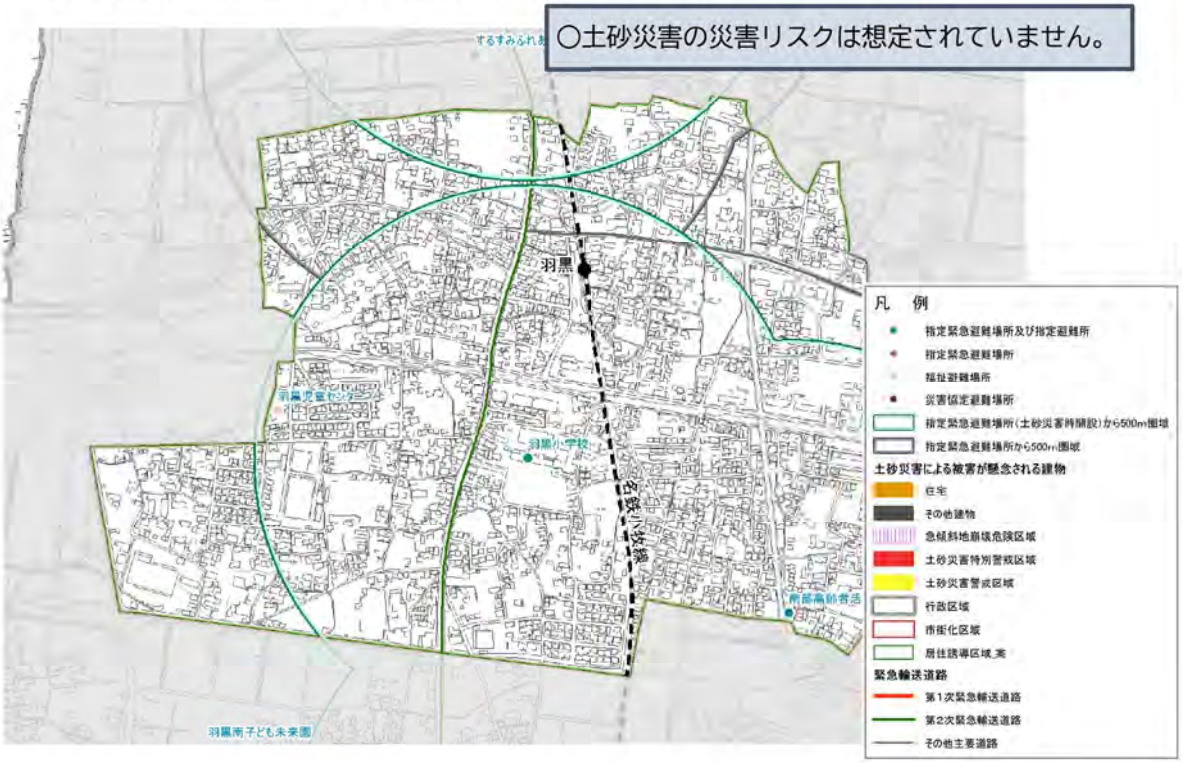


災害ハザードと都市情報の重ね合わせ

想定最大規模(L2)家屋倒壊等氾濫想定区域　×　建物分布（居住誘導区域）



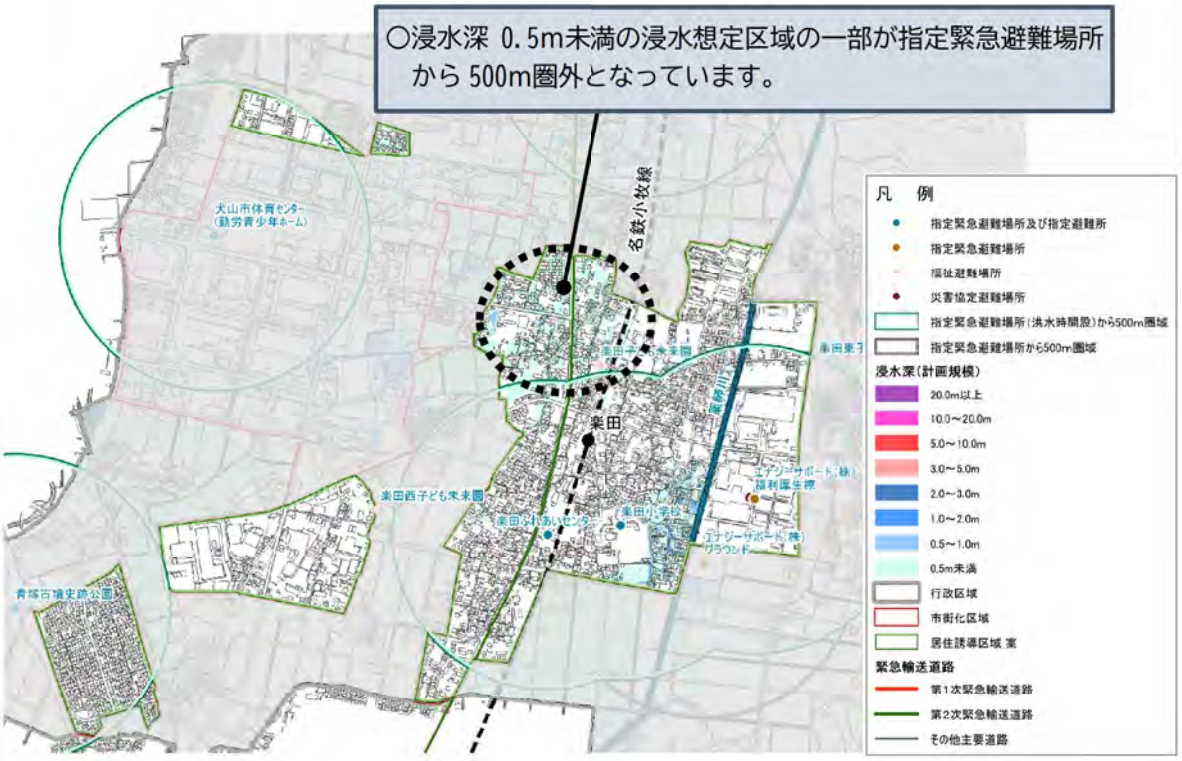
土砂災害(特別)警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域　×　建物分布（居住誘導区域）



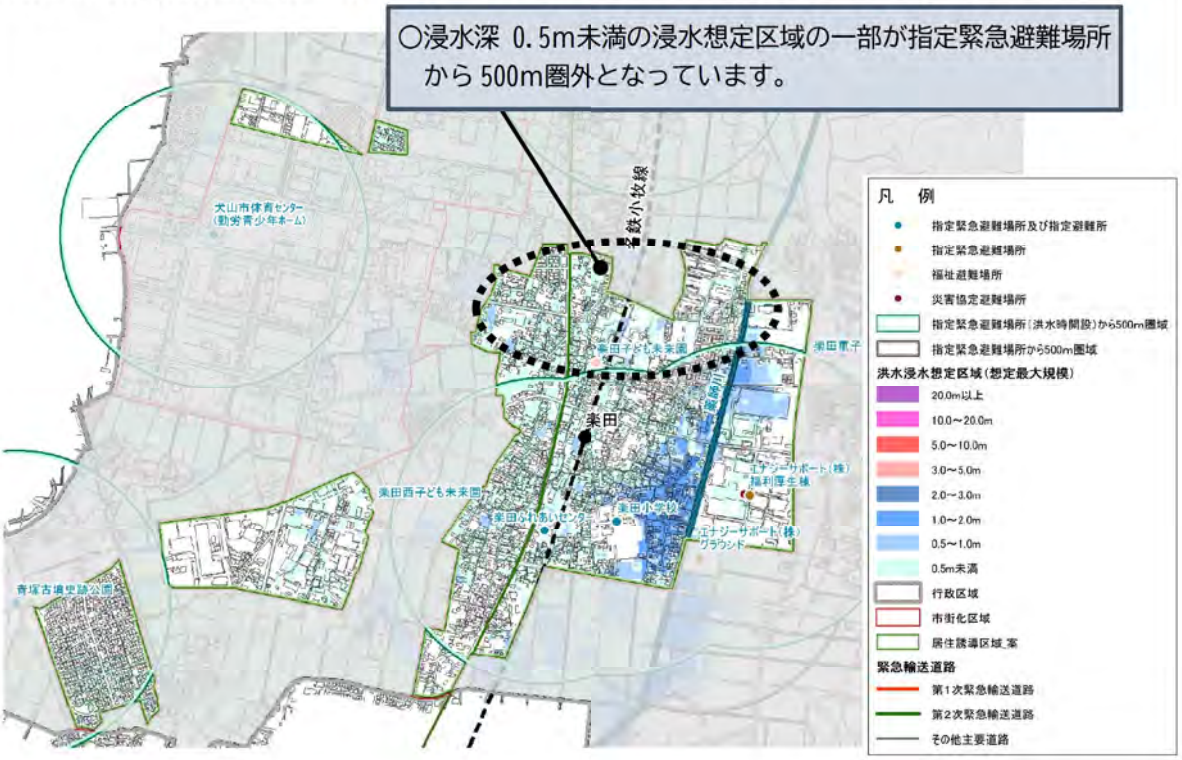
【楽田地区】

災害ハザードと都市情報の重ね合わせ

計画規模(L1)浸水想定区域（浸水深）×　指定緊急避難場所からの距離（居住誘導区域）

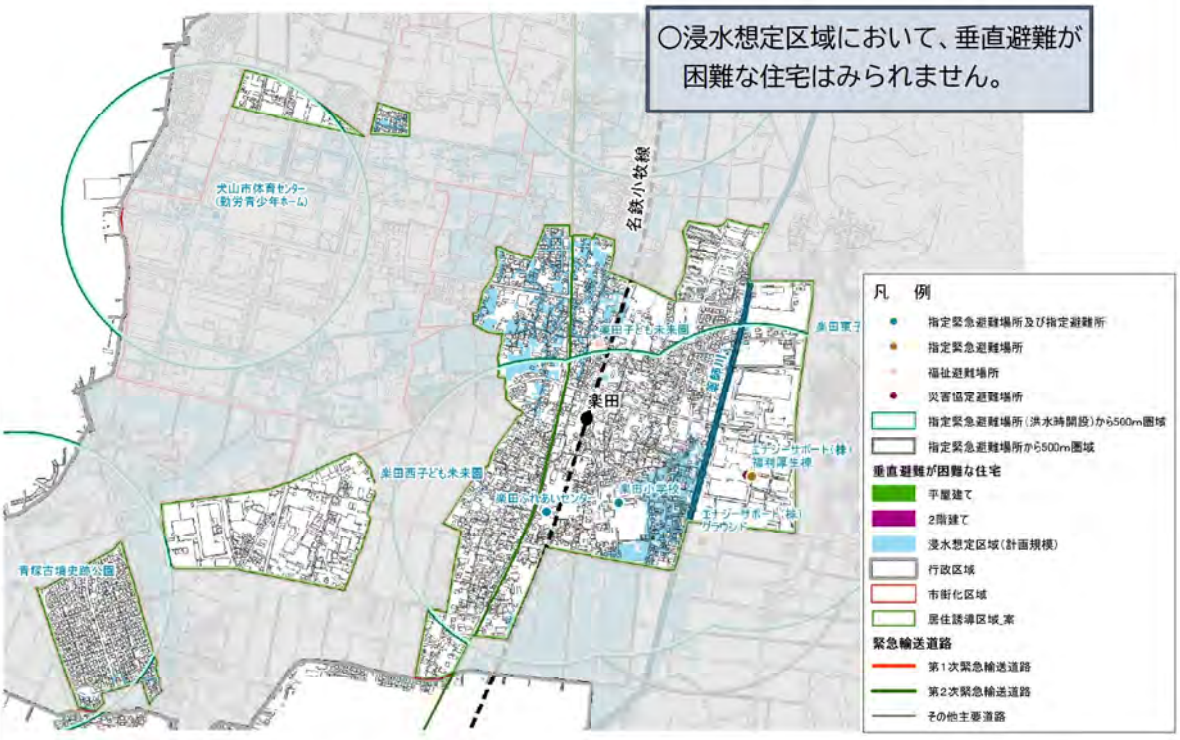


想定最大規模(L2)浸水想定区域（浸水深）×　指定緊急避難場所からの距離（居住誘導区域）

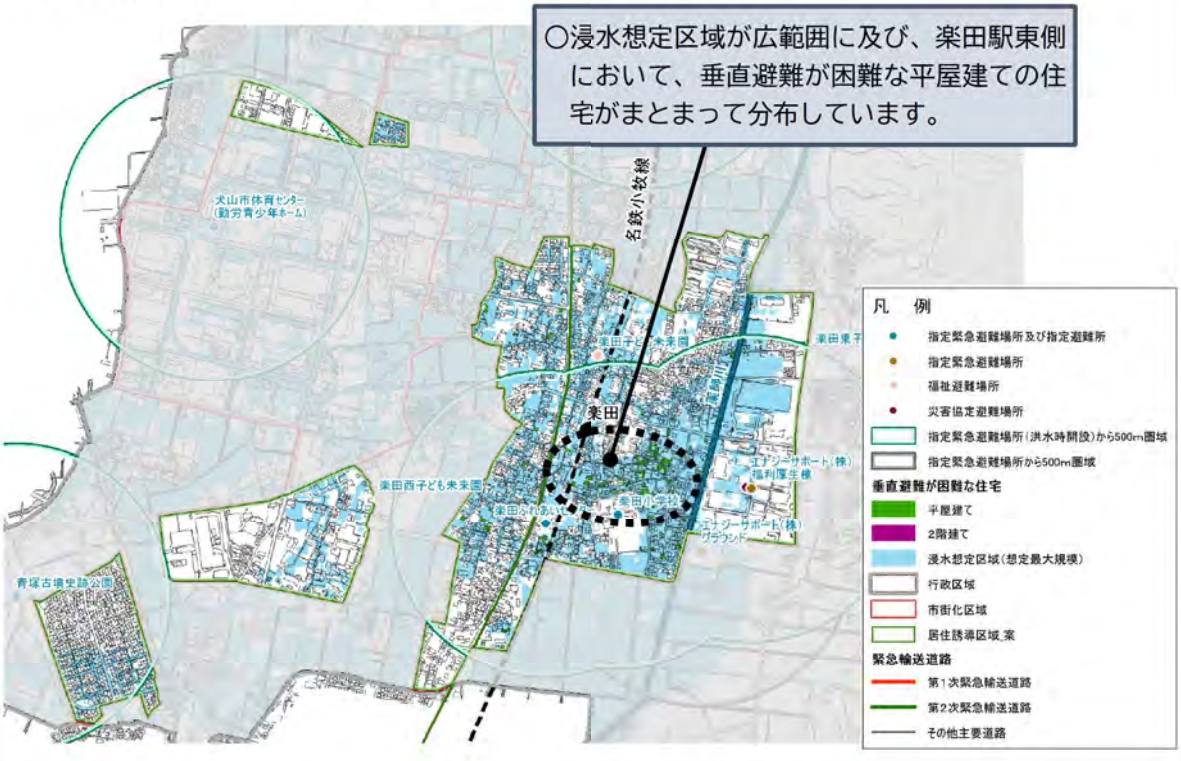


災害ハザードと都市情報の重ね合わせ

計画規模(L1)浸水想定区域（浸水深）×　建物分布（居住誘導区域）

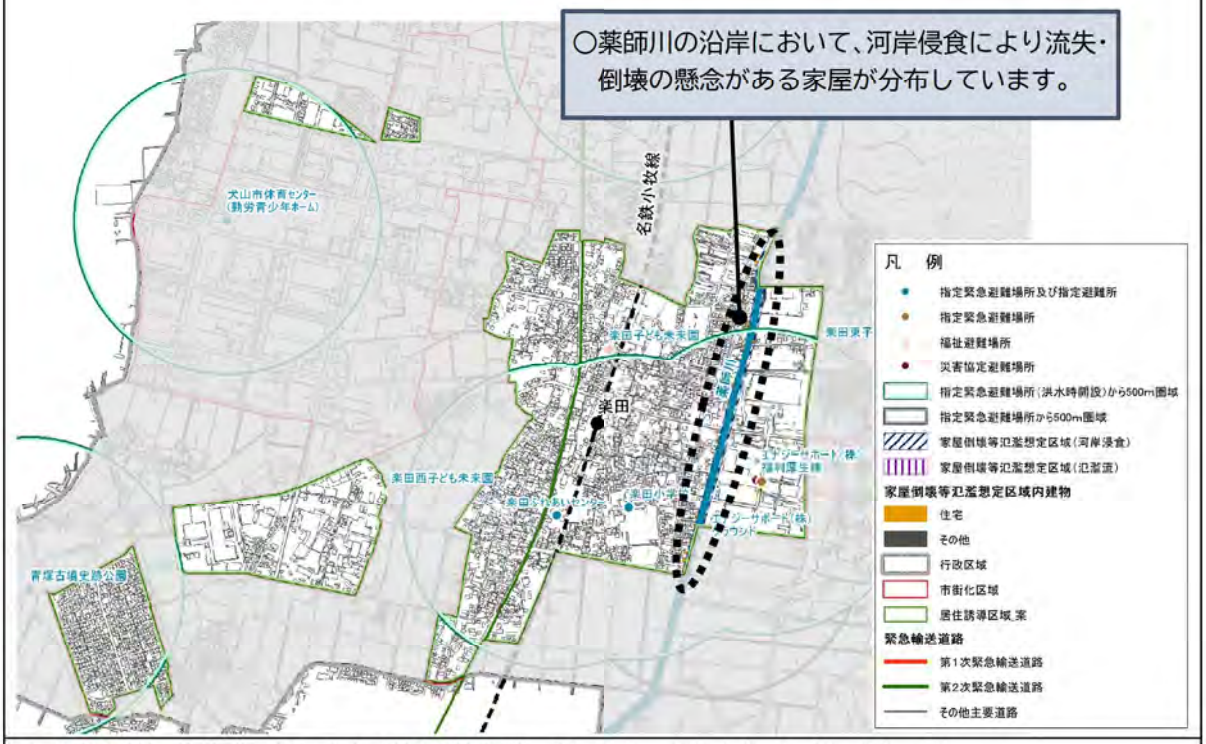


想定最大規模(L2)浸水想定区域（浸水深）×　建物分布（居住誘導区域）

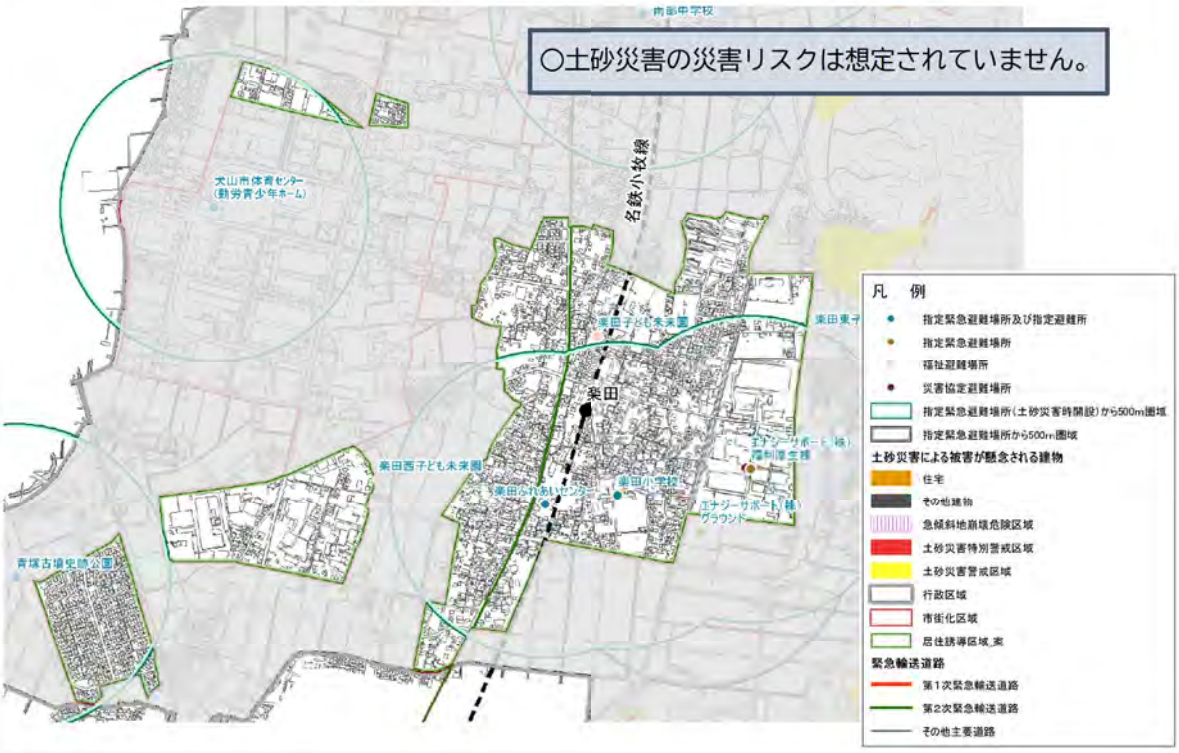


災害ハザードと都市情報の重ね合わせ

想定最大規模(L2)家屋倒壊等氾濫想定区域　×　建物分布（居住誘導区域）



土砂災害(特別)警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域　×　建物分布（居住誘導区域）

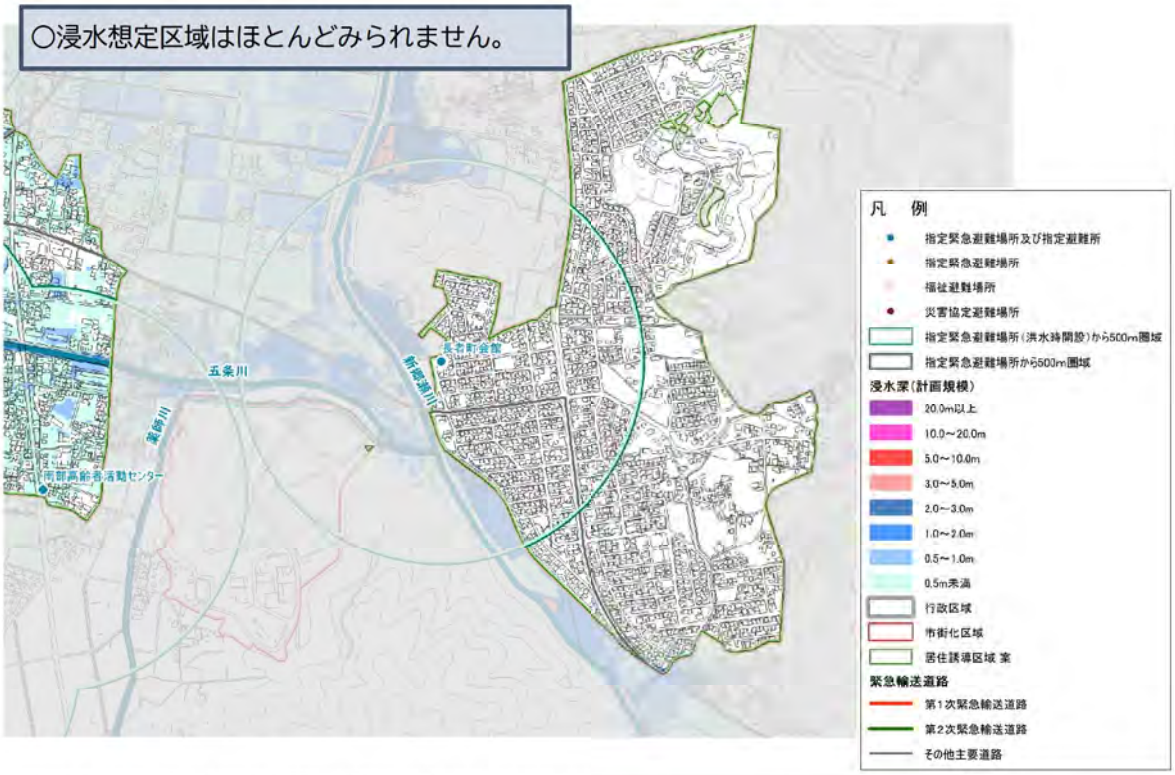


【長者町・緑ヶ丘地区】

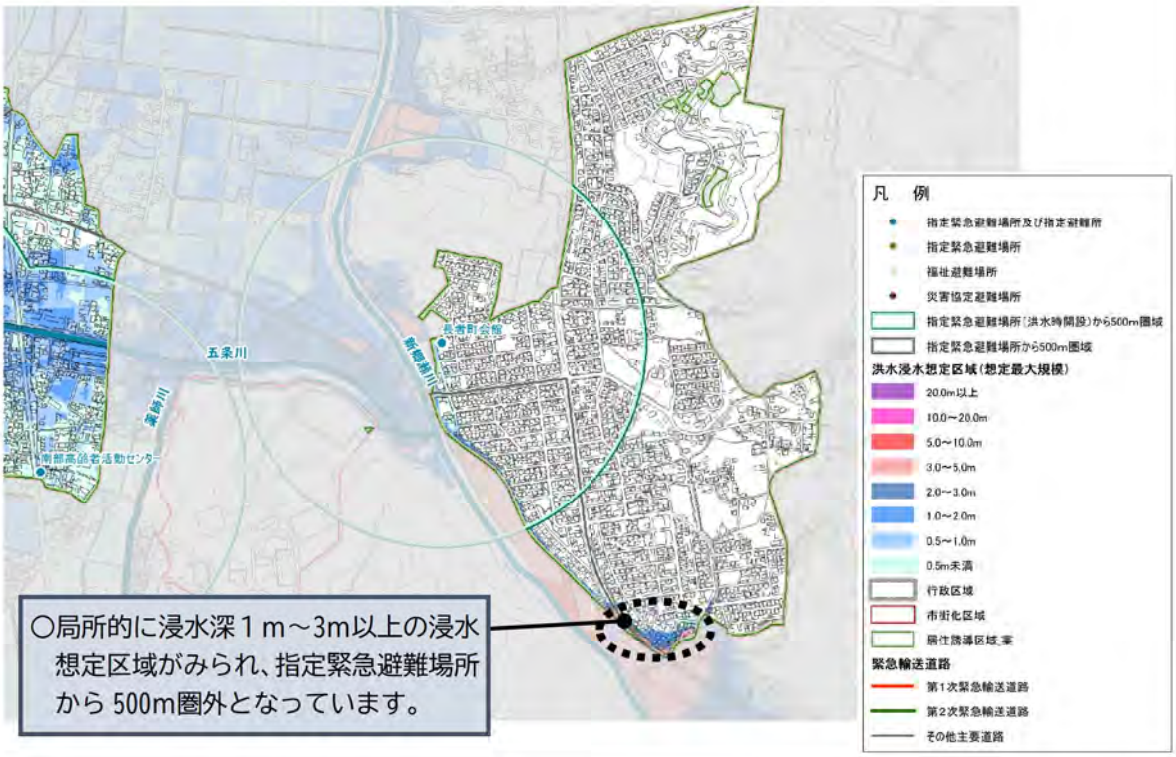
災害ハザードと都市情報の重ね合わせ

計画規模(L1)浸水想定区域（浸水深）× 指定緊急避難場所からの距離（居住誘導区域）

○浸水想定区域はほとんどみられません。



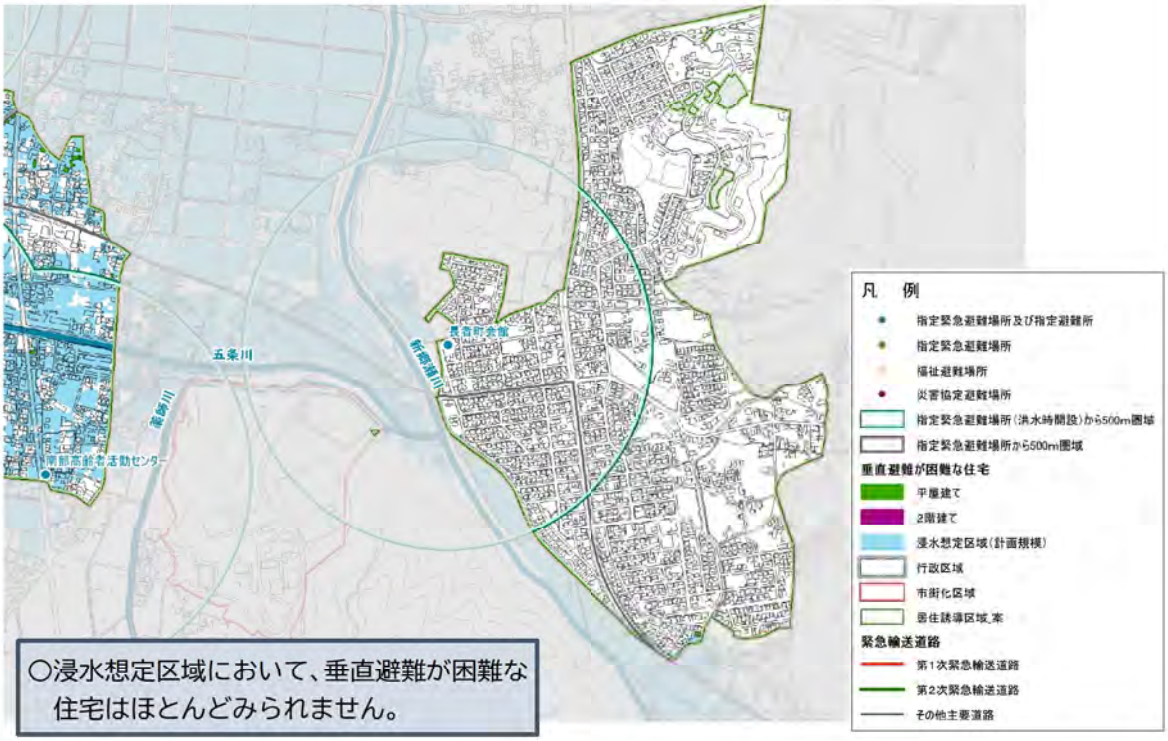
想定最大規模(L2)浸水想定区域（浸水深）× 指定緊急避難場所からの距離（居住誘導区域）



○局所的に浸水深１ｍ～3m以上の浸水想定区域がみられ、指定緊急避難場所から 500m圏外となっています。

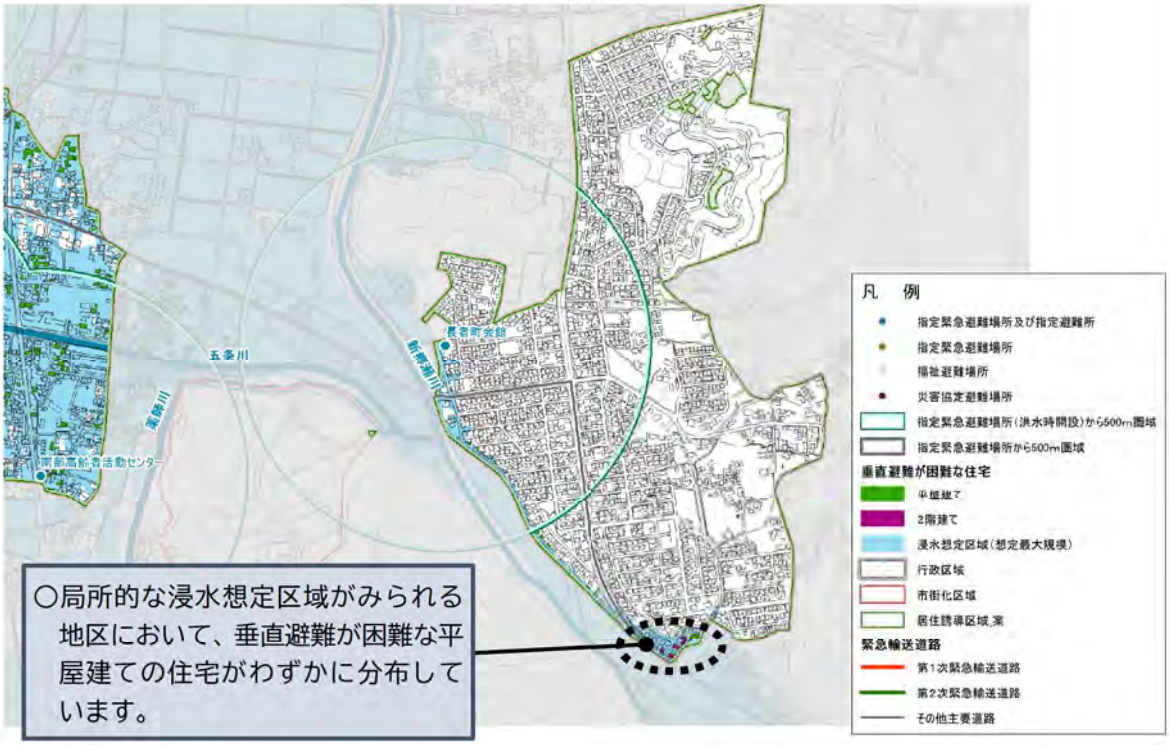
災害ハザードと都市情報の重ね合わせ

計画規模(L1)浸水想定区域（浸水深）× 建物分布（居住誘導区域）



○浸水想定区域において、垂直避難が困難な住宅はほとんどみられません。

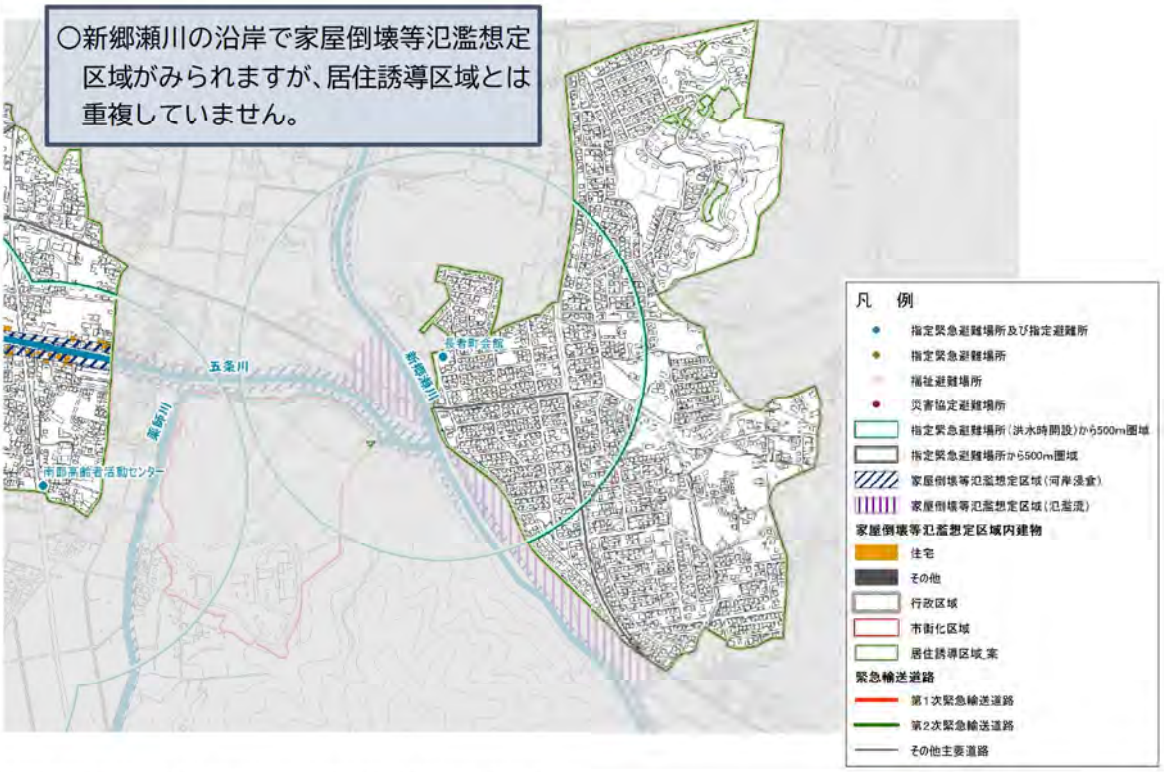
想定最大規模(L2)浸水想定区域（浸水深）× 建物分布（居住誘導区域）



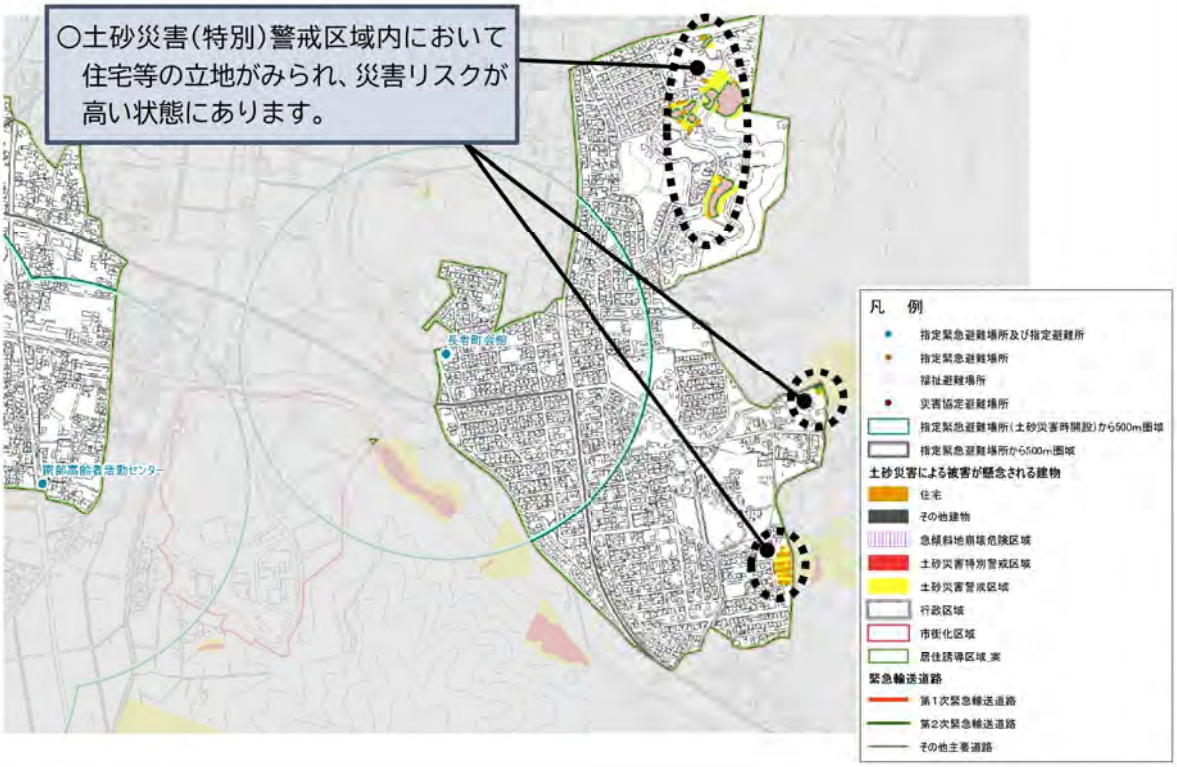
○局所的な浸水想定区域がみられる地区において、垂直避難が困難な平屋建ての住宅がわずかに分布しています。

災害ハザードと都市情報の重ね合わせ

想定最大規模(L2)家屋倒壊等氾濫想定区域　×　建物分布（居住誘導区域）



土砂災害(特別)警戒区域・急傾斜地崩壊危険区域　×　建物



4　防災上の課題の整理

以上より、災害リスクごとの課題と、それらの課題がある地区を整理します。なお、太字となっている地区は、居住誘導区域に当該災害リスクがあることを示しています。

■洪水（外水氾濫）

課題①　河川整備の推進と流域に関わるあらゆる関係者が協働した水災害対策が必要
課題②　洪水から身を守る警戒避難体制の整備と防災意識の向上が必要
課題③　適切な避難場所や避難路の確保が必要
課題④　水害リスクを踏まえた土地利用の検討が必要

…犬山地区Ａ・Ｂ・Ｃ、羽黒地区、楽田地区、長者町・緑ヶ丘地区、池野地区

木曽川や新郷瀬川などにおいて、これまで局所的な河川越水による床上・床下浸水等の被害はあるものの、広範囲に甚大な被害をもたらすような浸水被害は発生していません。

比較的頻度の高い計画規模（L1）の降雨による洪水が発生した場合は、人口が集積する市街地、居住誘導区域において局所的に 1.0m以上の浸水深がみられ、垂直避難が困難な平屋建ての住宅も分布しています。

今後の発生頻度は低いものの、最大想定規模（L2）の降雨による洪水が発生した場合は、居住誘導区域の広範囲で 1.0m以上の浸水が想定されており、特に木曽川の沿岸やその下流側で２階建て家屋での垂直避難が困難となる 3.0mを超える浸水深となる区域が広がり、甚大な被害が想定されます。

また、それらの浸水が想定される区域において、指定緊急避難場所から 500m以上の距離がある区域があることや、浸水被害の懸念から同避難場所が開設されないところもあります。

近年、頻発化、激甚化する洪水リスクに対しては、浸水想定区域を全て居住誘導区域から除外するなど長期的な視点でリスクを回避することも考えられますが、これまでの都市を形成してきた背景や今後の都市づくりの観点から現実的ではありません。

洪水リスクに備えるためには、河川整備といった従来のハード対策を含め、流域に関わるあらゆる関係者が協働した水災害対策を推進しつつ、水害リスクを踏まえた適切な避難場所や避難路の確保、地域を主体とした警戒避難体制の整備・強化が必要です。

このほか、中長期的な視点においては、水害リスクを考慮した土地利用の規制や誘導の検討も必要です。

■洪水（河岸浸食・氾濫流）

課題①　立ち退き避難を前提とした警戒避難体制の整備や防災意識の向上が必要
課題②　災害が発生した際のことを想定した復興体制づくりが必要

…犬山地区Ａ・Ｂ・Ｃ、羽黒地区、楽田地区、長者町・緑ヶ丘地区、栗栖地区

想定最大規模（L2）の降雨による洪水により、木曽川や郷瀬川、五条川などの河川沿いにおいて、河岸侵食、氾濫流により家屋が流失・倒壊する危険性が懸念される家屋倒壊等氾濫想定区域が示されています。

こうした区域では、立ち退き避難を前提とした警戒避難体制や防災意識の向上を図りつつ、広い範囲で家屋が流失・倒壊することが想定されるため、早期に的確な復興まちづくりに着手できるような体制づくりが必要です。

■雨水出水（内水氾濫）：想定最大規模

課題①　内水氾濫から身を守るための警戒避難体制の整備や防災意識の向上が必要

課題②　雨水排水施設等の整備が必要

…全地区

降雨により排水が追い付かず、地上に溜まる雨水出水は、居住誘導区域を含む市街地や平地部にある農地、住宅団地、集落地の広い範囲で浸水が想定されており、そのほとんどで 0.5m未満の浸水深となっていますが、局所的に 0.5m以上の浸水深がみられ、床上浸水の懸念があります。また、過去の豪雨発生時には、市内各所で床下浸水が発生しています。

内水氾濫への対応は、浸水想定を踏まえ雨水排水施設等の整備といったハード対策に加え、警戒避難体制の整備や防災意識の向上が必要です。

■ため池（入鹿池浸水想定区域）

課題①　老朽化対策等による堤体の健全性の維持が必要

課題②　万が一の事態から身を守るための防災意識の向上が必要

…羽黒地区、楽田地区、長者町・緑ヶ丘地区、池野地区

地震等により入鹿池（満水時）の堤防が破堤した場合は、羽黒地区の市街地や同地区の平地部にある農地、住宅団地、集落地の広い範囲で浸水が想定されており、そのほとんどが 1.0m～2.0m以上の浸水深となり、多くの床上浸水が懸念されます。また、入鹿池に近い低地においては、10mを超える浸水深もみられます。ただし、入鹿池は、学識経験者らで構成する「入鹿池耐震性検証委員会(2012～2014 年度)」において、「想定される大規模地震(南海トラフ地震等)に対し、耐震性能を有している」ことが確認されています。

しかし、引き続き堤体の健全性を維持することや万が一の事態に備えた警戒避難体制の整備と防災意識の向上を図ることが必要です。

■土砂災害

課題①　身を守るための避難対策、防災意識の向上が必要

課題②　危険箇所における土砂崩壊を防備する施設整備や住宅等の安全対策が必要

…犬山地区A・B・C、楽田地区、**長者町・緑ヶ丘地区**、栗栖地区、善師野地区、今井地区、池野地区

土砂災害警戒(特別警戒)区域等は、東部の丘陵地を中心に広い範囲で指定されており、住宅等が立地する区域にもみられます。また、居住誘導区域にある傾斜地でもごく一部が同区域に指定されています。

土砂災害への対応は、まずは、身を守るための警戒避難体制の整備と防災意識の向上が必要です。また、土砂崩壊を防備する施設整備や住宅等の安全対策といったハード対策も必要です。

■地震（火災）

課題①　建物倒壊や火災等の被害を防止する対策が必要

…全地区

南海トラフ地震（過去地震最大モデル）が発生した場合は、本市全域で概ね震度５強の揺れが想定されており、古くからの木造住宅が密集するなど地震に対して脆弱な地区が存在します。

地震動による建物の倒壊や火災、家具の転倒などによる被害を予防し、又は軽減する対策が必要です。

5　防災まちづくりの方針

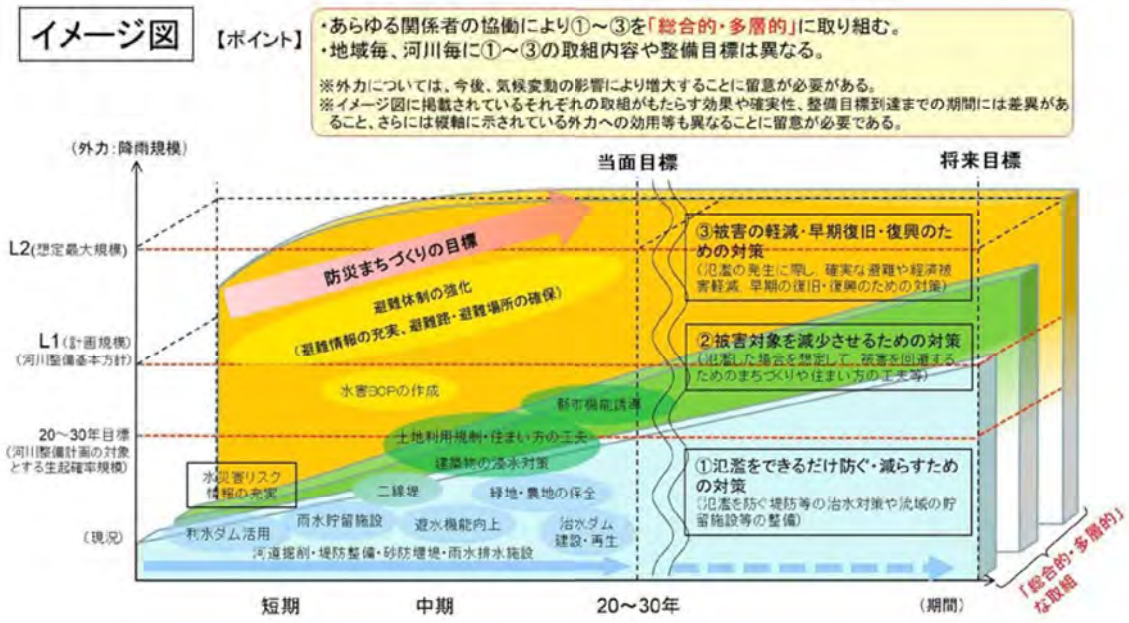
1）防災まちづくりの基本方針

本市では、犬山市都市計画マスタープランにおいて「安全で快適な暮らしを支え　多様な『住まい方』『働き方』を実現する　人中心の都市づくり」を基本理念に掲げ、持続可能な都市の実現に向けて、防災まちづくりは本市にとって重要な都市課題の一つでもあります。

近年、激甚化・頻発化する豪雨災害をはじめ、毎年多くの都市で災害が発生している状況の中、幸い本市において甚大な災害は生じていませんが、古くから一定の災害リスクと向き合いながら都市が形成され、発展してきた経緯もあります。

超長期的な観点に立てば、すべての災害リスクを回避し、新たなまちの形成を将来像とすべきところではありますが、現実的には、既存の居住・都市機能などを最大限に活用し都市の活力を維持することが必要となります。

これらのことを念頭に、人的・物的・財政的資源を有効活用しながら、総合的かつ多層的な防災まちづくりの取り組みを徐々に進め、安全で快適なまちの実現を目指すことを基本方針とし、災害リスクに応じた取組方針を定めます。



■図　防災まちづくりにおける総合的・多層的な取組のイメージ
（資料：水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン（国土交通省））

2）取組方針の考え方

既存の居住地においては、多くの人の生活やこれまで長い年月をかけて整備をしてきた都市基盤があり、これらを無視して全ての災害リスクを回避することは極めて困難です。

そこで、本市においては、一定の災害リスクを回避する取り組みと、災害リスクへのハード・ソフトの防災・減災対策を組み合わせながら被害を低減する取り組みを実施していく必要があります。

以降では、前段で整理・分析した災害リスクごとの課題に対する取組方針等を定めます。

3）災害リスクごとの取組方針

以上を踏まえて、取組方針及び具体的な取り組みを災害リスクごとに整理します。

■表　具体的な取り組み

種別	取組方針	具体的な取り組み
共通	◇想定される災害リスクの周知徹底 ◇地域の特性を踏まえた市民等との協働による警戒避難体制の整備・強化	リスクの低減【ハード】　リスクの低減（ソフト） **■災害の種類に応じた適切なハザード情報の周知啓発** ・最新の被害予想（想定）区域等が公表（作成）されたときは、速やかにハザードマップを作成し、住民等への周知啓発を行います。また、災害の特性に応じ、住民説明会の開催や避難訓練の指導など住民の防災意識向上に努めます。 **■地域防災力の向上** ・地域の防災力を向上させるため、自主防災組織等による防災訓練・初期消火訓練や、事業所における防災訓練・消防訓練を充実・強化に努めます。 ・住民主体の実践的な防災訓練を自ら企画・運営する中で防災コミュニティの醸成を図る取り組みを推進します。 **■避難場所及び避難路の確保** ・指定された避難場所に避難することが困難な地区では、早めの避難措置が講じられるよう施設管理者等と連携した警戒情報の把握と早期の情報伝達に努めます。また、被害想定区域外への避難だけでなく想定区域内の安全な場所への避難を組み合わせた避難環境の確保に努めます。 ・徒歩を基本に、車での避難も想定した安全な避難路を確保するため、狭あいな生活道路の改善や都市計画道路等の整備を推進します。また、避難所等への誘導や浸水深を示す標識の設置等に取り組みます。 **■防災人材の育成** ・自主防災活動の活性化の一助となることを期待し、継続して計画的に「防災人材」を養成します。また、児童・学校・自治会が連携した地域における防災活動を推進します。 **■効果的な防災教育・啓発等の推進** ・防災知識を普及させるため、住民、教育機関、企業等へ出前講座を実施します。 **■地区防災計画の策定促進** ・自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進に向けて、地域住民等が連携した地区防災計画の策定を支援します。 **■要配慮者等への支援体制の整備** ・災害時において避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等が円滑に行えるよう、日頃から避難行動要支援者の把握に努めるとともに地域と連携して支援体制の整備に取り組みます。 **■事前復旧・復興体制の整備** ・大規模自然災害が発生した場合に、迅速かつ円滑な復旧、復興に取り組むことができるよう、地域住民等や行政が連携して復興体制を検討する取り組みを進めます。

種別	取組方針	具体的な取り組み
洪水	◇国・県・市の連携、協力によるハード、ソフトを組み合わせた浸水対策の推進	リスクの低減【ハード】 リスクの低減（ソフト） **■流域治水プロジェクトの推進** ・国・県・市の連携、協力により、木曽川・庄内川流域における河川改修や流水阻害の防止等のハード対策の促進や適切な維持管理に努めるとともに、各河川の施設管理者や流域自治体等によるソフト対策を組み合わせた総合的な流域治水に取り組みます。（P126 参照）
	◇土地利用と一体となった浸水対策の検討	リスクの低減（ソフト） **■中長期的な視点に立った土地利用の検討** ・浸水リスクが高い場所では、地域の合意形成の熟度などに応じて、中長期的な視点に立った土地利用の規制や立地の誘導などの対策を検討します。 **■農地の適切な保全** ・まとまりのある農地は遊水機能を持ち合わせており、市街地や住宅地への浸水を防止することが期待されるため、無秩序な開発を抑制し、適切な保全に努めます。
	◇住宅等における浸水対策の周知啓発や支援制度の検討	リスクの低減（ソフト） **■浸水リスクに対応した住まい方の促進** ・浸水被害を防止、軽減するための対策（宅盤の嵩上げや居室を２階に設けるなど）の周知啓発に努めるとともに、浸水想定を踏まえた住宅の改修、移転等に対する支援制度を研究します。
内水	◇国・県・市の連携、協力によるハード、ソフトを組み合わせた浸水対策の推進	リスクの低減【ハード】 リスクの低減（ソフト） **■流域治水プロジェクトの推進** ・国・県・市の連携、協力により、木曽川・庄内川流域における河川改修や流水阻害の防止等のハード対策の促進や適切な維持管理に努めるとともに、各河川の施設管理者や流域自治体等によるソフト対策を組み合わせた総合的な流域治水に取り組みます。
	◇浸水想定や浸水被害の状況を踏まえた段階的な雨水排水施設の整備や雨水の流出抑制施策の推進	リスクの低減【ハード】 リスクの低減（ソフト） **■主要な雨水排水施設の整備** ・下水道施設や下水道以外の主要な排水路による排水能力を維持・強化するため、浸水想定や浸水被害の状況を踏まえた排水施設の整備、改修等を推進します。 **■雨水貯留施設の設置支援・啓発** ・自己の住宅敷地内に雨水貯留施設（雨水タンク、浸透マス等）の設置者に対する支援制度の啓発を行います。

種別	取組方針	具体的な取り組み
ため池	◇ため池の適正な保全と多面的機能の活用	リスクの低減【ハード】 **■ため池の適正な保全・活用** ・農業用ため池は、堤体の健全性を維持しつつ、必要性に応じて老朽化対策等を講じるほか、雨水調整機能などの強化を図ります。
土砂災害	◇土砂災害リスクが高い区域における安全（回避）対策の促進	リスクの回避 リスクの低減【ハード】 **■土砂災害に対応した住まい方の促進** ・土砂災害特別警戒区域等では、土地利用を規制・誘導する制度の活用により、住宅等の新規立地の抑制も含めた対策を推進します。また、がけ地近接等危険住宅の移転や改修に伴う費用に対する支援制度（住宅・建築物安全ストック形成事業）の活用・啓発を行います。
		リスクの低減【ハード】 リスクの低減（ソフト） **■土砂災害を未然に防止・軽減する対策の促進** ・土砂災害の未然防止、被害の軽減を図るため、土砂災害警戒区域等の指定による警戒避難体制の整備・強化や県と連携した土砂崩壊を防止する施設の整備を計画的に推進し、災害の防止に努めます。
地震（火災）	◇建物・インフラ等の耐震化の促進 ◇家屋等の倒壊対策や延焼防止対策の促進	リスクの低減【ハード】 リスクの低減（ソフト） **■住宅・建築物等の耐震化の促進** ・建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震化の必要性の啓発、耐震診断・耐震改修費の支援対策（住宅・建築物安全ストック形成事業）を推進します。 **■家具等の転倒防止対策の促進** ・広報紙、防災講話、地域における防災訓練等を通じた家具等の転倒防止対策の啓発について取り組みを強化します。 **■火災に強いまちづくりの推進** ・平時の延焼火災にも対応できるよう、避難・延焼遮断空間の確保と緊急車両の進入を可能とする狭あい道路の解消を図りつつ、建築物の倒壊・焼失の可能性が高い空き家など老朽建築物の更新、撤去を促進します。 ・消火栓、耐震性防火水槽を計画的に整備するとともに、既設の消防水利の適切な維持管理を行います。

4）災害リスクの状況を踏まえた主な取り組み内容

災害リスクの状況を踏まえた主な取り組み内容について以下に整理します。

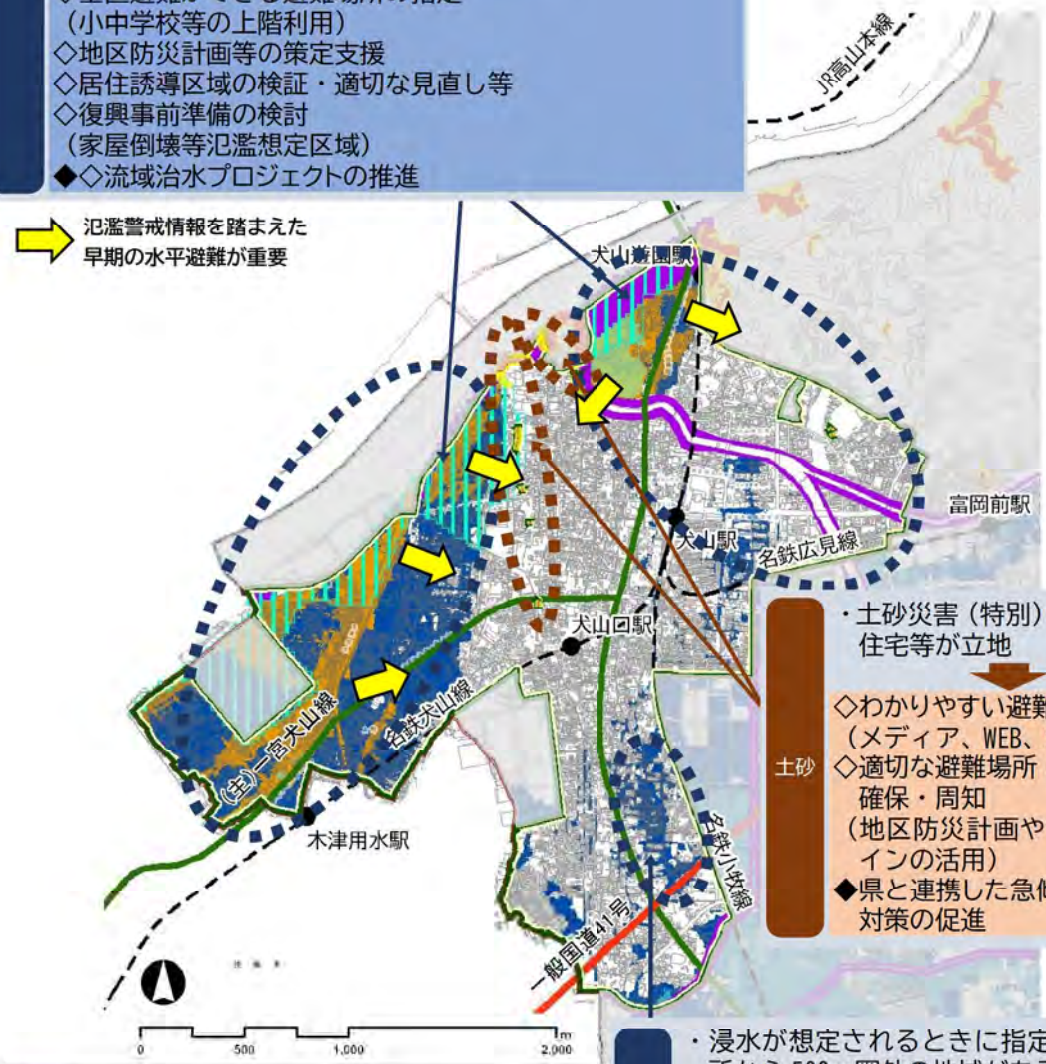
◆＝ハード対策　◇＝ソフト対策

洪水

・浸水が想定されるときに指定緊急避難場所が開設されないなど指定緊急避難場所から 500m圏外の地域がある
・浸水が想定される区域内に指定緊急避難場所が立地
・垂直避難が困難な住宅が分布
・家屋倒壊等氾濫想定区域に住宅が立地

◇わかりやすい避難情報の提供
（メディア、WEB、SNS 等の活用）
◇適切な避難場所（避難行動）の確保・周知
（地区防災計画やマイタイムラインの活用）
◇垂直避難ができる避難場所の指定
（小中学校等の上階利用）
◇地区防災計画等の策定支援
◇居住誘導区域の検証・適切な見直し等
◇復興事前準備の検討
（家屋倒壊等氾濫想定区域）
◆◇流域治水プロジェクトの推進

氾濫警戒情報を踏まえた
早期の水平避難が重要



土砂

・土砂災害（特別）警戒区域内に住宅等が立地

◇わかりやすい避難情報の提供
（メディア、WEB、SNS 等の活用）
◇適切な避難場所（避難行動）の確保・周知
（地区防災計画やマイタイムラインの活用）
◆県と連携した急傾斜･砂防関連対策の促進

洪水

・浸水が想定されるときに指定緊急避難場所から 500m圏外の地域がある

◇わかりやすい避難情報の提供
（メディア、WEB、SNS、防災無線等の活用）
◇適切な避難場所（避難行動）の確保・周知
（地区防災計画やマイタイムラインの活用）
◆◇流域治水プロジェクトの推進

凡　例
- 居住誘導区域_案
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 洪水L1浸水想定区域（浸水深0.5m以上）
- 洪水L2浸水想定区域（浸水深3.0m以上）
- 洪水L2浸水想定区域（浸水深0.5m以上）
- 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）
- 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）
- 行政区域
- 市街化区域
- 鉄道
- 鉄道駅
- 緊急輸送道路
- 第1次緊急輸送道路
- 第2次緊急輸送道路

■図 北部地域

（資料　愛知県砂防課、愛知県オープンデータ、木曽川上流河川事務所、愛知県河川課）

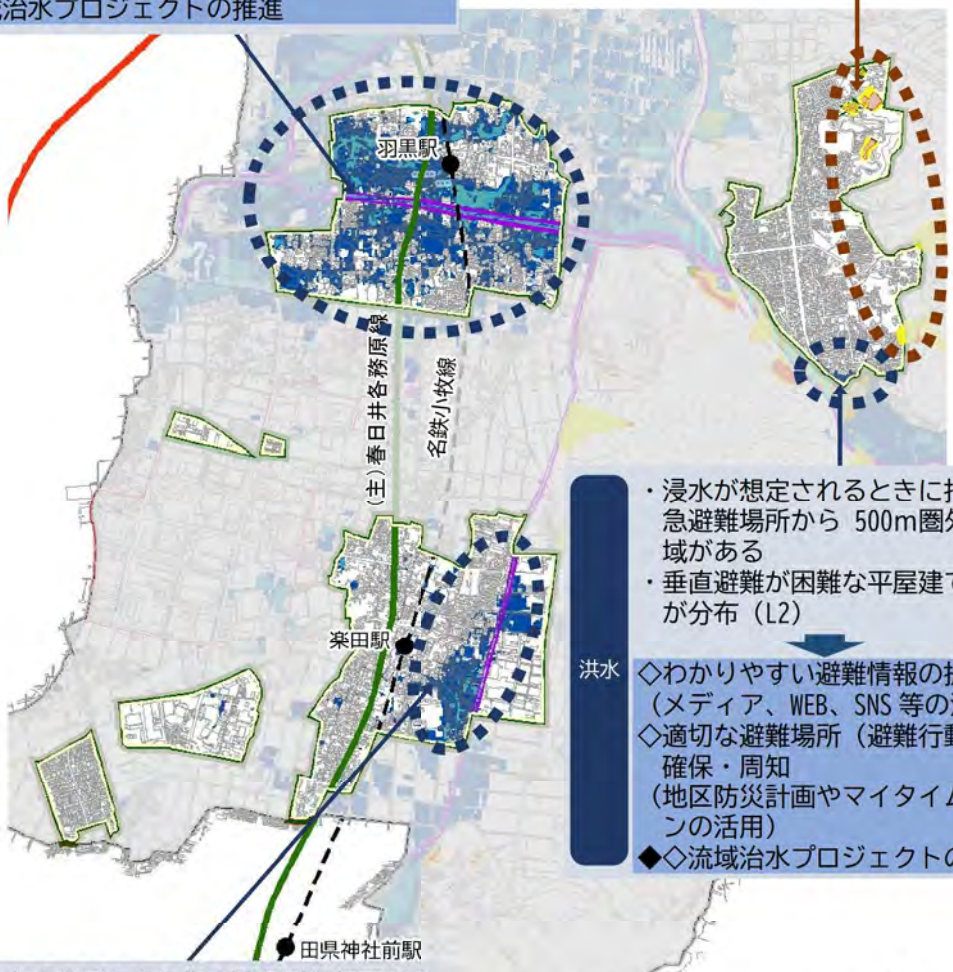
◆＝ハード対策　◇＝ソフト対策

洪水
・浸水が想定されるときに指定緊急避難場所から500m圏外の地域がある
・垂直避難が困難な平屋建て住宅が分布
・家屋倒壊等氾濫想定区域に住宅が立地

◇わかりやすい避難情報の提供（メディア、WEB、SNS等の活用）
◇適切な避難場所（避難行動）の確保・周知（地区防災計画やマイタイムラインの活用）
◇垂直避難ができる避難場所の指定（小中学校等の上階利用））
◇復興事前準備の検討（家屋倒壊等氾濫想定区域）
◆◇流域治水プロジェクトの推進

土砂
・土砂災害（特別）警戒区域内に住宅等が立地

◇わかりやすい避難情報の提供（メディア、WEB、SNS等の活用）
◇適切な避難場所（避難行動）の確保・周知（地区防災計画やマイタイムラインの活用）
◆県と連携した急傾斜・砂防関連対策の促進



洪水
・浸水が想定されるときに指定緊急避難場所から500m圏外の地域がある
・垂直避難が困難な平屋建て住宅が分布（L2）

◇わかりやすい避難情報の提供（メディア、WEB、SNS等の活用）
◇適切な避難場所（避難行動）の確保・周知（地区防災計画やマイタイムラインの活用）
◆◇流域治水プロジェクトの推進

洪水
・浸水が想定されるときに指定緊急避難場所から500m圏外の地域がある
・垂直避難が困難な平屋建て住宅が分布
・家屋倒壊等氾濫想定区域に住宅が立地

◇わかりやすい避難情報の提供（メディア、WEB、SNS等の活用）
◇適切な避難場所（避難行動）の確保・周知（地区防災計画やマイタイムラインの活用）
◇復興事前準備の検討（家屋倒壊等氾濫想定区域）
◆◇流域治水プロジェクトの推進



■図 南部地域
（資料　愛知県砂防課、愛知県オープンデータ、木曽川上流河川事務所、愛知県河川課）

5）具体的な取り組みの実施時期（目標）

具体的な取り組みについて、その内容、実施主体及び目標とする実施時期を以下に整理します。

■表　具体的な取り組みの実施時期（目標）

リスク種別	取組方針	具体的な取り組み	リスク対策	取組内容	実施主体	実施時期（目標） 短期（5年）	中期（10年）	長期（20年）
共通	想定される災害リスクの周知徹底	災害の種類に応じた適切なハザード情報の周知啓発	低減	各種ハザードマップの作成、更新及び周知	市	継続実施		
	地域の特性を踏まえた市民等との協働による警戒避難体制の整備・強化	地域防災力の向上	低減	自主防災組織への支援（自主防災組織活動支援）	市/民	継続実施		
			低減	事業継続計画（BCP）の策定促進	市/民	継続実施		
		避難場所及び避難路の確保・誘導	低減	災害リスクに応じたわかりやすい避難情報の提供（メディア、WEB、SNS、防災無線等の活用）	市	継続実施		
			低減	災害リスクに応じた緊急避難場所の指定（広域・一時避難場所・小中学校等の上階利用等）	市			
			低減	狭あい道路の解消	市	継続実施		
			低減	都市計画道路の整備	県/市	継続実施		
			低減	防災標識等の設置（浸水深情報・避難誘導標識等）	市	継続実施		
		防災人材の育成	低減	防災リーダー等の養成（防災リーダー・ボランティアコーディネーター）	市/民	継続実施		
		効果的な防災教育・啓発等の推進	低減	防災知識の普及啓発や教育等（出前講座）	市/民	継続実施		
		地区防災計画等の策定促進	低減	地区防災計画、マイタイムラインの策定支援	市/民			
		要配慮者等への支援体制の整備	低減	避難行動要支援者名簿の作成	市/民	継続実施		
		事前復旧・復興体制の整備	低減	復興事前準備の検討	市/民			
洪水・雨水出水	国・県・市の連携、協力によるハード、ソフトを組み合わせた浸水対策の推進	流域治水プロジェクトの推進	低減 低減	国・県・市等の連携によるハード・ソフトを併せた治水対策・維持管理等（河川改修、樹木伐開等）	国/県/市	継続実施		
			低減 低減	流域治水プロジェクト（木曽川・庄内川流域）の推進（雨水排水網の新設・増強、危機管理型水位計の活用、防災教育等の普及、ため池の機能強化等）	国/県/市	継続実施		
	土地利用と一体となった浸水対策の検討	中長期的な視点に立った土地利用の検討	低減	居住誘導区域の検証・適切な見直し等（居住移転に関する施策を踏まえた検討）	市			
		農地の適切な保全	低減	開発許可等の適切な運用	市	継続実施		
	住宅等における浸水対策の周知啓発や支援制度の検討	浸水リスクに対応した住まい方の促進	低減	住宅設計における浸水対策等の周知	市			
			低減	住宅の浸水対策に対する支援制度の検討	市			
	浸水想定や浸水被害の状況を踏まえた段階的な雨水排水施設の整備や雨水の流出抑制施策の推進	主要な雨水排水施設の整備	低減	公共下水道事業（雨水）の推進	市	継続実施		
		雨水貯留施設の設置支援・啓発	低減	雨水貯留浸透施設補助制度の活用促進	市	継続実施		

リスク種別	取組方針	具体的な取り組み	リスク対策	取組内容	実施主体	実施時期の目標		
						短期（5年）	中期（10年）	長期（20年）
ため池	ため池の適正な保全と多面的機能の活用	ため池の適正な保全・活用	低減	県と連携した老朽化対策等の実施（堤体の健全化維持）と雨水調整機能の強化	県/市	継続実施		
土砂災害	土砂災害リスクが高い区域における安全（回避）対策の促進	土砂災害に対応した住まい方の促進	低減	災害ハザードエリアにおける開発許可の厳格化	市	継続実施		
			低減（回避）	住居の移転に対する支援等（土砂災害防止法第26条に基づく勧告の活用やがけ地近接等危険住宅に対する移転費用等の支援）	市	継続実施		
		土砂災害を未然に防止・軽減する対策の促進	低減	県と連携した急傾斜・砂防関連施設の整備	県/市	継続実施		
地震	建物・インフラ等の耐震化の促進	住宅・建築物等の耐震化の促進	低減	耐震化に向けた各種取組（建築物の耐震化、ブロック塀の耐震化、道路・橋梁，上下水道・交通施設等の耐震化等）	県/市	継続実施		
	家屋等の倒壊対策や延焼防止対策の促進	家具等の転倒防止対策の促進	低減	家具等転倒防止対策の周知・啓発	市	継続実施		
		火災に強いまちづくりの推進	低減	空き家など老朽建築物の更新・撤去の促進（狭あい道路の解消、空き家対策）	市	継続実施		
			低減	消防水利の適切な配置と耐震性防火水槽の整備	市	継続実施		

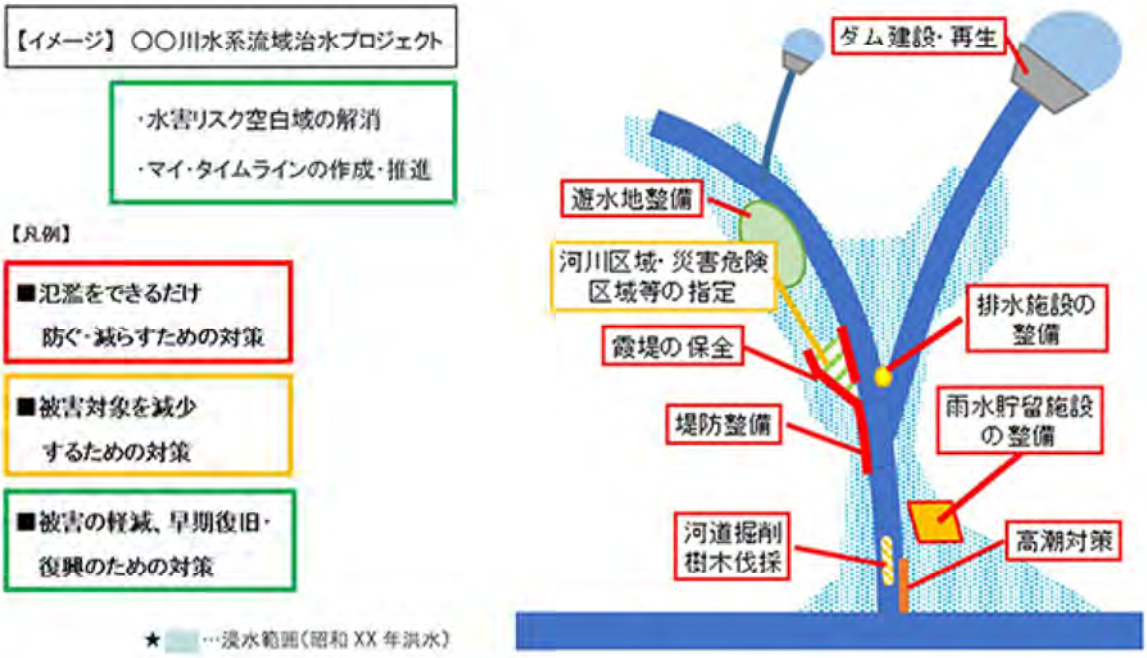
※リスク対策：低減＝ハード対策　低減＝ソフト対策

※実施時期（目標）：継続実施＝既に取り組んでおり、今後も継続的に適宜取り組むこと

参考）流域治水プロジェクト

河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」への転換を進めることが必要となっています。

流域治水プロジェクトは、国、流域自治体、企業等が協働し、河川整備に加え、雨水貯留浸透施設や土地利用規制、利水ダムの事前放流など、各水系で重点的に実施する治水対策の全体像をとりまとめたものです。



■図 流域治水プロジェクトのイメージ

（出典：国土交通省資料）

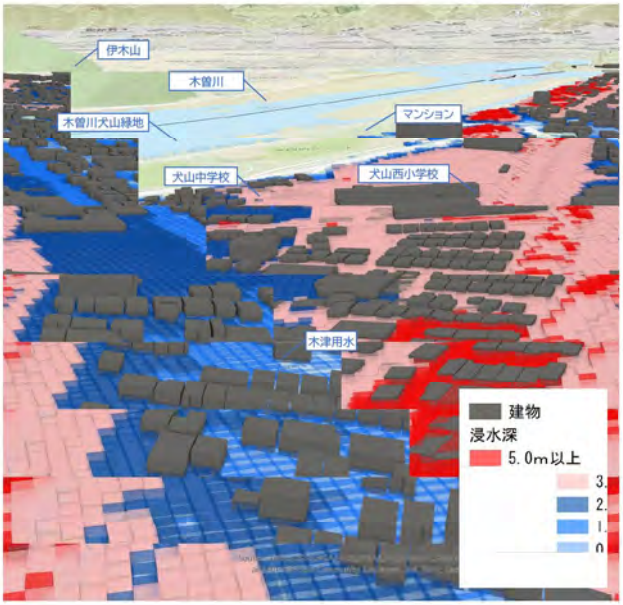
参考）都市情報等の３Ｄ化

激甚化・頻発化する洪水による災害に対しては、平時から災害リスクを認識した上で、河川氾濫の危険箇所や避難場所についての情報をハザードマップ等で周知する取り組みを進めています。また、住民の防災意識啓発を図り、住民自らが防災対策や避難計画を考え、防災行動につなげていくことも重要な取り組みとなります。

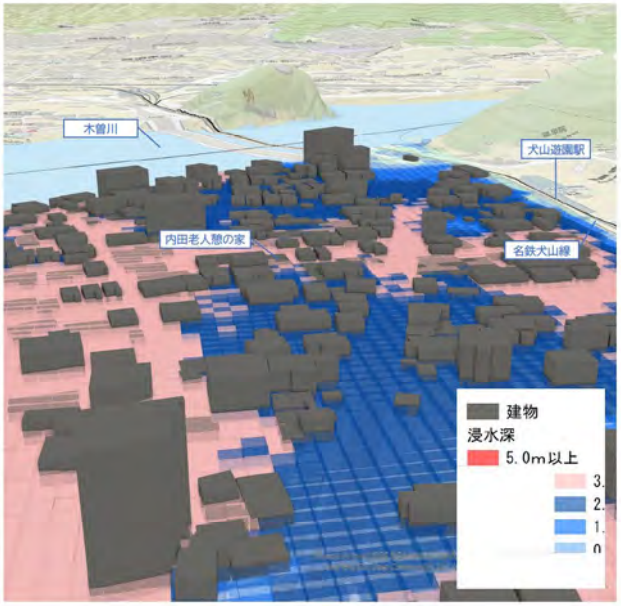
近年では、建物の高さといった都市情報と災害ハザード情報を三次元（３Ｄ化）によって可視化し、わかりやすく表示する取り組みが国や地方自治体で進められています。

本市においても、災害ハザード情報をより直感的・視覚的に表現する手法として、都市情報等の３Ｄ化による災害リスク分析や市民向けの資料作成など活用に向けた取り組みを検討しています。

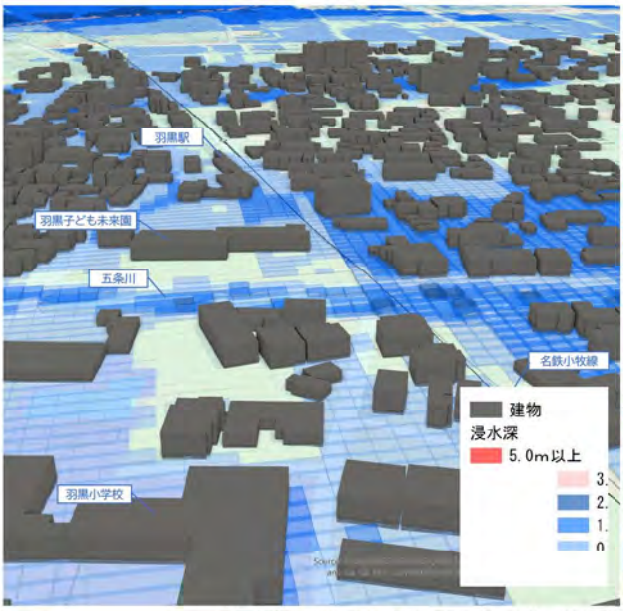
【犬山地区Ａ：木津用水周辺】



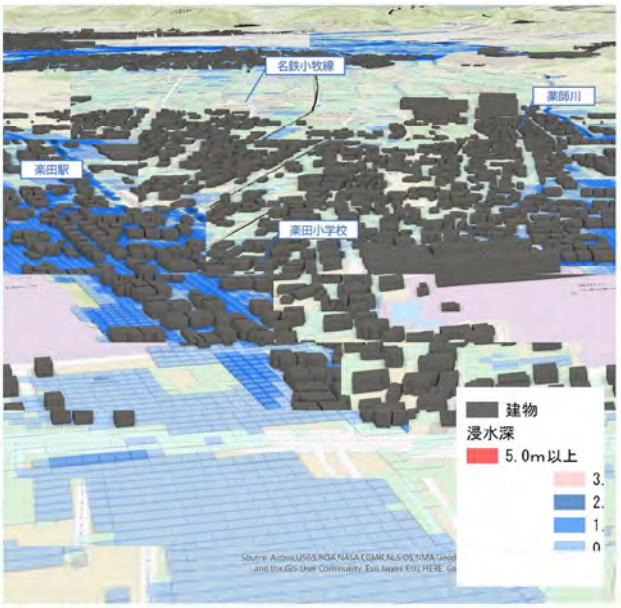
【犬山地区Ｂ：犬山遊園駅西側】



【羽黒地区：羽黒駅周辺】



【楽田地区：楽田駅東側】



■図 災害リスク分析図の３Ｄ化（想定最大規模(L2)浸水想定区域×建物分布）

（資料　都市計画基礎調査、木曽川上流河川事務所、愛知県河川課）

第８章 計画の評価

１　計画の評価について

本計画は、概ね 20 年後の令和 22 年度（2040 年度）を目標としていますが、目標年次までの期間においても、国勢調査や都市計画基礎調査等の公表に合わせて、概ね５年ごとに評価指標の把握を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

２　指標の設定

計画の進捗状況を測る指標は、まちづくりの方針で整理した「市街地形成」、「拠点形成」、「公共交通」、「防災」ごとに評価指標を設定します。さらに、評価指標の向上・改善を図ることで得られる効果を測る効果指標をあわせて設定します。

なお、評価指標の設定にあたっては、計画の進捗管理を効率的に進めるため、総合計画の指標を活用します。

まちづくりの方針（ねらい）	計画の進捗状況を把握する指標	
	評価指標	効果指標
市街地形成 日常生活に必要な施設が身近に立地し、快適に生活できるまち	**市全体に占める居住誘導区域内人口の割合** 現状値：65.7%（R2） 目標値：65.7%以上（R22） ※市全体に占める居住誘導区域内人口の割合（＝居住誘導区域内人口÷市全体人口）	**「総合的に見た、お住まいのまわりの暮らしやすさ」の満足度** 現状値：73.0%（R3） 目指す方向：↗ ※満足度は「満足」「やや満足」の合計（都市計画マスタープランアンケート）
拠点形成 各拠点の魅力が活かされた、住みたい、住み続けたいまち	**誘導施設数** 現状値：16 施設（R5） 目標値：16 施設以上 ※都市機能誘導区域内	**「日常の買い物に便利な施設が身近にある」の満足度** 現状値：55.2%（R3） 目指す方向：↗ ※満足度は「満足」「やや満足」の合計（都市計画マスタープランアンケート）
公共交通 公共交通での移動が便利で、過度に自動車に頼らなくてもよいまち	**公共交通利用圏域の人口カバー率** 現状値：95.9%（R2） 目標値：95.9%以上 ※鉄道駅 800m圏＋バス停（路線バス・コミュニティバス）300m圏の人口カバー率	**公共交通の総利用者数** 現状値： 9,983,742 人/年（R4） 目標値： 11,680,000 人/年(R10) ※地域公共交通計画
防災 みんなで取り組む災害に強いまち	**防災指針に位置づけた新たな取り組みの実施数** 現状値：0 取組／6 取組 目標値：6 取組／6 取組 ※防災指針の取り組みで新たに実施するもの （継続実施以外（P124 参照））	**「自然災害への対策が十分されている」の満足度** 現状値：46.2%（R3） 目指す方向：↗ ※満足度は「満足」「やや満足」の合計（都市計画マスタープランアンケート）

■評価指標の考え方

【市全体に占める居住誘導区域内人口の割合】

○居住誘導区域内の人口構成比を評価指標として設定します。

○居住誘導区域内への人口集積を図るため、居住誘導区域内人口の構成比が向上することを目指します。

■表　区分別の人口

区分		人口（人）		構成比（%）	
		H27	R2	H27	R2
市街化区域	**居住誘導区域**	48,020	47,988	64.6	65.7
	その他	679	573	0.9	0.8
	計	48,699	48,561	65.5	66.4
市街化調整区域		25,609	24,529	34.5	33.6
市全体		74,308	73,090	100.0	100.0

※平成 27 年及び令和２年の人口は、都市計画基礎調査により算出

【誘導施設数（都市機能誘導区域内）】

○都市機能誘導区域内に立地する誘導施設数を評価指標に設定し、現状値以上を目指します。

■表　誘導施設数（現状値（R5））

分類	施設種別	誘導施設数			
		都市拠点		地区拠点	
		犬山地区	橋爪・五郎丸地区	羽黒駅周辺	楽田駅周辺
行政	市役所本庁舎	１施設	－	－	－
文化	市立図書館	１施設	－	－	－
商業	複合商業施設で店舗等の床面積が 10,000 ㎡を超えるもの	１施設	－	－	－
	食料品スーパーマーケット・ドラッグストア・ホームセンター・複合商業施設で店舗等の床面積が 500 ㎡を超えるもの	５施設	３施設	３施設	１施設
医療	病院（第２次救急医療施設）	－	１施設	－	－
施設数合計		８施設	４施設	３施設	１施設
		16 施設			

【公共交通利用圏域の人口カバー率】

○鉄道駅及びバス停からの徒歩圏内に居住する人口の割合である公共交通利用圏域の人口カバー率を評価指標に設定し、現状値以上を目指します。

■表　公共交通利用圏域の人口カバー率

公共交通利用圏域の人口カバー率	現状値	95.9%（R2）
	目標値	95.9%以上

※鉄道駅は一般的な徒歩圏である半径　800mを採用し、バス停は誘致距離を考慮し 300m に設定（国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」）

※現状値は令和２年国勢調査の 500mメッシュ別人口を集計し、徒歩圏域でメッシュが跨る場合は面積按分により算出

【防災指針に位置づけた新たな取り組みの実施数】

○防災指針で示した災害リスクに対して、次の新たな取り組みを指標に設定し、安心・安全なまちづくりを推進します。

■表　防災指針に位置づけた新たな取り組み（継続実施以外）

取組方針	具体的な取り組み	取組内容
地域の特性を踏まえた市民等との協働による警戒避難体制の整備・強化	避難場所及び避難経路の確保・誘導	災害リスクに応じた緊急避難場所の指定（広域・一時避難場所・小中学校等の上階利用等）
	地区防災計画等の策定促進	地区防災計画、マイタイムラインの策定支援
	事前復旧・復興体制の整備	復興事前準備の検討
土地利用と一体となった浸水対策の検討	中長期的な視点に立った土地利用の検討	居住誘導区域の検証・適切な見直し等（居住移転に関する施策を踏まえた検討）
住宅等における浸水対策の周知啓発や支援制度の検討	浸水リスクに対応した住まい方の促進	住宅設計における浸水対策等の周知
		住宅の浸水対策に対する支援制度の検討

参考資料

策定経過

※最終的な製本版に掲載する予定

用語解説

用語	解説
あ行	
ウォーカブル	居心地が良く、人中心の歩きたくなるまちの様子
雨水貯留施設	洪水の最大流量（ピーク流量）を減少させるために、雨水や下水などを一時的に貯める施設のこと。ダム・遊水池・調節池など
SNS	Social Networking Service(Site)の略称。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス（サイト）
エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者などによる主体的な取組み
か行	
開発許可	都市計画法による、開発行為をしようとする者が受けなければならない許可のこと。
買回り品	品質や価格などの面において複数の店舗や類似商品を十分に比較検討した上で購入する傾向の強い商品のことで、織物・衣服・身の回り品小売業、家具・じゅう器・機械器具小売業、自動車・自転車小売業などがある。
家屋倒壊等氾濫想定区域	洪水時に家屋の流失・倒壊をもたらすような氾濫が発生するおそれがある範囲のこと。家屋倒壊等氾濫想定区域には、氾濫流によるものと河岸侵食によるものとがある。
可住地	非可住地（工業地、道路、鉄道、公園緑地、河川、大規模集客施設用地、その他都市計画で住宅の建築を制限している土地）を除いた土地。
幹線道路	都市の骨格を形成し、都市内の主要な交通発生源を相互に結び、大量の交通を効率的に処理する機能を担う道路
既存ストック	本計画では、これまでに整備された鉄道や道路といった都市基盤、建築物等の蓄積を指す。
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第３条に基づき、関係市長の意見を聴いて、愛知県知事が区域を指定した崩壊するおそれのある急傾斜地
狭あい道路	救急車や消防車などの緊急車両の交通や災害時の避難行動に支障となる幅員が４ｍに満たない狭い道路。

用語	解説
計画規模（L1）	洪水を防ぐための計画を作成するとき、被害を発生させずに安全に流すことのできる洪水の大きさ（対策の目標となる洪水の規模）のこと。
工業系用途地域	本計画では、用途地域のうち、工業地域、工業専用地域を指す。
高次都市機能	広域から多くの人を呼び込む都市機能
洪水調節施設	洪水調節施設とは、一時的的に洪水流量の一部分を貯めることで、下流の河道に流れる流量を減少させる施設のことで、洪水調節用ダム、調整池、遊水地などのこと。
交通空白地域	鉄道やバスなどの公共交通を利用することが困難なエリアのこと。
交通結節点	異なる交通手段等を相互に連絡する乗り換え・乗継施設のこと。
コミュニティ機能	地域住民が集まり交流できる機能
コワーキングスペース	共同利用の小規模ワークスペース。仕切りのないオープン形式や、個室ブースや会議室、工房などの様々な付属スペースを含めて総称される場合もある。
さ行	
財政力指数	地方公共団体の財政上の能力を示す数値で、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値をいう。財政力指数が 1 に近くなる（より大きくなる）ほど財政に余裕があるとされる。
市街化区域	都市計画区域のうち既に市街地が形成されている区域のほか、概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域。用途地域などを定め、秩序ある市街地形成を図るとともに、市街化を促進する都市施設を定め、市街地開発事業などによって整備、開発を積極的に進めるべき区域とされている。
市街化調整区域	都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域であり、市街化調整区域内では、原則として、農林漁業用の建物等を除き開発行為は許可されず、また用途地域を定めないこととされ、市街化を促進する都市施設も定めないものとされている。
自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織のことで、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う。
自助・共助・公助	「自助」は、災害が発生したときに、まず自分自身の身の安全を守ること、「共助」は、地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合うこと、「公助」は、市町村や消防、県や警察、自衛隊といった公的機関による救助・援助のこと。
指定緊急避難場所	災害が発生した際に、最初に避難する場所のこと。
指定避難所	災害発生後に、自宅の損壊や水害、がけ崩れなどでの危険のため自宅で生活ができない場合に、一定期間生活するための場所

用語	解説
シティプロモーション	自治体が都市のイメージや知名度を高めることにより、都市の活性化や人口の増加が図られることを目指し、都市の魅力を内外に効果的・戦略的に発信すること。
社会移動率	特定の時期及び場所における転入者と転出者の差を表す比率
出生率	一定の人口に対するその年の出生数の割合をいい、例えば、人口1000人あたり、年間の出生数などで表す。
小規模多機能型居宅介護事業所	利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組合せ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行う事業所
新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス（SARS-CoV-2(サーズコブツー)）がヒトに感染することによって発症し、2019年に初めて発生が確認された新興感染症。日本を含む世界各地で流行し、頭痛・高熱・倦怠感・肺炎などインフルエンザに似た症状を呈する。
スポンジ化	都市の内部において、空き家、空き地等が、小さな敷地単位で、時間的・空間的にランダムに、相当程度の分量で発生すること及びその状態。
生産緑地	生産緑地法に基づき、市街化区域内の土地のうち、面積や営農状況など一定の要件を満たす土地の指定制度（生産緑地地区制度）に沿って、自治体より指定された区域。一定期間農地以外への転用は規制されるとともに、固定資産税が農地として課税される。
想定最大規模（L2）	現状の科学的な知見や研究成果等を踏まえて想定しうる最大規模のこと。
た行	
地区計画	地区の特性に応じて良好な都市環境の形成を図るために必要事項を定める地区レベルの都市計画。地区の目標将来像を示す「地区計画の方針」と、区画道路の配置や建築物の建て方のルール等を定める「地区整備計画」で構成され、住民等の意見を反映して、その地区独自のまちづくりのルールをきめ細かく定めることができる。
低・未利用地	適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称
DID	国勢調査において設定される統計上の地区であり、市区町村の区域内で人口密度が4,000人/km2以上の地区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区に設定される。都市において人口が特に集中している範囲を示す。
デマンド型	その時々の需要に応じて運行形態を柔軟に変化させること。

用語	解説
都市機能	都市において生活を営むうえで必要な機能。「居住機能」「工業生産機能」「商業・業務機能」「行政機能」「文化機能」「レクリエーション機能」等
都市基盤	道路、鉄道、公園、下水道、河川など、生活や経済活動の基盤を形成する施設に、宅地を加えたものの総称
都市計画区域	都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件等を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発し、及び保全する必要がある区域を指定するもの。本市では全域が都市計画区域となる。
都市計画道路	都市計画に定められた道路のこと。
都市公園	都市計画施設である公園・緑地で、地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園・緑地、又は国が設置する都市計画施設である公園・緑地
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法に基づき、土砂災害の発生原因となる自然現象の区分に応じ規定される土砂災害の恐れがある区域
土地区画整理事業	公共施設が未整備な地域などにおいて、ある一定の区域を定めて、その区域内のそれぞれの土地から道路や公園などの公共施設用地や事業費に充当することにより、残りの土地の利用価値を高め、健全な市街地を整備すること。
な行	
は行	
パーソナルモビリティ	電動キックボード・マイクロカーなど、自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる一人乗りのコンパクトな車両のこと。
避難行動要支援者	自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者のこと。
保安林	水源涵養や土砂流出防止、土砂崩壊防止などの自然災害の防止など、公益的な目的で伐採や開発に制限を加える森林のこと。
保水機能 （保水・遊水機能）	保水機能とは、防災調整池などにより流域内において雨水を一時的に浸透・貯留する機能のこと。
ま行	
マイタイムライン	住民一人ひとりの防災行動計画であり、大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。
や行	
遊水機能	河川沿いの田畑等において雨水または河川の水が流入して一時的に貯留する機能のこと。

用語	解説
優良農地	集団的に存在している農地、農業に対する公共投資の対象となった農地、農業生産性の高い農地など良好な営農条件を備えている農地のこと。
ら行	
リスクコミュニケーション	リスクに関する正確な情報を、行政・専門家・企業・市民等の関係者間で共有し、相互に意思疎通を図ること。
立地適正化計画	市町村が都市全体の観点から作成する、居住や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン
流域治水	集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方
わ行	

犬山市立地適正化計画

【発 行 日】 令和６年●月

【問合せ先】 犬山市 都市整備部 都市計画課

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑 36

TEL 0568-61-1800（代表），0568-44-0330（直通）

FAX 0568-44-0366

E-mail 080100@city.inuyama.lg.jp

HP https://www.city.inuyama.aichi.jp